

沖縄県子ども・若者計画
～未来のおきなわっこプラン～
(案)

令和 7 年 3 月
沖縄県

目次

1		
2	第1章 計画の策定に当たって.....	1
3	1 計画策定の趣旨.....	1
4	2 基本理念.....	2
5	3 基本方針.....	2
6	(1) こどもの人権尊重.....	2
7	(2) こどもの意見表明・社会参画.....	3
8	(3) ライフステージに応じた切れ目のない支援.....	3
9	(4) 環境に左右されることのない支援.....	3
10	(5) こどもを取り巻く環境整備.....	3
11	(6) こどもをまんなかとしたネットワークの構築.....	4
12	4 計画の位置づけ.....	4
13	5 計画の期間.....	5
14	6 計画に基づく支援の対象となる者.....	5
15	7 こども・若者等の意見表明の取組.....	5
16	8 計画の施策体系.....	7
17	第2章 こども・若者を取り巻く現状と課題.....	11
18	1 人口の現状.....	11
19	(1) 現状.....	11
20	(2) 人口変動の要因.....	12
21	(3) 出生率低下の背景.....	17
22	2 子育て環境の現状と課題.....	19
23	(1) 子ども・子育て施策に関する本県の取組.....	19
24	(2) 保育所の整備等と待機児童の現状と課題.....	19
25	(3) 保育士の育成・確保の現状と課題.....	20
26	(4) 幼稚園等の利用の現状と課題.....	21
27	(5) 放課後児童クラブの現状と課題.....	22
28	(6) 認可外保育施設の現状と課題.....	23
29	(7) 障害を持つこども・医療的ケアを必要とするこどもへの支援の現状と課題.....	24
30	(8) 保幼小連携促進及びその他教育・保育施設の充実に向けた取組に係る現状と課	
31	題.....	25
32	3 こどもの貧困を取り巻く現状と課題.....	27
33	(1) こどもの貧困解消に向けた本県の取組.....	27
34	(2) 経済的な困難を有するこどもの状況.....	27
35	(3) 教育環境.....	33
36	(4) 養育環境.....	36
37	(5) 雇用環境.....	40
38	4 困難を抱えるこども・若者及び若年者の就労等状況の現状と課題.....	45

1	(1) こども・若者育成に係る本県の取組	45
2	(2) 困難を抱えるこども・若者の現状と課題	45
3	(3) 若年者の就労等状況の現状と課題	53
4	第3章 こども施策に関する重要施策	57
5	1 ライフステージを通じた重要施策	57
6	(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	57
7	(2) 多様な遊びや体験、こども・若者が活躍できる機会づくり	58
8	(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	63
9	(4) 障害児支援・医療的ケア児等への支援	65
10	(5) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	69
11	(6) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	75
12	2 ライフステージ別の重要施策	82
13	(1) こどもの誕生前から幼児期まで	82
14	(2) 学童期・思春期	87
15	(3) 青年期	99
16	3 子育て当事者への支援に関する重要施策	105
17	(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	105
18	(2) 地域子育て支援、家庭教育支援	105
19	(3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進	106
20	(4) ひとり親家庭等への支援	108
21	4 最重要課題の解消に向けた施策	112
22	(1) こどもの貧困対策	112
23	第4章 子ども・子育て支援事業支援計画	122
24	1 県子ども・子育て支援事業支援計画の基本的考え方	122
25	2 教育・保育の県設定区域の設定	122
26	3 各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策	123
27	(1) 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」の基本的な考え方	123
28	(2) 沖縄県の教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」	123
29	4 県の認可・認定に係る需給調整	128
30	(1) 需給調整の基本的な考え方	128
31	(2) 支援計画に含まれない教育・保育施設の認可及び認定の申請に係る需給調整	128
32	(3) 認定こども園へ移行する幼稚園・保育所の需給調整	129
33	(4) 特定教育・保育施設に該当しない幼稚園が存在する場合の需給調整	131
34	5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供と推進体制の確保	131
35	(1) 認定こども園への移行支援	131
36	(2) 保幼小連携の推進	131
37	(3) 地域子ども・子育て支援事業	132
38	6 教育・保育等に従事する者の確保及び資質の向上	135

1	(1) 教育・保育を行うものの必要見込み数	135
2	(2) 教育・保育等従事者の確保	135
3	(3) 幼児教育・保育の質の向上	135
4	第5章 こども施策を推進するために必要な事項	163
5	1 こども・若者の社会参画・意見反映	163
6	(1) こども・若者の社会参画の促進、意見表明の機会充実の取組推進	163
7	(2) こども・若者の多様な声を施策に反映させるための環境整備	164
8	(3) こども・若者の社会参画・意見反映を支える人材の育成	164
9	(4) 若者が主体となった活動を促進する環境整備	165
10	2 こども施策の共通の基盤となる取組	166
11	(1) こども施策に関する情報提供、調査、データ整備の実施	166
12	(2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援等	166
13	(3) 地域における包括的な支援体制の構築・強化	167
14	(4) 子育てに係る手続・事務負担の軽減、支援を届けるための情報発信	168
15	(5) こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革	168
16	3 施策の推進体制等	169
17	(1) 庁内の推進体制	169
18	(2) 国、市町村等との連携	169
19	(3) 沖縄県子どもの貧困対策推進基金	169
20	(4) 沖縄県こども施策推進会議及び沖縄県こども・子育て会議による施策の評価	169
21	第6章 こども・若者計画に関する指標	170
22	1 「こどもまんなか社会」の実現に向けた指標	170
23	2 こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標	171
24	3 こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等に係る参考指標	179
25	第7章 個別施策集	181
26	資料編	193
27	1 「沖縄県こども・若者計画」の策定経緯	193
28	2 意見表明の取組に協力して頂いた学校・施設の紹介	193
29	3 沖縄県こども・子育て会議委員名簿（計画策定時）	194
30	4 用語解説	196

《みんなの意見マーク》



こどもや若者、保護者等からの意見を
反映した項目についてです。

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

令和5年（2023年）4月、こども基本法が施行されました。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「こどもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策を総合的に推進することを目的としたものです。

また、同年12月、こども施策を総合的に推進するため、少子化対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」が策定されました。こども大綱では、こども施策に関する基本的な方針の一つとして、子ども・若者を権利の主体として認識し、子ども・若者の最善の利益を図ることなどが示されています。

沖縄県においては、こどもの貧困問題に対する県民の関心が高まり、平成28年（2016年）1月、全国に先駆けてこどもの貧困率を推計した結果、こどもの貧困率が29.9%で、全国16.3%の約1.8倍であることが明らかとなりました。こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境の整備と教育機会の確保を図るため、平成28年（2016年）3月には、「沖縄県子どもの貧困対策計画」を、令和4年（2022年）3月には、「沖縄県子どもの貧困対策計画（第2期）」を策定し、沖縄県において克服すべき重要課題であるこどもの貧困対策を強力に推進してきました。

また、子ども・子育て支援法等に基づき、子ども・子育て給付に係る教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、子ども・子育て支援の基本方針として平成27年（2015年）3月に策定した「黄金っ子応援プラン（第1期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画）」について、令和2年（2020年）3月には、「黄金っ子応援プラン（第2期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画）」を策定し、同計画に基づき各種施策を推進してまいりました。

さらに、令和2年（2020年）4月には、「沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例」（以下「子どもの権利尊重条例」という。）を施行しています。子どもの権利尊重条例では、こどもは、こどもの権利が保障され、個人としての尊厳が重んぜられるとともに、その最善の利益が考慮されなければならないという基

本理念を定めています。

こうした経緯を踏まえ、本県においては、これまで取り組んできた「沖縄県子どもの貧困対策計画」や「黄金っ子応援プラン」に基づく各種施策や新たに生じた課題等のこども施策を総合的かつより強力に推進していくため、これら既存計画に加え、少子化対策や子ども・若者育成支援等の施策を統合し一体的に取りまとめた「沖縄県こども・若者計画」を策定するものです。幅広いこども施策を束ねた計画とすることで、施策全体を見える化し、こどもを取り巻く複雑化した課題に対して、関係機関が緊密に連携し、横断的・重層的に切れ目なく取り組んでいきます。

2 基本理念

社会の一番の宝である沖縄のこどもたちが生き生きと暮らせる「誰一人取り残さないこどもまんなか社会」の実現を目指します。

～「沖縄の目指す社会」～

I. すべてのこどもたちが権利の主体として尊重され、こどもの最善の利益が優先されるとともに、こどもが意見を表明し、その意見が尊重され、社会に参画する機会が確保される「こどもまんなか社会」

II. すべてのこどもたちが、貧困などの経済的状況や、離島を含め暮らしている地域など、その生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望を持って健やかに成長していける「誰一人取り残さない、沖縄らしい優しい社会」

III. すべてのこどもたちが、現在から将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

IV. 仕事と家庭の両立と所得向上が実現でき、こどもを望む人誰もが、喜びや生きがいを感じながら、安心してこどもを産み育てることができる社会

3 基本方針

(1) こどもの人権尊重

すべてのこどもたちは、生まれながらに権利の主体であり、その多様な人格・個性を尊重するとともに、こどもたちの自己選択、自己決定、自己実現を社会全体で後押しし、こどもにとっての最善の利益を実現していきます。また、それぞ

1 れが一人の主体として性別にかかわらず可能性を拡げていくことができるよう、
2 心身の発達過程においてジェンダーの視点を取り入れていくとともに、貧困・
3 虐待・いじめ・体罰・不適切な指導・暴力・経済的搾取・性犯罪や性暴力などの
4 あらゆる権利侵害から子どもを守る取組を進めます。さらに、子ども自身が、心
5 身の発達過程に応じて適切な時期に、子どもの権利について知る機会を確保した
6 上で、子育て当事者、教育・保育に携わる者をはじめとするすべてのおとなに対
7 し、子どもの権利について広く周知し、社会全体で共有していきます。

9 (2) 子どもの意見表明・社会参画

10 子どもや子育て当事者の視点を尊重し、生活の場や施策決定の過程において、
11 子どもが自らの意見を形成することを支援し、その意見を表明する場や機会をつ
12 くり、主体的に社会に参画する環境づくりに取り組んでいきます。また、様々な
13 状況にあって声を聴かれにくい子どもへの配慮を行いつつ、表明された意見を尊
14 重し、子ども施策への反映とフィードバックを行い、目指すべき社会の実現に向
15 けて子どもとともに取り組んでいきます。

17 (3) ライフステージに応じた切れ目のない支援

18 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立に至るまでの各ライフステージに応
19 じて、社会全体で切れ目のない支援に取り組むとともに、子どもたちにとって良
20 好な成育環境と、等しく質の高い教育機会の確保を図り、その能力・可能性を最
21 大限伸ばし、夢や希望をもって健やかに成長し、自分らしく幸福に社会生活を営
22 むことができるよう取り組んでいきます。

24 (4) 環境に左右されることのない支援

25 こどもの現在と将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、すべての
26 子どもたちが健やかに成長できるよう、学校を地域に開かれたプラットフォーム
27 と位置づけた上で、特性やニーズに応じたきめ細かな支援と安全・安心な居場所
28 づくりに取り組むほか、離島を含めどこにいても必要な支援が受けられる環境の
29 整備や、課題が表出している子どもへの支援と併せて保護者への支援に取り組み
30 ます。また、切れ目なく、予防的な関わりや支援が届きにくい子どもへの取組を
31 強化するとともに、困難に陥った場合でも支援を求めることができる環境の整備
32 など、貧困を含めた困難な状況の連鎖の防止に取り組みます。

34 (5) 子どもを取り巻く環境整備

35 結婚・出産・子育てに係る多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、
36 個人の自由な意思決定に基づき、それらを望む場合には、離島を含め、子どもを

望む人誰もがどこでも安心してこどもを産み育てることができる環境を社会全体で実現していきます。そのため、雇用と所得の安定など経済的基盤の確保に取り組むほか、共働き・共育てなど、仕事と家庭の両立ができ、働きやすい環境の整備に取り組んでいきます。

(6) こどもをまんなかとしたネットワークの構築

こどもや子育て当事者をめぐる問題は深刻化・複雑化しており、あらゆる分野の人々が相互に協力する必要があることから、国・県・市町村、教育・福祉・医療・労働関係団体、経済団体、NPO、ボランティア、企業、大学等がネットワークを形成し、連携・協働して取組体制を構築するとともに、こどもまんなか社会の実現やこどもの貧困の解消に向けて、県民の幅広い理解と協力を得ることができるよう、県民運動として取組を展開していきます。

4 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第1項の規定に基づく「都道府県こども計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第1項の規定に基づく「都道府県計画」であり、子ども・若者育成支援推進法第9条第1項の規定に基づく「都道府県子ども・若者計画」、子ども・子育て支援法第62条の規定に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」です。

また、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づく「自立促進計画」、次世代育成支援対策推進法第9条の規定に基づく「都道府県行動計画」を含むものとしします。

本計画は、令和4年（2022年）に策定した「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」の個別計画の一つとして位置づけられます。

本計画の推進に当たっては、沖縄県SDGs実施指針に基づき、SDGsの目標1「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」をはじめとする17の目標の達成を視野に、統合的な課題解決に向けて全庁的に取り組みます。



沖縄21世紀ビジョン（平成22年3月～想定年2030年）
－将来の沖縄の姿とその実現に向けた取組の方向性等を示した基本構想－

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年度～令和13年度）
－沖縄振興分野を包含する総合的な基本計画－

こども施策分野における個別計画

沖縄県こども・若者計画（令和7年度～令和11年度）

- ・ こども基本法第10条第1項の規定に基づく「都道府県こども計画」
- ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第1項の規定に基づく「都道府県計画」
- ・ 子ども・若者育成支援推進法第9条第1項の規定に基づく「都道府県子ども・若者計画」
- ・ 子ども・子育て支援法第62条の規定に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づく「自立促進計画」
- ・ 次世代育成支援対策推進法第9条の規定に基づく「都道府県行動計画」

5 計画の期間

令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）

6 計画に基づく支援の対象となる者

本計画に基づく施策の対象とするこども・若者とは「心身の発達過程にある者」と定義し、こどもの年齢については、必要な施策ごとに対象者を定めることとします。

本計画におけるこども・若者の範囲は、0歳からおおむね30歳未満とし、「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によっては40歳未満の者も対象とする。）で区分します。

7 こども・若者等の意見表明の取組

本計画の策定に当たっては、こども・若者、子育て当事者等の意見を活かしなが

1 ら策定する必要があるため、こどもの権利に関する学校での出前授業や大学生によ
2 るワークショップ、アンケート等の手法を活用し、意見表明の機会を設けました。
3 こども・若者、子育て当事者等からの意見を反映させた項目については、「みんな
4 の意見マーク」を表示しています。

5 また、計画の愛称をこどもたちから募集し、多くの作品の中から、厳正な選考の
6 結果、未来を担う沖縄のこどもたちのための計画として、「未来のおきなわっこプ
7 ラン」が最優秀賞に選ばれ、明るい未来をイメージさせ、こどもたちにとって覚え
8 やすく親しみが持てる作品として、本計画の愛称に決定しました。

1 8 計画の施策体系

第3章 こども施策に関する重要施策					
1 ライフステージを通じた重要施策					
(1)	こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	ア	こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	①	こどもの権利に関する周知・啓発
				②	人権教育の推進
				③	こどもの権利侵害に対する相談・救済する仕組みの構築
(2)	多様な遊びや体験、こども・若者が活躍できる機会づくり	ア	遊びや体験活動の推進		
				こどもまんなかまちづくり	
		ウ	こども・若者が活躍できる機会づくり	①	キャリア教育の推進
				②	自国文化・異文化理解、国際交流等の推進
				③	持続可能な開発のための教育（E S D）の推進
				④	理科系教育やアントレプレナーシップ教育、S T E A M教育等の推進
				⑤	生涯学習の取組推進
				⑥	特定分野に特異な才能のあるこどもへの応援
				⑦	在留外国人のこどもや海外から帰国したこどもへの支援
		エ	こども・若者の可能性を上げていくためのジェンダーギャップの解消	①	教育を通じた男女共同参画の推進
				②	性の多様性に関する理解促進、啓発
				③	理工系分野に進学する女子生徒への就学支援の取組
				④	固定的な性別役割分担意識の解消
(3)	こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	ア	プレコンセプションケアを含む成育医療等の推進	①	性等に関する正しい知識の習得とプレコンセプションケアの推進
				②	妊産婦及び乳幼児への保健対策
				③	「健やか親子おきなわ21」を通じた普及啓発
				④	特定妊婦等への支援
		イ	慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援		
(4)	障害児支援・医療的ケア児等への支援	ア	障害児支援・医療的ケア児等への支援	①	地域社会への参加・包容の推進、将来の自立・社会参加
				②	障害や発達特性の早期発見・把握
				③	地域における支援体制の強化による個々の状況に応じた質の高い支援
				④	専門的支援が必要なこどもへの支援の強化
				⑤	インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組の推進
				⑥	障害のあるこども・若者の生涯にわたる学習機会の充実
				⑦	思春期支援から一般就労等への円滑な接続
				⑧	保護者やきょうだいへの支援
(5)	児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	ア	児童虐待防止対策と社会的養護の更なる強化	①	子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化
				②	こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会等との連携による虐待予防の取組強化
				③	児童虐待防止対策等の更なる強化
				④	一時保護所の環境改善、権利擁護の推進
				⑤	親子関係の再構築支援の推進
				⑥	性被害の被害者となったこどもの精神的・身体的な負担軽減の推進
				⑦	こども家庭福祉分野における人材、体制の強化
		イ	社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援	①	養育環境の改善、養子縁組の支援
				②	里親やファミリーホームの確保・充実
				③	児童養護施設等の小規模化・地域分散化、多機能化・高機能化の推進
				④	社会的養護の下にあるこどもの権利保障やこどもの意見の尊重
				⑤	社会的養護経験者の自立支援の推進
		ウ	ヤングケアラーへの支援		

(6)	こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	ア	こども・若者の自殺対策	①	自殺総合対策大綱に基づく取組の着実な推進
				②	自殺予防対策の推進、リスクの早期発見
				③	遺されたこどもへの支援
		イ	こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備		
		ウ	こども・若者に対する性犯罪・性暴力対策	①	被害当事者への支援、継続的な啓発活動の実施等
				②	学校や園における生命（いのち）の安全教育
				③	こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）の導入
		エ	犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備	①	有害環境対策の推進
				②	地域安全対策、交通安全対策の推進
				③	安全教育の推進、犯罪被害者等への支援
				④	非常災害対策
		オ	非行防止・自立支援	①	非行防止、非行等に及んだこども・若者や家族への相談支援、自立支援
②	矯正教育や自立支援、就労支援の充実				
③	保護観察対象となったこども・若者に対する処遇の強化				
④	非行や犯罪に及んだこども・若者を見守る社会気運の向上				

2 ライフステージ別の重要施策					
(1)	こどもの誕生前から幼児期まで	ア	妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保	①	こども家庭センターによる切れ目のない支援
				②	妊娠・出産に関する相談体制及び経済的支援等
				③	地域の周産期医療体制の確保、医療と母子保健との連携推進
				④	若年妊産婦等への支援
				⑤	乳幼児が抱える疾病や障害の早期発見及び養育環境の把握
		イ	こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と「遊び」の充実	①	幼児期までのこどもの育ちに係る取組推進
				②	多様な保育ニーズへの対応
				③	未就園児への支援
				④	幼児教育・保育の質の向上
				⑤	幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続
				⑥	待機児童の解消及び保育士等の確保・処遇改善
				⑦	地域のニーズに応じた保育提供体制の確保
(2)	学童期・思春期	ア	こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等	①	公教育の再生、学校生活の更なる充実
				②	個別最適な学びと協働的な学びの一体的推進、学習機会と学力の保障
				③	教職員を取り巻く環境整備の推進
				④	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
				⑤	部活動の地域連携や地域展開
				⑥	規範意識の醸成に向けた道徳教育や情報モラル教育の推進
				⑦	体育授業の充実、こどもの体力向上
				⑧	養護教諭の支援体制推進、学校保健の推進
				⑨	学校給食の普及・充実や食育の推進、学校給食無償化
		イ	多様なこどもの居場所づくり	①	多様なこどもの居場所づくりの推進
				②	放課後児童対策
		ウ	小児医療体制、心身の健康等に係る取組の推進	①	小児医療体制の充実
				②	生活習慣の形成・定着及び健康増進
				③	性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援の推進
				④	予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等の推進
		エ	成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育	①	主権者教育の推進
				②	消費者教育、金融経済教育の推進
				③	社会的・職業的自立に向けた学習、社会保障教育
		オ	いじめ防止	①	いじめ防止対策の強化
				②	スクールカウンセラー等による支援の実施

(3)	青年期	カ	不登校のこどもへの支援	③	いじめの重大事態の調査
				①	教育支援センター、学びの多様化学校の設置等
				②	相談支援、学習支援体制の整備
				③	不登校のこどもの数の増加に係る要因分析の実施
		キ	校則の見直し		
		ク	体罰や不適切な指導の防止		
		ケ	高校中退予防・中退者への支援	①	就学継続及び中途退学の防止
				②	就業支援や復学・就学のための取組
		ア	高等教育の修学支援、高等教育の充実	①	高等教育段階の就学支援の着実な実施
				②	高等教育の充実
				③	産業と高等教育機関等の連携による実践的なキャリア教育の推進
				④	学生の自殺対策などの取組推進
				⑤	学び直しの機会創出
イ	就業支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組	①	就業支援と定着促進に向けた取組		
		②	キャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができる支援		
		③	就職困難者等に対する総合的支援、キャリア自律に向けた支援		
		④	賃上げに向けた取組		
		⑤	働きやすい環境の整備		
		⑥	非正規雇用労働者の正規化促進		
ウ	結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援				
エ	悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談・支援体制の充実				
3 子育て当事者への支援に関する重要施策					
(1)	子育てや教育に関する経済的負担の軽減	ア	子育てや教育に関する経済的負担の軽減	①	幼児期から高等教育段階までの切れ目のない負担軽減
				②	医療費等の負担軽減
(2)	地域子育て支援、家庭教育支援	ア	地域子育て支援、家庭教育支援	①	地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進
				②	体罰によらない子育てに関する啓発推進
				③	家庭教育支援チームの普及、家庭教育支援の推進
(3)	共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進	ア	共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進	①	家庭、職場、地域社会における共働き・共育での推進
				②	仕事と子育てを両立できる環境づくりの推進
				③	キャリアアップと子育ての両立を可能とする環境の整備
				④	男性育児休業が当たり前となる社会の実現に向けた取組
				⑤	男性の育児等への参画
(4)	ひとり親家庭等への支援	ア	ひとり親家庭等への支援	①	相談支援体制の強化
				②	就業支援の推進
				③	生活支援、子育て支援の推進
				④	経済的支援の推進
				⑤	養育費や親子交流に関する相談支援の推進
4 最重要課題の解消に向けた施策					
(1)	こどもの貧困対策	ア	ライフステージに応じた施策の充実強化	①	つながる仕組みの構築
				②	ライフステージに応じた各種施策の推進
		イ	貧困の連鎖を断つための自立に向けた支援	①	学習・進学支援
				②	体験・交流の機会創出
				③	多様な困難を抱えるこども・若者の自立支援
		ウ	支援につがっていないこどもとその保護者・家庭への支援体制の構築	①	地域における社会資源の創出
				②	つながりにくいこどもとその保護者・家庭等への支援
				③	困難を抱える若者への支援
				④	早期に支援につなげる仕組みの構築

第4章 子ども・子育て支援事業支援計画

1	県子ども・子育て支援事業支援計画の基本的考え方		
2	教育・保育の県設定区域の設定		
3	各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策	(1)	教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」の基本的な考え方
		(2)	沖縄県の教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」
4	県の認可・認定に係る需給調整	(1)	需給調整の基本的な考え方
		(2)	支援計画に含まれない教育・保育施設の認可及び認定の申請に係る需給調整
		(3)	認定こども園へ移行する幼稚園・保育所の需給調整
		(4)	特定教育・保育施設に該当しない幼稚園が存在する場合の需給調整
5	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供と推進体制の確保	(1)	認定こども園への移行支援
		(2)	保幼小連携の推進
		(3)	地域子ども・子育て支援事業
6	教育・保育等に従事する者の確保及び資質の向上	(1)	教育・保育を行うものの必要見込み数
		(2)	教育・保育等従事者の確保
		(3)	幼児教育・保育の質の向上

1

第5章 こども施策を推進するために必要な事項

1	こども・若者の社会参画・意見反映	(1)	こども・若者の社会参画の促進、意見表明の機会充実の取組推進	①	こども・若者が意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成	
				②	こども・若者の意見を政策に反映させるための取組の推進	
				③	こども・若者の各種審議会等への登用	
				④	こども・若者の社会参画・意見反映についての理解の促進	
				⑤	こども・若者の意見を表明する権利に関する知る・学ぶ機会の創出	
		(2)	こども・若者の多様な声を施策に反映させるための環境整備			
		(3)	こども・若者の社会参画・意見反映を支える人材の育成			
		(4)	若者が主体となった活動を促進する環境整備			
2	こども施策の共通の基盤となる取組	(1)	こども施策に関する情報提供、調査、データ整備の実施	①	こども施策に関する情報提供	
				②	こども施策に関する調査	
				③	こども施策に関するデータの整備	
		(2)	こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援等	①	こども・若者、子育て支援に携わる担い手の確保・育成・専門性の向上	
				②	こどもや家庭に関わる職員などに対するメンタルヘルスケア	
				③	地域における人材の確保・育成及び民間団体等との連携	
		(3)	地域における包括的な支援体制の構築・強化	①	関係機関・団体のネットワークの構築	
				②	こども・若者や子育て当事者の相談支援	
		(4)	子育てに係る手続・事務負担の軽減、支援を届けるための情報発信			
		(5)	こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革			
		3	施策の推進体制等	(1)	庁内の推進体制	
(2)	国、市町村等との連携					
(3)	沖縄県子どもの貧困対策推進基金					
(4)	沖縄県こども施策推進会議及び沖縄県こども・子育て会議による施策の評価					

2

3

第2章 こども・若者を取り巻く現状と課題

1 人口の現状

(1) 現状

我が国の人口は、平成20年（2008年）の1億2,808万人をピークに減少傾向に転じています。国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口（令和5年推計）」では、2060年の総人口は9,615万人にまで落ち込むと推計されています。

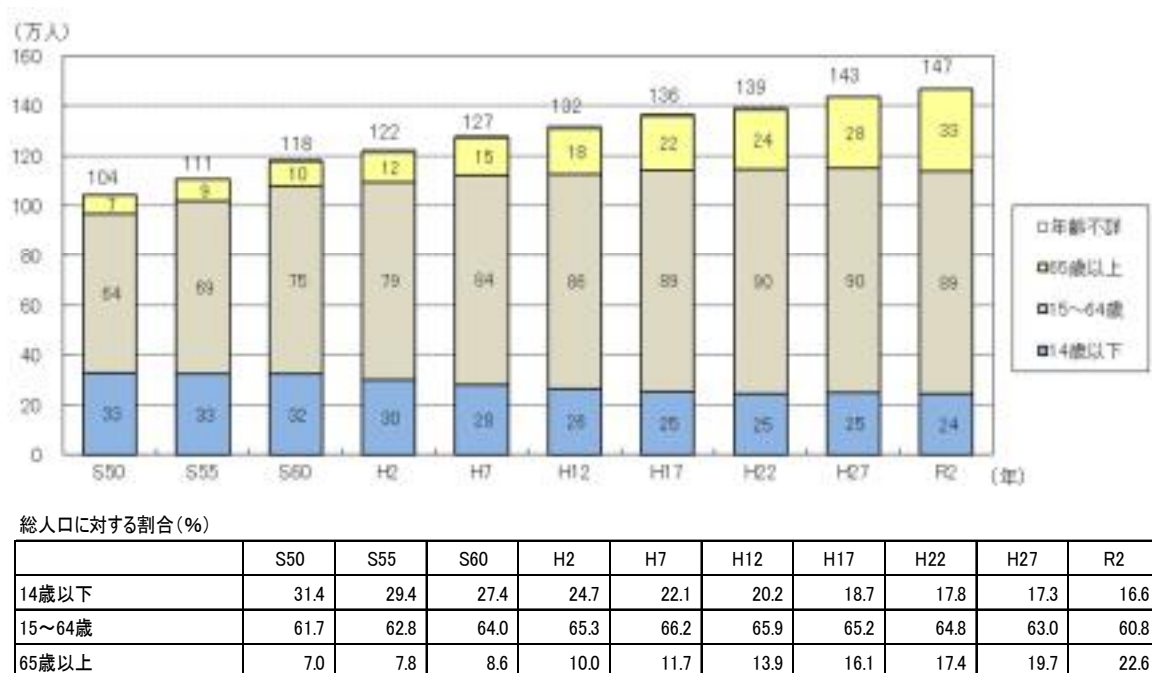
一方、沖縄県の人口は、昭和47年（1972年）の復帰以降、増加を続け令和2年（2020年）には146万7千人（令和2年国勢調査）となっています（図表1-1）。

人口の増減を自然増減と社会増減で分けてみると累計50万4千人増となっており、ほとんどが自然増によるものです（図表1-2）。

自然増減の推移をみると、沖縄県は全国で唯一自然増を維持していましたが、令和4年（2022年）に復帰後初の自然減となり、令和5年（2023年）は2,561人の自然減と、減少幅が徐々に増加しています（図表1-3）。

年齢別の人口構成をみると、生産年齢人口（15～64歳）の割合は、平成7年（1995年）以降減少に転じ、令和2年（2020年）に60.8%となっています（図表1-1）。

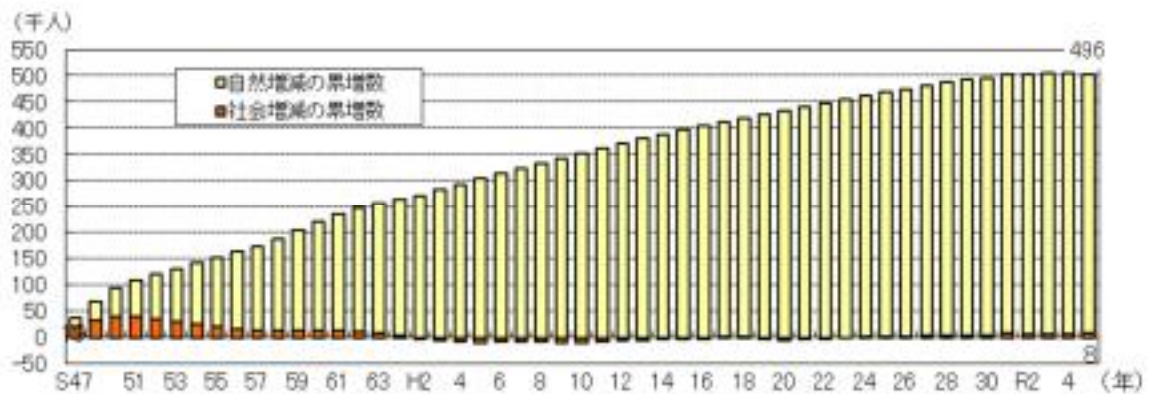
図表1-1 沖縄県の総人口・年齢3区分別人口の推移



出典：国勢調査（総務省）

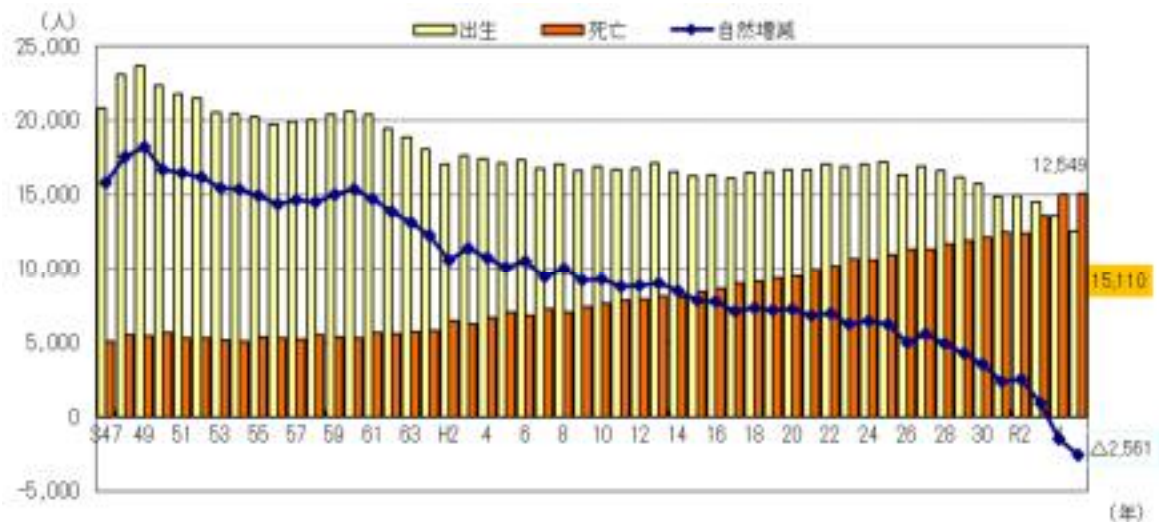
※平成27年及び令和2年の実数は不詳補完値による。

図表 1-2 沖縄県の人口の自然増減と社会増減の累計



出典：人口移動報告年報（沖縄県企画部）

図表 1-3 沖縄県の人口の自然増減の推移



出典：人口動態統計（厚生労働省）

(2) 人口変動の要因

人口減少の要因は、主として少子化の進行による出生数の減少、高齢化の進行による死亡数の増加です。中でも少子化については、結婚・出産に対する意識やライフスタイルの変化を背景とした未婚化・晩婚化の進行、若い世代の所得の伸び悩み、就業形態や就労環境など、様々な要因が影響していると考えられます。

沖縄県の1世帯あたりの人員は令和2年（2020年）には2.33人で、昭和45年（1970年）の4.18人から減少し続け、1世帯あたりの人数の小規模化が進行しています（図表1-4）。

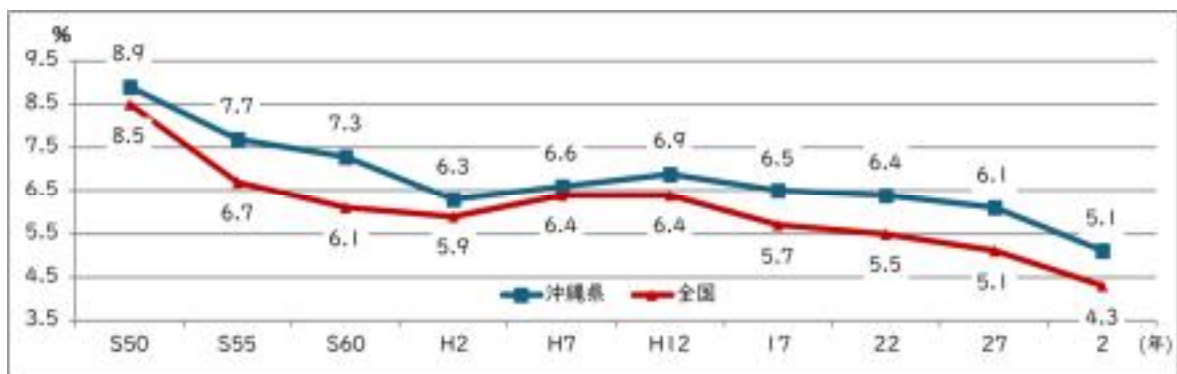
図表 1-4 世帯数及び1世帯当たり人員の推移



出典：国勢調査（総務省）

沖縄県の婚姻率（人口千人あたりの婚姻件数）は、昭和50年（1975年）の8.9%をピークに減少傾向で推移し、平成2年（1990年）前後からは6%台で推移していましたが、近年また減少傾向となっています（図表1-5）。

図表 1-5 婚姻率の推移



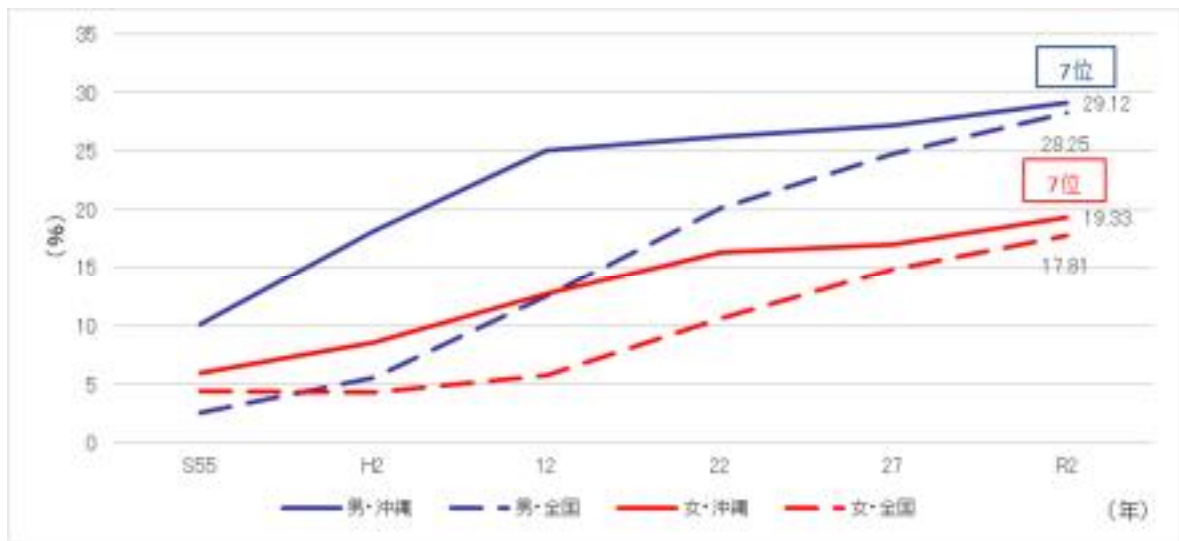
出典：人口動態調査（厚生労働省）

沖縄県の生涯未婚率¹は右肩上がりで、全国平均よりも高く推移していますが、全国平均が接近しつつあります。令和2年（2020年）の状況では、本県は男性が29.12%、女性が19.33%と、都道府県別で共に7位となっています（図表1-6）。

¹ 生涯未婚率：45～49歳と50～54歳未婚率の平均値であり、50歳時の未婚率である。

1

図表 1-6 生涯未婚率の推移



2

出典：人口統計資料集（2023）改訂版（国立社会保障・人口問題研究所）

3

※平成27年、令和2年は、配偶関係不詳補完結果に基づく。

4

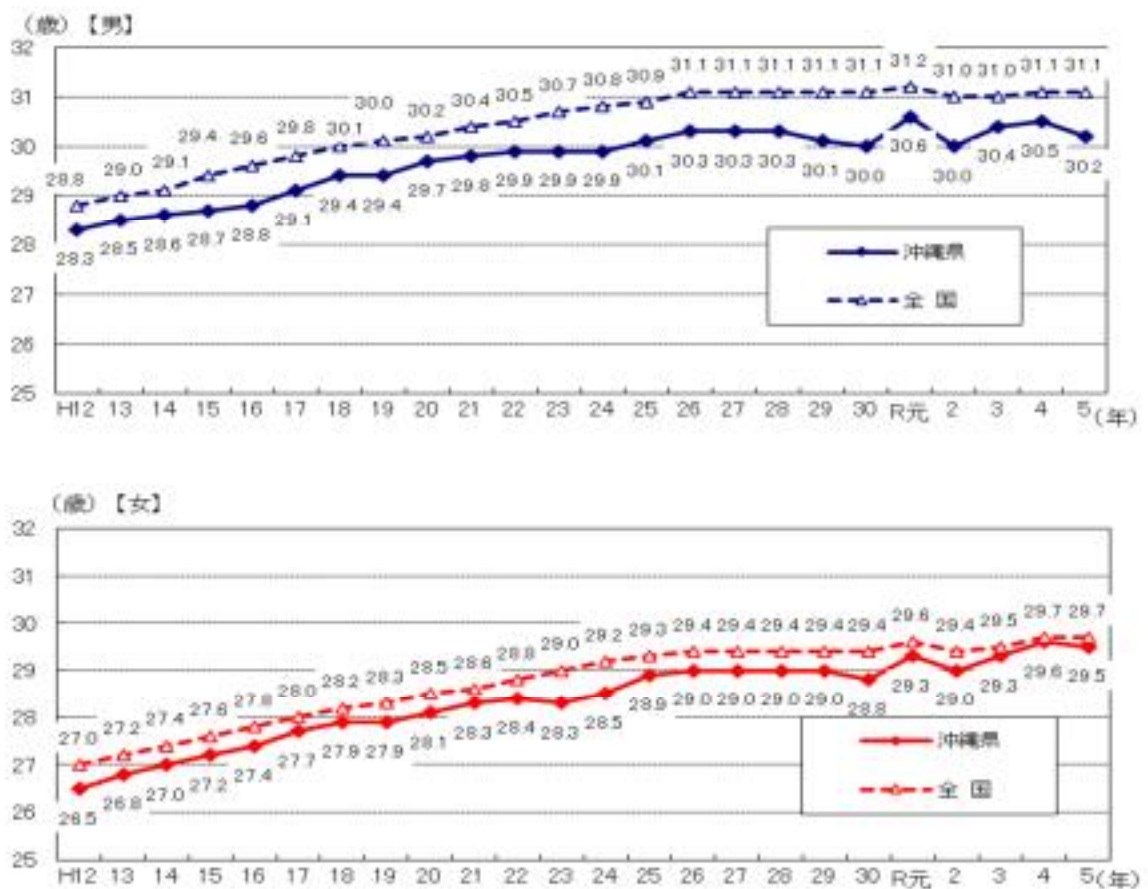
5

平均初婚年齢は、男女とも横ばい傾向で推移しています（図表 1-7）。

6

7

図表 1-7 平均初婚年齢の推移



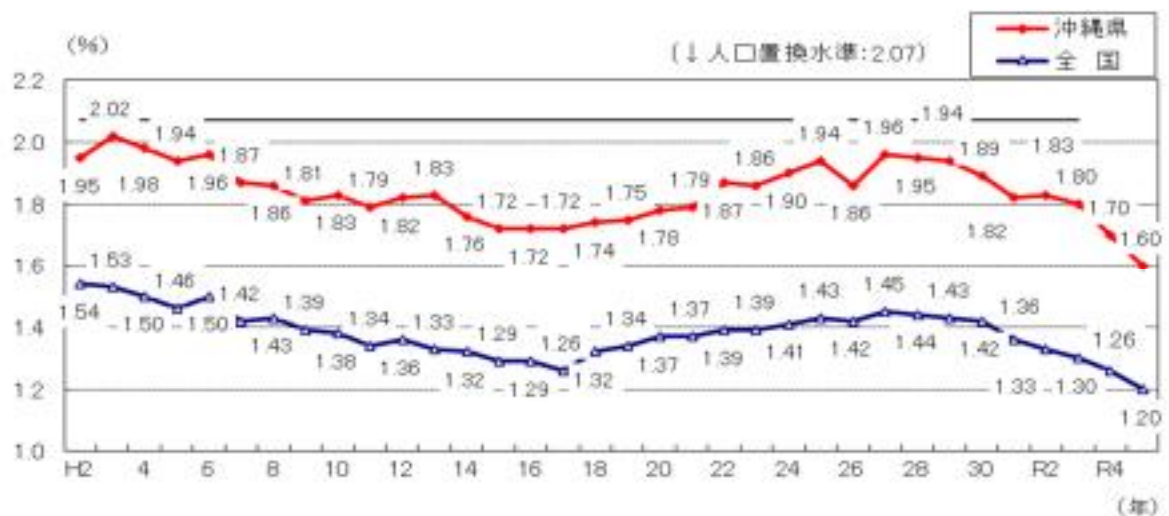
8

出典：人口動態調査（厚生労働省）

本県の合計特殊出生率は、平成17年（2005年）以降、上昇傾向で推移し、平成27年（2015年）に1.96まで回復しましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響もあり、令和5年（2023年）で1.60となっています。

また、全国平均（1.20）を大きく上回り、昭和60年（1985年）以降37年連続で第1位ですが、それでも、平成元年（1989年）以降は、人口置換水準²である2.07を下回る状況が続いています（図表1-8）。

図表1-8 合計特殊出生率の推移



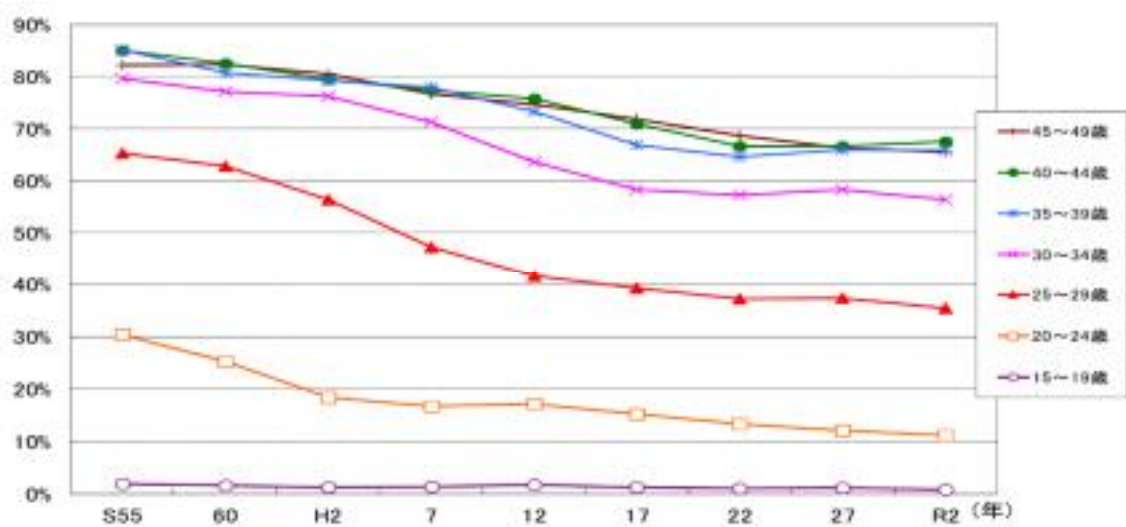
出典：人口動態調査（厚生労働省）

有配偶率³は、昭和55年（1980年）以降、ほぼ一貫して低下傾向で推移していましたが、平成12～27年（2000～2015年）には、25～44歳においては、横ばいに転じ、45～49歳で降下、減少傾向となっています（図表1-9）。

² 人口置換水準：社会増減を考慮せずに、人口が増加も減少しない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準のこと。

³ 有配偶率：人口に対する結婚している者の割合である。

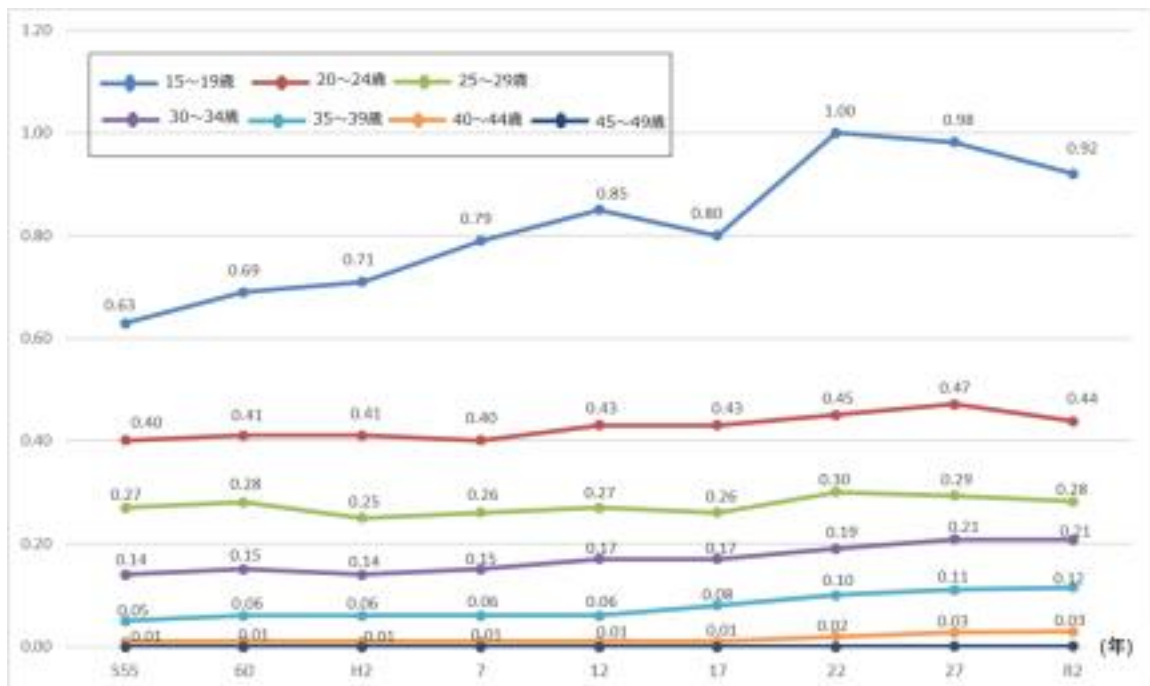
1 図表 1-9 沖縄県の年齢階級別女性の有配偶率の推移



2 出典：国勢調査（総務省）

3
4 有配偶出生率⁴は、平成2年（1990年）以降、横ばいないしは緩やかな増加傾向で推移しています。15歳～29歳は減少傾向にあり、30歳～44歳は増加傾向にあります。15歳～19歳は近年減少傾向にあるものの、他の年齢階級を上回る状況が続いています（図表1-10）。

9 図表 1-10 沖縄県の年齢階級別有配偶出生率の推移

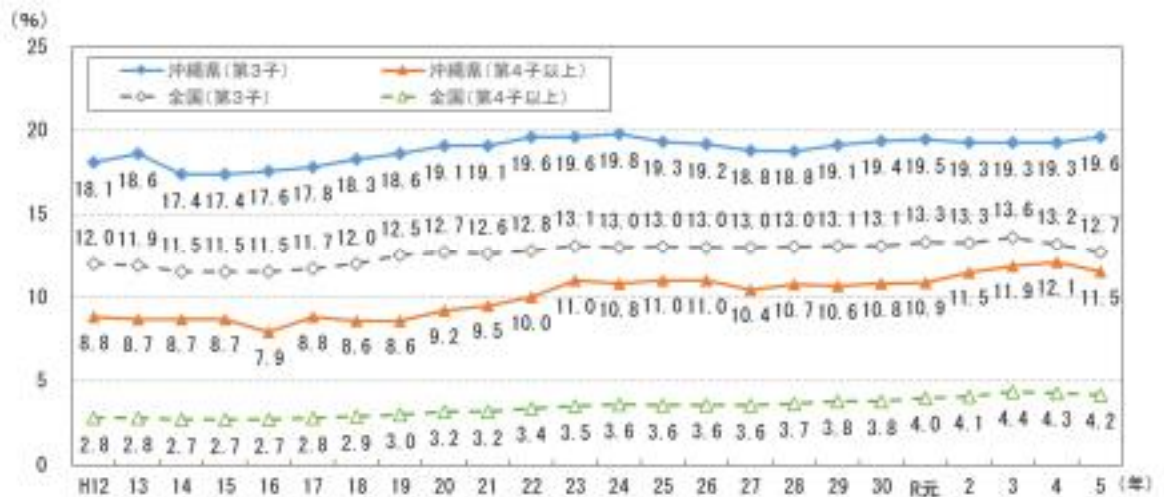


10 出典：国勢調査（総務省）、平成27年・令和2年衛生統計年報（沖縄県保健医療介護部）

⁴ 有配偶出生率:ある年の結婚している女性人口千人に対するその年の出生数の割合である。

母親が第3子および第4子以上を出生した割合（第3子と第4子以上の合計）は、全国が約17%（第3子12.7%、第4子4.2%）に対し、沖縄は約31%（第3子19.6%、第4子11.5%）となっており、全国で最も高い状況にあります（図表1-11）。

図表1-11 出産順位別にみた出生数の構成比の推移



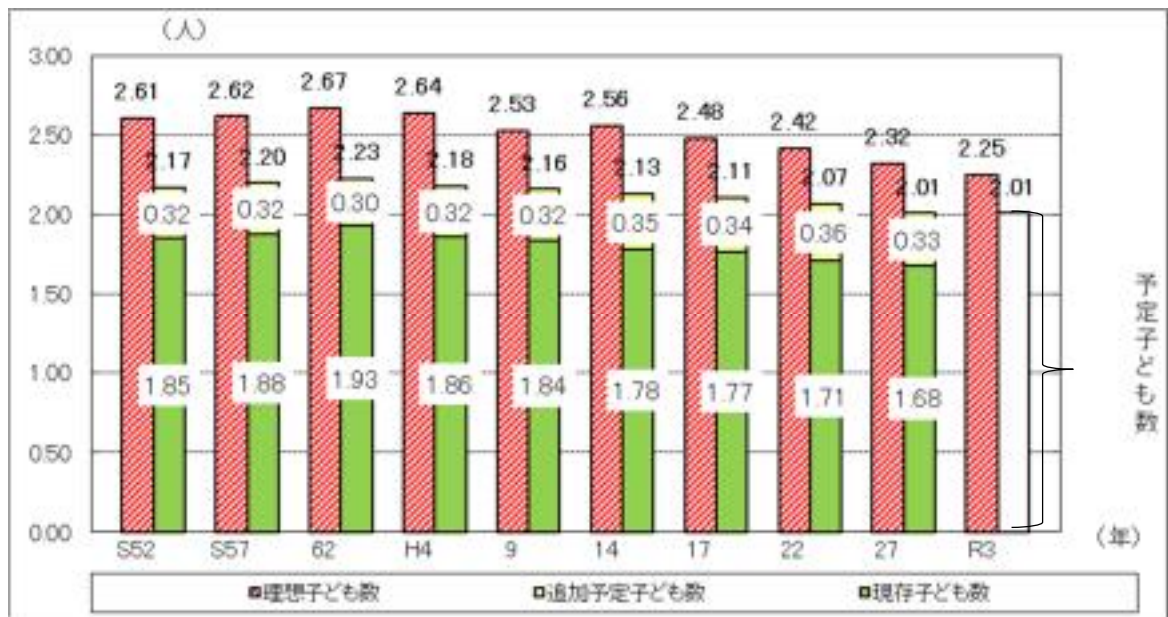
出典：人口動態調査（厚生労働省）

(3) 出生率低下の背景

夫婦が理想的と考えるこどもの数は全国的に減少傾向にあり、また、実際にもつ予定のこどもの数は、理想のこども数よりも少なくなっています（図表1-12）。

国立社会保障・人口問題研究所の出生動向基本調査によると、理想のこども数をもたない最大の理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」となっています（図表1-13）。

図表 1-12 平均理想子ども数と平均予定子ども数の推移（全国）



※令和3年の追加予定子ども数並びに現存子ども数は未公表（※予定子ども数のみ公表されている。）

出典：令和3年度現代日本の結婚と出産―第16回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）報告書―（国立社会保障・人口問題研究所）

図表 1-13 理想の子ども数を持たない最大の理由（全国）

(N=854、複数回答)

	経済的理由			年齢・身体的理由			育児負担		夫に関する理由			その他
	子育てや教育にお金がかかりすぎるから	家が狭いから	自分の仕事（勤めや家業）に差し支えるから	高年齢で生むのはいやだから	ほしいけれどもできないから	健康上の理由から	肉体的負担に耐えられないから	これ以上、育児の心理的、 夫の家事・育児への協力が得られないから	末子が夫の定年退職までに成人してほしいから	夫が望まないから	子どもがのびのび育つ環境ではないから	自分や夫婦の生活を大切にしたいから
回答数	449	80	135	345	204	149	196	98	76	57	43	70
割合(%)	52.6	9.4	15.8	40.4	23.9	17.4	23.0	11.5	6.7	8.9	5.0	8.2

出典：令和3年度現代日本の結婚と出産―第16回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）報告書―（国立社会保障・人口問題研究所）

2 子育て環境の現状と課題

(1) 子ども・子育て施策に関する本県の取組

子ども・子育て支援については、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」が平成27年（2015年）4月に施行されました。

市町村においては、新制度に基づき、地域の子育て家庭の状況や支援ニーズを踏まえ「市町村子ども・子育て支援事業計画」が策定され、乳幼児の教育・保育及び子ども・子育て支援が総合的に進められ、国と県は、市町村の取組を制度面、財政面から重層的に支援してきたところです。

これらの取組により、幼稚園、保育所の他、認定こども園や地域型保育事業などの多様な教育・保育の場、一時預かりや病児保育、放課後児童クラブ等の様々な子育て支援が整備され、地域の実情や保護者のニーズに応じた選択が可能となりました。

令和元年（2019年）10月には、少子化対策を推進する一環として子育てを行う家庭の経済的負担の軽減の観点から、子ども・子育て支援法が一部改正され、幼児教育・保育の無償化が実施されました。無償化実施後の国の保護者に対するアンケート調査では、「無償化により保育施設等に通いやすくなった」、「早期に通わせることにした」、「家計に余裕が出た」、「理想のこどもの数が増えた」など肯定的な評価がなされており、無償化は、幼児教育・保育を受ける機会の拡充、保護者の負担軽減、少子化対策につながっているものと思慮されます。

無償化に伴う教育・保育ニーズの高まりに伴う待機児童の増加等に対応するため、市町村においては、地域の実情に応じて保育所等の整備が進められたものの、保育士の確保が課題となり解消には至っていないことから、県においては、保育士の安定的確保に向け、新規保育士の確保や潜在保育士の就労支援、賃金改善等による保育士の処遇改善など保育人材の確保に向けた取組を進めています。

(2) 保育所の整備等と待機児童の現状と課題

ア 現状

保育所については、幼稚園教育要領とねらい及び内容について大部分が共有化されており、保育所保育指針に基づき、0歳児から5歳児までの養護と教育が一体となった保育が行われています。

本県の待機児童数は、平成27年（2015年）のピーク時の2,591人から令和6年（2024年）の356人と年々減少していますが東京に次いで多く、保育サービスのニーズは非常に高い状況にあります。

また、少子化傾向が進行する中、女性の社会進出による経済社会の活性化の観点から仕事と子育ての両立を支援する環境整備が求められるとともに、国においては、就労要件を問わず未就学のこどもを保育所等に預けられるようにする「こども誰でも通園制度」の本格的施行に向けた取組が進められていることから、地域における保育サービスのニーズはより一層高くなるものと考えられます。

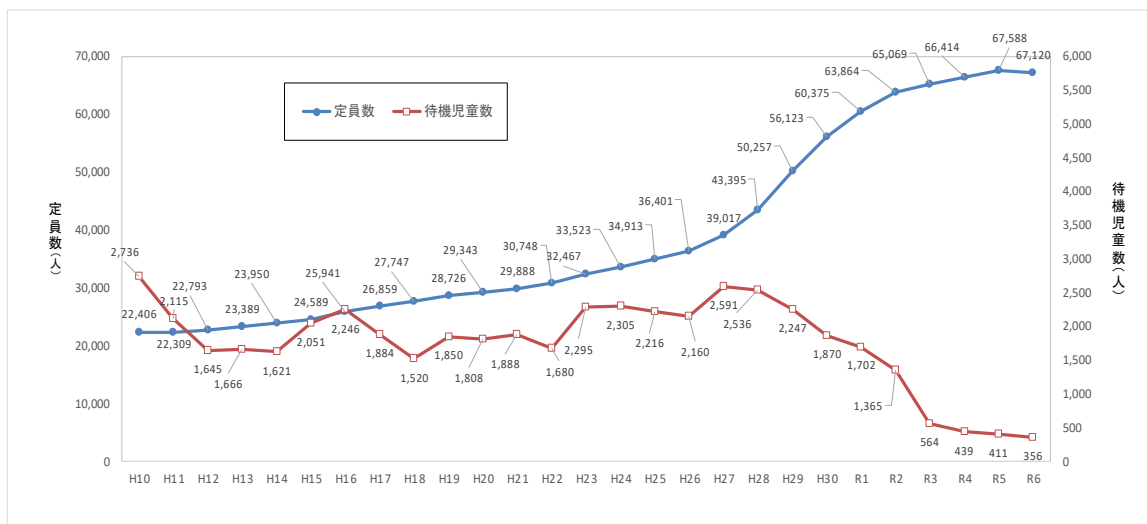
さらに、これまで 11 時間開所に加え、延長保育等を実施してきており、今後より多様化する保育ニーズに適切に対応していく必要があります。

県では、待機児童解消を図るため、保育所等の施設整備や保育士確保に向けた取組、地域別ミスマッチ解消に向けた保育所等の広域利用調整等、市町村の取組を支援してきたところです。

イ 課題

令和 6 年（2024 年）4 月時点で、保育所等の数は 892 か所、認可定員数は 6 万 7,120 人となっており、多くの市町村において一定程度整備が進められてきた結果、待機児童数は 356 人と 9 年連続で減少したものの、全国 2 位と解消に至っておらず、その背景には保育士の確保が課題となっています（図表 2-1）。

図表 2-1 保育所等の認可定員数、待機児童数の推移



出典：沖縄県こども未来部子育て支援課調べ

(3) 保育士の育成・確保の現状と課題

ア 現状

保育士については、毎年 1 千人を超える新規登録があり、登録件数は増加し、令和 6 年度（2024 年度）時点で 2 万 9,633 人が登録されています。

保育士試験については、全国統一試験が平成 28 年（2016 年）から年 2 回行

われるようになり、平成 29 年（2017 年）からは沖縄本島の会場に加えて宮古島・石垣島においても実施されており、加えて、県においては、令和 4 年から国家戦略特区制度を活用して、地域限定保育士制度の運用を開始し、保育士資格を取得しやすい環境整備に取り組んできたところです。

保育士の有効求人倍率は、令和 5 年（2023 年）4 月時点で、全国 2.15 倍に対し、本県は 2.89 倍と高く、保育従事者数については毎年増加しているものの、1 万 1,980（常勤換算）人に留まっており、県内保育所等の 21.7%にあたる 192 施設において、定員に必要な保育士 420 人が確保できず、1,680 人の受入枠が活用できていません。

イ 課題

全国的には保育士は重い責任に見合わない低賃金が要因で人手不足となっておりと言われており、県においては、保育士の確保に当たって、保育士の育成や潜在保育士の保育現場への就労支援、賃金等の処遇や労働環境の改善等に取り組んできたところですが、今後はこれらの取組に加え、賃金等の処遇改善に投じられている公費の効果が確認できるよう費用の使途の見える化や、定着の課題となっている職場環境の改善等の取組も必要になっています。

(4) 幼稚園等の利用の現状と課題

ア 現状

幼稚園等において豊かなこどもの育ちを支えるには、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、乳幼児期の特性や発達に配慮しながら、直接的、具体的な体験を通して、人と関わる力や思考力、感性や表現する力などを育み、人として生きていくための基礎を培うことが大切です。

公立幼稚園については、戦後米軍の統治時代に小学校に併設された歴史的背景や、昭和 42 年（1967 年）の幼稚園教育振興法制定後に 5 歳児の就園を目標とし全小学校に設置されたこと等から、5 歳児の幼稚園就園率は、全国と比較して高い状況にありました。

平成 28 年度（2016 年度）から、公立幼稚園から認定こども園への移行が始まりました。

公立幼稚園の数は、令和 6 年度（2024 年度）現在 119 園（うち休園 24 園）となっており、平成 27 年度（2015 年度）の 240 園（うち休園 3 園）の半数程度に減少しました。

令和 5 年度（2023 年度）現在、公立幼稚園における複数年保育は、3 年保育が 12%、2 年保育が 51%、1 年保育が 37%となっており、預かり保育は、地

域の実態に応じて78%の園で実施されています。

公立幼稚園は、幼稚園教育要領に則った教育がなされ、隣接する小学校との交流・連携を図りやすい環境にあります。その強みを保ちつつ、複数年保育の実施、預かり保育の実施、認定こども園への移行については、教育基本法に示されている幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備という点を踏まえ、地域ごとの実情に合わせて実施する必要があります。

私立幼稚園については、令和6年度（2024年度）現在30園あり、それぞれの園において幼稚園教育要領を基本としながら、建学の精神のもと特色ある教育が実践されています。また、すべての私立幼稚園が預かり保育を実施し、3年保育も97%の園が実施するなど、幼児教育及び子育て支援の充実に積極的に取り組まれています。

私立幼稚園は、基本的に県所管となっていますが、平成27年度（2015年度）以降は、創設された子ども・子育て支援新制度により、私立幼稚園は、市町村を実施主体とする新制度への移行が可能となり、本県においては、平成25年度（2013年度）時点で34園あった私立幼稚園のうち、令和6年度（2024年度）現在、22園が新制度へ移行しています。

新制度移行にあたり、市町村において、状況把握、関係構築等が図られ、新制度移行幼稚園に対しては施設型給付費による運営費の支援等が行われています。また、令和元年（2019年）10月より幼児教育・保育の無償化において、新制度未移行幼稚園は施設等利用給付費の対象とされ、市町村による対象施設等の確認など、市町村の関与がなされています。

本県の認定こども園は、令和6年（2024年）4月時点で、那覇市や浦添市など23市町村において、239施設が設置され、定員28,305人となっています。うち、幼保連携型が159施設で、定員18,704人となっており、教育と保育が一体的に行われています。

イ 課題

幼稚園等において、引き続き教育と保育が適切に実施されるよう、運営等に係る支援を行っていく必要があります。

また、離島の一部の市町村においては、公立幼稚園教諭の安定的な確保が課題となっています。

(5) 放課後児童クラブの現状と課題

ア 現状

放課後児童クラブは、児童福祉法の改正に伴う法定化以降、急速に整備が進められ、平成24年度（2012年度）以降は公的施設を活用した施設整備や環境

改善等を推進してきました。

令和6年度（2024年度）の沖縄県内の放課後児童クラブの設置数及び登録児童数は、625か所2万6,570人となっており、平成30年度（2018年度）の452か所1万9,324人と比較して173か所7,246人増加しています。また、令和6年度（2024年度）の待機児童数は917人となっており、平成30年度（2018年度）の760人と比較して157人増加しています。

放課後児童クラブは、着実に増加しているものの、待機児童（利用できなかった児童）数が高止まりの状況にあるほか、全国と比べ民間施設を活用したクラブが多いことから、利用料も割高となっています。

県においては、これまで市町村が行う公的施設を活用したクラブの施設整備や運営費等に対する支援等に取り組んできた結果、クラブは着実に増加し、利用料の平均月額令和5年度が9,162円と平成24年度（2012年度）から1,549円の低減となっています。

イ 課題

待機児童への対応、利用料低減に向けては、公的施設の活用を含む放課後児童クラブの計画的・効率的な整備の促進等に取り組む必要があります。また、クラブの増加に伴い人材確保に取り組む必要があります。

(6) 認可外保育施設の現状と課題

ア 現状

認可外保育施設は、保育所へ入所できなかった児童の保護者だけでなく、年度途中の児童の受け入れや保育時間等への柔軟な対応、特色ある教育方針など、保護者の多様なニーズに対応してきました。認可外保育施設が指導監督基準を達成し保育の質を確保した上で、保護者の多様な保育ニーズに対応していくため、県においては、これまで指導監督基準の達成・維持に必要な施設改修費や入所児童の処遇改善のための給食費の支援などに取り組んできたところです。

イ 課題

令和元年（2019年）10月の幼児教育・保育の無償化に伴い、認可外保育施設においても、無償化の対象となっていました。当該措置が令和6年（2024年）9月までの経過措置であり、同年10月以降は指導監督基準を満たさない施設は無償化の対象外となったことから、指導監督基準の達成に向けた取組が必要となります。

(7) 障害を持つ子ども・医療的ケアを必要とする子どもへの支援の現状と課題

ア 現状

障害児の成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境をつくるためには、福祉サービスの提供体制の確保のみならず、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が密に連携し、できるだけ早期に障害を発見し、適切に対応することに加え、こどもの成長に応じて、療育や教育等に関わる機関が変化する場合においても、関係機関が連携を図り支援を継続していく体制の構築が求められます。

各市町村の規模によって、早期支援体制の整備状況等に差があり、在宅や認可外保育施設に入園する障害児に対し、市町村等の支援が行き届きにくいと言われており、各関係機関で引継ぎに関しての連携が十分でないことや、現場の担当に一任されているなど、十分な連携体制が構築されていない状況があります。

在宅療養を行う医療的ケア児等の家族に対しては、相談窓口等について情報の不足や医療的ケアの知識及び手技に関する不安、在宅療養生活を送る上で必要な医療・福祉・保健サービスの不足とサービスの地域格差、行政機関内及び他機関間の連携不足などが課題としてあげられます。

本県における医療的ケア児の数は、令和6年（2024年）4月現在で543人となっており、医療的ケア児やその家族などからの相談に総合的に対応する「沖縄県医療的ケア児支援センター」を令和5年（2023年）7月に開設しました。同センターには医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児やその家族からの相談への対応の他、多機関にまたがる支援の調整、専門性の高い相談に対する助言など、市町村等と連携して、切れ目のない支援体制の構築に取り組んでいます。

イ 課題

医療的ケア児の支援体制を整備するためには、家族のレスパイト支援を充実させる必要があり、受入事業所等の確保を含めたサービスの提供体制が課題となっており、重症心身障害児等に対する短期入所等のサービスについては、地域により十分に確保されていない状況があります。

難聴児への支援については、保健・医療・福祉・教育部局や医療機関等の関係機関において行われており、連携が不十分で支援や情報が行き届いていない等の課題があることから、難聴児支援のための体制の確保を進める必要があります。

発達障害児を取り巻く環境は、発達障害を診療できる医療機関及び専門的な支援を行う人材の不足、健診段階からの発達の気になる子どもへの対応、一貫

した支援を実施するために必要な各関係機関のつなぎ支援等に課題があることから、人材育成や支援体制の整備等に取り組む必要があります。また、児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所及び利用者が増加傾向にあるものの、中には単なる居場所になっている事例や発達支援が十分でない事業所があるなど、質の確保にも取り組む必要があります。

(8) 保幼小連携促進及びその他教育・保育施設の充実に向けた取組に係る現状と課題

ア 現状

県は、「発達や学びの連続性を踏まえた円滑な接続」を図ることを目的として、平成25年（2013年）2月に「沖縄県幼児教育振興アクションプログラムの検証」の中で、「保幼小連携の促進」の施策として「沖縄型幼児教育」を提唱してきました。

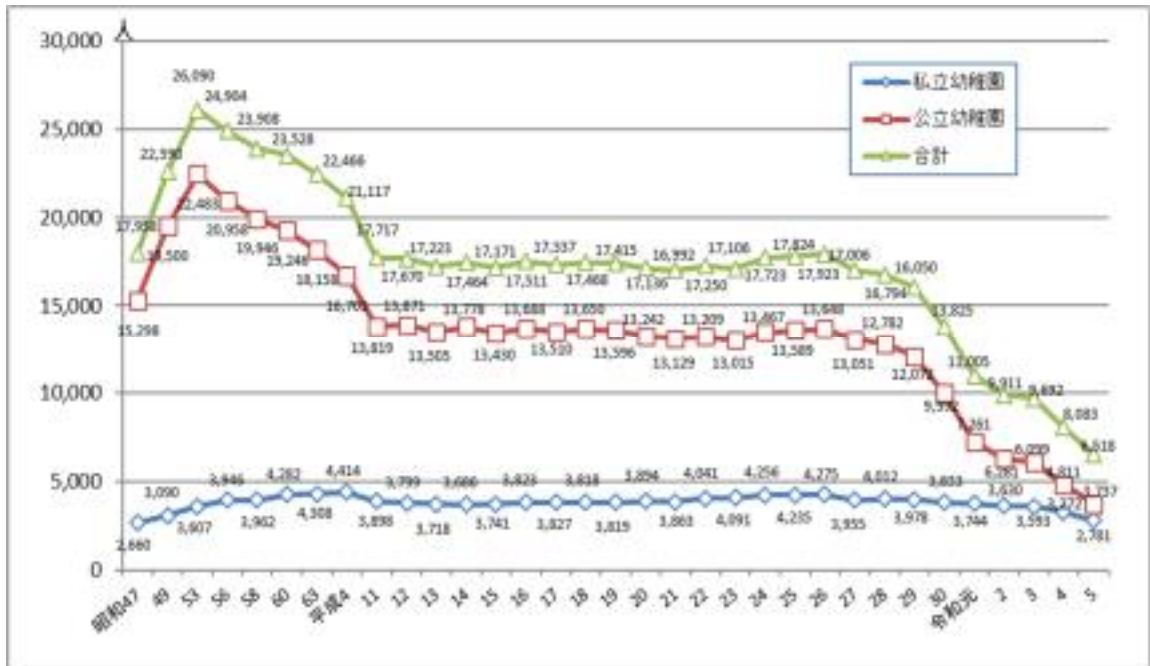
保幼小連携（保育所、幼稚園、認定こども園、小学校がつながり、こどもの発達や学びの連続性を大事にした教育活動）に当たっては、すべての就学前施設と小学校における架け橋期のカリキュラムの充実、幼児教育施設等と小学校の縦の連携、幼児教育施設等間の横の連携等が重要となっています。

国においては、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、令和元年（2019年）10月1日より幼児教育・保育の無償化がスタートしました。現行の子ども・子育て支援新制度の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料を無償化するとともに、新制度の対象とならない幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設し、また、就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化することとしています。無償化実施後の国の保護者に対するアンケート調査では、「無償化により保育施設等に通いやすくなった」、「早期に通わせることにした」、「家計に余裕が出た」、「理想のこどもの数が増えた」など肯定的な評価がなされており、無償化は、幼児教育・保育を受ける機会の拡充、保護者の負担軽減、少子化対策につながっているものと思慮されます。

イ 課題

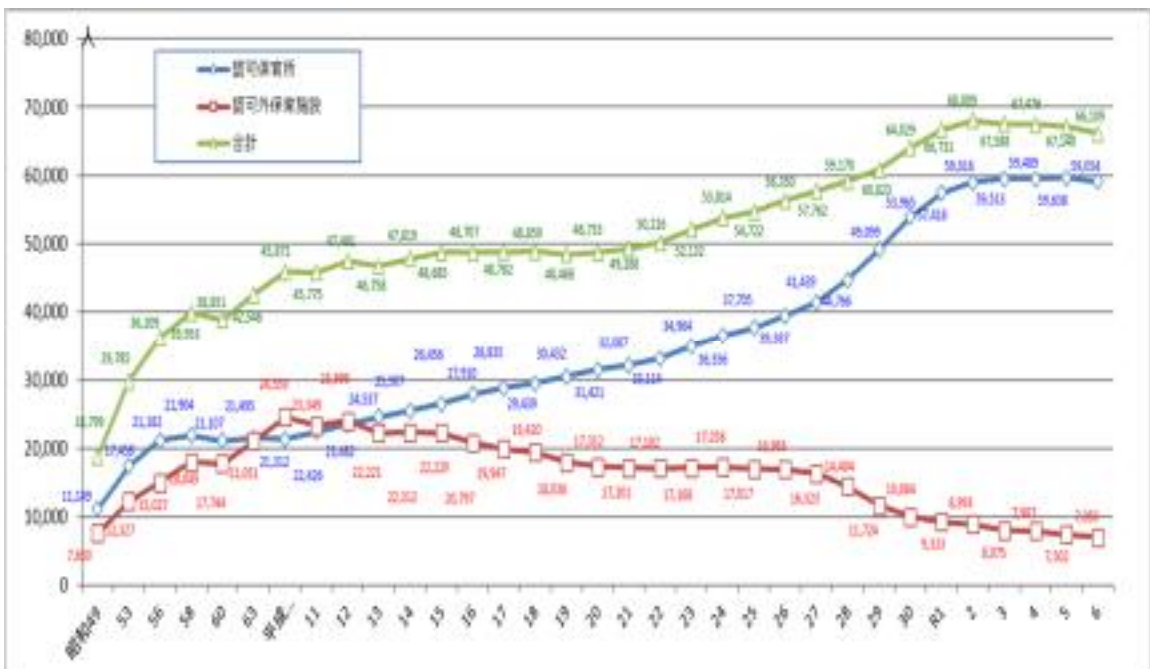
子ども・子育て支援新制度が導入され、幼児教育・保育の無償化が実施される中において、こうした本県の乳幼児期の教育・保育の現状と課題を踏まえ、どの教育・保育施設等にいるこどもにも、その発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供できる体制を整備する必要があります。

1 図表 2-2 公立幼稚園及び私立幼稚園の入所児童数



2 出典：沖縄県子ども未来部子育て支援課調べ

3 図表 2-3 認可保育所及び認可外保育施設の入所児童数



4 出典：沖縄県子ども未来部子育て支援課調べ

5 ※ 1：認可保育所は昭和 58 年度まで入所定員、以後は入所児童数

6 ※ 2：認可外保育施設は、設置届対象外施設を含んでいない。

3 こどもの貧困を取り巻く現状と課題

(1) こどもの貧困解消に向けた本県の取組

平成18年（2006年）、経済協力開発機構（OECD）が、日本のこどもの貧困率の上昇などを報告して以降、沖縄県でもこどもの貧困問題に対する県民の関心が高まり、平成28年（2016年）、全国に先駆けてこどもの貧困率を推計した結果、こどもの貧困率が29.9%で、全国16.3%の約1.8倍であることが明らかとなりました。

本県では、こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境の整備と教育機会の確保を図るため、平成28年（2016年）3月に「沖縄県子どもの貧困対策計画（第1期）」を策定し、国・県・市町村の連携の下、こどもの居場所づくりなど、地域の実情に応じた施策を実施するとともに、同計画に基づくこどもの貧困対策を推進するため30億円の「沖縄県子どもの貧困対策推進基金」を設置しました。また、同年、県民一体となったこどもの貧困対策を推進するため「沖縄子どもの未来県民会議」を設立し県民運動として対策に取り組んできました。

平成28年度（2016年度）から令和3年度（2021年度）までの6年間、沖縄県子どもの貧困対策計画に基づき、各施策に取り組んだことにより、困窮世帯の割合の低下、正規雇用者の割合の増加、保育所等利用待機児童数の減少、放課後児童クラブ平均月額利用料の低減、小中学生の基礎学力の上昇、高校・大学等の進学率の上昇など一定の成果が見られました。

令和4年（2022年）3月には、「沖縄県子どもの貧困対策計画（第2期）」を策定し、こどもの権利条約や子どもの権利尊重条例の精神に則り、こどもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策として、こどもの貧困対策を総合的に推進するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大による雇用情勢への影響、幼児教育・高等教育無償化の開始、若年無業者やヤングケアラーなどの把握することが難しいこどもなど、新たな課題に対応する施策にも取り組んでおります。

また、「沖縄県子どもの貧困対策推進基金」を積み増し総額60億円に増額するとともに、設置期間を令和13年度（2031年度）まで延長し、県と市町村が連携して、計画的かつ効果的にこどもの貧困対策に取り組んでいます。

(2) 経済的な困難を有するこどもの状況

ア 現状

① 困窮世帯の割合

令和4年（2022年）国民生活基礎調査の結果によると、全国のこどもの貧困率は11.5%で、前回（2019年）調査から0.3ポイント改善しているものの、

8人に1人のこどもが平均的な所得の半分以下の世帯で暮らし、貧困の状態にあると言われています。

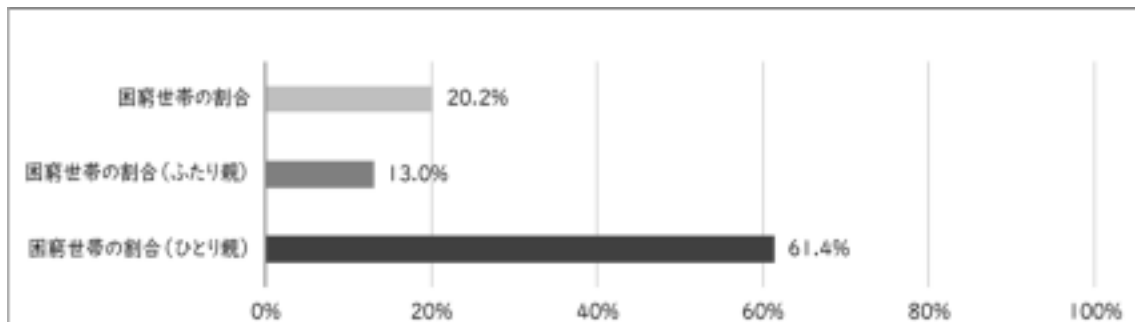
また、こどもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率は44.5%と非常に高い水準となっています。

一方、令和5年度に実施した沖縄子ども調査においては、困窮世帯の割合は20.2%、ひとり親世帯の困窮世帯の割合については61.4%と、前回（令和3年度）調査からそれぞれ3ポイント、1.9ポイント低下したものの、非常に高い水準となっており、物価高騰により実質賃金が低下していることも考慮する必要があります（図表3-1）。

なお、沖縄子ども調査においては、調査票における世帯の人数と世帯収入（税金や社会保険料の額を差し引いた手取り収入）から等価可処分所得（世帯の可処分所得（手取り収入）を世帯人数の平方根で割った額）を算出し、貧困線をもとに困窮程度を区分しています。

区分の名称	貧困線をベースにした額	（参考）4人世帯の場合の年収
困窮世帯	130万円未満	年収260万円未満
一般世帯	130万円以上	年収260万円以上

図表3-1 困窮世帯の割合



出典：令和5年度沖縄子ども調査（0～17歳調査）（沖縄県こども未来部）

<貧困の概念>

- 貧困の概念には「絶対的貧困」と「相対的貧困」があります。
- 「絶対的貧困」とは、人々が生活するために必要なものは、食料や医療など、その社会全体の生活レベルに関係なく決められるものであり、それが欠けている状態を示すという考えで、最低限の「衣食住」を満たす程度の生活水準以下と解されています。
- 「相対的貧困」とは、人々がある社会の中で生活するためには、その社会の「通常」の生活レベルから一定距離以内の生活レベルが必要であるという考え方に基づくものです。

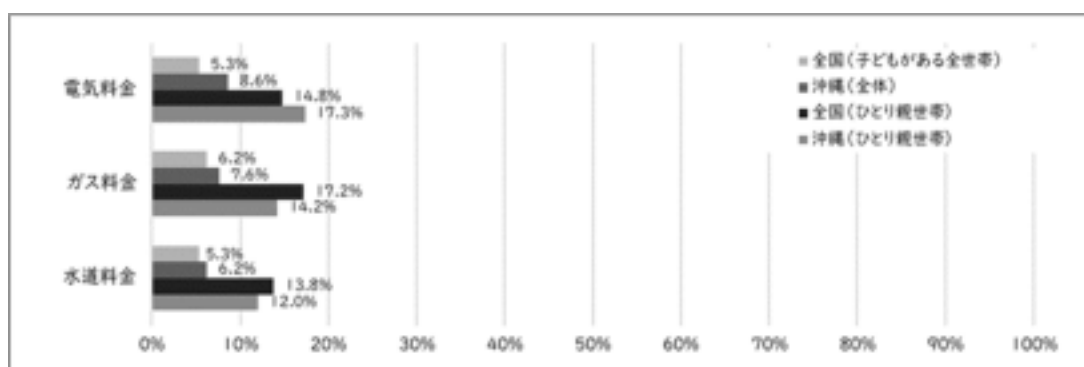
- 我が国の「こどもの貧困率」は、こども全体に占める等価可処分所得が「貧困線」に満たないこどもの割合をいいます（相対的貧困率）。
- 「貧困線」とは、「等価可処分所得」の中央値の半分の額をいいます。「等価可処分所得」とは、世帯の可処分所得（収入から税金等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得をいいます。

② 生活の状況

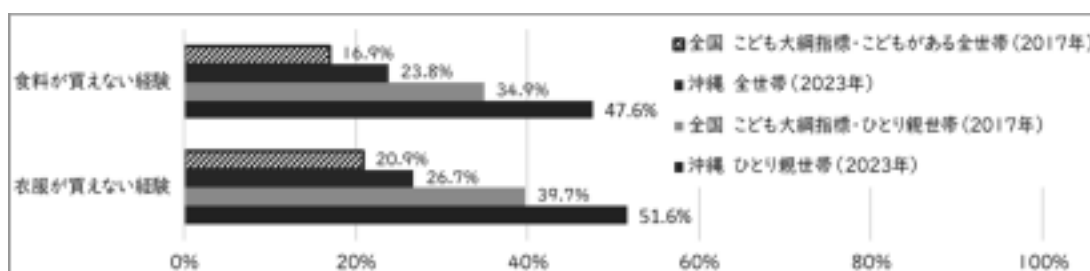
過去1年間に、電気・ガス・水道料金を滞納した経験について、全世帯では全国に比べて沖縄県のほうが、割合が高く、ひとり親世帯では、電気料金を除き、沖縄県が低くなっています（図表3-2）。

食料や衣服が買えなかった経験については、沖縄県は全世帯、ひとり親世帯ともに全国に比べて高くなっています（図表3-3）。

図表3-2 電気・ガス・水道料金の未払い経験



図表3-3 食料・衣服が買えなかった経験

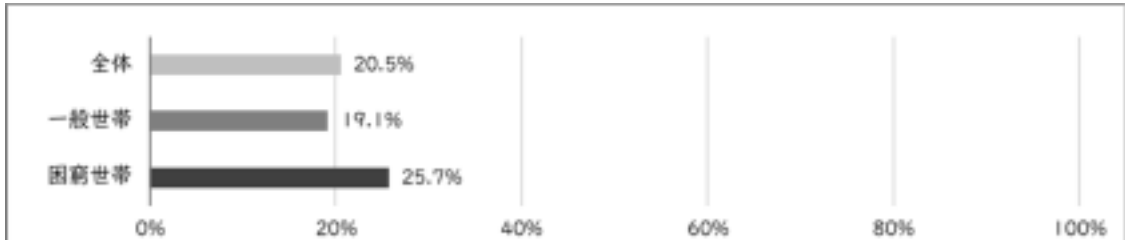


出典：令和5年度沖縄子ども調査（0～17歳調査）（沖縄県子ども未来部）、平成29年度生活と支え合いに関する調査（特別集計）（国立社会保障・人口問題研究所）

「過去1年間に、病院等でこどもを受診させた方がよいと思ったが、実際には受診させなかった」割合は、困窮世帯が25.7%と一般世帯に比べて高くなっており（図表3-4）、また、経済的な理由により病院等を受診できなかった経験も、47.6%と困窮世帯で高くなっていますが（図表3-5）、前回（令和

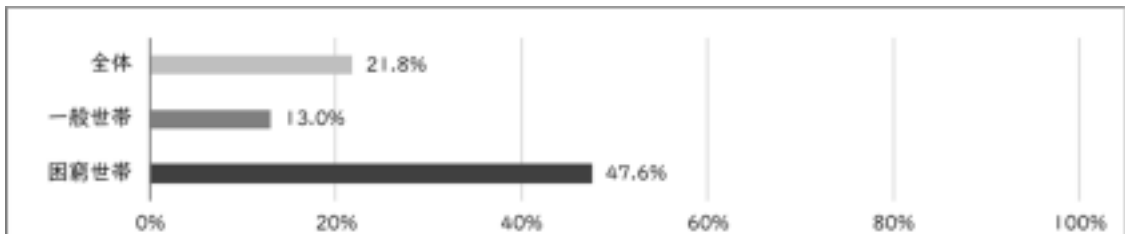
3年度）調査からそれぞれ6.7ポイント、3ポイント低下しています。

図表 3-4 こどもを病院等で受診させた方がよいと思ったが、受診させなかった経験



出典：令和5年度沖縄子ども調査（0～17歳調査）（沖縄県子ども未来部）

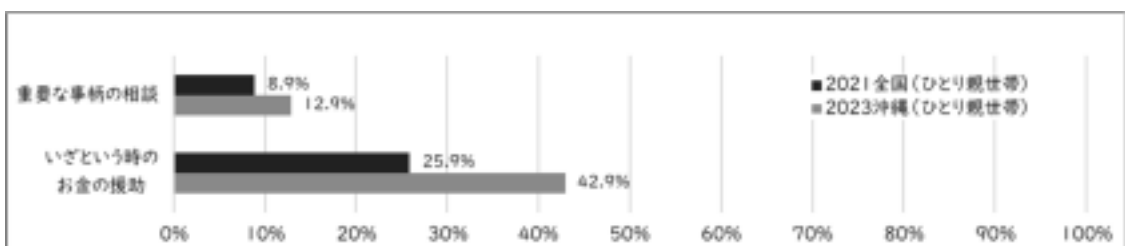
図表 3-5 経済的な理由により病院等を受診できなかった経験



出典：令和5年度沖縄子ども調査（0～17歳調査）（沖縄県子ども未来部）

子育てなどの悩みを相談したり頼ったりできる友人・知人がいないひとり親世帯の保護者の割合は、「重要な事柄の相談」で12.9%（全国8.9%）、「いざという時のお金の援助」で42.9%（全国25.9%）と全国に比べて高くなっています（図表3-6）。

図表 3-6 頼れる人がいない割合



出典：令和5年度沖縄子ども調査（0～17歳調査）（沖縄県子ども未来部）

③ 物価高騰による影響

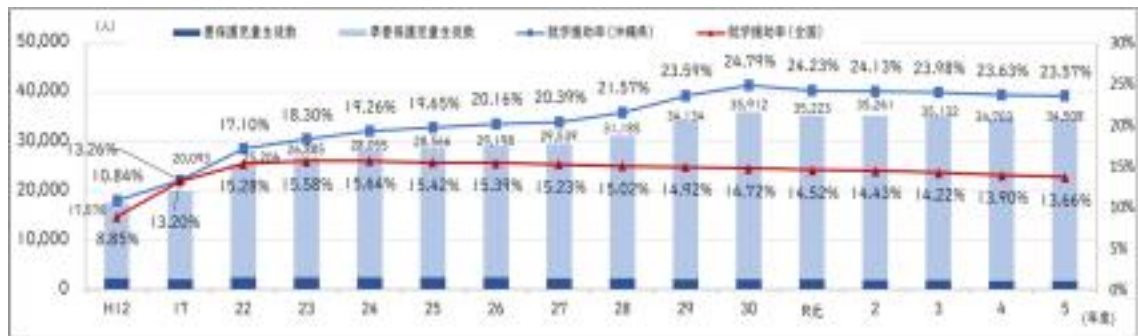
物価高騰は、経済、生活等様々な面で影響を及ぼしており、その長期化が懸念され、特に、子育て世帯、低所得世帯への影響が大きいと考えられます。令和5年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査では、母子世帯では95.4%、養

育者世帯では 98.6%が、生活が苦しくなったと感じており物価高騰の影響を示す結果となっています。

④ 就学援助を受けた児童生徒

沖縄県における就学援助対象児童生徒数（要保護・準要保護児童生徒）は、平成 12 年度（2000 年度）1 万 7,578 人（全国 98 万 1,153 人）から、令和 5 年度（2023 年度）3 万 4,508 人（全国 121 万 8,340 人）、就学援助率は、平成 12 年度（2000 年度）10.84%（全国 8.85%）から令和 5 年度（2023 年度）23.57%（全国 13.66%）と平成 12 年度（2000 年度）と比べて約 2.2 倍（全国約 1.5 倍）となっており、47 都道府県で比較すると令和 5 年度（2023 年度）は、2 位となっています（図表 3-7）。

図表 3-7 要保護及び準要保護児童生徒数、就学援助率



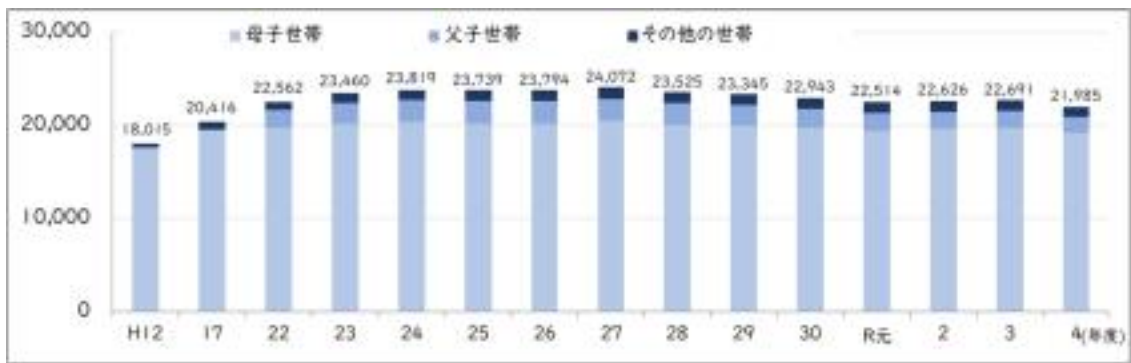
出典：要保護および準要保護児童生徒数（文部科学省）

※準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成 17 年度（2005 年度）から国の補助が廃止、税源移譲・地方財政措置が行われ、各市町村が単独で実施している。

⑤ 児童扶養手当受給者数

沖縄県における児童扶養手当の受給者数については、平成 12 年度（2000 年度）18,015 人（全国 708,395 人）から、令和 4 年度（2022 年度）21,985 人（全国 817,967 人）となっています（図表 3-8）。

図表 3-8 児童扶養手当受給者数の推移



出典：福祉行政報告例（厚生労働省）

イ 課題

困窮世帯の割合については、一時、新型コロナウイルス感染症の影響による悪化が見られたものの、低下傾向にあり、一定の成果が見られていますが、国際情勢などの影響による物価高騰は県民生活に影響を及ぼし、特に困窮世帯の生活は深刻な状況となっており、引き続き、これまでの施策の充実に取り組むほか、重要性を増した課題や新たな課題に対応した施策を展開する必要があります。

これまで、乳幼児期から子どもや家庭とつながる仕組みづくりや、こどもの居場所の設置、各種相談支援員の配置など、相談体制や必要な支援につなげる機能の拡充が進んできたものの、相談や支援につながっていない子どもを取り残すことのないよう、引き続き、つながる仕組みやライフステージに応じた支援の拡充に取り組む必要があります。

こどもが安全・安心して過ごせるこどもの居場所づくりが進んでいない地域があることから、こどもの居場所やこども食堂など、困窮世帯のこどもを地域で見守り、支援する拠点を増やすことに取り組んでいくとともに、こどもの状況に応じた必要な支援や機能を分析・整理し、居場所等の持続的な運営を図っていく必要があります。また、地域格差が生じないように、こどもへの相談支援機能の充実に取り組む必要があります、中間支援組織等と連携した包摂的な支援に取り組む必要があります。

こどもの貧困対策支援員については、人材確保が困難なことなどにより配置されず、支援が十分でない地域があるため、支援員の配置促進に取り組むとともに、支援員の質の向上や定着、処遇改善に向けた環境づくりに取り組む必要があります。

支援員の配置が難しい小規模離島については、支援員を定期的に派遣するとともに、役場や学校と連携して、支援が必要なこどもを把握し、適切な支援機関につなげていく必要があります。

学用品費や給食費等を助成する就学援助制度については、必要な児童生徒に対し援助が届くよう、引き続き、市町村間の情報共有や意見交換を通じ、制度の充実や効果的な実施に取り組んでいく必要があります。

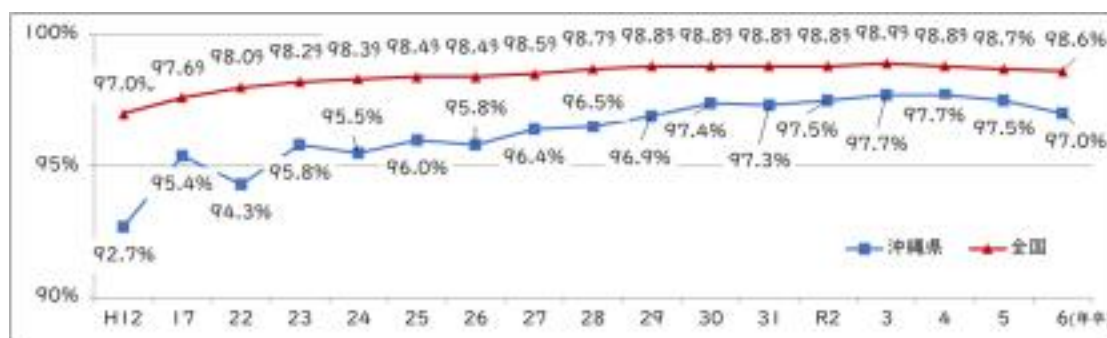
(3) 教育環境

ア 現状

① 進学率

令和6年（2024年）3月卒業者の沖縄県の高等学校等進学率は97.0%で、全国平均より1.6ポイント低くなっており、10年間の推移では上昇傾向にあります（図表3-9）。また、令和6年（2024年）3月卒業者の沖縄県の大学等進学率は46.7%となっており、上昇傾向にありますが、全国順位は47位となっています（図表3-10）。

図表3-9 高等学校等進学率



出典：学校基本調査（文部科学省）

※1：中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程）卒業者の進学率

※2：高等学校等は、高等学校の本科（全日制、定時制及び通信制）及び別科、中等教育学校後期課程の本科及び別科、高等専門学校、特別支援学校高等部の本科及び別科

図表3-10 大学等進学率



出典：学校基本調査（文部科学省）

※1：高等学校（全日制課程、定時制課程）卒業者の進学率

※2：大学等は、大学（学部）、短期大学（本科）、大学・短期大学の通信教育部（正規の課程）及び放送大学（全科履修生）、大学・短期大学（別科）、高等学校（専攻科）、及び特別支援学校高等部（専攻科）

② 生活保護世帯に属するこどもの進学率

令和4年（2022年）3月卒業者の生活保護世帯のこどもの高等学校進学率は87.6%と全国平均（93.8%）を下回っていますが（図表3-11）、大学等進学率は49.3%と上昇傾向にあり、全国平均（42.4%）を上回っています（図表3-12）。

図表3-11 生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率



出典：就労支援等調査（厚生労働省）

※：高等学校等は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校、及び学校教育法に基づく専修学校の高等課程

図表3-12 生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率



出典：就労支援等調査（厚生労働省）、全世帯は、学校基本調査（文部科学省）

※1：大学等は、大学、短期大学、並びに学校教育法に基づく専修学校及び各種学校

※2：就労支援等調査と学校基本調査の数値は、算出方法が異なるため、単純に比較することには注意が必要である。

③ 社会的養護が必要なこどもの進学率

令和4年（2022年）3月卒業者の社会的養護が必要なこどもの高等学校等進学率は97.9%（図表3-13）、大学等進学率は58.6%（図表3-14）となっており、高等学校等進学率は沖縄県（全世帯）平均程度に達しています。

図表 3-13 社会的養護が必要なこどもの高等学校等進学率



出典：社会的養護の現況に関する調査（厚生労働省）、全世帯は、学校基本調査（文部科学省）

※1：高等学校等は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

※2：社会的養護が必要なこどもは、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親（ファミリーホームを含む。）で養育を受けた児童

※3：社会的養護の現況に関する調査と学校基本調査の数値は、算出方法が異なるため、単純に比較することには注意が必要である。

図表 3-14 社会的養護が必要なこどもの大学等進学率



出典：社会的養護の現況に関する調査（厚生労働省）、全世帯は、学校基本調査（文部科学省）

※1：大学等は、大学、短期大学、高等専門学校第4学年、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

※2：社会的養護が必要なこどもは、児童養護施設、里親（ファミリーホームを含む。）で養育を受けた児童

※3：社会的養護の現況に関する調査と学校基本調査の数値は、算出方法が異なるため、単純に比較

1 することには注意が必要である。

3 イ 課題

4 全国学力・学習状況調査等の結果、小学生、中学生ともに、全国水準を維持
5 していますが、全国平均正答率を下回るなど学習理解の面で課題があることか
6 ら、確かな学力として身に付けることができる学校教育の充実に取り組む必要
7 があります。

8 こどもに対する学習支援について、低所得世帯のこどもの学習習慣定着、多
9 様な進学希望に対応した学習支援及びその親に対する養育支援等に取り組んで
10 いく必要があります。

11 家庭の経済状況にかかわらず、安心して教育を受けることができるよう、就
12 学支援金の支給やバス通学費の支援等、家庭の教育費負担の軽減に取り組むと
13 ともに、学校や生徒保護者に対し、就学支援制度の周知を徹底していく必要が
14 あります。

15 低所得世帯等に対し、社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等におい
16 て修学できるよう授業料等の負担軽減に取り組んでいく必要があります。

17 貧困の連鎖を断ち、こどもの自立へとつなげるため、学習面での支援や、経
18 済的な支援を含む進学のための支援などに加え、学習以外の体験や交流などの
19 格差の是正に取り組んでいく必要があります。

21 (4) 養育環境

22 ア 現状

23 ① 婚姻

24 沖縄県における令和5年（2023年）の初婚総数に占める19歳以下の割合
25 は、夫2.6%（図表3-15）、妻3.2%（図表3-16）で、全国平均を大きく上回
26 る水準となっており、こどもの貧困率は親の年齢階層によって大きな差があ
27 り、親の年齢が低い場合にこどもの貧困のリスクが高くなるとの研究結果が
28 あります。

図表 3-15 初婚総数に占める 19 歳以下の割合（夫）



出典：人口動態統計（厚生労働省）

図表 3-16 初婚総数に占める 19 歳以下の割合（妻）

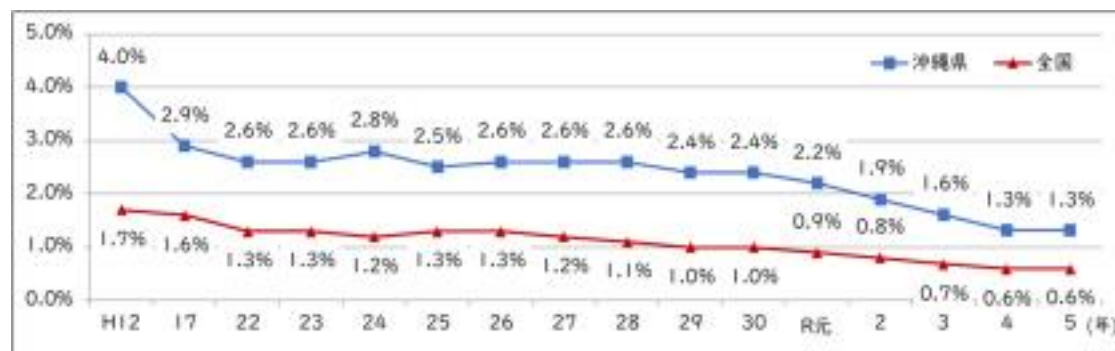


出典：人口動態統計（厚生労働省）

② 10 代の出生

沖縄県における令和 5 年（2023 年）の 10 代の出生数は 165 人（全国 4,352 人）、10 代の出生割合は 1.3%（全国 0.6%）で、全国の約 2.2 倍の水準となっています（図表 3-17）。

図表 3-17 10 代の出生割合

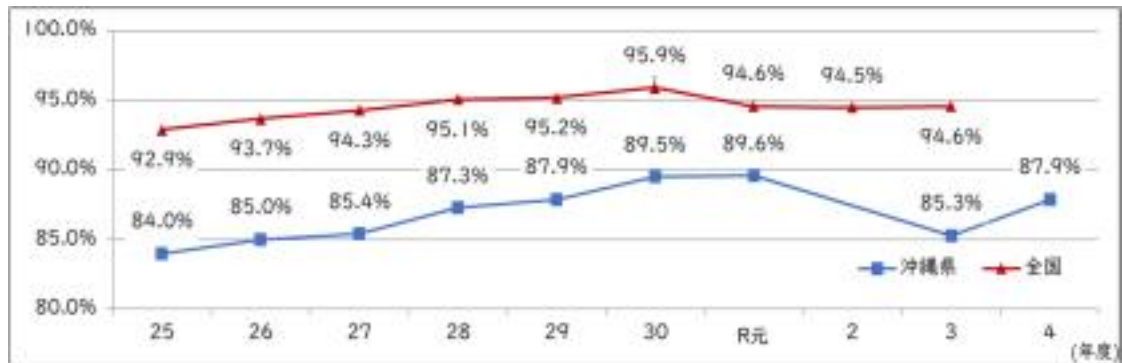


出典：人口動態統計（厚生労働省）

③ 乳幼児の健康診査

沖縄県の令和4年度（2022年度）の乳幼児健康診査の受診率（3歳児）は87.9%となっており、新型コロナウイルス感染症の影響による受診抑制の影響が見られ、令和元年度（2019年度）からは減少したものの、平成25年度（2013年度）からは改善傾向が見られます（図表3-18）。

図表3-18 乳幼児健康診査の受診率（3歳児）

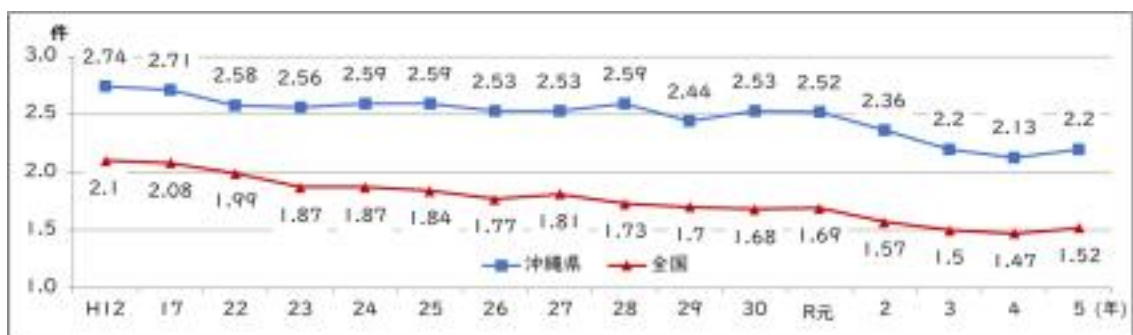


出典：地域保健・健康増進事業報告（厚生労働省）

④ 離婚

沖縄県の令和5年（2023年）の人口千人当たりの離婚率は2.2件（全国1.52件）となっており、令和2年（2020年）から減少傾向にあるものの、全国1位の状況が続いています（図表3-19）。

図表3-19 年次別離婚率



出典：人口動態統計（厚生労働省）

⑤ 20歳未満世帯員のいるひとり親世帯数

20歳未満のこどもがいるひとり親世帯数は、平成17年（2005年）以降減少し令和2年（2020年）には、2万582世帯となっています。20歳未満世帯員のいる一般世帯に占めるひとり親世帯の割合は横ばいとなっており、令和

2年（2020年）は12.6%（全国8.8%）となっています（図表3-20）。

図表3-20 20歳未満世帯員のいる一般世帯に占めるひとり親世帯数

	(世帯)					
	H7	12	17	22	27	R2
20歳未満世帯員のいる一般世帯数	183,941	179,874	178,230	171,096	168,694	163,708
20歳未満の子どものいるひとり親世帯数	20,120	22,034	24,651	23,464	23,057	20,582
母子世帯数	15,676	17,678	20,020	19,294	19,358	17,596
父子世帯数	4,444	4,356	4,631	4,170	3,699	2,986
20歳未満世帯員のいる一般世帯数に占めるひとり親世帯の割合	10.9%	12.2%	13.8%	13.7%	13.7%	12.6%

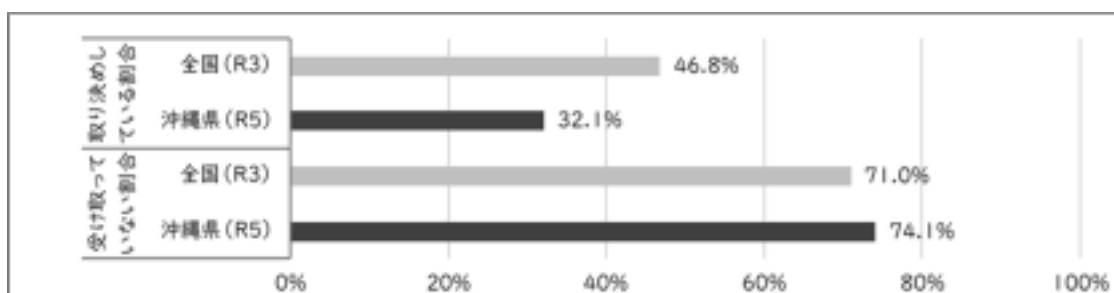
出典：国勢調査（総務省）

※「ひとり親世帯」とは、未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子ども及び他の世帯員（20歳以上の子どもを除く。）から成る世帯をいう。

⑥ 養育費の取り決め

令和5年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査において、母子世帯の養育費の取り決めをしている割合は32.1%となっており、令和3年度（2021年度）の全国における割合46.8%と比べて低い割合となっています。また、母子世帯が養育費を受け取っていない割合は74.1%で、令和3年度（2021年度）の全国における割合71.0%と比べて高い割合となっています（図表3-21）。

図表3-21 母子世帯の養育費の取り決めをしている割合/養育費を受け取っていない割合



出典：ひとり親世帯等実態調査（沖縄県子ども未来部）、全国ひとり親世帯等調査（厚生労働省）

イ 課題

妊産婦や乳幼児の健康の保持・増進や子どもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく行うため、「市町村子ども家庭センター」の設置促進を図るとともに、支援に関わる人材の確保及び資質向上に取り組む必要があります。

また、支援を要する家庭を早期に発見し、必要な支援につなげていくため、養育支援訪問事業未実施の市町村に対して、きめ細かな助言を行うことにより、積極的な支援（アウトリーチ支援）が実施できる体制を強化する必要があります。

乳幼児健康診査の受診率については、新型コロナウイルスの影響による受診抑制の影響で後退したものの中期的には改善傾向が見られます。しかし、全国平均と比較して依然として低い状況となっていることから、未受診者への対応について市町村と情報を共有し、乳幼児健康診査の受診率向上を図る必要があります。

本県では、ひとり親や若年出産が多いことから、保護者が子育てに関する悩みを抱える傾向があることを踏まえ、ゆいはあと事業など様々な施策展開がなされていますが、これらの事業を支える人材の育成が課題となっており、母子・父子自立支援員や、ひとり親支援機関等を対象に、相談員の資質向上及び日々の実践に生かすことのできる専門的知識・技能の向上を図る必要があります。

専門的な個別支援を必要とするこどもの居場所や若年妊産婦に対応できる居場所を設置し、円滑な社会生活が営めるよう、寄り添い型の支援を行っていく必要があります。また、予期せぬ妊娠や若年妊娠を未然に防ぐため、性に関する正しい知識の習得や、性に関する悩みの相談対応に取り組む必要があります。

(5) 雇用環境

ア 現状

① 給与

県内の労働者におけるきまって支給する現金給与（月額）は、平成22年（2010年）208,940円（全国263,245円）から、令和5年（2023年）216,848円（全国270,229円）と増加傾向にありますが、全国平均の約8割の水準にとどまっています（図表3-22）。

図表 3-22 きまって支給する現金給与額（月額）

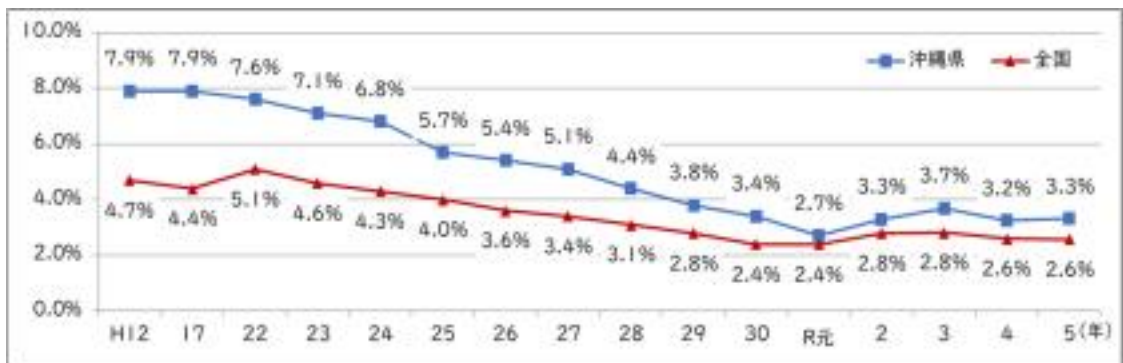


出典：毎月勤労統計調査地方調査（厚生労働省、沖縄県企画部）

② 完全失業率

完全失業率は、新型コロナウイルス感染症の影響により上昇し、令和3年（2021年）には3.7%（全国2.8%）となりましたが、その後改善し、令和5年（2023年）は3.3%（全国2.6%）となっています（図表3-23）。

図表 3-23 完全失業率



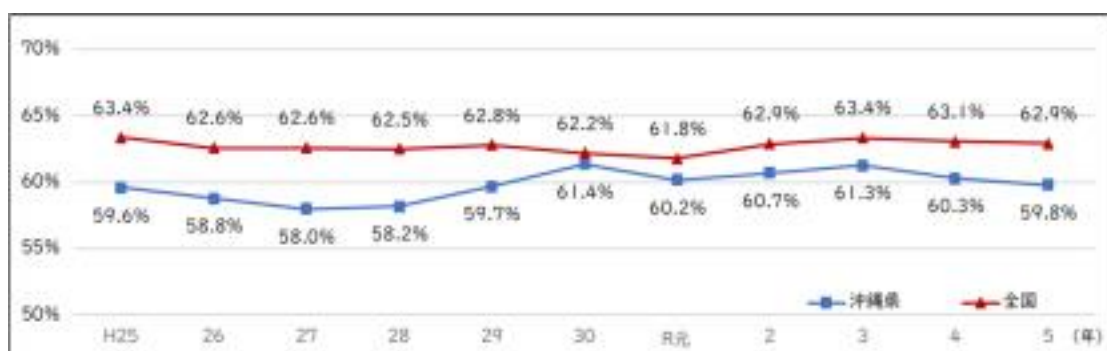
出典：労働力調査（総務省、沖縄県企画部）

③ 正規雇用者の割合

正規雇用者の割合は、令和2年（2020年）の60.7%（全国62.9%）から令和5年（2023年）には59.8%（全国62.9%）と、横ばいで推移しています（図表3-24）。

1

図表 3-24 正規雇用者の割合



2

出典：労働力調査（総務省、沖縄県企画部）

3

4

④ 女性の労働参加率

5

6

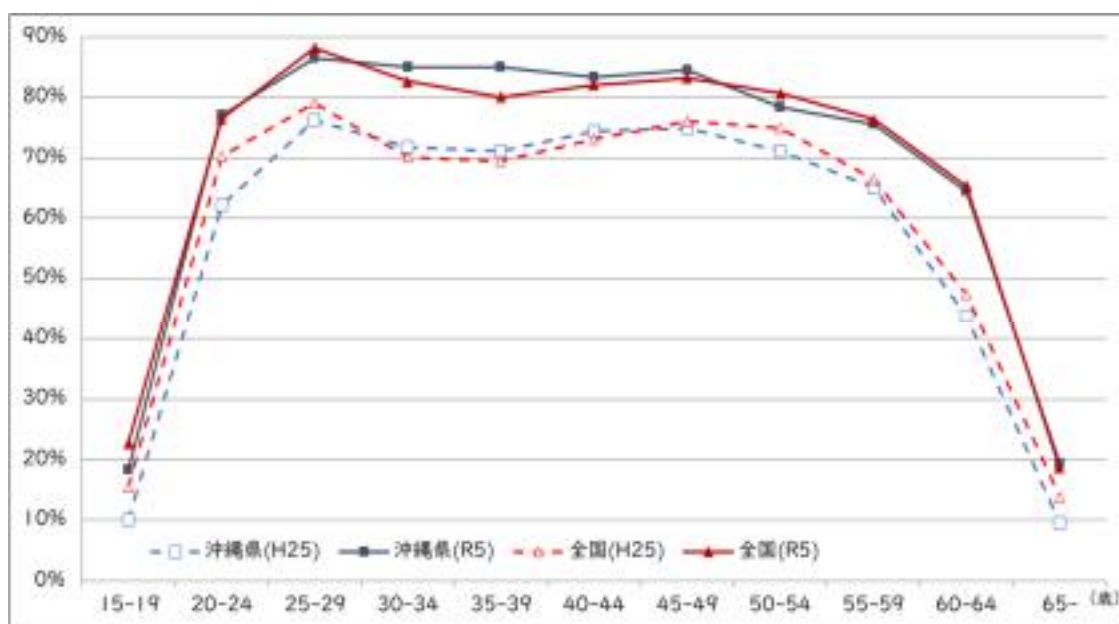
7

8

9

10

図表 3-25 女性の年齢階級別労働参加率



11

出典：労働力調査（総務省、沖縄県企画部）

12

13

⑤ ひとり親世帯の雇用環境

14

15

16

ひとり親世帯の年間就労収入について、母子世帯における母親自身の年間収入は、平成30年（2018年）の187万円から令和5年（2023年）の233万円と19.7%の増、父子世帯における父親自身の年間収入は、平成30年（2018

年)の271万円から令和5年(2023年)の299万円と9.4%増と、いずれの世帯も増加しています(図表3-26)。

図表3-26 ひとり親世帯の自身の年間就労収入

	母子世帯			父子世帯		
	前回 (沖縄:H30、全国:H28)	今回 (沖縄:R5、全国:R3)	前回調査比	前回 (沖縄:H30、全国:H28)	今回 (沖縄:R5、全国:R3)	前回調査比
沖縄	187万円	233万円	19.7%	271万円	299万円	9.4%
全国	200万円	236万円	15.3%	398万円	496万円	19.8%
全国比	-6.5%	-1.3%	5.2%	-31.9%	-39.7%	-7.8%

出典：沖縄県ひとり親世帯等実態調査（沖縄県子ども未来部）、全国ひとり親世帯等調査（厚生労働省）

ひとり親世帯の正規雇用率の割合について、平成30年(2018年)の51.3%から令和5年(2023年)は51.7%と横ばいとなっています。母子世帯は、平成30年(2018年)の49.8%から令和5年(2023年)は50.2%、父子世帯は、平成30年(2018年)の59.1%から令和5年(2023年)は61.5%となっています(図表3-27)。

図表3-27 ひとり親世帯の正規雇用率の割合

	沖縄			全国		
	H30	R5	前回調査比	H28	R3	前回調査比
母子世帯	49.8%	50.2%	0.4%	44.2%	48.8%	4.6%
父子世帯	59.1%	61.5%	2.4%	68.2%	69.9%	1.7%
計	51.3%	51.7%	0.4%	48.3%	51.2%	2.9%

出典：沖縄県ひとり親世帯等実態調査（沖縄県子ども未来部）、全国ひとり親世帯等調査（厚生労働省）

イ 課題

経済的な困窮により、保護者が、社会的な孤立や生活上の困難、家庭で子どもと接するゆとりが持てないなどの問題を抱えていることが多いため、福祉・雇用・教育・医療等の各分野の関係機関と連携し、生活に関する相談、保護者への就労や学び直しの支援に取り組む必要があります。

ひとり親家庭等の家計の改善については、所得水準の高い職種等への就職・転職やキャリアアップのためのスキル習得等の機会を充実させ、就労支援と組み合わせた取組を拡充する必要があります。

正規雇用を推進する（推進しようとする）企業の求める支援等について把握、分析し、検討する必要があるほか、正規雇用化をはじめとした従業員の待遇改善等に取り組む、その効果を所得の向上につなげていく必要があります。

保護者が、子育てしながら安心して働き続けられるよう、長時間労働の是正

1 や休暇の取得促進等、ワーク・ライフ・バランスの推進に一層取り組む必要が
2 あります。

3

4

4 困難を抱えるこども・若者及び若年者の就労等状況の現状と課題

(1) こども・若者育成に係る本県の取組

日本国憲法及びこどもの権利条約にのっとり、総合的なこども・若者育成支援施策を推進することを目的とした子ども・若者育成支援推進法が平成 22（2010 年）年 4 月に施行され、同法に基づき平成 25 年（2013 年）1 月に「沖縄県子ども・若者支援地域協議会」を、平成 26 年（2014 年）10 月に「沖縄県子ども・若者総合相談センター」として「沖縄県子ども若者みらい相談プラザ sorae（ソラエ）」を設置し、従前からの教育、福祉、保健、医療、矯正、更生・保護、雇用等の分野縦割りの取組に「こども・若者の育成」という横串を入れ、分野を超えた連携・協働を進めてきたところです。

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化、経済格差の広がり等により家庭や地域社会における養育力の低下が指摘され、とりわけ本県では、こどもの貧困が深刻な状況にあること、ひとり親家庭や若年出産が多いことなどから、保護者が子育てに関する悩みを抱える傾向があります。十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされた結果、虐待に至ることがあるという認識の下、こどもの権利を普及啓発し、社会全体でこどもの権利と虐待防止の理解を深め、その取組を推進し、虐待からこどもを断固として守り、こどもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、令和 2 年（2020 年）3 月に子どもの権利尊重条例を制定しました。

(2) 困難を抱えるこども・若者の現状と課題

ア 現状

① 児童虐待相談対応件数

児童相談所における児童虐待の相談対応件数は、沖縄県では、児童虐待防止法が施行された平成 12 年度（2000 年度）の 275 件（全国 1 万 7,725 件）から、その後、児童虐待防止法の改正等に伴い、児童虐待の定義が拡大されたこと等により、令和 4 年度（2022 年度）は 2,585 件（全国 21 万 4,843 件）となり、平成 12 年度（2000 年度）と比べて約 9.4 倍（全国約 12.1 倍）となっています（図表 4-1）。

図表 4-1 児童相談所での児童虐待相談対応件数の推移



出典：福祉行政報告例（厚生労働省）

② 社会的養護児童数（入所施設措置児童）

社会的養護施設入所児童数は横ばいで推移しており、令和4年度（2022年度）は519人となっています（図表4-2）。

図表 4-2 社会的養護施設入所児童数の推移

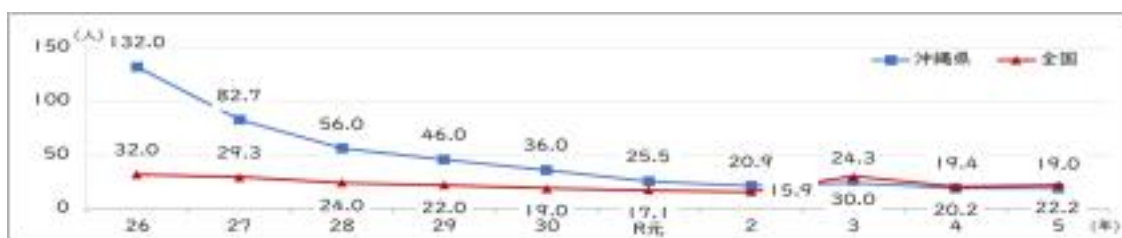
	H12	17	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3	4
児童養護施設	294	366	382	360	335	332	329	321	347	328	314	326	294	289	293
乳児院	21	21	21	15	15	13	13	14	17	17	10	10	10	9	14
里親	73	103	108	117	121	118	131	142	153	142	132	133	144	138	145
ファミリーホーム	0	0	44	56	56	51	50	41	47	46	40	43	33	40	37
児童自立支援施設	17	28	20	23	30	25	16	12	10	18	6	9	19	19	7
児童心理治療施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	26	21	22	23
計	405	518	575	571	557	539	539	530	574	551	516	547	521	517	519

出典：福祉行政報告例（厚生労働省）

③ 不良行為少年補導人員及び刑法犯に占める少年の割合

沖縄県における不良行為少年補導人員（19歳以下）は年々減少傾向にあり、平成26年（2014年）は43,403人で千人当たり132.0人（全国32.0人）となっていました。令和5年（2023年）は4,383人で千人当たり19.0人（全国22.2人）と大幅に減少しています（図表4-3）。

図表 4-3 19歳以下の少年人口千人当たりの不良行為少年補導人員の推移



出典：沖縄県警察本部調べ

県内の成人を含めた全刑法犯検挙・補導人員に占める少年の割合は、平成26年以降、おおむね減少傾向にあります。令和5年における全刑法犯検挙・補導人員3,284人に占める少年の割合は22.5%で、前年に比べて5.2ポイント増加しているほか、全国平均を8.7ポイント上回り、全国で最も高い割合となっています（図表4-4）。

図表4-4 刑法犯に占める少年の割合

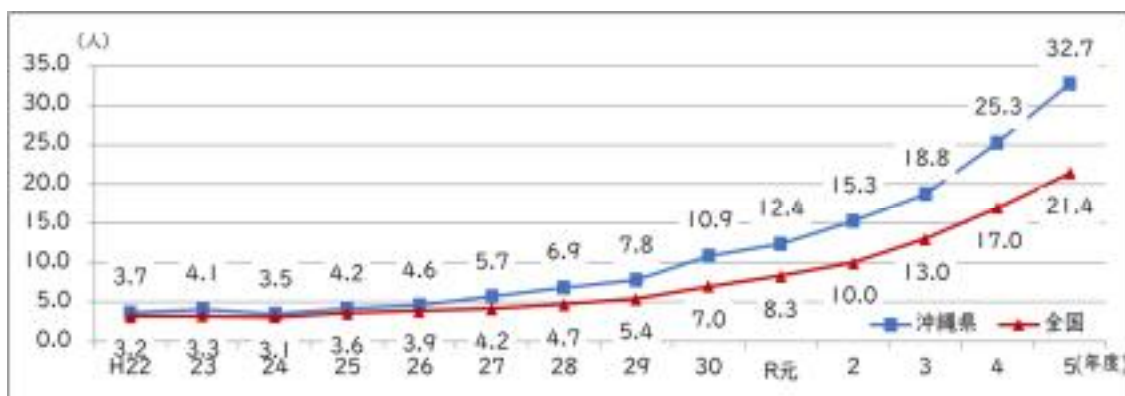


出典：沖縄県警察本部調べ

④ 不登校児童生徒数

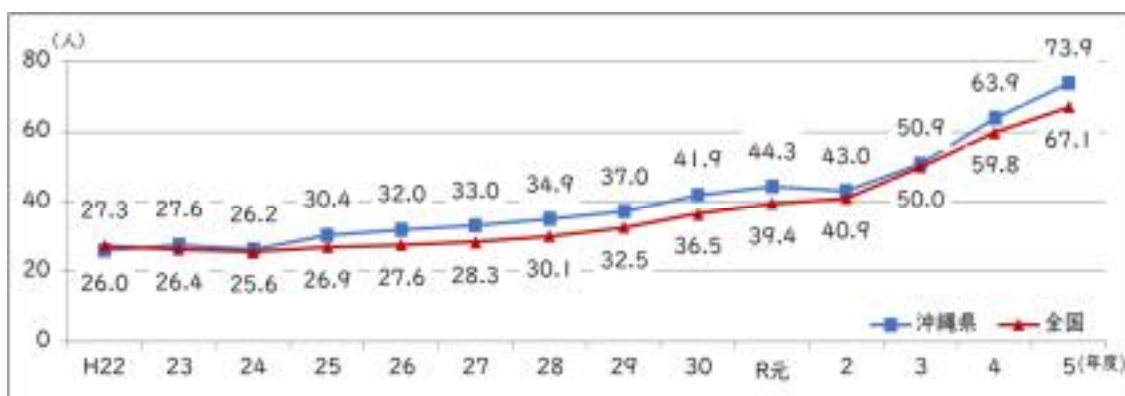
令和5年度（2023年度）の沖縄県の小学校における不登校児童数は3,284人で千人当たり32.7人（全国21.4人）（図表4-5）、中学校における不登校生徒数は3,729人で千人当たり73.9人（全国67.1人）（図表4-6）となっており、全国、沖縄県ともに過去最多を更新しています。

図表 4-5 児童千人当たりの不登校児童数（小学校）



出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（平成 22～27 年度））（文部科学省）

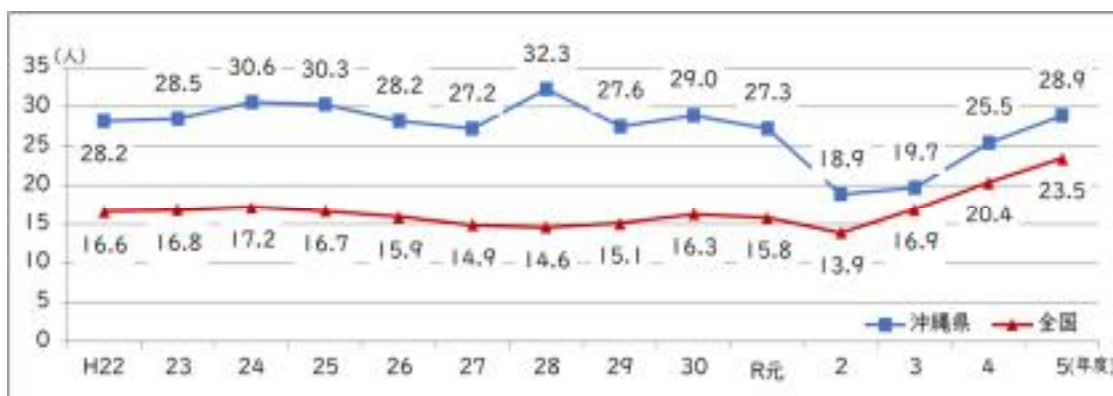
図表 4-6 生徒千人当たりの不登校生徒数（中学校）



出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（平成 22～27 年度））（文部科学省）

沖縄県の高等学校における令和 5 年度（2023 年度）の不登校生徒数は 1,227 人で千人当たり 28.9 人（全国 23.5 人）となっており、全国的に増加傾向となっています（図表 4-7）。また、中途退学率は令和 5 年度（2023 年度）1.9%（全国 1.5%）と、依然として全国を上回る水準となっています（図表 4-8）。

図表 4-7 生徒千人当たりの不登校生徒数（国公私立高等学校）



出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（平成 22～27 年度））（文部科学省）

図表 4-8 高等学校の中途退学率



出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（平成 22～27 年度））（文部科学省）

⑤ 進路未決定率

沖縄県における中学校卒業後の進路未決定率は、平成 12 年（2000 年）3 月卒業生 5.5%（全国 1.4%）から、令和 6 年（2024 年）3 月卒業生 1.8%（全国 0.8%）となり、減少傾向にありますが、全国の 2 倍近くの水準となっています（図表 4-9）。

図表 4-9 中学校卒業後の進路未決定率



出典：学校基本調査（文部科学省）

沖縄県における高等学校卒業後の進路未決定率は、平成12年（2000年）3月卒業者 29.0%（全国 10.0%）から、令和6年（2024年）3月卒業者 10.7%（全国 4.5%）となり、減少傾向にあります。全国的に2倍以上の水準となっています（図表4-10）。

図表 4-10 高等学校卒業後の進路未決定率



出典：学校基本調査（文部科学省）

⑥ ひきこもり者数

令和4年度（2022年度）に実施された内閣府の「こども・若者の意識と生活に関する調査結果」によると広義のひきこもり群の割合が15歳～39歳で2.05%、40歳～64歳が2.02%となっており、全国推計数は146万人で、前回調査から増加がみられます。沖縄県においては、15歳～39歳で約8,000人、40歳～64歳で約9,700人と合計約1万7,700人が広義のひきこもり群と推計されます。

国におけるひきこもり支援施策として、平成21年度（2009年度）から都道府県に「ひきこもり地域支援センター」創設事業をスタートさせ、本県においても平成28年（2016年）10月に「沖縄県ひきこもり専門支援センター」を設置したところです。また、より身近な市町村においても相談窓口が設置

されております。

⑦ 沖縄県子ども・若者総合相談センターにおける相談状況

沖縄県子ども・若者総合相談センター（沖縄県子ども若者みらい相談プラザ sorae）では、ニート、ひきこもり、不登校等の社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者に関する様々な相談に対応し、困難を有するこども・若者の個別の状況に応じて適切な支援機関につなぐ役割を担うほか、必要な助言や情報提供を行っています。

不登校に関する相談が全体の4割程度と最も多く、ニートやひきこもりに関する相談も、2割弱となっています（図表 4-11）。

図表 4-11 子ども若者みらい相談プラザ sorae 相談者の主訴内容

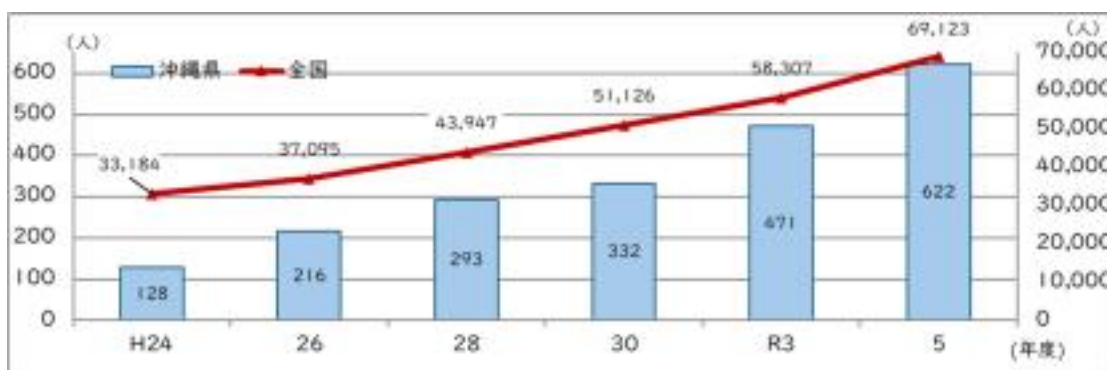
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
不登校	299 (36.6%)	221 (37.9%)	245 (39.2%)	285 (42.2%)	281 (38.4%)
ニート	58 (7.1%)	58 (9.9%)	54 (8.6%)	58 (8.6%)	50 (6.8%)
ひきこもり	53 (6.5%)	45 (7.7%)	55 (8.8%)	51 (7.6%)	59 (8.1%)
その他	406 (49.8%)	259 (44.4%)	271 (43.4%)	281 (41.6%)	342 (46.7%)
計	816	583	625	675	732

出典：沖縄県子ども若者みらい相談プラザ sorae 業務実績報告書（沖縄県こども未来部）

⑧ 日本語指導が必要な児童生徒数

日本語指導が必要な児童生徒数については増加傾向にあり、令和5年度は622人（全国 69,123人）となっています（図表 4-12）。

図表 4-12 日本語指導が必要な児童生徒数の推移

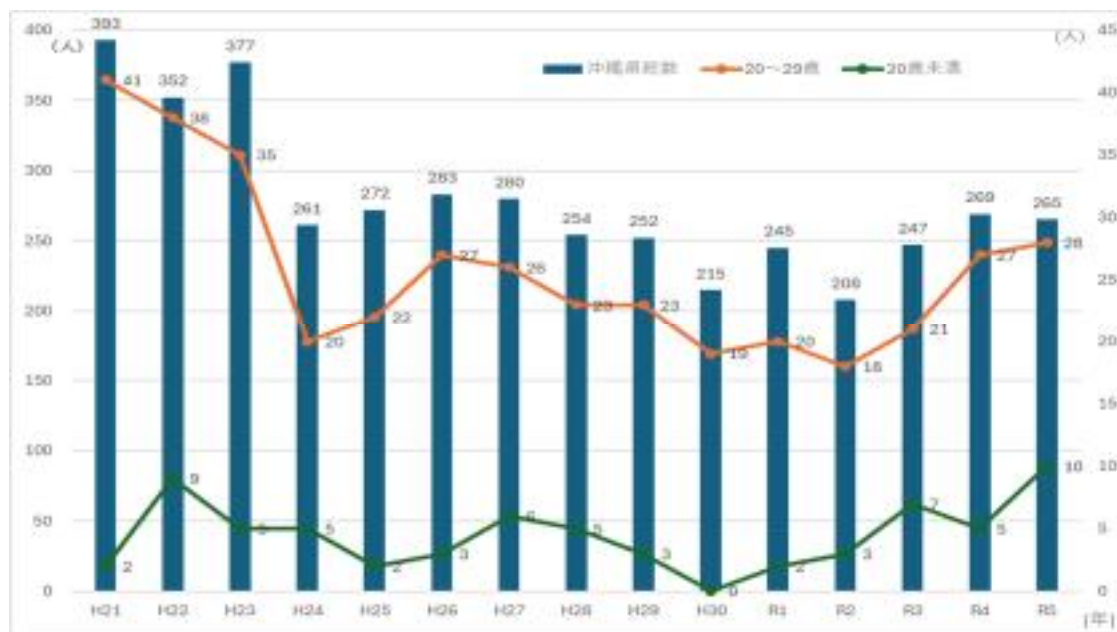


出典：日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（文部科学省）

⑨ こども・若者の自殺者数

沖縄県のこども・若者（30歳未満）の自殺者数は、平成24年以降減少して推移していましたが、20歳未満は平成30年以降、20歳代（20歳～30歳未満）は令和2年以降増加傾向にあります（図表4-13）。

図表 4-13 自殺者数の推移



出典：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

イ 課題

児童虐待については、育児不安や経済的困窮、地域での孤立化など、家庭が持つ様々な問題が要因となって発生することから、児童虐待の未然防止及び早期発見・早期対応に取り組むため、児童相談所や市町村要保護児童対策地域協議会の体制強化を図る必要があります。また、こどもの権利と児童虐待防止についての理解を社会全体で深めていく必要があります。

学校を退学した生徒等について、個人情報の問題から外部機関へ連絡先等の情報提供が困難です。退学を選択する生徒等の状況に応じてハローワークへの求職登録や地域若者サポートステーションへの接続、各支援機関へつなげるための取組が必要です。

いじめ、不登校など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけ、支援を行うスクールソーシャルワーカーの配置拡充に努めていく必要があります。そのため、支援が必要な家庭の児童生徒を早期に福祉等の関係機関につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーの配置拡充を国に要望すると

ともに、市町村配置のスクールソーシャルワーカーとも連携を図っていく必要があります。

「沖縄県子どもの貧困対策に関する最終評価報告書（令和3年11月）」によると、課題を抱える児童生徒の背景・要因が、発達障害、保護者の養育能力、いじめや友人関係等、複数の要因が重なる場合があり、専門的なアセスメントが必要とされるため、スクールカウンセラーの相談人員及び相談時間の拡充に努めていく必要があります。

不登校の予兆のある気になるこども及び不登校状態のこどもへの支援に加え、就学に悩んでいるこどもへの相談取組体制の充実を図るため、就学継続を支援する支援員（心理系・福祉系等）を配置し、校内におけるこどもの相談支援や家庭へのアウトリーチ・関係機関への接続等の支援を学校と協働で取り組む必要があります。

複合的な問題や課題を抱えるこども・若者を支援するため、ハローワーク、地域若者サポートステーション、NPO等の地域の支援機関との連携強化が必要です。

困難を有するこども・若者に対しては、各関係機関が連携し、効果的かつ円滑な支援を図るため、子ども・若者支援地域協議会の設置を促進する必要があります。

離島地域から高校進学等で島を離れたこどもは新しい環境に適応する際に、様々な困難を抱えやすい傾向があるため、各関係機関が連携を図り支援していく必要があります。

児童養護施設等を退所するこどもが、夢や希望へ挑戦し自立へとつなげていくため、生活や就労の支援を行うなどアフターケアを推進する必要があります。

県内に居住する外国につながるこどもと家族が、支援制度の情報を得ることができず、受けることができる必要な支援につながっていない状況があることから、やさしい日本語や多言語による情報提供や、支援機関との連携による情報提供が必要となります。

こども・若者が、誰も自殺に追い込まれることのないよう、予防のための教育、自殺リスクの早期発見、相談体制の強化など、生きることの包括的な支援が必要となります。

(3) 若年者の就労等状況の現状と課題

ア 現状

① 若年者の就職・離職の状況

沖縄県における新規学卒者内定率は、高卒は、平成22年（2010年）3月卒業者81.8%（全国97.2%）から、令和6年（2024年）3月卒業者99.6%

(全国 99.6%) となり (図表 4-14)、大卒は、平成 22 年 (2010 年) 3 月卒業
者 55.6% (全国 91.8%) から、令和 6 年 (2024 年) 3 月卒業生 89.9% (全
国 98.1%) と改善しています (図表 4-15)。

図表 4-14 新規高卒者の就職内定率



出典：学卒業務報告 (沖縄労働局)

図表 4-15 新規大卒者の就職内定率



出典：学卒業務報告 (沖縄労働局)

沖縄県における新規学卒者の 1 年目離職率は、高卒は、平成 22 年 (2010
年) 3 月卒業生 29.5% (全国 19.5%) から、令和 5 年 (2023 年) 3 月卒業生
26.4% (全国 17.4%) となり (図表 4-16)、大卒は、平成 22 年 (2010 年) 3
月卒業生 25.2% (全国 12.5%) から、令和 5 年 (2023 年) 3 月卒業生
14.8% (全国 10.9%) となり、かつてよりは改善しているものの、この数年
は高くなっています (図表 4-17)。

図表 4-16 新規学卒者の1年目離職率（高卒）



出典：新規学卒就職者の離職状況（沖縄労働局）

図表 4-17 新規学卒者の1年目離職率（大卒）



出典：新規学卒就職者の離職状況（沖縄労働局）

② 若年無業者の割合

沖縄県における令和5年（2023年）の若年人口（15～34歳）に占める若年無業者の割合は2.9%（全国2.4%）で、全国に比べてやや高くなっています（図表4-18）。

図表 4-18 若年無業者の割合



出典：労働力調査（総務省、沖縄県企画部）

1 **イ 課題**

2 高等学校・大学等の就職内定率は、全国と比べて低く、高卒・大卒者の無業
3 者率、離職率も高い状況にあります。自分の個性・特性・性格・能力等を活か
4 した職業を探す力を育むためには、幼児期には「人とかかわること」、小学校
5 段階では「将来の夢を描くことができる」、中学校段階では「自己理解に基づ
6 く進路選択ができる」、高校段階では「社会に出る準備ができている」という
7 ように、発達段階に応じたキャリア教育の体系的な取組を行うとともに、早い
8 時期からの職業観の育成や就労意識の向上を図る必要があります。

9 離職を余儀なくされた方や長期失業等による就職困難者に対する就職・生活
10 支援を実施する必要があります。

11 支援体制が薄く、つながりにくかった義務教育終了後の若年者について、悩
12 みや不安を抱えていても自らが望む選択ができるよう、一人ひとりの状況に応
13 じて就学・就労等の自立につながる支援に取り組む必要があります。

14 企業側では正規雇用化や採用後の人材育成、若年者が安心して働き続けられ
15 る就業環境の整備を行う必要があります。また、ミスマッチ解消に向けて求職
16 者にとって分かりやすい企業情報の積極的な発信を行う必要があります。

第3章 こども施策に関する重要施策

1 ライフステージを通した重要施策

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

こども・若者は、心身の発達の過程にあっても、生まれながらに権利の主体です。こどもまんなか社会の実現に向けては、こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る必要があります。そのためには、こども・若者が、自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学ぶことに加え、こどもに関わるおとなを含め、社会全体がこども・若者を権利の主体として認識し、こども・若者の自己選択・自己決定・自己実現を後押しすることが必要です。

このため、次に掲げる施策に取り組みます。

ア こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

① こどもの権利に関する周知・啓発

すべてのこども・若者に対し、県ホームページや県政出前講座等を通して、こども基本法や本計画の理念や内容について、理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、こどもの権利条約の認知度を把握しつつ、その趣旨や内容についての普及啓発に民間団体等とも連携して取り組むことにより、こども・若者が権利の主体であることを広く周知します。

こども・若者が権利の主体であることについて、こども・若者や子育て当事者、教育・保育に携わる者を始めとするすべてのおとなに対して、情報提供や研修等を通して幅広く周知するとともに、県全体で共有を図ります。

② 人権教育の推進

学校において、人権教育に関する講話、体験活動への支援等により人権・道徳教育を充実させるとともに、研修等を実施することにより教職員の人権意識を高めるなど、学校における人権教育の推進に取り組みます。

③ こどもの権利侵害に対する相談・救済する仕組みの構築

こどものあらゆる権利が侵害されることがないように、子どもの権利尊重条例の更なる普及啓発に取り組み県民の理解を深めるとともに、各種相談窓口の周知及び連携強化を図ります。

こどもの権利擁護に関わる既存の調査審議機関（社会福祉審議会等）の権

能や役割、所掌範囲等を踏まえ、こどもの権利が侵害された場合の救済機関の設置に向けて取り組みます。

(2) 多様な遊びや体験、こども・若者が活躍できる機会づくり

こども・若者の健やかな成長の原点は、遊びや体験活動にあり、年齢や発達の程度に応じ、地域や成育環境によって格差が生じないように配慮しつつ、多様な遊びや体験の機会・場を創出することが必要です。

また、こども・若者が、一人ひとり異なる個性を伸ばし、それぞれの未来を切り開いていけるよう、多様な価値観、文化、人との交流や、それぞれの活躍につながる多様な教育の機会を創出する必要があります。

さらに、こども・若者が性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、ジェンダー平等や性の多様性の理念を推進すること、また、こどものうちから生じる、性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消を図るなど、教育・学習の充実を図り、社会全体で広く理解を深める必要があります。

このため、遊びや体験活動の推進、こどもまんなかまちづくり、こども・若者が活躍できる機会づくり、こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップ（男女の性差によって生じる社会的な格差）の解消に取り組みます。

ア 遊びや体験活動の推進



健やかな成長につながる、多様な遊びや体験活動の機会・場を創出するため、次に掲げる施策を推進します。

一人ひとりの違いを認め合い、他人を思いやることのできる豊かな感性に満ちあふれ、沖縄らしい個性を持った人づくりに向けて、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、福祉教育や、地域の自然環境、歴史、伝統文化、芸術に触れる体験活動、ボランティア活動、スポーツ活動等を推進するほか、学校・地域における自然体験学習や読書活動等の多様な学習活動の充実に取り組みます。また、「沖縄県ボランティア・市民活動支援センター」への支援を通して、市町村ボランティアセンターにおいて実践している地域・学校における福祉教育、ボランティア学習の推進を図ります。

幅広い世代の住民が交流し、その地域の身近な学習の場として多様なニーズに応えられるよう、公民館、図書館、青少年教育施設、児童館等の地域コミュニティの核となる社会教育施設の学習環境の充実や、社会教育指導者等の資質向上等に取り組むとともに、沖縄県立博物館・美術館による「移動博物館」の実施や沖縄の自然・歴史・文化・芸術と結び付いた体験学習を通して、人々の心に潤いを与え、生きがいをもたらし、人々の交流を生み出す文化・

芸術活動の推進に取り組みます。

イ こどもまんなかまちづくり



こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものためのまちづくりを推進するため、こどもや子育て当事者等、誰もが身近な場所で充実した活動ができるよう、こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民の交流機会を生み出す空間の創出に資する都市公園整備事業等に取り組みます。また、既存公共施設及び公用施設において、こども・子育て支援機能の強化及びユニバーサルデザイン化のため、沖縄県公共施設等総合管理計画に基づく各個別施設計画等において必要な対応を定め、施設整備に取り組みます。

ウ こども・若者が活躍できる機会づくり

こども・若者が、一人ひとり異なる個性を伸ばし、それぞれの未来を切り開いていけるよう、多様な価値観、文化、人との交流や、それぞれの活躍につながる多様な教育の機会を創出するため、次に掲げる施策を推進します。

① キャリア教育の推進



こども・若者が、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくため、一人ひとりが社会的・職業的な自立に向けた目的意識を持って、様々な人と協働し、社会を支える自立した人材となるよう、幼児期からの発達段階に合わせた体系的なキャリア教育の推進に取り組みます。

学校での学びと社会とのつながりを意識できるよう、地域・企業等と連携した体験的活動を通じた学びを実践し、「キャリア・パスポート」を活用して学びをつなぐことで、「人間関係形成・社会形成能力：かかわる力」、「自己理解・自己管理能力：ふり返る力」、「課題対応力：やりぬく力」、「キャリアプランニング能力：みとおす力」の育成に取り組みます。

② 自国文化・異文化理解、国際交流等の推進



グローバル化が進展する現代社会においては、多様な文化、価値観を持つ多種多様な人々との接点が多くなることから、異なる言語や多様な文化、価値観を正しく理解し、互いを尊重する国際理解教育の充実と多文化共生の考え方に基づく教育の充実、外国語によるコミュニケーション能力の向上に取り組むとともに、県内に居住する外国につながるこどもや家族のためのやさしい日本語の活用に取り組みます。

外国と深い関わりのある沖縄科学技術大学院大学（以下「OIST」という。）やJICA沖縄等との連携や、多様な分野における諸外国への留学や

研修生の海外派遣、帰国・外国人児童生徒等の円滑な受入などにより、県系人社会を含めた国際交流の充実を図り、国際的な視野を持ち、創造性豊かでグローバルに活躍できる人材の育成に取り組みます。

多様化・複雑化する社会ニーズに対応できる人材を育成するため、外国語教育に携わる教員の専門性・技能向上に加え、外国語指導助手（ALT）の活用や小中高大が連携した英語教育研究の実践により、学校教育における外国語教育の充実改善に取り組みます。

③ 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進



持続可能な社会の創り手の育成を目ざし、SDGs実現の担い手に必要な資質・能力の向上を図る取組に対する支援を実施します。身近な地域の暮らしを学習する中で、こどもが、平和、環境、国際理解、エネルギー、人権学習等の持続可能な発展に関わる諸問題に関心を持ち、こども自身で考え、実践につなげる教育（ESD）の推進に取り組みます。

④ 理科系教育やアントレプレナーシップ教育、STEAM教育等の推進



経済のグローバル化、AIやIoT等の先端技術による第4次産業革命など、社会経済情勢の変化に対応し、経済を牽引できる人材の育成に向けて、科学技術教育の基礎となる理科教育並びに算数・数学教育のための各種設備を整備し、科学・理数教育の推進に取り組むとともに、学校教育の様々な教科の中でICTを活用した学習活動を推進するほか、小学校からプログラミング教育や情報モラル教育を進め、情報活用能力の向上に取り組みます。

高等教育機関との連携により、将来、国際的に活躍し得る科学技術人材の育成に資するスーパーサイエンスハイスクール（SSH）指定校に対する支援に取り組むほか、民間事業者との連携により科学作品展の開催に取り組みます。

科学の楽しさや面白さを体験できる機会を増やし、科学に対する興味を引き出し、それを伸ばしていくため、OISTを含む県内大学等の高等教育機関、県内研究機関、企業等との連携により、こどもが科学に触れあう機会の創出やこどもの成長段階に応じた多様な科学教育プログラムの実施等に取り組みます。

市場規模が小さく大企業が育ちにくい本県において、新事業・新産業が創出される環境を整えるためには、革新的な技術やビジネスモデルで世界に新しい価値を生むスタートアップの創出を促進する必要があり、スタートアップを創出するためには、それを担う起業家人材の育成が重要であることから、

大学や企業、起業家等との連携により、起業家マインドを有する人材を継続的に輩出・育成する仕組みの構築に取り組みます。

新たなビジネスやイノベーションを生み出す技術シーズの担い手として、大学等の研究・教育機関の役割は重要であることから、大学等の研究・教育機関においても起業家マインドの育成を行います。

⑤ 生涯学習の取組推進

県民の多様化・高度化する学習ニーズに対応するため、各種関係機関が連携・協働しながら、こどもや高齢者、障害者など誰もが生涯にわたり学び続けることができるよう、地域コミュニティを中心とした生涯学習機会の充実に取り組みます。

離島や遠隔地等の場所を問わず、学びたいときに自発的に学べる環境づくりに向けて、おきなわ県民カレッジ講座の実施やICT等の技術を活用した遠隔講義配信システムの利用促進等に取り組みます。

⑥ 特定分野に特異な才能のあるこどもへの応援

県内トップアスリートの競技力向上や県民の積極的なスポーツへの参画と主体的、活動的、健康的な生き方であるアクティブライフの推進を図るため、小学校から社会人までの一貫した指導体制の充実や各競技団体による主体的な課題解決の支援に取り組みます。

県外チームの招聘や県外での強化試合の推進、コーチ等の招聘、専門的な知識・技能や高いコーチング能力に加え、コミュニケーションスキルの習得など、多様なニーズに的確に対応できる指導者の養成・確保、競技団体及び中体連・高体連と連携した少年種別の継続した強化支援等により、競技力の向上やトップアスリートの育成に取り組みます。

文学、音楽、美術、演劇、舞踊、メディア芸術など、県民の主体的・創造的な芸術文化活動による新たな文化芸術の創出を促進するほか、本県の文化芸術の発展を担う人材の育成に取り組みます。

幅広い芸術を専門的に学ぶ教育機関である沖縄県立芸術大学については、様々な学生が心身ともに充実した学生生活を送り、意欲的に学修に取り組むことができるよう、学修支援、生活支援等の学生へのきめ細かな支援体制を整備するほか、学生が個性や能力を生かし希望した進路に進むことができるよう、キャリア支援を推進します。

⑦ 在留外国人のこどもや海外から帰国したこどもへの支援

公立の小中学校において、日本語指導が必要な児童生徒に対応するため、

日本語指導に対応する教職員を配置するとともに、日本語指導に係る教員研修等に取り組みます。

県立高等学校及び特別支援学校においては、日本語指導支援員の配置又は派遣を行い就学継続及び社会的自立を支援するとともに、日本語による意思疎通が困難な保護者に母語支援員を派遣し、学習や進学、就職などについての相談支援に取り組みます。

幼児教育施設においては、市町村が地域の実情に応じて外国籍等のこどもの受入体制の整備等を行うことが求められることから、先進的な取組事例の共有を図ります。

エ こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

こども・若者が性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、ジェンダー平等や性の多様性の理念を推進する教育・学習の充実を図り、社会全体で広く理解を深めるため、次に掲げる施策を推進します。

① 教育を通じた男女共同参画の推進

男女共同参画の重要性について、一人ひとりが自分ごととして認識し、意識の改革が図られるよう、対象やテーマ、年代に応じ、効果的な手法を用いてわかりやすく受け入れられやすい広報・啓発を進めるほか、男女の様々な問題の相談に取り組みます。

人権の尊重、ジェンダー平等、男女相互の理解とよりよい関係の構築などの人権教育や男女共同参画の重要性について、児童生徒の発達段階に応じ、社会科、家庭科、情報科、特別の教科道徳、特別活動等の学校教育全体を通じた教科横断的な取組の充実を図るほか、関係機関等と連携し、外部人材を活用した学習活動を推進します。

児童生徒の夢や希望を育み、時代の変化に力強くかつ柔軟に対応し、主体的に生きることができる自立した社会人・職業人の育成を図るため、学校における各教科・科目、特別活動等での学びや地域・産業界の協力を得た体験活動等を通し、児童生徒の発達段階に応じて、男女共同参画の視点に立ったキャリア教育を推進するとともに、沖縄県男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する現状の課題等を抽出し、多様な講座を開催するほか、学校、市町村と連携して男女共同参画の視点に立ったキャリア教育や学習機会の充実を図ります。

児童生徒に対する人権尊重や男女共同参画社会についての正しい教育・指導を促進するため、教職員に対する研修を推進します。



② 性の多様性に関する理解促進、啓発

「沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）」及び「沖縄県差別のない社会づくり条例」に基づき、性の多様性への理解を促進するための啓発活動や性の多様性に関する多様な悩みに対応するための相談事業などに取り組みます。

性の多様性に関する理解促進にあたり、専門的な知見や学生の視点を活かした取組を実施するため、県内大学など関係機関と連携を図ります。

③ 理工系分野に進学する女子生徒への就学支援の取組

スーパーサイエンスハイスクール（SSH）指定校において、理工系分野に進学する女子生徒の育成につなげるため、高大連携事業にて先端科学に係る研修を実施するほか、講師として第一線で活躍している女性研究者を招聘し、理工系分野における女性の重要な貢献を強調し、女子生徒に対して、科学におけるキャリアを目指す具体的なロールモデルの普及、啓発に取り組みます。

④ 固定的な性別役割分担意識の解消

男女共同参画の意義についての理解を促進するとともに、性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）への気づきや、性別に関わりなく家事、育児、介護などを協力して行うこと等についての意識啓発に取り組みます。

(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

こどもにとって良好な成育環境を確保するため、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、妊娠前の健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進するとともに、こどもの成長や発達に関する正しい知識の普及や、困難を抱える場合の適切な支援を行う必要があります。

また、慢性疾病や難病を抱えるこども・若者の成育環境を確保するため、経済的負担を含めた支援を行う必要があります。

このため、プレコンセプションケアを含む成育医療等の推進、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援に取り組みます。

ア プレコンセプションケアを含む成育医療等の推進

こどもにとって良好な成育環境を確保するため、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、妊娠前の健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進するとともに、こどもの成長や発達に関する正しい知識の普及

や、困難を抱える場合の適切な支援を行うため、次に掲げる施策を推進します。

① 性等に関する正しい知識の習得とプレコンセプションケアの推進

将来の健やかな妊娠や出産につなげ、産まれてくる子どもを含む家族がより健康な生活を送れるよう、性や妊娠に関する正しい知識を身に付けるため、学校、家庭、医療機関、市町村などが連携を強化し、思春期保健の取組や発達段階に応じた性に関する指導の充実に取り組むとともに、妊娠、出産、子育てに関する健康教育を実施します。

健康の悩み等に関する学校関係者向け研修や、性感染症、避妊や妊娠、不妊・不育等女性の悩みに医学的・心理的な側面からの相談支援に取り組みます。

② 妊産婦及び乳幼児への保健対策

妊婦の痩せ傾向や喫煙は低出生体重児出産と関連があり、妊婦自身の健康管理は安全な出産と子どもの健やかな発育に不可欠であることから、市町村における母子健康手帳交付時の保健指導の徹底、母親学級等における禁煙教育のほか、家庭での子育ての充実に向けて、保育所等における食育、生活習慣の重要性に関する取組の強化を支援するとともに、定期的な健康診査の受診促進などに取り組みます。

健康管理の充実や母子保健事業の質の向上等を図るため、国の動向を踏まえつつ、妊婦健診や乳幼児健診等母子保健事業についてデジタル化の促進に取り組みます。

③ 「健やか親子おきなわ21」を通じた普及啓発

成育過程にある子どもやその保護者並びに妊産婦に対し、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い関係分野において、必要な成育医療等を切れ目なく提供するため、「沖縄県成育医療計画（仮称）」に基づき、県民運動として、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現に向けて関係機関・団体が一体となって「健やか親子おきなわ21」に取り組むとともに、周産期医療や小児医療等の体制の充実、妊産婦や子どもに対する保健施策の推進に取り組みます。

学校において、中学校ではこれからの生活を展望した現在の生活、高校では生涯を見通した生活を見据え、保育所、幼稚園等への訪問や幼児ふれあい体験等の機会を創出する等、子育てに温かい社会づくり・気運の醸成を図ります。

④ 特定妊婦等への支援

支援を要する妊産婦が安心して出産し、また、出産後に母子家庭となり、地域で自立を目指す家庭が、自立と安定した生活に向けて総合的な支援が受けられるよう、母子生活支援施設の設置の促進及び広域利用化を図るとともに、宿泊型居場所の設置に取り組みます。

民間アパートを活用したひとり親家庭への総合的な生活支援等については、拠点事務所を中心とした取組の充実を図るとともに、その成果を踏まえ、関係市における類似事業の実施促進等に取り組みます。

イ 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

慢性疾病や難病を抱えるこども・若者の成育環境を確保するため、こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進するために医療費助成等の支援を行います。

治療が長期にわたる小児がん等の特定疾病については、患者家族の医療費自己負担の一部を助成し、経済的負担の軽減に取り組むとともに、専門性のある相談窓口を設置し、難病患者及びその家族の安定した療養生活の確保に取り組めます。

(4) 障害児支援・医療的ケア児等への支援

すべての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。

障害児の成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境をつくるためには、こどものライフステージに対応した切れ目のない、きめ細かな支援を提供することが必要です。そのため、福祉サービスの提供体制の確保のみならず、保健・医療・福祉・教育が密に連携し、できるだけ早期に障害を発見し、適切に対応することに加え、こどもの成長に応じて、療育や教育等に関わる機関が変化する場合においても、関係機関が連携を図り支援を継続していく体制の構築を進めていきます。

このため、次に掲げる施策を推進します。

ア 障害児支援・医療的ケア児等への支援

① 地域社会への参加・包容の推進、将来の自立・社会参加



障害者を含むすべての人が自由に社会参加できる地域社会を実現するため、福祉のまちづくりに寄与する事例の表彰や障害者への理解促進のための啓発活動を行い、関係機関と地域社会の共通理解と協力体制の整備等に取り組めます。

障害を理由とする差別の解消を図るため、広域相談専門員の配置や市町村相談員との連携体制を構築するなど、障害者の権利擁護を推進します。

発達障害に関する正しい知識と理解に向けた普及啓発については、世界自闭症啓発デーや発達障害啓発週間について全県的な取組を推進します。

② 障害や発達の特性の早期発見・把握

発達障害等は、早期に把握し、適切な支援につなげることがその後の発達や生活適応に大きな影響を及ぼし、特に5歳頃は個々の発達の特性が認知されやすい時期となっていることから、1歳6か月児健診及び3歳児健診に加え、5歳児健診に係る市町村の取組を促進するとともに、関係団体と連携しながら5歳児健診を担当する医師や心理士の確保に努めます。

健診実施後から就学前までに必要な支援につなげることができるよう、保健、医療、福祉、教育の各分野の関係機関が連携したフォローアップ体制を整備します。

③ 地域における支援体制の強化による個々の状況に応じた質の高い支援



障害児及びその家族が、身近な地域で必要な時に適切な障害福祉サービスが利用できるよう市町村と連携を図り、支援施策を推進するとともに、支援する事業所及び支援員のスキルの向上を図り、障害児及びその保護者等が安心して生活できるよう、様々な支援に取り組みます。

障害児等療育支援において、事業効果、課題、改善策等について関係者とともに調査・検討し、人材の活用・育成・確保・サービスの開発、実施施設と地域の関係機関との連携の強化、地域での療育機能の充実、県全体の療育機能との重層的な連携といった方向性で事業のあり方を検討し、その結果を事業実施において反映させていきます。

保育所や幼稚園、放課後児童クラブ等における発達障害児を含む障害児の受け入れを支援するため、看護師や支援員の配置等に係る財政的支援を行うとともに、保育所等職員の療育技術の向上や、特別な配慮を必要とする子どもに対する理解醸成のための研修の実施等、保育所等や家庭との連携促進に向けた取組を実施します。

市町村においては、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、児童発達支援センター等を設置し、支援体制を整備する必要がある、県においては市町村を包括する広域的な見地から市町村をサポートすることで、設置促進に取り組みます。

発達障害児への支援については、当事者やその家族、関係機関に対する専

門的情報の提供及び支援手法の提供に努め、発達障害についての適切な情報の周知を推進するため、支援を総合的に行う沖縄県発達障害者支援センターを拠点に、ライフステージに対応した支援を行えるよう、支援体制整備や人材育成のほか、個別支援ファイルの普及に取り組みます。

発達障害児及び保護者等が身近な地域で必要な支援が受けられるよう市町村等と連携し、医療・保健・福祉・教育・労働等の各分野の関係機関と協力し、地域支援体制の強化に取り組みます。

地域で発達障害の診療ができる医療機関の情報を提供し、スムーズに医療機関を受診できるよう支援するとともに、医療機関従事者向けの研修の実施等を通して、人材育成及び専門性の向上を図ります。

沖縄県発達障害児（者）支援機関連絡会議において、発達障害児に対する支援施策の進捗状況の確認や課題への対応策を協議し、支援施策を推進します。

④ 専門的支援が必要なこどもへの支援の強化

医療的ケア児が身近な地域で適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要であることから、県及び各圏域においては、関係機関等が連携を図るための協議の場を設置し、支援体制の構築に向けて取り組みます。なお、市町村における協議の場の設置については、早期設置が図られるよう市町村と連携を図ります。

医療的ケア児及びその家族等を総合的に支援する沖縄県医療的ケア児支援センターを拠点として、相談支援や情報提供、関係機関との連絡調整等に取り組むほか、総合的な支援体制の構築に向けて、すべての市町村にコーディネーターの配置を促進するとともに、コーディネーターの質の向上に取り組みます。

保育所等において医療的ケア児の受入を可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上に努めるため、市町村において医療的ケアに関する技能及び経験を有する保育士・看護師を配置し、保育所等への支援・助言や喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市町村における医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインの策定を促進します。

聴覚障害児を含む難聴児の支援に当たっては、保健、医療、教育等の関係機関との連携は重要であり、県は、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めるとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための

協議会の設置など、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実に努めます。

聴覚障害児が円滑に社会生活を営むことができるよう沖縄聴覚障害者情報センターへの手話通訳者の配置や各種研修事業を通じた県内手話通訳者・要約筆記者の養成に取り組むとともに、市町村における手話通訳者の設置を促進します。

⑤ インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組の推進

沖縄県特別支援教育推進計画を踏まえ、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進に向けて、連続性のある多様な学びの場を踏まえた就学支援、個に応じた指導や支援が図られるよう、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うための個別の教育支援計画の作成と活用、交流及び共同学習の推進、教職員の専門性の向上、特別支援教育コーディネーターの養成等に取り組むとともに、特別支援学校においては、地域のセンター的機能の充実に努めます。

⑥ 障害のある子ども・若者の生涯にわたる学習機会の充実

障害のある子どもに対して、小学校の早い段階からの適切な対応と個別の学習支援など、きめ細かな指導を促進するとともに、医療的ケアを必要とする子どもの安全・安心な学習環境づくりを推進します。

障害者等を含めて、国内外の優れた文化芸術を鑑賞できる機会を拡充し、文化創造活動の尊さや芸術の感動を体感できる環境づくりに取り組むとともに、こころの芸術・文化フェスティバル、身体障害者福祉展等の開催を通して、青少年や障害者等の文化活動の活性化に取り組みます。

⑦ 思春期支援から一般就労等への円滑な接続

障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、小・中学校、高等学校に準じた確かな学力の定着を図るとともに、教育課程の充実によりキャリア教育と就労支援を推進します。

企業や民間教育訓練機関等を活用し、就職を希望する障害者等への訓練の充実に取り組むほか、それぞれの特性に応じて、最も適した働く場へ円滑に移行し、安定して働き続けることができるように就労支援の充実に努め、障害者の職業的自立と雇用の促進に取り組むとともに、農福連携の推進など、障害者の工賃・賃金向上に取り組みます。

障害者雇用の促進については、関係機関等と連携しながら、企業開拓や定着支援を行うとともに、障害者雇用に関する情報提供や意識啓発、理解促進

等を図るなど、障害者が安心して働くことができる環境づくりに取り組みます。

⑧ 保護者やきょうだいへの支援



障害者やその家族、若い世代の介護者（ヤングケアラー）の社会的孤立を防ぐため、専門的なサービスや定期的な訪問等支援に迅速かつ適切につながるよう、市町村や各関係機関と課題等を共有し、地域生活支援拠点等の整備や、相談支援専門員の資質向上、障害福祉サービス制度の周知等に取り組みます。

発達障害のあるこどもの保護者や家族への支援を行うに当たっては、当事者会・親の会との連携を図りつつ、相談、情報提供及び助言等、身近な市町村での取組が重要になるため、ペアレント・プログラムやペアレント・トレーニングの講師や指導者を養成するとともに、その実施体制づくりや、保護者や家族等に対する支援について助言を行い、地域での体制整備を促していきます。

常時介護や医療的ケアが必要な障害児等について、在宅で介護を行う家族の負担を軽減し、安心して生活ができるよう、相談・訪問支援、レスパイト支援等の充実に努めます。

(5) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

こどもは、一人の人間として、また、自由かつ独立の人格を持った権利の主体として尊重され、最善の利益が考慮されなければならない本県の将来を担う大切な存在です。こどもの権利を侵害する虐待は、こどもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、決して許されるものではなく、また、虐待を受けたこどもや様々な事情で親の養育を受けることができない社会的養護の下にあるこどもは、健全な育成を保障される必要があります。さらに、家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負っているヤングケアラーについては、早期に発見し、支援につなげる必要があります。

このため、児童虐待防止対策と社会的養護の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援及びヤングケアラーへの支援に取り組みます。

ア 児童虐待防止対策と社会的養護の更なる強化

児童虐待を防止するため、人員体制の拡充や関係機関の連携体制の強化など、支援体制の構築を図るとともに、虐待により社会的養護の下に置かれることとなったこどもの権利を擁護するため、次に掲げる施策を推進します。

① 子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化

子育てに困難を抱える世帯を早期に把握し、支援につなげることで養育環境を整え、虐待リスク等の増加を未然に防ぐため、訪問支援員等が子育て家庭を訪問し、家事支援や養育支援、子育てに関する相談・助言等、必要な支援につなげる取組を促進します。

子育てに困難を抱える世帯で、より専門的な支援が必要な世帯への支援体制を構築するため、児童相談所、福祉事務所、保健、医療、教育、警察等の関係機関との連携を図ります。

児童虐待の未然防止を図るため、保護者が様々な事情で一時的にこどもを養育することが困難になった場合やこども自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、保護者に代わって一時的にこどもを預かり養育する事業（子育て短期支援事業）の積極的な実施に向けて市町村へ事業内容の周知や助言等の支援に取り組みます。

② こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会等との連携による虐待予防の取組強化

虐待の未然防止と早期発見に向けては、市町村の要保護児童対策地域協議会や、こども家庭センターの役割が重要であり、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う体制を整備するため、市町村におけるこども家庭センターの設置を促進します。

児童相談所に市町村支援担当の児童福祉司を配置し、要保護児童対策地域協議会の支援の充実を図るとともに、市町村と児童相談所職員との人事交流や研修を行い、連携の強化や市町村の児童相談窓口担当職員の資質向上に取り組めます。

児童虐待問題は社会全体で解決すべき問題であり、こどもや保護者に関わる関係機関及び県民に対して児童虐待に関する理解を深める必要があることから、こどもの教育・支援に関わるすべての職員への研修等の充実に取り組むとともに、毎年11月のこどもまんなか月間「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を中心に、様々な機会を通して広く県民へ周知する取組を推進します。

ドメスティックバイオレンス（DV）が存在する家庭のこどもに関しては、こどもに直接暴力が振るわれていない場合であっても、心理的虐待を受けている可能性が考えられるため、関係機関職員の研修等で周知を図ることで、児童虐待の未然防止及び早期発見につなげていきます。

③ 児童虐待防止対策等の更なる強化

児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、児童福祉司及び児童心理司の増員などによる児童相談所を中心とした相談支援体制並びに専門性の強化、機能の充実等に努めるとともに、市町村及び福祉・保健・医療・教育・警察等の関係機関との更なる連携強化に取り組んでいきます。

児童虐待に係る相談対応件数の増加に伴い、児童相談所の更なる体制強化が課題となっていることから、今後のあり方について検討していきます。

④ 一時保護所の環境改善、権利擁護の推進

一時保護所に入所したこどもの安心と安全の確保を図るため、一時保護所の職員に対し、こどもの権利擁護に対する意識の涵養及び適切な対応やケアの実施を目的とした研修を行います。

障害や医療的ケアが必要なこどもの受入体制の整備や、国籍、文化、宗教等による食習慣及び日課の違い等の尊重、学校への通学の実施など、こども一人ひとりの状況に合わせた適切な対応を行います。

児童相談所における適切な一時保護の実施を図るため、一時保護の際にこどもの意見又は意向を尊重し、こどもの最善の利益を考慮した上で措置や委託等を行うよう職員の意識向上を図るほか、意見表明等支援員（アドボケイト）が定期的に一時保護所を訪問し、こどもと関係性を築き、こどもの立場に立ってこどもの権利を守るために、こどもの意見形成を支援するとともに、こどもが意見表明する支援体制を構築していきます。

⑤ 親子関係の再構築支援の推進

虐待を行った親と虐待を受けたこどもがその相互の肯定的つながりを主体的に築いていけるよう、虐待をはじめとする養育上の問題や課題に直面している家庭の親子関係の修復や再構築を目的としたグループワークや個別カウンセリング等を実施します。

⑥ 性被害の被害者となったこどもの精神的・身体的な負担軽減の推進

沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターにおいては、性暴力被害者に対し、被害直後からの総合的支援（産婦人科医療、相談・カウンセリング等心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等）を可能な限り一か所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進・被害者の潜在化防止に取り組みます。なお、被害者が未成年の場合は、同居家族の心理的支援としてカウンセリングを実施します。

性暴力被害者の心情に配慮しつつ、関係団体が相互に連携し、継続的な支援と二次被害の防止に取り組むとともに、性暴力被害者支援を行う関係機関の従事者に対し、被害に遭われた方の心情や適切な対応等について理解を深め、被害者が安心して相談できる支援体制の構築ができるよう研修を実施します。

児童相談所においては、性被害を受けたこどもの心理的な負担を軽減し、誘導等のない状況で自発的な証言を聞き取るため、検察、警察と連携し、被害確認面接の実施に取り組むとともに、児童相談所職員に対して研修を行い、被害確認面接を実施できる職員を養成していきます。

⑦ こども家庭福祉分野における人材、体制の強化



こどもの発達と養育環境等のこどもを取り巻く環境を理解し、こどもや家庭への支援の専門性向上を図るため、「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得のための研修の受講を支援するとともに、児童相談所等への資格取得者の配置促進に取り組みます。

児童相談所で任用された児童福祉司やスーパーバイザー、市町村の要保護児童対策調整機関職員に対する法定研修や、外部機関が行う研修等を継続して受講することで、それぞれの業務で求められる知識や技能を習得するとともに、こどもの権利擁護に関する意識の定着を図るなど、さらなる専門性の確保や相談援助技術の向上に努めていきます。

児童相談所の業務の効率化及び職員の負担軽減のために、児童相談システムの改修やタブレット端末等を活用した相談対応、関係機関とのオンライン会議等、児童相談業務のICT化を進めていきます。

虐待によって児童がその心身に重大な被害を受ける事例が生じないよう、重大事例の検証と再発防止に向けた取組を進めます。

イ 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

社会的養護の下にあるすべてのこども・若者が、幸せを実感しながら成長できるよう、家庭と同様の養育環境を整備するとともに、自立へとつながるよう、次に掲げる施策を推進します。

① 養育環境の改善、養子縁組の支援

社会的養育の下で生活しているこどもが家庭復帰できるよう、児童相談所や関係機関の連携のもと、養育環境の改善や親子関係修復のための支援に取り組みます。

家庭での養育が困難な場合には、親族等による養育への移行や、必要に応

じて特別養子縁組を検討し、支援に取り組みます。

養子縁組については、民間の養子縁組あっせん機関の増加に取り組むとともに、その運営を支援します。

② 里親やファミリーホームの確保・充実

家庭での養育が困難なこどもが、できる限り家庭と同様の養育環境において、安定した人間関係の下で生活できるよう、里親やファミリーホームの確保及び支援体制の充実を図るとともに、未委託里親の活用を促進し、里親委託率の向上を目指します。

里親支援センターを設置し、児童相談所や里親会、児童家庭支援センター等と連携の上、里親等の新規開拓、研修・トレーニング、相談支援、相互交流等の包括的な支援を行います。

③ 児童養護施設等の小規模化・地域分散化、多機能化・高機能化の推進

社会的養護を要するこどもの状況や特性等を踏まえたきめ細やかな支援が行えるよう、児童養護施設等における小規模化・地域分散化等を図るため、各施設が策定する人材確保や施設整備等の計画（高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化計画）及び沖縄県社会的養育推進計画に沿い、施設の移行を促進していきます。

児童養護施設等の多機能化・高機能化を図るため、施設整備、人材確保、職員の専門性向上に資する研修体制の整備に取り組みます。

心理的・精神的問題を抱えるこどもに対しては、生活支援を基盤とした心理治療を行う、児童心理治療施設による専門的な支援体制の構築及び強化を図ります。

家庭及び地域支援体制の構築を図るため、児童相談所の補完的役割を果たす児童家庭支援センターにおいて、こどもに関わる関係者からの相談、技術的助言、里親家庭等への支援を行います。

母子を保護し自立促進に向けた各種支援を行う母子生活支援施設の設置を促進するとともに、広域利用等のニーズに対応できるよう市町村等との連携体制の構築を図ります。

児童養護施設等の入所児童の健全な育成及び安全・安心な生活環境の確保を図るため、施設の老朽化に対する設備整備や施設改修・改築等を支援します。

④ 社会的養護の下にあるこどもの権利保障やこどもの意見の尊重

社会的養護の下で生活するこどもの最善の利益を優先した養育を推進する

ため、こどもが健やかに成長することができる社会の実現に資する取組を推進するとともに、こどもの権利擁護に向けた環境を整備するため、児童相談所や児童養護施設等に意見表明等支援員（アドボケイト）が、定期的に訪問すること等により、こどもと関係性を築き、こどもの立場に立ってこどもの権利を守るために、こどもの意見形成を支援するとともに、こどもが意見表明する支援体制を構築していきます。

国が示す施設ごとの施設運営指針や里親等養育指針に沿った取組を推進するとともに、児童相談所業務の質の向上を図るため、第三者評価の受審を進めていきます。

こどもからの相談や関係者からの通告等により、被措置児童等虐待を覚知した際には国のガイドラインに基づき、適切な対応を取ることができる体制の整備に取り組みます。

⑤ 社会的養護経験者の自立支援の推進



児童養護施設等を退所する者及び里親委託を解除される者（以下「退所者」という。）が、退所までに生活に必要な基本的な知識と経験が得られるよう、自立に向けた支援体制の整備に取り組むとともに、退所後においても、退所者への就労及び自立に関する相談支援体制を拡充するなど、社会につながりを持ち、個々のペースで自立していけるようにするための継続的な支援に取り組みます。

退所者の安定した生活基盤の構築及び円滑な自立を支援するため、運転免許費用の助成や、給付型奨学金制度の充実、進学後も学業に専念できるよう生活や就学に関する相談支援、生活費等の貸付、アパートの賃貸借契約における身元保証人の確保等に取り組みます。

継続した支援が必要と認められる退所者に対する措置延長の実施や、自立援助ホーム等において実施する児童自立生活援助事業等の活用など、退所者のアフターケアを推進します。

虐待経験等の要保護性がありながらもこれまで公的支援につながらず、社会的養護の経験がない若者等については、様々な逆境体験を経験しており、放置することで健全な育成に影響を及ぼすこともあり得るため、各種支援の対象として位置づけ、それぞれの若者等に応じた支援に取り組みます。

ウ ヤングケアラーへの支援



家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者、いわゆるヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことから、関係機関職員向け研修や、ヤングケアラー・コー

ディネーターの配置促進、SNSを活用した相談窓口の設置等に取り組むとともに、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携し、早期発見・把握に努め、こどもの意向に寄り添いながら適切な支援への円滑なつなぎや、普及啓発、市町村等との役割分担・連携等の強化に取り組めます。

ヤングケアラー等困難を抱えるこどもまたは家庭を訪問し、家庭の状況に応じたアウトリーチを行い、必要な支援につなぐための寄り添い支援に取り組めます。

ヤングケアラーを含む困難を抱えるこども・若者に対し、各関係機関が連携し、効果的かつ円滑な支援を図るため、市町村への子ども・若者支援地域協議会の設置を促進するとともに、要保護児童対策地域協議会との連携を図ります。

(6) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

こども・若者が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合っており、様々な形態で表出するものであり、支援が必要でも自覚できないなど、SOSを発すること自体が困難といった課題があるほか、SOSを発しても周囲が受け取れていないことがあります。そのため、地域における関係団体等が連携し、こどもの声を傾聴し、寄り添う支援を届ける必要があります。

また、こども・若者にとっての良好な成育環境を脅かす危険や犯罪等から身を守り、安全・安心な環境を整備するとともに、自らと他者の安全を守ることができるよう、安全や人権に係る教育と普及啓発が重要となります。

このため、こども・若者の自殺対策、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備、こども・若者の性犯罪・性暴力対策、犯罪被害・事故・災害からこどもを守る環境整備、非行防止・自立支援に取り組めます。

ア こども・若者の自殺対策

こども・若者が誰も自殺に追い込まれることのないよう、予防のための教育、自殺リスクの早期発見、相談体制の強化など、生きることの包括的な支援を行うため、次に掲げる施策を推進します。

① 自殺総合対策大綱に基づく取組の着実な推進

地域における自殺対策力の強化を図るため、地方公共団体、関係団体、民間団体等における様々な分野の生きる支援の施策等との連携を図り、自殺に追い込まれようとしている人の様々なニーズに応じたきめ細かな相談支援等に取り組めます。

② 自殺予防対策の推進、リスクの早期発見

いじめ、暴力行為、不登校等の問題に適切に対応するため、スクールカウンセラー等の配置・活用や、こどもがいつでも不安や悩みを打ち明けられる24時間こどもSOSダイヤル、SNSを活用した相談体制等の充実を推進するとともに、1人1台端末の活用による健康観察での自殺予兆の把握を行い、適切な支援を行うため、子ども若者みらい相談プラザ sorae、地域若者サポートステーションと連携し、切れ目のない支援体制の構築、個別的・継続的な支援を行います。

健康づくり副読本「こころのタネ」の活用をはじめ、自分や周りの人が困難・ストレスに直面した時の対処方法を身につける等、自分のSOSに気付き発信する方法や周りのSOSの受け止め方に関する教育の推進に取り組みます。

こどもの内面を理解して適切な対応や指導を行うため、またこどもの自殺の危険因子等の共通理解を促すため、ゲートキーパー養成講座等、教職員等に対する研修や普及啓発等を行うとともに、こどもの自殺防止及び学校現場の負担軽減並びに地域の自殺対策力の向上を図るため、学校側からの支援要請に応じて、専門家からのリスクの見極めや地域社会資源等とのつなぎについて助言を受けられる体制を整備します。

③ 遺されたこどもへの支援

こどもの継続的な心のケアのためのスクールカウンセラー等の配置や教職員等への研修、自死遺児の一時保護や社会的養護のための施設を整備し、自死遺族が回復するための支援体制の整備に取り組みます。

イ こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備



社会の情報化が進展するなか、こどもが情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用し、情報発信を適切に行うことができるよう、携帯電話等のインターネットの適切な利用の普及に努め、有害情報やSNS等による性被害から青少年を守るとともに、出会い系サイト規制法・青少年インターネット環境整備法等の周知を図るため、広報啓発活動を推進します。

SNS等による青少年の被害実態を的確に把握し、相談活動を推進するとともに、パソコンや携帯電話等の機器に係るフィルタリングの利用促進、SNS等に絡む性被害などの防止、非行防止教室の開催や青少年を犯行に誘い込む手口等に係る情報発信等、青少年を被害者にも加害者にもさせないための取組を推進します。

こどもが安全に安心してインターネットを利用でき、インターネットを通し

た被害者、加害者にならないよう、各種研修会等においてインターネットの適切な利用に関する情報提供を行うとともに、「親の学びあい」プログラムの実施促進を通して、家庭におけるネットリテラシー教育を推進します。

ウ こども・若者に対する性犯罪・性暴力対策

こども・若者に対する性犯罪・性暴力は、被害当事者の心身に長期にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為であり、どのような状況であっても性被害はあってはならないとの認識の下、被害当事者への支援のほか、相談しやすい環境の整備や、安全教育など、次に掲げる施策を推進します。

① 被害当事者への支援、継続的な啓発活動の実施等

沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターにおいて、性暴力被害者に対し、被害直後からの総合的支援（産婦人科医療、相談・カウンセリング等心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等）を可能な限り一か所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図ります。

警察への届出の促進・被害者の潜在化防止に取り組むほか、相談窓口の一層の周知やこども・若者が相談しやすいSNS等の活用を推進するとともに、地域における支援体制の充実のための取組を推進します。

② 学校や保育所等における生命（いのち）の安全教育

生命（いのち）の安全教育として「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の「教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防」の一環として、こどもを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」の推進に取り組みます。

③ こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）の導入

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認（日本版DBS）の導入に向けて、国における議論を踏まえ、県警本部等との連携強化を図り、こどもの安全の確保をより確実なものとするよう、こども・子育て関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みやガイドラインの制定を行うなど、市町村等と連携して取り組みます。

導入された場合においては、関係法令の規定に基づき学校の教員や児童福祉施設に従事する保育士等について性犯罪歴等確認を行い、こどもを対象とする性暴力等を行うおそれがある教員や保育士等が教育、保育等の業務に従事することがないように取り組みます。

エ 犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備

こどもの生命・尊厳・安全を脅かす深刻な状況となることを未然に防ぎ、こどもの安全を確保するため、次に掲げる施策を推進します。

① 有害環境対策の推進

興行場、遊戯場、カラオケボックス、ゲームセンター、インターネットカフェ、漫画喫茶等への立入指導を実施するとともに、自動販売機・貸出機（酒、たばこ、有害図書、有害ビデオ等）設置者に対する自主規制を要請します。

有害図書、有害ビデオ等について、青少年に対する販売、配布、交換、貸与・閲覧の防止に取り組むとともに、事業者に対し、刃物などの有害機器類等の自主規制を要請します。

危険ドラッグ等の薬物や一般医薬品の濫用（オーバードーズ）による健康被害や事故等を未然に防止するため、薬物乱用防止教室や「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等を通じて、薬物の危険性や違法性に関する知識の普及啓発を図るとともに、タバコやアルコール等のゲートウェイドラッグに関し、家庭におけるこどもの面前での喫煙、過度な飲酒に対する影響を認識するよう家庭教育の推進を図ります。また、関係機関に対し、特定商取引法に基づく危険ドラッグ等の通信販売サイトの情報提供を行います。

② 地域安全対策、交通安全対策の推進



地域安全対策については、犯罪情勢に即した県民への情報提供及び啓発活動のほか、地域の主体的な参画による自主防犯ボランティア団体の活性化と支援、関係機関と連携した防犯ネットワークの整備など犯罪の防止活動に取り組めます。

こどもの通行の安全を確保するため、通学路等における歩道整備や、交通安全施設整備を推進するほか、生活道路において人優先の考えの下、「ゾーン30」等の車両速度や通り抜けの抑制等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進します。

③ 安全教育の推進、犯罪被害者等への支援

こども・若者自身が、犯罪被害、自然災害、交通事故等の危険から自分や周囲の人の身を守る能力を身につけられるよう、学校安全研修会等の開催や学校安全指導者の養成等により、生活安全・交通安全・災害安全等の安全教育の推進に取り組めます。

犯罪被害者等基本法に基づく支援の拡充を含め、沖縄県犯罪被害者等支援

条例に基づき、犯罪被害者等が抱える精神的、身体的、経済的被害等の困難な状況の負担軽減及び早期被害回復に向けて、国、県、市町村、民間支援団体、その他犯罪被害者等への支援に関係する機関と連携し、効果的な支援施策の充実に取り組むほか、支援内容等に関する広報啓発活動を推進し、犯罪被害者等の人権を尊重し、権利の保護に取り組みます。

④ 非常災害対策



災害対策において配慮を要する幼児教育施設においては、災害発生時の避難に当たって施設職員だけでは対応が不十分であり、常に施設と地域社会との連携が図られ、災害時において地域住民の協力が得られる体制づくりを行う必要があるため、市町村における地域防災計画において関係団体の対応や連携・協力方法を定めるよう取り組みます。

児童生徒等の安全を確保するため、学校安全計画に基づき、発達段階に応じた防災教育に取り組むほか、学校や児童生徒等の実態、地域の実態等を考慮した学校独自の危機管理マニュアルの策定と見直し改善により、実効性のある防災対策に取り組みます。

オ 非行防止・自立支援

社会全体として非行や犯罪に係るこども・若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会気運の向上を図りつつ、関係機関等が連携した非行防止や自立支援のため、次に掲げる施策を推進します。

① 非行防止、非行等に及んだこども・若者や家族への相談支援、自立支援



県内に居住する犯罪行為等で検挙等された少年や飲酒・深夜はいかい等の不良行為により補導された少年とその保護者等に対し、継続的な面接による助言・指導等を実施するほか、非行防止教室を通じた少年の規範意識の向上や、スクールサポーターや少年警察ボランティア等と連携した学習支援、就業支援、スポーツや農業体験などを通じた少年の立ち直り支援活動、少年の健全育成に向けた社会気運の醸成等に取り組みます。

国、市町村、民間企業等関係機関と連携のうえ、「青少年の非行防止」県民一斉行動を推進し、青少年の非行・被害防止対策と安全・安心なまちづくりに向けた普及啓発を図るとともに、県民一体となって青少年による非行の未然防止に取り組む気運の醸成を図ります。

非行・犯罪に及んだこども・若者の再犯防止に向けては、不安定な就労が課題であり、就業の機会を確保し、生活基盤を安定させることが重要であることから、長期未就労、コミュニケーション難などの様々な困難に直面し、本

人の力だけでは個々の支援策を的確に活用して自立することが難しい求職者に対しては、専門の相談員が個別的・継続的な支援を行い、協力企業と連携して、相談者の就業につなげる取組を行うとともに、一定の住居を持たない生活困窮者に対しては、宿泊場所の供与、食事の提供及び衣類等日常生活を営むのに必要な物資の貸与又は提供を行います。

② 矯正教育や自立支援、就業支援の充実



沖縄少年院及び沖縄女子学園においては、矯正教育として、就業に必要な知識及び技能の習得のための職業指導や、有用な資格の取得を目指す講座の実施、就業支援スタッフを配置し、在院者に就業に関する助言や指導を個別に行うほか、出院までに就業先が内定できるよう、少年院退所後等の保護観察期間中も含め、ハローワーク、コレワーク、保護観察所、就労支援事業者機構等と連携した就業支援に取り組みます。

更生保護施設においては、生活や就業に関するアドバイスを行うほか、社会生活技能訓練（Social Skills Training）で困難に直面した場合の対処法を身につける訓練や、退所後の一人暮らしを見据えた料理教室を実施する等の自立支援に取り組みます。

保護観察期間中及び終了後も、保護観察後の生活困窮者に対し、生活困窮者就労準備支援事業等を実施し、社会との関わりに不安を抱えている等の理由で就労に向けた準備が整っていない者に対して、生活習慣の見直しを含む訓練や、就労体験を受け入れる企業の開拓等に取り組むとともに、就労訓練を行う民間事業所等の掘り起こしや、生活困窮者とのマッチング、利用後の支援に取り組みます。

③ 保護観察対象となった子ども・若者に対する処遇の強化

那覇保護観察所においては、保護観察中の中学生や高校生が在学する学校と連携するとともに、保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラム、薬物再乱用防止プログラム、暴力防止プログラム及び飲酒運転防止プログラムの実施や、少年、女性、知的・精神障害、薬物問題、交通違反など様々な特性に応じた個別処遇を行うなど再犯防止に取り組みます。

④ 非行や犯罪に及んだ子ども・若者を見守る社会気運の向上

犯罪や非行に及んだ子ども・若者が、地域社会において孤立することなく更生するためには、地域の理解が重要であることから、「社会を明るくする運動」など、保護司、更生保護女性会、BBS（Big Brothers and Sisters：非行防止活動を行う青年ボランティア）、協力雇用主等の更生保護

- 1 関係者のみならず、国・県・市町村が一体となって行う運動等への県民参加
- 2 を通じて、犯罪や非行に及んだ子ども・若者の更生等に対する県民の理解醸
- 3 成に取り組めます。

4

5

2 ライフステージ別の重要施策

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期であるとともに、この時期への社会的投資が次代の社会の在り方を大きく左右するため、社会全体にとっても極めて重要な時期です。

乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、幼稚園・保育所・認定こども園への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様です。その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「こどもの育ち」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、切れ目なく、ウェルビーイングの向上を図ることが重要です。また、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人ひとりのこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができる環境が必要です。

このため、妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保、こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と「遊び」の充実に取り組みます。

ア 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療体制を確保し、安心して妊娠、出産、子育てができる環境を整備するとともに、必要に応じて適切な支援につなげる体制を整備するため、次に掲げる施策を推進します。

① こども家庭センターによる切れ目のない支援



母子保健と児童福祉両機能の連携により、妊産婦や乳幼児の健康の保持・増進やこどもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく行う

「市町村こども家庭センター」の設置促進を図るとともに、市町村の取組を促進するため、同センターにおいて中核的役割を担う統括支援員やこども家庭支援員等専門職の確保及び人材育成について、市町村と連携して取り組みます。

② 妊娠・出産に関する相談体制及び経済的支援等

市町村において、公費負担による定期的な妊婦健康診査の受診を促進するとともに、こども家庭センター等において母子手帳交付時等に、妊婦に対する保健指導やハイリスク妊婦へのフォローアップ支援を行うなど、妊娠中における母体の健康の保持増進を図ります。

沖縄県女性健康支援センターにおいては、安心して出産・妊娠できるよう妊娠中の体の変調や出産後に対する不安など、妊婦が抱える悩みに対する相談支援を行うとともに、関係機関と連携し、対象者への情報提供に取り組みます。

こどもを望む夫婦に対しては、沖縄県不妊・不育専門相談センターにおける相談支援を行うとともに、適正な治療等を受けられるよう、先進医療に係る治療費用の一部助成を行うなど、精神的、経済的負担の軽減を図ります。

居住する離島や近隣の地域に分娩取扱施設等が無く、遠方の医療機関で不妊治療や妊婦健診、出産をせざるを得ない妊婦等に対しては、通院や出産待機等に係る交通費や宿泊費を助成し、適切な医療等を受ける機会を確保します。

③ 地域の周産期医療体制の確保、医療と母子保健との連携推進

周産期保健医療協議会及び周産期医療関係者研修会を開催するとともに、周産期母子医療センターへ支援を行うなど、周産期医療体制の充実強化を図ります。

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭や、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭の適切な養育を支援するため、保健師等が家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うほか、乳幼児及びその保護者等の心身の状態及び養育環境を把握し、養育についての相談、助言等を行う市町村の取組を支援するとともに、訪問支援者等が養育支援を特に必要とする家庭を早期に把握し、適切な支援につなげるスキルを向上させるため、訪問支援者等に対する研修の充実を図ります。

民生委員・児童委員は、市町村の区域に置かれ、地域のこどもが元気に安心して暮らせるように、こどもを見守り、子育ての不安など、ライフステージの時期や課題を問わず多岐にわたる相談・援助等を行うことから、民生委員・児童委員が、支援を必要とする児童や妊産婦を発見又は情報を入手した場合には、関係機関と連携し、その生活及び取り巻く環境を適切に把握するとともに、ニーズに応じた福祉サービスの情報提供、その他の相談・支援を行います。

④ 若年妊産婦等への支援

若年妊産婦を含む妊娠・出産期に困難を抱える保護者に対する支援の充実を図り、安定した生活基盤の構築及び自立の支援に取り組みます。

このため、生活困窮世帯又は生活困窮に陥るおそれのある若年妊産婦及びその配偶者が安定した生活を営み自立できるよう、市町村等と連携のうえ、妊娠中から専門的かつ継続的な個別支援を行う居場所等を設置し、出産・育児に関する相談・指導、就学や就業を含め、ライフプランに関する支援等に取り組みます。

身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、アウトリーチやSNS等を活用した相談支援に取り組みます。

⑤ 乳幼児が抱える疾病や障害の早期発見及び養育環境の把握

乳幼児健康診査については、1歳6か月児、3歳児の法定健診に加え、1か月児及び5歳児健診についても、市町村において速やかに実施できるよう関係団体等と連携し環境整備に取り組みます。

乳幼児健康診査の結果や未受診の状況を踏まえ、市町村において、訪問等により家庭の状況を把握し、受診の勧奨及び必要な支援につなげるとともに、県においては、問診内容やリスク判断方法等、効果的な対応方法に係る市町村担当者向け研修を実施します。

先天性代謝異常や聴覚障害、弱視等の早期発見・早期治療が図られるよう、新生児マススクリーニング検査の対象疾患の拡充や、公費負担による新生児聴覚検査の実施、視覚検査に係る機器の充実に取り組みます。

イ こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と「遊び」の充実

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、こどもの成長を切れ目なく保証するため、次に掲げる施策を推進します。

① 幼児期までのこどもの育ちに係る取組推進

こどもの日々の成長において、家庭は親子間の信頼関係や愛着形成を通じた心身の基盤の形成、地域社会は様々な人々との交流や自然との触れ合い等の体験の場、保育所等は集団行動を通して社会・文化・自然などに触れ保育者等に支えられながら豊かさに出会う場となっており、この家庭・地域社会・保育所等の間で、幼児の生活は連続的に営まれており、関係者間で連携

が図られ、幼児への教育が全体として豊かなものになってはじめて、幼児の健やかな成長が保障されます。

乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人ひとりのこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるよう、保護者ニーズを踏まえつつ保育所や認定こども園、幼稚園、地域型保育事業など地域の実情に応じた育ちの場を確保し、こどもの発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育を提供します。

② 多様な保育ニーズへの対応



誰もが安心して子育てできる環境を整備するためには、共働き家庭だけでなく、様々な家庭の状況や地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実を図る必要があります。

市町村においては、すべての家庭が安心して子育てできるよう、夜間保育や延長保育、一時預かり、病児保育、放課後児童クラブの他、保護者の疾病等により家庭において養育が一時的に困難となった場合における一定期間の預かりを行う子育て短期支援事業や、学校等までの送迎や一時的な預かり等を行うファミリー・サポート・センター事業など、地域資源を最大限活用し、子育て世帯のニーズや地域の実情に応じた各種事業を展開します。

③ 未就園児への支援

乳幼児期は、心身の発育・発達が著しく、人格の基礎が形成される時期であり、良質な成育環境を確保することが重要であるものの、核家族化や地域とのつながりの希薄化等により、子育ての孤立感や負担感が増していることから、乳幼児家庭をその状況に応じて、必要な教育・保育、子育てサービス等の利用につなげることで、安心・安全な成育環境を確保していくことが肝要です。

特に、未就園児等は、必要なサービスにつなげることができず、地域で孤立しているおそれがあることから、市町村においては、「こども誰でも通園制度」の運用を通して、認定申請の有無を含め、利用の状況等を自治体が把握し、支援が必要な家庭の把握などにつなげていくことが求められます。

社会的な支援の必要性の高いこどもとその家族には、その状況に応じた支援を身近な地域において受けられるよう、支援体制の確保を図る必要があります。保護者における子育ての第一義的な責任に配慮しつつ、児童虐待防止に取り組み、必要なこどもには社会的養護を提供し、可能な限り家庭的な環境で養育する体制の充実を図るほか、児童相談所等の関係機関で、いずれにも通っ

ていないこどもを把握した際には、市町村と連携して対応に努めます。

④ 幼児教育・保育の質の向上

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、市町村における幼児教育推進体制の充実への支援、園訪問支援の充実や、保育所・幼保連携型認定こども園・幼稚園における指導計画作成の手引き等を幼児教育施設へ提供するほか、県が実施する研修等への参加や園内研修の充実など各種研修等により、幼稚園教諭、保育士、保育教諭等へ、幼稚園教育要領・保育所保育指針等の十分な理解を進めるとともに、キャリアパス等を見据えた専門性の向上を図るための取組を促進し、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

安全・安心な環境の中で、こどもの発達にとって重要な遊びを通じた質の高い幼児教育・保育を保障し、一人ひとりのこどもの健やかな成長を支えます。

保育所、認定こども園における教育・保育の質の向上及び入所児童の処遇及び安全な生活環境等の確保に向けて、関係市町村と連携し、児童福祉法等に基づき、指導監査を毎年度実施し、適切な施設運営が図られるよう、指導・助言に取り組みます。

保育士等の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や登園・降園の管理等の補助業務に係るＩＣＴの活用等、保育所等のＩＣＴ化を進めます。

認可外保育施設については、給食費や健康診断費の助成等入所児童の処遇改善や、教材費の購入費助成等の支援を行うとともに、児童福祉法に定める指導監督のほか、認可外保育施設を対象とした研修会等あらゆる機会を通じて施設に対する助言指導を行い、適正な保育内容及び保育環境の確保に取り組みます。

⑤ 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続

地域や家庭の環境にかかわらず、すべてのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、保幼こ小（保育所、幼稚園、認定こども園、小学校）の関係者及び県・市町村における、福祉部局と教育委員会の連携強化を推進します。

公立幼稚園及び公立幼稚園から移行した認定こども園を、小学校（縦）と幼児教育施設（横）をつなぐ結節点として連携体制を構築する「沖縄型幼児教育」の実現に引き続き取り組みます。

⑥ 待機児童の解消及び保育士等の確保・処遇改善

本県の待機児童は、保育所等の施設整備が進んだことにより年々減少しているものの、解消に至っておらず、保育士の確保が最大の課題となっていることから、待機児童が生じることがないように、市町村と連携し保育士の確保及び認可外保育施設を含めた保育の質の向上に取り組みます。また、学生への貸付事業など新規の保育士確保に向けた取組のほか、潜在保育士等の就労支援に取り組みます。

保育士等を安定的に確保するためには、処遇改善や労働環境の改善に取り組み職場の魅力を高めることが重要であることから、子ども・子育て支援制度に基づく賃金の改善や年休等取得のための代替保育士の配置支援及び正規雇用化の促進など、保育士等の処遇及び労働環境の改善に取り組むとともに、幼児の生命を守る重責や保護者との関係などによる心理的な負担が大きい保育士等に対し専門家による相談支援に取り組みます。特に賃金の改善については、保育士の職務の重さに見合った内容となるよう、民間の給与動向等を踏まえつつ、全国と連携して取り組みます。

国において進められている教育・保育等に関する情報の報告及び公表による園ごとの保育士のモデル賃金等の見える化を踏まえ、賃金の改善状況の把握や保育士として就労することを希望する方々に対する情報発信に取り組みます。

⑦ 地域のニーズに応じた保育提供体制の確保

保育所等の整備が進められたことにより待機児童が減少する一方で、一部の地域においては待機児童が少ない地域では定員割れが生じており、これにより安定的な運営が困難となる施設や統廃合等が必要となる施設が生じる可能性があります。

このような状況を鑑み、国において、人口減少地域において質の高い保育の提供を前提に保育機能の確保・強化を進めるため、将来を見据えた保育提供体制の計画的な整備や、「こども誰でも通園制度」の導入等による保育所等の多機能化、法人間の連携等が進められることから、今後の国の動向を踏まえつつ、市町村と連携し地域のニーズに応じた保育提供体制が確保されるよう必要な支援に取り組みます。

(2) 学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。自らのことを客観的に捉えられるようになり、善悪の判断や規範意識を形成するとともに、集団生活で様々な課

題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付けます。学童期のこどもが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要です。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面的世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期です。一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもあります。思春期のこどもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されることのないよう支えていくことが望まれます。

このため、こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生、多様なこどもの居場所づくり、小児医療体制、心身の健康等に係る取組の推進、成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育、いじめ防止、不登校のこどもへの支援、校則の見直し、体罰や不適切な指導の防止、高校中退予防・中退者への支援に取り組みます。

ア こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等

こどもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごししながら、他者と関わりながら育つ、こどもにとって大切な居場所の一つであり、こどもの最善の利益の実現を図る観点から、また、格差を縮小し、社会的包摂を実現する観点から、公教育を再生させ、学校生活を更に充実したものとするため、次に掲げる施策を推進します。

① 公教育の再生、学校生活の更なる充実

グローバル化の進展や技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく変化し、予測が困難な時代となっています。これからの変化の激しい社会を生き抜くためには、個性や創造性を発揮して、たくましく生きる力を身につけ、夢や志、豊かな心を持ちつつ、社会の激しい変化に対応して、主体的に社会に関わり、未来に向けて新たな価値を創造できる力を育てていくことが重要であり、社会の変化を受けた教育の内容や方法の変化にも、柔軟に対応していく必要があります。このため、こどもたち一人ひとりが自らのよさや可能性に気づき、自己実現を目指すとともに、これからの社会をよりよいものとする、社会の持続的な発展を支える担い手となるよう、「生きる力」を育む学校教育の充実、多様な能力を育て、力強く未来を拓く人づくりに取り組みます。

また、本県が発展する最大の拠り所は‘人’であり、将来進むべき方向性を見据え「‘人’こそが最大の資源」との考えを共有し、次代を担う若い世代を育成していくことは、本県の将来の発展にとって極めて重要です。教育現場においては、「生きる力」を育むため、確かな学力、豊かな心、健やかな体の3つの柱が示されています。こどもたちが夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要な「生きる力」を育むため、確かな学力を身に付ける学校教育の充実、豊かな心と健やかな体を育む学校教育の推進、個性を伸ばし自立に向けた資質・能力を伸ばす教育の推進及び時代の変化に対応する魅力ある学校づくりの推進に取り組みます。さらに、学力等の認知能力とともに、意欲や、協調性、粘り強さ、計画性、創造性、自制心、コミュニケーション能力といった、生きる力の土台となる「非認知能力」の育成に努めます。

② 個別最適な学びと協働的な学びの一体的推進、学習機会と学力の保障

社会変化の著しい現代において、新たな時代を創るために必要とされる資質・能力を育むためには、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に取り組み、主体的・対話的で深い学びを実現することにより、児童生徒一人ひとりが基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得し、確かな学力を身に付けることが重要です。学校教育において自ら学び自ら考える力を育み、学力を保障するため、少人数学級の推進や、日々の授業における指導体制や指導方法の工夫改善を行い、児童生徒一人ひとりに応じた指導の充実に取り組みとともに、すべての教員が「主体的・対話的で深い学び」を実現し、児童生徒の学びに対する主体性を高め、「自立した学習者」としての育成を図ります。そのため、「自立した学習者」の育成に向けた指導体制や指導方法の確立に向け、市町村教育委員会と連携し計画的・継続的な学校支援を行います。

実践的な研修で教師の授業力の向上を図るとともに、研修で得た指導方法等を他の教師へ波及させることにより、全校体制で児童生徒の学力向上に取り組みます。また、教育的支援が必要な生徒の学びが保証されるよう、管理職を含めた教職員への研修を行うとともに、専門家を派遣するなど、教職員のスキルアップに取り組みます。

すべての児童生徒の学力が保障されるよう、学校訪問等を通じた学校への授業改善の助言や、デジタル教材活用等を含む1人1台端末の効果的な活用法についての情報提供等を行うほか、学校の状況に応じて、県立高校において学習支援員を配置し、個々に応じたよりきめ細かい指導を行い、確かな学力の定着を図ります。

③ 教職員を取り巻く環境整備の推進



教職員一人ひとりが、心身ともに健康で本来の職務に専念し、専門性を十分に発揮して、こどもへのより良い教育を行っていくことができるよう、働き方改革とメンタルヘルス対策の取組を一体的に推進します。また、教員定数の改善等について、引き続き、国の動向を踏まえ取り組みます。

④ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

学校が地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となってこどもを育むための仕組みである「コミュニティ・スクール」と、幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、こどもの成長を支え地域を創生する活動「地域学校協働活動」を一体的に推進する市町村の取組を支援します。

こどもが抱える課題等の解決に向け、学校と地域が一体となった取組が進められるよう、市町村におけるコミュニティ・スクールと地域学校協働本部の設置を促進し、地域による学習支援や家庭教育支援等の一層の充実を図ります。

⑤ 部活動の地域連携や地域展開



部活動の地域連携や地域展開に向けて、部活動指導員を派遣するなど、運動部活動の適正化及び競技力向上に取り組むとともに、地域クラブ活動への展開に向けた体制づくりに取り組みます。

⑥ 規範意識の醸成に向けた道徳教育や情報モラル教育の推進



道徳科、特別活動、総合的な学習の時間を中心とし、児童生徒の道徳性を育み、発達の段階に応じた情報モラル教育を推進します。また、規範意識の醸成に向け、小中学校における自治的な活動の展開や関係機関と連携した取組を推進します。

⑦ 体育授業の充実、こどもの体力向上

体力向上に向けては、体育指導者の資質向上に資する研修会の実施、各学校への体育実技指導者の派遣、小学校体育科指導コーディネーターや小学校体育専科教員の配置のほか、研究指定校の設定など、学校における体力向上等に取り組めます。

水泳・武道・ダンス等の授業においては、地域における実技指導協力者の派遣を活用するなど運動に親しむ環境づくりに取り組みます。

⑧ 養護教諭の支援体制推進、学校保健の推進

こどもが規則正しい生活習慣を身につけ、心豊かで健やかに成長していけるよう、学校及び教育機関においては、早寝・早起き・朝ごはん等の習慣化について、家庭の協力を得ながら普及啓発を促進するとともに、養護教諭研修会の実施や、歯科保健教育の推進に取り組みます。

関係機関が一体となり、こどもの発達段階に応じた薬物乱用防止教育や地域に根ざした薬物乱用防止啓発活動に取り組むとともに、薬物乱用防止教育を推進する保健主事、保健体育教諭、養護教諭の資質向上を図るための研修会や専門家による薬物乱用防止教室の開催に取り組みます。

⑨ 学校給食の普及・充実や食育の推進、学校給食無償化

教諭・栄養教諭等に対する研修会等の実施や、学級担任、栄養教諭等を中核に家庭や関係団体と連携・協働した食育に取り組みます。

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、段階的な取組として、中学生の給食費を対象とし、すべての市町村及び私立学校等に支援していきます。

イ 多様なこどもの居場所づくり

すべてのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要です。また、過ごす場所や時間、人との関係性すべてが「居場所」になり得るものであり、その場を居場所と感じるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるという前提に立って、多様な居場所づくりを推進するため、次に掲げる施策を推進します。

① 多様なこどもの居場所づくりの推進



こどもが健やかに成長できる環境の整備に向けて、地域、学校、市町村、各種団体等と連携し、こども一人ひとりに寄り添って支援を行う安全・安心で多様なこどもの居場所づくりの推進など、こどもを地域全体で見守り支援する拠点の形成と拡充に努めます。

小中学校等において放課後や週末等に余裕教室を活用した、こどもの安全・安心な活動拠点（放課後子ども教室）の設置や、児童館や公民館等既存の地域資源の活用により、地域のニーズや実情に応じた多様なこども・子育て環境の充実に取り組むとともに、研修等の実施などにより、居場所職員の資質向上や確保に取り組みます。

こどもの居場所の運営を支援するため、大学等と連携・協力のうえ、学生ボランティアを居場所に派遣し、こどもたちの身近な存在として寄り添い、

学習支援等を行うほか、こどもの居場所の運営者同士や関係機関等との連携強化や、こども支援に協力する企業とのネットワークづくりを推進し、居場所づくりの効果的・効率的な実施につなげます。

放課後児童クラブや学習塾など、様々な施設や地域の資源が、こどもにとっての居場所になることから、利用料負担の軽減を図るなど、多様なこどもの居場所づくりに向けて取り組みます。

② 放課後児童対策

働くことと子育ての両立のために欠かせない施設である放課後児童クラブについて、施設数及び登録児童数は年々増加しているものの利用ニーズが高まっており、待機児童の解消に向けた取組が必要です。すべてのこどもが放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所を確保するため、市町村や関係機関と連携し、学校施設や児童館など公的施設の活用を含む放課後児童クラブの計画的・効率的な整備を促進するとともに、運営費等に対する支援を推進し、待機児童の解消、利用料の低減などに取り組みます。

放課後児童支援員については、担い手が少なく、人材確保が課題となっていることから、子ども・子育て支援制度に基づき勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に取り組むとともに、研修等を通じた人材育成や人材確保に取り組みます。また、潜在支援員に対する実態調査を実施し就労に係る課題等を把握し、就労支援に取り組むとともに、若者からシニア世代を含め幅広い年齢層を対象に人材の掘り起こしに取り組みます。

国の方針を踏まえ、放課後児童クラブと放課後子ども教室との校内交流型・連携型の推進や学校施設の積極的な活用を図ります。

ウ 小児医療体制、心身の健康等に係る取組の推進

こどもが地域においていつでも安心して適切な医療サービスを受けられる体制を整備するとともに、生活習慣の形成・定着等や、性や健康に係る正しい知識の普及啓発、相談体制を整備するため、次に掲げる施策を推進します。

① 小児医療体制の充実

本県では、小児科を標榜する医療機関や小児科医の数が全国に比べ少なく、救急病院への休日・夜間の受診者数が多いことなどから、小児救急医療が慢性的にひっ迫している現状を踏まえ、小児患者の保護者の不安軽減や救急医療機関の負担軽減を図るため、「子ども医療電話相談事業（＃8000）」の実施など救急の適正受診の促進に取り組むとともに、小児科医の確保など小児医療提供体制の確保に取り組みます。

様々なこどもの心の問題、被虐待児のケアや発達障害等に対応するため中核病院や地域における支援機関との連携による診療・支援体制の整備や、医療関係者や支援者に対する研修等人材育成に取り組めます。

② 生活習慣の形成・定着及び健康増進

学童期・思春期は、健康に関する様々な情報に自ら触れ、行動を選択し、生涯を通じた健康づくりのスタートとなる重要な時期です。特にこどもや若い世代の食生活については、脂質や食塩の過剰な摂取、朝食の欠食といった乱れが見られ、朝食の欠食は、就寝時間、起床時間といった1日の生活リズムとも関係します。このため、こどもが規則正しい生活習慣を身に付け、心豊かで健やかに成長していけるよう、家庭や関係団体との連携・協働により、学校において食育や早寝・早起き・朝ごはん運動に取り組むとともに、市町村と連携し、健康増進や食生活改善に係る普及運動、歯みがき（仕上げみがき）、甘味（砂糖）の適正摂取方法等、むし歯予防に関する知識の普及に向けた啓発活動を展開します。

③ 性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援の推進



本県は、10代の出生率は全国より高い状況にあり、10代の人工妊娠中絶率も平成23年度以降、全国を上回るようになってきていることから、性感染症を含む「生＝性教育」を継続して行い、こどもの性に関する悩み等への相談支援及び居場所職員への保健に関する研修等を実施するなど、性についての正しい知識の普及啓発を図ります。

こどもに対する包括的性教育の充実を図るため、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等、幸福（ウェルビーイング）など幅広いテーマで、こどもに携わる方々に対する研修や講座、県民の理解増進を図るための啓発活動を実施します。

④ 予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等の推進



生涯を通じた女性の健康の保持増進を図るため、沖縄県女性健康支援センターを拠点に、妊娠・出産等に関する専門家による電話相談等に加え、10代等若年で予期せぬ妊娠に不安を抱える方に対しては、SNS等を活用した相談支援や妊娠検査に係る同行支援等に取り組めます。

エ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達の程度

等に応じて身に付けるとともに、社会的・職業的自立に向けた資質・能力を身に付けることができるよう、次に掲げる施策を推進します。

① 主権者教育の推進

こどもの発達段階に応じ、政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けられるよう、各校の取組や授業実践等の情報収集・発信に取り組みます。そのため、学校における外部専門機関との連携を支援するとともに、初任者研修等で、教職員に対する研修を推進します。

② 消費者教育、金融経済教育の推進

こども・若者が消費者被害に遭わないよう自主的かつ合理的な意思決定に基づき行動するとともに、人や地域・社会、環境のことも考えて行動ができる「うちな一消費者」の育成に向けた消費者教育を推進するとともに、関係機関と連携し、学校や放課後児童クラブ等に対し講師を派遣するなど、将来の生活の安定につながる金融経済教育の充実に取り組みます。

携帯電話やインターネットトラブルなど、気付かないうちに詐欺行為の加害者や被害者にならないよう、犯罪から身を守るためのネットリテラシー教育について、学校現場を含めて推進します。

③ 社会的・職業的自立に向けた学習、社会保障教育

学校教育活動全体を通して、キャリア教育を促す取組を推進し、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる基礎的・汎用的能力の育成を意識した取組を推進します。

このため、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間、各教科・科目における学習や学校行事など、教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図り、児童生徒が主体的に進路を選択・決定するために必要な支援に取り組むほか、小・中・高・特別支援学校の学びをつなぐ「キャリア・パスポート」の取組や、職場における体験活動等を通してこどもの将来や仕事について考えるきっかけを創出し、学ぶことと社会との接続を意識した取組を推進します。

こどもの職業意識の向上については、県内企業や経済団体等の関係機関と連携しながら、県内産業の理解促進を図るとともに、学校や地域における就業意識啓発等の取組が効果的に行われるよう、教職員や保護者等の関係者への情報提供等に取り組みます。

1 高等学校卒業後に就職を希望する生徒に対し、就職活動に必要な知識や技
2 術の習得と社会人としての基礎力の育成を図るため、参集型研修、外部講師
3 派遣による研修、就職指導担当者向け実務研修を実施し、就職内定率の向上
4 及び早期離職率の改善を図るとともに、高校生一人ひとりの社会的・職業的
5 自立に向けた資質・能力を育成するため、県立高校（定時・通信制課程含む）
6 にキャリアコンサルタント等を派遣し、教員向けの研修会などを実施すると
7 ともに、生徒向けキャリア形成のための授業を実施するなど、学校における
8 教育活動全体を通じたキャリア教育の実践・取組を支援することで、進路決
9 定率の向上に取り組みます。

10 生徒や学生が、アルバイトや就職活動を行うに当たり、労働者の権利等を
11 学ぶ労働法教育は非常に重要であることから、学校教育における雇用と労働
12 問題に係る学びを推進するなど、働く上で必要な社会保障制度及び労働関係
13 法令など基礎的知識の普及に取り組むとともに、生涯を通して家族・家庭の
14 生活を支える社会的支援として社会保障の意義や役割を理解できるようにす
15 るほか、我が国の社会保障制度の現状と課題などを、医療、介護、年金など
16 の保険制度において見られる諸課題を通して理解できるように取り組みます。

17 オ いじめ防止

18 いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社
19 会総がかりでいじめ問題に取り組む必要があることから、いじめ防止のための
20 相談体制の整備や関係機関の連携を強化するほか、いじめ防止に係る人権教育
21 を推進するため、次に掲げる施策を推進します。

22 ① いじめ防止対策の強化



23
24 いじめの防止等のための対策を推進するため、スクールカウンセラーやス
25 クールソーシャルワーカー等を配置し、いじめの早期発見、早期対応に向け
26 た相談体制の充実に取り組みます。また、スクールロイヤー等の活用や、警
27 察等の関係機関が参加する「沖縄県教育庁・警察本部等連絡協議会」の開催、
28 学校・家庭・地域が参加する学校運営協議会等におけるいじめ対策に関する
29 協議など、社会総がかりで総合的かつ効果的ないじめ問題の対策に取り組み
30 ます。

31
32 いじめ防止に係る基本方針や対応マニュアルを活用するなど、ネットいじ
33 め、SNS等での誹謗中傷を含めたいじめに特化した校内研修の実施につい
34 て指導と助言を行うほか、教育事務所生徒指導担当者等連絡協議会、各地区
35 小中校長研修会、市町村教育委員会学校支援連絡協議会等において、関連資
36 料の提供等により教職員がいじめ問題について理解を深められるよう取り組

みます。

いじめの防止等のための対策については、関係者の連携の下、適切に行われるよう、関係機関、学校、家庭、地域社会の連携の強化を図るとともに、いじめ防止対策推進法に基づく未然防止・早期発見・早期対応の取組やSNS等を活用した相談体制の整備等の事例について、市町村へ情報提供し、取組の展開を図ります。

いじめ、不登校の防止及び解消に向けて、学校の教育活動全体を通じて、人間としてのあり方や生き方について自覚を深めつつ、児童生徒が自他を尊重し、いじめ等の防止や命の大切さについて実感できる人権教育に取り組みます。

② スクールカウンセラー等による支援の実施

スクールカウンセラー等を学校に配置し、こどもの心の相談、保護者や教職員の相談に当たり、学校における教育相談体制の充実を図るとともに、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いてこどもの置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを学校へ配置し、支援体制の整備に努めます。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの資質向上のため、各地区教育事務所における研修及びスーパービジョン体制の充実等を図ります。

③ いじめの重大事態の調査

いじめ防止対策推進法に基づく措置について、すべての教職員が正しく理解し、迅速に対応できるよう周知徹底を図ります。

いじめの重大事態に係る学校からの報告を受け、いじめ重大事態再調査部会において再調査の必要性について審議するとともに、当該重大事態への対処又は同種の事態の発生防止のため必要と認める時は、同部会において再調査を実施し、その結果を踏まえ、必要な措置を講じます。

カ 不登校のこどもへの支援

不登校はどのこどもにも起こり得るものであり、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多いことに配慮しつつ、すべてのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう、次に掲げる施策を推進します。

① 教育支援センター、学びの多様化学校の設置等

学校内の校内自立支援室や学校外の適応指導教室など、学校内外の教育支

援センターの設置については、未整備の市町村に対し設置促進に取り組みます。

学びの多様化学校（不登校特例校）の設置については、国の動向を注視しつつ、他県における先進事例の収集など状況把握に努めます。

② 相談支援、学習支援体制の整備



不登校のこどもへの対応としては、個に応じた指導の充実や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用のほか、登校しても教室に入れないなどの学校生活を送る上で困難を抱えるこどもへの支援を行うための校内自立支援室等の充実を図るなど、不登校の予兆への対応を含めた初期段階からの支援体制及び家庭、学校等が抱える問題等の解決に組織的・計画的に取り組めます。

このため、学校において、問題を抱えている児童生徒の背景に着目し、福祉の視点で児童生徒の取り巻く環境に働きかけを行うスクールソーシャルワーカーの配置人数や区域拡大と、資質向上のため、各地区教育事務所における研修の充実等に取り組むほか、スクールソーシャルワーカー等の役割について、関係機関における理解を深め、学校と関係機関との連携を促進します。

不登校など社会生活を営む上での困難を抱えるこども・若者及びその家族等に対し、社会的自立を促進するため、子ども若者みらい相談プラザ sorae を拠点として関係機関と連携し、相談・支援体制の充実を図るとともに、多角的な支援に取り組めます。

困難を抱えるこども・若者に対し、各関係機関が連携し、効果的かつ円滑な支援を図るため、市町村への子ども・若者支援地域協議会の設置を促進するとともに、対人関係や家庭の問題など複合的な困難を抱えたこども・若者が、孤立することなく、社会的な自立に踏み出せるよう、居場所の設置や活動プログラムを行う地域の活動を支援します。

フリースクールやこどもの居場所等、学校外の支援機関に係る諸課題については、関係機関と連携を図りながら検討を進めていきます。

③ 不登校のこどもの数の増加に係る要因分析の実施

配置するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による教職員への面談後のフィードバックの充実を図り、要因分析につなげていきます。

キ 校則の見直し



校則は、各学校がそれぞれの教育目標を達成するために、学校や地域の状

況、社会の変化等に応じて、必要かつ合理的な範囲内で定めるものであり、運用については、学校ホームページに掲載する等、児童生徒や保護者等と共通理解を図ります。

校則の見直しを行う場合には、児童生徒や保護者等から意見を聴き、議論する機会を設けた上で定めていくことが重要であるとともに、児童生徒が主体的に参画し意見表明することは、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有することから、重要性等について、学校や教育委員会等への理解促進を図ります。

ク 体罰や不適切な指導の防止

体罰はいかなる場合も許されものではなく、学校教育法で禁止されています。また、生徒指導提要等においても、教職員による体罰や不適切な指導等については、部活動を含めた学校教育全体で、いかなる児童生徒に対しても決して許されないと示されていることを踏まえ、教職員の研修会等において、生徒指導提要の周知を図るとともに、児童生徒の特性や心情に寄り添いながら、能力や適性、家庭状況等、児童生徒の理解に努め、体罰や不適切な指導に依らない生徒指導を推進します。

各学校に対して、適切な指導体制の構築や暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けた取組等が記載された部活動等の在り方に関する方針について周知徹底し、学校・保護者、関係機関等と連携を図り、児童生徒の人権が尊重され、健全で充実した部活動が実現されるよう取り組みます。

児童生徒や保護者からの部活動に係る相談等に対し、関係者への確認と指導・助言を行い、学校と協力しながら解決を図ります。

ケ 高校中退予防・中退者への支援

様々な困難を抱え、就学継続が懸念される生徒への予防的支援に取り組むほか、中退者や進路未決定者への復学・就学、就業の支援を行うため、次に掲げる施策を推進します。

① 就学継続及び中途退学の防止

学校における就学継続のための相談・支援体制の強化を図るため、不登校傾向や中途退学が懸念される生徒が多い県立高等学校に就学継続支援員等の配置や居場所の設置を行い、校内における支援体制の構築に取り組むとともに、訪問支援や、教育・福祉関係機関、民間団体との協働により、就学継続を支援する体制を構築し、中途退学の防止、キャリア教育の充実に取り組むほか、多様な進学希望に対応した学習支援に取り組めます。

1 困難を抱えるこども・若者に対し、各関係機関が連携し、効果的かつ円滑
2 な支援を図るため、市町村への子ども・若者支援地域協議会の設置を促進し
3 ます。

4 高等学校中途退学を防止するため、各学校の中途退学対策担当者に対し、
5 講演会や研究協議を開催するほか、優良事例やこどもの貧困に関する情報共
6 有を行うなど、対策の強化を図ります。

7 高校のない離島地域から島外に進学している生徒に対しては、就学継続や
8 進路変更に係る支援のほか、必要とされる教育、福祉、保健、医療等に係る
9 支援を補完する仕組みづくりに取り組みます。

11 ② 就業支援や復学・就学のための取組



12 高等学校中途退学者や中途退学が懸念されるこどもや、中学校卒業後に就
13 学・就業をしておらず、社会的自立に向けた展望を見出せないでいるこど
14 も・若者について、ハローワーク、地域若者サポートステーション、子ども
15 若者みらい相談プラザ sorae、NPO等の支援団体、こどもの居場所、企業
16 等と連携・協力を図り、社会的な自立と円滑な社会生活が営めるよう、キャ
17 リア形成支援や、就学、就業など必要な支援につなげるとともに、こどもが
18 必要とする寄り添い型の支援に取り組みます。また、高等学校等中途退学者
19 が高校に再入学して学び直す際、卒業するまでの一定期間、授業料に係る支
20 援を行います。

22 (3) 青年期

23 青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期
24 間として、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性
25 を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期です。ま
26 た、人生における様々なライフイベントが重なる時期でもあります。自らの価
27 値観や生き方を確立しようとしませんが、同時に、社会的な役割や責任に対する
28 不安なども感じる場合があります。

29 青年期の若者が、自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフ
30 イベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組や若者
31 に対する相談支援が求められます。

32 このため、高等教育の修学支援、高等教育の充実、就業支援、雇用と経済的
33 基盤の安定のための取組、結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への
34 支援、悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談・支援体制の充実に取り
35 組みます。

ア 高等教育の修学支援、高等教育の充実

若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確認できるよう、高等教育段階の修学支援を着実に実施するとともに、高等教育の充実を図りつつ、その後のキャリア形成につながる教育を推進していくため、次に掲げる施策を推進します。

① 高等教育段階の就学支援の着実な実施



教育基本法に基づき設置した高校生に対する奨学金貸与事業の着実な実施と、大学等を含め奨学金情報が必要な生徒に伝わるよう制度の周知を図るとともに、能力があるにもかかわらず経済的な理由で県外難関大学等への進学が困難な県内高校生に奨学金を給付するほか、県外大学等に進学を希望する低所得世帯の高校生の受験や進学等に係る渡航費用を支援します。また、私立専修学校に通う低所得世帯の学生の授業料と入学金の減免に取り組みます。

② 高等教育の充実

魅力ある高等教育環境や地域貢献機能の充実を図るためには、大学等の高等教育機関や企業と連携し官民が一体となり、個人のキャリア形成や対人関係能力、様々な視点から社会変化等を捉える力、社会課題を発見する力等の非認知能力の向上を支援する必要があります。

このため、県内高等教育機関が有する多様な資源やそれぞれの特色を活用し、地域社会や産業における課題解決を図るための教育、研究、地域貢献活動等の積極的な展開を通じて、人材育成機能の充実強化を図ります。

県内産業を牽引し、地域の発展に寄与できる多様な人材を輩出するため、高等教育機関自らの魅力を高める教育プログラムの導入支援や蓄積された教育研究成果の還元による社会貢献活動への支援等に取り組みます。

③ 産業と高等教育機関等の連携による実践的なキャリア教育の推進

産業と高等教育機関等の連携により、就職後の離職対策の強化を図りつつ、職業観の形成から就職、定着までの一貫した総合支援を促進します。

高等教育機関の学生等が、それぞれの専門分野の知識・技能を生かし職業を通じて社会にどのように関わるかという明確な課題意識と具体的な目標を持ち、それを実現するための能力を身に付けるキャリア教育を促進します。

④ 学生の自殺対策などの取組推進

学生相談に関わる大学等の教職員に対し、SOSの出し方教育、こどものSOSへの大人の対応についての研修等を行い、理解を促進します。

⑤ 学び直しの機会創出

産学連携の下、大学、大学院、専修学校等においてキャリアアップ・キャリアチェンジに資するリカレントプログラムの開発・展開を促進し、一人ひとりのキャリア選択に応じた学びを提供できる環境の創出を促進するとともに、企業に勤める社会人のみならず、子育て世代の女性等の多様なニーズに対応する学び直しの機会創出に取り組みます。

イ 就業支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

若者の経済的基盤の安定を図るため、円滑な就業に資する職業能力を培うことができる支援や、就業定着、再就職に向けた支援のほか、良質な雇用環境の下で、将来への展望を持って生活できるよう、次に掲げる施策を推進します。

① 就業支援と定着促進に向けた取組

若年者の就業促進については、沖縄県キャリアセンター等において、専門のキャリアコーチによる就職相談や、就職活動に必要な知識やスキルを提供するセミナー等を開催し、若年者の職業観の育成から就職までを一貫して支援するとともに、若年無業者で就業支援が必要な者に対し、基礎的な職業訓練を実施します。また、技術系・ものづくり系人材が県内で活躍できる環境整備に取り組みます。

県内企業の情報や魅力を知る機会の充実を図り、若年者と県内企業のマッチング強化を図るとともに、県外大学等と連携したU I J ターンの推進により、若年者の県内就職促進に取り組みます。

学校等から職業生活への円滑な移行や早期離職の防止については、就職活動の前段階においてキャリア形成に向けた支援を実施し、就業に関する意欲や能力を高めるほか、適切な職業や企業を選択するための知識やノウハウの習得支援等に取り組むとともに、雇用のミスマッチに起因する早期離職を抑制するため、大学等関係機関と連携した新規学卒者向けの就職支援、就業体験や職場訓練によるマッチング支援等に取り組みます。

若年者の定着促進については、新規学卒者等や企業向けの個別相談、セミナー開催等により職場適応等を支援するとともに、正規雇用化や人材育成の促進等によりキャリア形成が図られる環境づくり等に取り組みます。

② キャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができる支援

各自が持っている職業知識、技能、能力を発揮可能とするため公共職業能力開発施設における職業能力開発については、民間教育訓練機関との役割分

担を図りつつ、企業等から求められる訓練ニーズに応えられるよう、産業構造の変化等に対応した訓練科目の見直しや職業訓練プログラムの創出に取り組めます。

職業能力の開発や向上を図るため、沖縄県職業能力開発協会との連携の下、技能検定の普及と技能振興を促進するとともに、職業能力開発施設については、人手不足の対応や労働生産性の向上など、時代のニーズに適合した職業訓練を実施できる施設の整備・拡充に取り組めます。

各種助成制度の周知と活用を促し、事業主等が行う柔軟な職業能力開発に対する支援を推進するとともに、技術革新の動向を捉えた職業能力開発に向けては、民間教育訓練機関等との連携や役割分担により、委託訓練の充実や職業訓練プログラムの創出など、質の高い訓練ときめ細かな就業支援に取り組めます。

企業や民間教育訓練機関等を活用し、訓練機会の少ない離島地域での訓練の充実に取り組めます。

③ 就職困難者等に対する総合的支援、キャリア自律に向けた支援

総合的な就業支援拠点であるグッジョブセンターおきなわにおいて、求職者の様々なニーズに対応し生活から就職までをワンストップで支援し、就職困難者や生活困難者に対しては、個別的・継続的な支援を行うとともに、企業や民間教育訓練機関等を活用し、離職者等の再就職訓練の充実に取り組めます。

④ 賃上げに向けた取組

県内企業の雇用の質の改善や生産性向上を図り、その成果を賃上げなどの人への投資につなげる「成長と分配の好循環」を構築することは、ひいては貧困の連鎖を断ち切ることにもつながることから、県内企業の取組を促進します。

若者が、将来への希望をもって生活できるようになるためには、経済的基盤の確保が重要であることから、従業員の所得向上に積極的に取り組む企業を認証する「沖縄県所得向上応援企業認証制度」を通じ、県内企業における所得向上の取組を支援します。

⑤ 働きやすい環境の整備

すべての労働者が安心して働きやすい環境を整えることが重要となることから、働き方改革を促進するほか、労働者の多様な働き方を可能とする労働環境の整備に取り組む企業の支援を推進するとともに、雇用・労働環境改善

等により若年者にとって魅力ある職場づくりを促進します。

仕事と生活の調和に配慮した働き方の見直しは、労働者個人の仕事と生活に対する満足度を高めるのみならず、生産性の向上や優秀な人材の確保等につながる取組であるとの理解を深めるため、セミナー等の開催により、更なる周知・啓発を図ります。

県内企業に対し、社会保険労務士等の専門家を派遣し、企業の実態に即した支援を行うとともに、労使双方や、就業前の大学生等を対象とした講座等の開催により、労働環境の整備を促進します。

非正規雇用労働者が働きやすく、また、働き続けられる職場環境の整備を図るため、県内中小企業に対する専門家派遣及びセミナー開催を実施するとともに、労働環境及び労働条件の実態を把握するための実態調査を行い、労働環境の向上を図ります。

⑥ 非正規雇用労働者の正規化促進

非正規雇用対策については、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消を目指す「同一労働同一賃金」への対応に向けて、公正な待遇を確保するため、賃金制度を検討する上で有効な職務分析・職務評価の導入支援と普及を促進するとともに、非正規雇用者のキャリアアップ機会の創出や処遇改善の促進に取り組みます。

正規雇用に取り組む企業等に対して、専門家派遣などの支援を行うことで、正規雇用の促進につなげます。

従業員の雇用環境の整備や、処遇改善、正規雇用の拡大を図るため、積極的に人材育成を図る県内企業の取組を支援するとともに、人材育成や雇用環境に優れた企業を認証する人材育成企業認証制度を実施します。

ウ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

若い世代を中心として結婚の希望をかなえるために、デジタル技術を活用した未婚者への交流や出会いの機会の提供、結婚に伴う新生活のスタートに係る支援等に取り組むとともに、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフプランの前提となる知識や情報の提供、企業間・異業種交流の促進など、地域の実情に応じた取組を推進します。

エ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談・支援体制の充実

ニート、ひきこもり、不登校など社会生活を営む上での困難を抱えること
も・若者及びその家族等に対し、社会的自立を促進するため、子ども若者みらい相談プラザ sorae や地域若者サポートステーションなどを拠点として関係機

1 関と連携し、相談・支援体制の充実を図り、多角的な支援に取り組むとともに、
2 市町村のニーズに応じて、支援を補完できる体制を構築します。

3 困難を抱えるこども・若者に対し、各関係機関が連携し、効果的かつ円滑
4 な支援を図るため、市町村への子ども・若者支援地域協議会の設置を促進しま
5 す。

6 ひきこもり状態にある者やその家族等への支援を行うために設置した沖縄
7 県ひきこもり専門支援センターにおいて、相談支援、訪問支援等を行うことに
8 より、本人の自立を促進するとともに、ひきこもりの実態把握に向けて、市町
9 村との連携体制を強化し、効果的な調査や支援が行える体制づくりに組み
10 ます。

11 子育てに関する内容を含め、人々が抱える様々な悩みに関する相談に対し
12 て、総合的に応えることができる相談体制を整備するほか、言語、文化、法制
13 度等が異なる国際結婚や、それに伴う子育てに関する相談についても、法的手
14 続きの方法や情報の提供等、的確なアドバイスができるよう相談体制を整備す
15 るとともに、関係機関と連携を図ります。

16

3 子育て当事者への支援に関する重要施策

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

ア 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

教育費の負担が理想の数のこどもを持てない大きな理由の一つとなつてい
るとの声があることから、家庭の経済状況に依ることなく、子育てや教育が行
えるよう、次に掲げる施策を推進します。

① 幼児期から高等教育段階までの切れ目のない負担軽減

安心して子育てを行える環境を実現するため、子ども・子育て支援制度に
基づく幼児教育・教育の無償化及び多子世帯に対する保育料の負担軽減に取り
組むとともに、サポーター派遣による育児等支援に係る事業を促進します。
また、低所得世帯等に対しては、一時預かりやファミリー・サポート・セン
ター、放課後児童クラブに係る利用料の低減等に取り組みます。

市町村と連携し、公営住宅における子育て世帯等の優先的な入居促進など、
妊産婦や多子世帯を応援する仕組みづくりに取り組みます。

小中学校における補助教材の使用については、学校長の責任のもと、その
必要性について十分に精査するとともに、補助教材や学用品等の購入につい
ては保護者の経済的負担が過重なものにならないよう、市町村教育委員会と
連携して取り組みます。

家庭の経済状況にかかわらず、安心して教育を受けることができるよう、
就学援助や授業料、通学費、進学のための費用など状況に応じた教育費負担
の軽減に取り組みます。

② 医療費等の負担軽減



こどもの健全な育成・発達に資するためのこども医療費助成制度について
は、医療に係る経済的負担の軽減を推進するとともに、医療機関における窓
口での支払いを不要とする現物給付を継続して実施できるよう、引き続き市
町村への支援を行います。

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

ア 地域子育て支援、家庭教育支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を
含めてすべてのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニ
ーズに応じた様々な子育て支援を行うため、次に掲げる施策を推進します。

① 地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進

子育て親子の交流や育児に関する相談、情報提供を行う地域子育て支援拠点事業や、子育て支援に関する相談、関係機関との連絡調整等を行う利用者支援事業について、市町村の実情に応じて拡充できるよう支援します。

市町村が市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、適正かつ円滑に事業を行うことができるよう、国と連携し提供体制の確保に係る支援を行うとともに、市町村と連携し、多様な子育て支援の担い手となる人材の確保に取り組めます。

② 体罰によらない子育てに関する啓発推進

こどもの権利の保障や体罰等の禁止などを定める子どもの権利尊重条例の普及啓発を通して、体罰によらない子育ての啓発に取り組めます。

③ 家庭教育支援チームの普及、家庭教育支援の推進

こどもの健やかな育ちを支え、すべての保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域において主体的に家庭教育支援の取組を行う「家庭教育支援チーム」の各市町村教育委員会等への設置を促進するほか、地域における人材の育成及び活用により家庭教育支援の充実に取り組むとともに、県民全体が家庭教育支援に対する理解を深めるための広報活動等の充実に取り組めます。

保護者向けの学びの場を提供している市町村、各学校に対し、子育てに関する情報提供を行うとともに、各種研修会等を通して、家庭教育支援者の資質向上を図り、家庭教育力向上に取り組めます。

(3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進

ア 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てが行えるよう、次に掲げる施策を推進します。

① 家庭、職場、地域社会における共働き・共育ての推進

民間企業等を対象に、従業員の仕事と子育ての両立を支援するため次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定等を働きかけるほか、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業については、企業認証制度によって社会的評価を高め、更なる普及拡大を図るとともに、先進的な両立支援事例の情報発信などにより、労働者の多様な働き方を促進しま

す。

② 仕事と子育てを両立できる環境づくりの推進

保護者が、子育てしながら安心して働き続けられるよう、長時間労働の是正や休暇の取得促進、仕事優先の考え方や働き方の見直し、育児とキャリア形成の両立等、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に取り組めます。

ワーク・ライフ・バランスの普及啓発や働きやすい雇用環境の整備促進を図るため、企業等を対象としたセミナーの開催や社会保険労務士等の専門家の派遣を実施するほか、企業をはじめ労働者及び県民に対して、ワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識啓発を図ります。

結婚・出産後も仕事を続ける女性が安心してこどもを産み育てられる環境づくりに向け、出産・育児や就業の環境整備を総合的に推進し、子育て中の女性等を支援するとともに、女性の社会参画の推進に資する取組に対する支援を行います。

子育て世帯の親の就労を支援するため、託児サービス付きの職業訓練や座学研修と職場訓練を組み合わせた就労支援等に取り組むとともに、女性が働きがいを持って仕事に取り組むことができる環境づくりを推進するため、沖縄県女性就業・労働相談センターにおいて、よろず相談やセミナーを実施し、企業に対して専門家派遣を実施します。

性別にかかわらず、家族が相互に協力しながら、家事・育児・介護等においてそれぞれの責任を担っていくことができるよう、幅広い層に対応した啓発活動などに取り組めます。

③ キャリアアップと子育ての両立を可能とする環境の整備



子育て、介護と仕事の両立を可能とする柔軟な働き方を実現するため、テレワークを始めとした、時間や場所を有効に活用できる多様な柔軟な働き方の普及促進に取り組むとともに、子育てしやすい居住環境の実現とまちづくりを推進します。

④ 男性育児休業が当たり前となる社会の実現に向けた取組



女性が出産・育児をしながら働き続けることを可能とする職場環境の整備を図るほか、子育てのスタートラインから男性の子育てへの参画を促す男性の育児休業取得を促進するため、企業や市町村等と連携し、男性が育児休業を取得することへの意識喚起に取り組むほか、職場等の理解を深めるため、

男性向けの講座等や男女共同参画週間での県民向け広報など、必要な広報・啓発活動を行います。

⑤ 男性の育児等への参画

家事・育児・介護等の家事労働は、夫婦がともに支え合いながら行うものであるという認識を共有するため、家庭責任の分担など男性の家庭生活への参画を促進します。このため、従来の性別による固定的役割分担意識を払拭し、男女が相互に協力しながら、積極的に家事、育児、介護に参画することの重要性の普及・啓発に取り組みます。

(4) ひとり親家庭等への支援

ア ひとり親家庭等への支援

本県においては、全国的に見ても離婚率やひとり親世帯の出現率が高いことや、ひとり親家庭において生活に困窮する割合が高い現状を踏まえ、子育てと生計維持を一人で担っているひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、相談支援体制の強化を図るほか、各家庭のそれぞれの状況に応じた就業支援、子育て・生活支援、経済的支援等を通して自立へとつなげるとともに、こどもにとって不利益が生じることのないよう、養育費の履行確保等のため、次に掲げる施策を推進します。

① 相談支援体制の強化

ひとり親家庭等が孤立することなく、必要な支援につなげるため、ひとり親家庭が抱える個別の問題に応じ、就業支援や生活支援等を適切にコーディネートすることができるよう、母子・父子自立支援員をはじめ、関係機関における相談員の資質の向上、相談体制の充実を図るとともに、各種支援策についての周知広報の充実を図ります。

母子・父子福祉団体等の当事者団体の活動を支援するとともに、これらの団体等と連携して、当事者に寄り添った相談支援の推進及び当事者への効果的な周知に取り組みます。

② 就業支援の推進



就業相談員による就業相談、資格取得講習会の開催、求人情報提供など、一貫した就業支援に取り組むとともに、それぞれの世帯の状況に応じた就労の選択ができるよう、ハローワークと連携しながら、就業相談等を実施します。

ひとり親家庭は、就労率は高いものの不安定な雇用形態の割合が高いこと

から、より条件の良い仕事に就業できるよう、就業に結びつく可能性の高い資格の取得を支援するため、資格取得のための受講費用や養成機関修業中の生活費の助成のほか、養成機関への入学準備や資格取得後の就職準備に要する費用の給付・貸付により、就業支援を推進します。また、子育てと就労の両立など、様々な困難を抱えるひとり親家庭等をサポートするため、在宅就業も含めた多様な働き方の実現に向けた支援を行います。さらに、生活保護を受けているひとり親家庭の親が高等学校に就学する場合に、一定の要件の下で、就学に係る費用（高等学校等就学費）を支給するほか、ひとり親家庭の親及び子に対し、高等学校卒業程度認定試験合格のための受講費用の一部を支給するとともに、関係機関・団体との連携を図り、試験合格に向けた環境づくり等に取り組みます。加えて、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の修業資金貸付において、運転免許取得にかかる費用の無利子での貸付けを行うことで、ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図ります。

ひとり親家庭等の雇用促進について、民間事業者理解を深めてもらうため、各種雇用関係助成金や奨励金制度の周知を含めた啓発活動等を実施するほか、ひとり親家庭の親の経済的自立のため、親の雇用等に積極的に取り組む事業者をはじめ、学び直しをする親や自ら事業を行う親に対し、沖縄振興開発金融公庫による金融面での支援制度の周知と活用促進を図ります。また、就業支援や雇用環境の改善に取り組む関係機関と緊密な連携を図り、ひとり親家庭等の就業支援を促進するほか、公的施設における母子・父子福祉団体の売店設置等の促進などにより、雇用の促進を図ります。

③ 生活支援、子育て支援の推進

育児、子育て等について悩みをもつひとり親家庭を対象に生活支援講習会や各種相談体制を整備するほか、ファミリー・サポート・センター事業など市町村が実施する子育て支援施策の積極的な活用を促進するとともに、親の就業や疾病等により緊急・一時的に家事・育児等に支障が生じた場合、居宅へ家庭生活支援員（ヘルパー）の派遣を行います。

ひとり親家庭の親が安心して就業や求職活動、職業訓練を行うことができるよう、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、保育所等の優先入所を促進するほか、認可保育所の定員に空きがない等の理由により、認可外保育施設を利用しているひとり親家庭等の負担軽減を図ってまいります。

住宅に係る支援として、県営住宅等において、ひとり親家庭の優先入居を実施するとともに、母子父子寡婦福祉資金貸付金の転宅資金及び自立に向けて意欲的に取り組む低所得のひとり親世帯に対する住宅借り上げ資金の無利子・償還免除付きの貸付けを実施します。

様々な問題を抱え、自立に向けた専門的・継続的な生活指導等の支援が必要な母子家庭が、地域で自立し、安定した生活を送るためのスキル向上の支援を行う母子生活支援施設について、運営に対する支援や設置の促進、利用の広域化を図るとともに、地域の中で自立した生活を営むことができるよう、民間アパート等を活用し、生活支援や子育て支援、就業支援等を組み合わせた総合的な支援を行います。また、民間アパートを活用した生活支援等については、拠点事務所を中心とした取組の充実を図るとともに、その成果を踏まえ、関係市における類似事業の実施促進等に取り組みます。

こどもへの生活・学習支援については、将来の自立に向けて基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行うほか、経済的な負担になっている進学費等の支援を充実強化し、ひとり親家庭のこどもの生活の向上と教育環境の充実を図ります。

④ 経済的支援の推進



こどもを育成する家庭の生活の安定と自立が促進され、こどもの福祉の向上が図られるよう、児童扶養手当の支給や、所得要件等を満たすひとり親家庭のこども等の医療費の助成など経済的支援策の実施と周知に取り組むとともに、ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、修学資金や生活資金等を無利子又は低利で貸付を行う母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の適切な実施と、市町村や福祉事務所の相談窓口における広報・周知に取り組めます。

⑤ 養育費や親子交流に関する相談支援の推進



ひとり親家庭の生活を支え、こどもの健やかな成長を図るためには、養育費の確保と親子交流の取り決めは重要であることから、離婚前後において養育費等に関する相談体制の充実や、関係機関との連携を図るとともに、養育費の取り決め率の向上及び履行確保に資する取組を支援します。このため、養育費の確保に向けての手続き等について、養育費専門相談員による相談窓口を配置し、情報提供等の支援を行うほか、必要に応じて弁護士による法律相談や家庭裁判所等を訪問する際の同行支援を行うとともに、養育費の継続した履行を確保するため、養育費に関する弁護士相談、公正証書の作成や養育費保証契約締結等に係る支援を行います。

養育費はこどもの権利であり、その負担は親としてこどもに対する当然の義務であることについて、離婚前後の父母等を対象とした講座等を通して、広く社会一般の共通認識としての醸成を図るとともに、各種制度・支援策の活用に向けた積極的な周知広報を行います。

親子交流については、養育費相談とは異なる専門性が必要なことから、相談員や関係機関に対する研修の機会を通じて制度の知識や理解を深め、相談員の資質の向上を図るほか、適切な親子交流の実施に向けて、各家庭の状況に配慮した段階的な支援を行うとともに、こどもが安全・安心な環境で親子交流が行えるよう、体制整備に取り組めます。

離婚等に起因する国際的な家庭問題等について、様々な関係機関から適切な支援を提供することができるよう、各種施策や組織間の連携を促進し、相談・支援体制の更なる強化に取り組めます。

4 最重要課題の解消に向けた施策

(1) こどもの貧困対策

平成28年（2016年）1月、沖縄県のこどもの貧困率が29.9%と、県内のこども3人に1人が貧困の状態にあり、全国の約2倍の水準という衝撃の結果が明らかとなりました。

この深刻な状況を一刻も早く改善するため、県では、平成28年度（2016年度）を貧困対策元年と位置づけ、国、市町村と連携し地域の実情に応じた施策を展開してきました。

あれから10年を迎えようとしている今、これまでの貧困対策を通して、雇用環境の改善も進み、困窮世帯の割合は改善傾向を示してきました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、観光関連産業などを中心に本県経済は多大な影響を受け、令和5年（2023年）5月に5類感染症に移行してからは、持ち直しの動きが見られていましたが、国際情勢などの影響による物価高騰が県民生活を直撃し、困窮世帯の生活はより深刻な状況となっています。

このような中、沖縄県では、こどもの貧困を地域や社会全体の問題として捉え、こどもとその家庭につながる仕組みを構築するとともに、こどもが抱える状況に対応した総合的な施策を展開していくため、本計画においても、引き続き、こどもの貧困対策を県政の最重要課題に位置づけることとします。

これまでの貧困対策の推進により、今後取り組むべき課題、重要性を増した課題、新たにに取り組むべき課題に対応するため、本計画期間中は、「ライフステージに応じた施策の充実強化」、「貧困の連鎖を断つための自立に向けた支援」、「支援につながっていないこどもとその家庭への支援体制の構築」を貧困対策の3本の柱として位置づけ、施策を展開していくこととします。

なお、貧困対策と関連が深い施策について、本節において今後の展開方向を示すこととし、その他の貧困対策と関連がある施策については、第3章第1節から第3節に記載するほか、第7章個別施策集においても整理することとします。

ア ライフステージに応じた施策の充実強化

親の妊娠・出産期からこどものライフステージに即した切れ目のない支援を行うため、こどもや家庭への関わりを通して適切な支援機関等へつなげる仕組みを構築するとともに、各ライフステージに応じた生活・教育・経済的支援をより効果的に行うことができるよう取り組んでいきます。



① つながる仕組みの構築

貧困がこどもの生活と成長に与える悪影響を未然に防ぎ、解消していくためには、こどものライフステージに応じて支援を必要とするこどもや子育て家庭につながり、必要な支援及び支援者につなげる仕組みを構築するとともに、国・県・市町村、教育・福祉・雇用・医療等の関係団体、NPO、ボランティア、企業、大学等が連携・協働し、離島・へき地を含む県内各地域の実情に配慮しながら、こどもの成長とライフステージに的確に対応するきめ細かな支援を総合的に展開することが必要です。

このため、市町村が地域の実情やこどもの実態に応じて設置するこどもの居場所や地域の貧困状況を把握し、関係機関との情報共有やこども及びその保護者を各種支援や制度につなげるための調整等を行う、こどもの貧困対策支援員の配置を促進するとともに、居場所運営者や貧困対策支援員の支援の専門性向上及び持続的運営を図るため、支援コーディネーターを配置し相談・助言を行うほか、習熟度等に応じた研修を実施します。こどもの居場所の運営を支援するため、大学等と連携・協力のうえ、学生ボランティアを居場所に派遣し、こどもの身近な存在として寄り添い、学習支援等を行うほか、居場所運営者同士や関係機関等とのネットワークの強化、大学や関係機関などが実施するこどもの貧困対策に関する講座や研修等と連携した人材の養成を図ります。

人材確保が困難なことなどの理由によりこどもの居場所や貧困対策支援員が設置・配置できない小規模離島町村に対して支援員等を派遣し、当該町村や学校と連携して、支援が必要なこどもを把握し適切な支援機関につなげる体制づくりを支援するほか、困難を抱えるこどもや家庭を訪問し、家庭の状況に応じたアウトリーチを行い、必要な支援につなぐための寄り添い支援に取り組みます。

親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握し、社会的孤立を防ぎ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するため、市町村におけるこども家庭センターの設置を促進するとともに、センター機能の充実のため、コーディネーターや運営に関わる関係者の人材育成に取り組みます。

困難を抱える若年妊産婦及びその配偶者に対しては、市町村等と連携のうえ、安定した生活を営み自立できるよう、専門的な個別支援を行う居場所等を設置し、出産・育児に関する相談・指導、就労や就学支援、ライフプランに関する講座等を開催します。また、貧困の要因となり得る予期せぬ妊娠や若年妊娠などの問題に対応するため、居場所等へ助産師を派遣し、居場所職員に対する性や保健に関する研修のほか、こどもへの性教育の実施、性に関

する悩みなどへの相談対応を行います。

こどもの貧困は、自己責任論ではなく社会全体で取り組むべき問題であることの理解を深めるため、「沖縄こどもの未来県民会議」を中心とした広報・啓発活動、国・県・市町村、教育・福祉・雇用・医療等の関係団体、NPO、ボランティア、企業、大学等が連携・協働した県民運動の展開、こどもの貧困の実態調査や国・大学等の調査研究に関する情報収集及び提供などに努めます。

学校をこどもの貧困対策のプラットフォームとして位置づけ、学校現場の関係者に対する理解増進を図るほか、市町村が地域の実情を踏まえ、計画策定や対策が実施できるよう、こどもの貧困の実態や先進事例など、必要な情報提供に努めます。

② ライフステージに応じた各種施策の推進

親の妊娠・出産期からこどもの社会的自立に至るまでの各ライフステージに即して切れ目のない、また、個々のこどもが抱える課題に対応した総合的な施策を実施します。

(7) 乳幼児期

すべてのこどもが安心して質の高い幼児教育を受けられるよう、こどもの発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育の提供や、多様な保育ニーズに対応しこどもを安心して育てることができる環境整備、保育や医療に係る経済的負担の軽減に取り組みます。

このため、多様な保育ニーズに対応し、夜間保育所や延長保育など市町村が実施する地域の実情に応じた保育サービスの支援を推進します。

保育に係る利用料負担の軽減を図るため、認可外保育施設を利用しているひとり親家庭等の負担軽減、市町村において地域の実情に応じて実施している、病児保育などを支援することにより、低所得世帯を含むすべてのこどもが必要なサービスを受けられるよう取り組みます。

こどもの健全な育成・発達を図ることを目的に実施しているこどもに関する医療費助成について、窓口での支払いが不要となる現物給付制度の市町村における実施を引き続き支援します。

(4) 小・中学生期



困窮する世帯が社会的に孤立し、一層困難な状況に陥ることがないように、相談支援体制の充実に取り組むとともに、こどもが安全・安心に過ごせる居場所づくりや、経済的理由により就学が困難な家庭の教育費負担の軽減

等に取り組めます。

このため、市町村が地域の実情に応じて、食事の提供や共同での調理、生活指導、学習支援、キャリア形成等を行うこどもの居場所や、専門的な個別支援を必要とするこどもに対応できる居場所の設置を促進します。

学校を窓口として、支援が必要な家庭のこどもを早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーの配置や区域を拡充するとともに、各種支援員や福祉関連機関等との連携を促進するほか、児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくため、スクールカウンセラーの配置を推進します。

経済的理由により就学が困難な家庭の教育費負担の軽減を図るため、学用品費や給食費等を助成する就学援助制度について、効果的な周知に努めるとともに、認定基準や、対象費目、単価等、制度の充実に取り組む市町村を支援します。

特別支援学校等へ就学する児童生徒の保護者等に対しては、特別支援教育就学奨励費を通じた支援を行い、私立学校に通う家計が急変した世帯等に対しては、児童生徒の授業料の負担軽減に取り組めます。

生活保護受給者に対しては、義務教育に必要な各種費用が支給される教育扶助を活用し、就学の保障を図ります。

家庭の経済状況にかかわらず、生活の安定とこどもの健全な育成を図るため、放課後児童クラブの利用料について、市町村と連携・協力し、低所得世帯の児童を対象に負担軽減を促進するほか、こどもに関する医療費助成について、医療機関における窓口での支払いが不要となる現物給付制度を継続して実施できるよう、引き続き市町村を支援するとともに、所得要件等を満たすひとり親家庭のこどもに対し医療費を助成します。

「校内自立支援室」を設置するなど、登校しても教室に入れないなどの学校生活を送る上で困難を抱える児童生徒への支援を行うとともに、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない児童生徒を対象に、教員を志望する大学生や地域住民等の協力により、学習支援（地域未来塾）を行う市町村の取組を支援します。

(ウ) 高校生期



家庭の経済状況にかかわらず、安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減、学校における就学継続のための相談・支援体制の強化を図るとともに、教育・福祉関係機関、民間団体との協働による支援体制を構築し、中途退学の防止、学習支援に取り組めます。

このため、高等学校等就学支援金制度により、所得に応じて高等学校等の授業料に充てる就学支援金を支給し、授業料以外については、高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度により、家庭の教育費負担の軽減を図るとともに、高等学校等中途退学者が高校に再入学して学び直す際、卒業するまでの一定期間、授業料に係る支援のほか、高校生等の通学費に係るバス運賃等の負担軽減に取り組みます。

就学の継続を支援するため、不登校傾向や中途退学が懸念される生徒が多い高等学校に支援員等の配置や居場所の設置を行い、教育・福祉関係部門、民間支援団体の協働による支援体制を構築するとともに、児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくためのスクールカウンセラーの配置や、確かな学力の定着を図るための県立高校の状況に応じた学習支援員の配置を推進します。また、高等学校中途退学を防止するため、各学校の中途退学対策担当者に対する、講演会や研究協議の開催、優良事例やこどもの貧困に関する情報共有など、対策の強化を図ります。

(I) 支援を必要とする若者

中学・高校卒業後又は高等学校中途退学後に、就学、就労をしていない若者で、社会的自立に向けた展望を見出せないでいる者（以下「支援を必要とする若者」という。）や、児童養護施設等を退所する者、ヤングケアラーなど、様々な困難を抱えるこども・若者及びその家庭を適切な支援につなげるための体制を構築するとともに、円滑な社会生活が営めるよう、寄り添い型の支援に取り組みます。

このため、支援を必要とする若者に早い段階で支援を届けることができるよう、在学中の児童生徒の保護者の了解を得て学校とハローワークや子ども若者みらい相談プラザ sorae 等と情報を共有し、就学、就労など必要な支援につなげます。困難を抱えるこども・若者やその家族等に対する効果的かつ円滑な支援に向けた連携体制を整備するため、市町村への子ども・若者支援地域協議会の設置を促進するほか、県及び市町村において、専門的な個別支援を必要とするこどもに対応できる居場所での支援に取り組みます。

退所者が、退所までに生活に必要な基本的な知識と経験が得られるよう、自立に向けた支援体制の整備に取り組むとともに、退所後においても、退所者への就労及び自立に関する相談支援体制を拡充するなど、社会につながりを持ち、個々のペースで自立していけるようにするための継続的な支援に取り組みます。退所者の安定した生活基盤の構築及び円滑な自立を支援するため、運転免許費用の助成や、給付型奨学金制度の充実、進学後も

1 学業に専念できるよう生活や就学に関する相談支援、生活費等の貸付、ア
2 パートの賃貸借契約における身元保証人の確保等に取り組みます。

3 継続した支援が必要と認められる退所者に対しては、措置延長の実施や、
4 児童自立生活援助事業等の活用、自立援助ホームに入居する児童等に対す
5 る相談支援や就職活動支援など、退所者のアフターケアを推進します。

6 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる
7 こども・若者、いわゆるヤングケアラーについては、年齢や成長の度合い
8 に見合わない重い責任や負担を負うことから、関係機関職員向け研修や、
9 ヤングケアラー・コーディネーターの配置促進、SNSを活用した相談窓
10 口の設置等、ヤングケアラーの早期発見・把握、適切な支援への円滑なつ
11 なぎ、普及啓発、市町村等との役割分担・連携等の強化に取り組むととも
12 に、ヤングケアラー等困難を抱えるこどもまたは家庭を訪問し、家庭の状
13 況に応じたアウトリーチを行い、必要な支援につなぐための寄り添い支援
14 に取り組みます。

15 若年無業者で就労支援が必要な者に対する基礎的な職業訓練の実施や、
16 私立専修学校に通う低所得世帯の学生の授業料と入学金の減免に取り組み
17 ます。

18 (イ) 保護者への支援



19 生活困窮世帯やひとり親家庭に対しては、生活に関する相談や個々の状
20 況に応じた支援のほか、生活保護や各種手当などの金銭給付・貸与、現物
21 給付（サービス）、養育費の取得など、様々な支援を組み合わせるその効
22 果を高めるとともに、若年妊産婦を含む妊娠・出産期に困難を抱える保護
23 者に対する支援の充実を図り、安定した生活基盤の構築及び自立の支援に
24 取り組みます。

25 このため、複合的な課題を抱える生活困窮者に対しては、生活困窮者自
26 立支援法に基づく自立に向けて、家計改善等の支援を含めた包括的な支援
27 を行うとともに、生活保護については、支援が必要な方に確実に保護を実
28 施するという基本的な考え方を踏まえ、制度の周知や説明など適切な対応
29 を図ります。

30 生活困窮者及び生活保護受給者に対しては、就労支援員による就労支援
31 や、直ちに就労が困難な者に対しては就労準備支援を行うほか、児童扶養
32 手当受給者も含め、ハローワークと福祉事務所等によるチーム支援を行
33 います。

34 ひとり親家庭の母又は父に対しては、児童扶養手当の確実な支給が図ら
35 れるよう、制度の周知に努めるとともに、養育費に関する相談支援や、養
36

育費の取り決め率の向上及び履行確保に資する取組を支援するほか、所得要件等を満たすひとり親家庭の親等に対し、医療費を助成します。

生活保護受給者やひとり親家庭等の就労促進のため、生活保護受給者には、就労活動促進費及び就労自立給付金を、生活保護を受けているひとり親家庭の親が高等学校に就学する場合には、一定の要件の下で、就学に係る費用（高等学校等就学費）を、ひとり親家庭の親及び子に対しては、高等学校卒業程度認定試験合格のための受講費用の一部を支給します。

ひとり親家庭及び低所得の子育て家庭に対しては、家庭生活支援員の派遣等により一時的な家事援助、保育等のサービスを提供するとともに、生活支援講習会や生活相談の実施等による生活支援を行うほか、ひとり親家庭等の就労機会の確保を図るため、職業訓練の実施や就職のあっせん等、就労や学び直しの支援、就労に有利な資格取得のための受講費用や養成機関修業中の生活費の補助となる給付金の支給及び養成機関への入学準備や資格取得後の就職準備に要する費用の貸付、託児サービス付きの職業訓練や座学研修と職場訓練を組み合わせた就労支援を行います。

専門的、継続的な生活指導等の支援を必要としている母子家庭に対しては、母子生活支援施設での支援に加え、民間アパートを活用した就労、子育て支援等を行うことにより地域での生活を支援するとともに、ひとり親家庭が抱える個別の問題に応じ、就労支援や生活支援等を適切にコーディネートすることができる人材の育成に取り組みます。

身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、アウトリーチやSNS等を活用した相談支援や、産婦人科等への同行支援などを実施するほか、困難を抱える特定妊婦と出産後の母子等に対し、出産までの間、安心して生活を送ることができる宿泊型居場所を設置するとともに、出産後は安定した生活につながるよう養育等に係る情報提供や関係機関と連携した支援に取り組みます。また、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対しては、助産制度の活用とサービスの円滑な実施が図られるよう、制度の周知と関係機関の連携に取り組みます。

住宅に関する支援について市町村と連携・協力し、ひとり親世帯、多子世帯などの子育て世帯に対する公営住宅の優先入居や、民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供等に取り組むとともに、新たな住宅セーフティネット制度に基づく住宅確保要配慮者向けの住宅の登録を促進し、市町村による家賃低廉化の実施に向けて取り組むほか、母子父子寡婦福祉資金貸付金の転宅資金及び自立に向けて意欲的に取り組む低所得のひとり親世帯に対する住宅借り上げ資金の無利子・償還免除付きの貸付を行います。ま

た、離職等により住居を失った又はそのおそれがある生活困窮者に対しては、一定期間家賃相当額（住居確保給付金）を支給し、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。

ひとり親家庭の経済的自立のため、親の雇用等に積極的に取り組む事業者や学び直しをする親に対し、沖縄振興開発金融公庫による金融面での支援制度の周知等に取り組み、活用を促進します。



(カ) 雇用の質の改善に向けた取組

県内企業の雇用の質の改善や生産性向上を図り、所得を向上させ、その成果を働く人へ分配することで、賃金の上昇を図る「成長と分配の好循環」を構築することは、ひいては貧困の連鎖を断ち切ることにもつながることから、県内企業の取組を促進するとともに、保護者が、子育てしながら安心して働き続けられるよう、長時間労働の是正や休暇の取得促進等、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。

このため、非正規雇用労働者が働きやすく、働き続けられる職場環境の整備を図るため、県内中小企業に対する専門家の派遣やセミナーを開催するとともに、正規雇用化を図る企業等に対しては、専門家派遣などの支援を行うほか、就職・雇用等に関する求職者や事業主等の様々なニーズに対応するため、総合的な就業支援拠点（グッジョブセンターおきなわ）を活用し、生活から就職までをワンストップで支援します。

従業員の給与増に積極的に取り組む企業を認証する「沖縄県所得向上応援企業認証制度」を通じ、県内企業における所得向上の取組を支援します。

ワーク・ライフ・バランスの普及啓発や働きやすい雇用環境の整備促進を図るため、企業等を対象としたセミナーの開催や社会保険労務士等の専門家を派遣します。

イ 貧困の連鎖を断つための自立に向けた支援

沖縄県が貧困対策を推進してから10年を迎えようとしています。10年前にこどもの居場所等で支援につながった子どもたちの多くが高等教育や就労を迎える年齢へと成長していますが、おおむね18歳までを対象としてきたこれまでのこどもの貧困対策では、その後の支援を行う資源や仕組みが十分整っていないとは言えない状況にあります。自立に向けて自主的に行動ができる状態にならない子どもたちを放置すれば、この子どもたちが貧困状態へと陥り、貧困の連鎖へとつながっていくことが懸念されることから、子どもたちの自立に向けた支援を強化し、貧困の連鎖を断つため、次に掲げる施策を推進します。



① 学習・進学支援

生活保護世帯、生活困窮世帯及び準要保護世帯のこどもに対しては、市町村、NPO等と連携し、こども一人ひとりの学習の定着状況に応じたきめ細かな学習支援の取組を拡充するとともに、多様な進学希望に対応した学習支援及びその親に対する養育支援等に取り組みます。

能力があるにもかかわらず経済的な理由で県外難関大学等への進学が困難な県内高校生に奨学金を給付するとともに、県外大学等に進学を希望する低所得世帯の高校生の受験や進学等に係る渡航費用を支援します。



② 体験・交流の機会創出

家庭の経済状況にかかわらず、こどもたちが、様々な体験・交流の機会等により、周囲のこどもやおとなとの触れ合い等を通じ、自己肯定感を高め、生きる力を育めるよう、余暇、レクリエーション、文化、スポーツ等の機会を提供する取組を推進します。

経済的事情や地理的事情など、様々な要因による体験格差を是正し、こどもが生き生きと活躍ができることを目的とした、新たな体験メニューの創出に取り組みます。

③ 多様な困難を抱えるこども・若者の自立支援

家庭や地域において、生きづらさや困難を抱えるこどもや若者に対しては、地域の様々な資源と連携した支援の充実強化を図ることで自己肯定感を抱き、自らの意思で行動することにより自立へとつなげていきます。

ウ 支援につながっていないこどもとその保護者・家庭への支援体制の構築

これまでの貧困対策の推進により、市町村のこどもの居場所（こども食堂も含む）は約300か所にまで増え、居場所と学校、保護者等をつなぐ貧困対策支援員は約100名配置されるなど、困難を抱えるこどもやその家庭につながる体制が構築されてきました。令和5年（2023年）10月時点では、これら居場所や支援員とつながったこどもの数は約1万5千人となっており、一定の成果が現れています。しかし、同時点の本県のこどもの数は約23万6千人であり、困窮世帯の割合が2割から3割存在すると仮定した場合、支援を必要としているものの、まだ支援が届いていないこどもが一定数いることが想定されます。

今後の貧困対策における新たな課題として、支援につながっていないこどもとその保護者・家庭へと支援を届け、地域の社会資源や支援制度につなげていく取組を強化していく必要があるため、次に掲げる施策を推進します。



① 地域における社会資源の創出

住んでいる地域によって食事や学習、体験などの支援に格差が生じないよう、こどもの身近な場所に、こどもの居場所などの社会資源の創出に取り組むほか、地域で様々なこども支援活動をしている団体、企業、個人等も、こどもたちにとっては貴重な資源であることから、こどもたちのために共に助け合う支援体制を構築していくとともに、市町村において、既存の社会資源の役割や支援内容等を踏まえ、必要な場所に必要な資源を設置・連携していく体制づくりを支援します。

② つながりにくいこどもとその保護者・家庭等への支援

地域で食事の提供を行う居場所や十分に食事を摂ることが難しい家庭等に対しては、沖縄こどもの未来県民会議と連携し、食品等を安定的に供給する体制整備の充実強化に取り組むとともに、民間企業や地域のこども支援団体等と連携し、食支援などを契機として経済的に問題を抱えているこどもとその保護者・家庭へとつながり、貧困対策支援員等がアウトリーチ等により地域の資源や支援制度につなげるなど、新たな仕組みの構築に取り組んでいきます。

③ 困難を抱える若者への支援

中学卒業後進路未決定者や高校中途退学者など、学校とのつながりがなくなり、各種支援や地域資源等とつながることができていないこども・若者を把握し、支援につなげる仕組みを構築できるよう学校や関係団体等と協議・連携していきます。また、就学、就労をしていない若者で、社会的自立に向けた展望を見出せないでいる者に対して、社会的自立を促進するため、子ども若者みらい相談プラザ sorae や地域若者サポートステーションなどによる相談・支援体制の充実を図ります。

④ 早期に支援につなげる仕組みの構築

学校現場において、デジタル技術の活用等により、支援が必要なこどもや家庭の情報を把握し、関係者が連携して適切な機関等へつなげる「学校版スクリーニング」などの仕組みを県内各地域へ普及するなど、支援が必要なこどもを早期に発見し、適切な支援へとつなげる支援体制を構築します。

第4章 子ども・子育て支援事業支援計画

1 県子ども・子育て支援事業支援計画の基本的考え方

県子ども・子育て支援事業支援計画は、子ども・子育て支援法第62条第1項の規定に基づき策定するものです。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業は、地域の実情に応じ、市町村が事業主体として総合的かつ計画的に行うこととなっており、県は、市町村が行う事業が適切かつ円滑に行われるよう必要な助言及び適切な援助を行うとともに、特に専門性の高い施策や各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講ずることとなっております。

市町村は、教育や保育及び地域子ども・子育て支援事業に係るこれまでの利用状況やアンケート調査に基づくニーズなどを踏まえ、「量の見込み」を設定し、その「量の見込み」に対する提供体制の確保とその実施時期（「確保方策」）を市町村子ども・子育て支援事業計画に定めます。

県子ども・子育て支援事業支援計画では、市町村の事業計画で定められた数値を基本とし、市町村間の広域的な利用を勘案して、教育・保育における「量の見込み」と「確保方策」を定めるとともに、市町村の取組を支援するための施策を位置づけます。

なお、子ども・子育て支援事業支援計画関連施策については、本章に示すこととし、その他の子育て支援と関連がある施策等については、第3章に記載するほか、第7章の個別施策集にて整理することとします。

2 教育・保育の県設定区域の設定

本計画において、教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」を定める際の単位となる区域を表1のとおり定めます。

当該区域は、各域内の教育・保育の需要と供給のバランスをとるものであり、県が認定こども園や保育所の認可・認定を行う際の判断基準となるものであり、広域利用の実態等を踏まえ設定しました。

表1 県区域設定

	認定区分		
	1号	2号	3号
設定区域	沖縄区域 （沖縄本島所在市町村並びに宮古区域及び八重山区域に含まれる市町村を除く離島所在町村） 宮古区域 （宮古島市及び多良間村）	市町村	

	八重山区域 (石垣市、竹富町及び与那国町)	
主な利用施設	幼稚園、認定こども園	保育所、認定こども園
認可等に当た る考え方	私立幼稚園における広域利用の実態、 施設の設置状況及び地理的条件等を鑑 み、区域ごとの需給状況を勘案	保育所の利用が概ね市町村 域内となっていることに鑑 み、市町村ごとの需給状況 を勘案

1

2 3 各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策

3 (1) 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」の基本的な考え方

「量の見込み」 保育の必要性の設定区分ごとに必要となる 利用定員総数	「確保方策」 「量の見込み」に対して確保しようとする 施設・事業の利用定員の総数
1号認定 (満3歳以上の就学前こども) ※子ども・子育て支援法第19条第1項 第1号に該当	特定教育・保育施設 ^{*1} (認定こども園及び 幼稚園)の利用定員 + 特定教育・保育施設に該当しない幼稚園の 利用定員の総数
2号認定 (満3歳以上の就学前こどもで保育を必 要とするもの) ※子ども・子育て支援法第19条第1項 第2号に該当	特定教育・保育施設(認定こども園及び保 育所)の利用定員の総数 + 認可外保育施設等を利用する小学校就学前 こどものうち保育を必要とするもの
3号認定 (満3歳未満で保育を必要とするもの) ※子ども・子育て支援法第19条第1項 第3号に該当	特定教育・保育施設(認定こども園及び保 育所) 及び特定地域型保育事業 ^{*2} の利用定員の総 数 + 認可外保育施設等を利用する小学校就学前 こどものうち保育を必要とするもの

4 ¹…特定教育・保育施設

5 子ども・子育て支援法により、市町村が施設型給付の対象として適当であると確認した教育・保育施設
6 (認定こども園や保育所、私立幼稚園)

7 ※私立幼稚園は、確認を受けることも可能とされている。

8 ²…特定地域型保育事業

9 子ども・子育て支援法により、市町村が地域型保育給付の対象として適当であることを確認した小規模保育
10 事業等

11

12 (2) 沖縄県の教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」

13 県では、市町村子ども・子育て支援事業計画の数値を県区域ごとに集計したも
14 のを基本とし、県全体及び県設定区域ごとの教育・保育の「量の見込み」と「確

- 1 保方策」を設定しました。
- 2 確保方策や実施時期を定めるに当たっては、保護者の就労状況やこどもの教
- 3 育・保育施設の利用状況や利用希望等を踏まえたものとなるよう市町村の意向を
- 4 確認し、設定しました。
- 5
- 6

表2 沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画に基づく量の見込み及び確保
方策（県計）

【1号認定】		(単位：人)				
項 目		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み	①	4,595	4,423	4,183	4,088	4,111
確保方策 (③+④+⑤)	②	9,654	9,407	9,110	8,886	8,907
認定こども園	③	4,340	4,625	4,624	4,792	4,814
公立		1,069	1,170	1,220	1,273	1,253
私立		3,271	3,455	3,404	3,519	3,561
新制度移行幼稚園	④	4,116	3,584	3,278	2,896	2,895
公立		3,716	3,184	2,885	2,503	2,502
私立		400	400	393	393	393
未移行幼稚園	⑤	1,198	1,198	1,198	1,198	1,198
確保一量 (②-①)	⑥	5,059	4,984	4,927	4,798	4,796
【2号認定】		(単位：人)				
項 目		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み合計 (②+③)	①	37,479	36,159	34,123	33,424	33,494
教育ニーズ(幼児教育の利用希望が強い)	②	8,339	7,959	7,458	7,365	7,438
保育ニーズ(②以外)	③	29,140	28,200	26,665	26,062	26,056
確保方策合計 (⑤+⑬)	④	39,456	39,598	39,408	39,486	39,637
教育合計 (⑥~⑫)	⑤	19,172	19,923	20,067	19,981	20,115
認定こども園	⑥	15,853	16,843	17,092	17,445	17,635
公立		2,983	3,266	3,364	3,544	3,680
私立		12,870	13,577	13,728	13,901	13,955
新制度移行幼稚園(預かり保育)	⑦	2,734	2,570	2,465	2,026	1,970
公立		2,451	2,220	2,182	1,743	1,687
私立		283	283	283	283	283
新制度移行幼稚園→認定こども園	⑧	75	0	0	0	0
公立		75	0	0	0	0
私立		0	0	0	0	0
新制度移行幼稚園→認可外保育施設	⑨	15	15	15	15	15
公立		0	0	0	0	0
私立		15	15	15	15	15
未移行幼稚園(預かり保育)	⑩	495	495	495	495	495
未移行幼稚園→認定こども園	⑪	0	0	0	0	0
未移行幼稚園→認可外保育施設	⑫	0	0	0	0	0
保育合計 (⑭~⑱)	⑬	20,284	19,675	19,341	19,505	19,522
保育所	⑭	19,713	19,112	18,772	18,935	18,945
公立		1,699	1,470	1,469	1,435	1,358
私立		18,014	17,642	17,303	17,500	17,587
地域型保育事業	⑮	71	71	71	71	71
小規模保育事業所		20	20	20	20	20
事業所内保育事業所		51	51	51	51	51
認可外保育施設	⑯	143	143	143	143	143
企業主導型保育施設(地域枠)	⑰	288	288	288	288	288
へき地保育所	⑱	0	0	0	0	0
確保一量 (⑳+㉑)	⑲	1,977	4,078	5,262	6,035	6,116
教育 (⑤-②)	⑳	10,833	10,614	12,587	12,597	12,655
保育 (⑬-③)	㉑	-8,856	-8,531	-7,325	-6,562	-6,539

【3号認定(0歳)】

(単位:人)

項 目		R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み	①	6,051	6,013	5,951	5,902	5,858
確保方策合計 (③～⑧)	②	6,604	6,663	6,667	6,693	6,705
保育所	③	3,755	3,693	3,697	3,703	3,715
公立		171	155	154	151	142
私立		3,584	3,538	3,543	3,552	3,573
認定こども園	④	1,610	1,717	1,717	1,738	1,738
公立		128	143	140	149	149
私立		1,482	1,574	1,577	1,589	1,589
地域型保育事業	⑤	1,072	1,091	1,091	1,089	1,089
小規模保育事業所		887	903	903	903	903
家庭的保育事業所		10	10	10	8	8
居宅訪問型保育事業所		0	0	0	0	0
事業所内保育事業所		175	178	178	178	178
認可外保育施設	⑥	9	3	3	3	3
企業主導型保育施設(地域枠)	⑦	155	156	156	156	156
へき地保育所	⑧	3	3	3	4	4
確保一量 (②－①)	⑨	553	650	716	791	847

【3号認定(1～2歳)】

(単位:人)

項 目		R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み	①	21,253	21,527	22,278	22,110	21,894
確保方策合計 (③～⑧)	②	22,861	22,910	23,013	23,086	23,105
保育所	③	13,424	13,071	13,132	13,133	13,131
公立		942	788	790	767	710
私立		12,482	12,283	12,342	12,366	12,421
認定こども園	④	5,887	6,281	6,321	6,394	6,413
公立		589	663	663	688	694
私立		5,298	5,618	5,658	5,706	5,719
地域型保育事業	⑤	2,886	2,933	2,934	2,931	2,931
小規模保育事業所		2,363	2,404	2,405	2,405	2,405
家庭的保育事業所		33	33	33	30	30
居宅訪問型保育事業所		0	0	0	0	0
事業所内保育事業所		490	496	496	496	496
認可外保育施設	⑥	86	73	73	73	73
企業主導型保育施設(地域枠)	⑦	442	441	441	441	441
へき地保育所	⑧	136	111	112	114	116
確保一量 (②－①)	⑨	1,608	1,383	735	976	1,211

1

2

3

4

5

【総合計：認定区分別】

(単位：人)

項 目		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み総合計 (②+③+④)	①	69,378	68,122	66,535	65,524	65,357
1号認定	②	4,595	4,423	4,183	4,088	4,111
2号認定	③	37,479	36,159	34,123	33,424	33,494
3号認定	④	27,304	27,540	28,229	28,012	27,752
確保方策総合計 (⑥+⑦+⑧)	⑤	78,575	78,578	78,198	78,151	78,354
1号認定	⑥	9,654	9,407	9,110	8,886	8,907
2号認定	⑦	39,456	39,598	39,408	39,486	39,637
3号認定	⑧	29,465	29,573	29,680	29,779	29,810
確保一量 (⑩+⑪+⑫)	⑨	9,197	10,456	11,663	12,627	12,997
1号認定 (⑥-②)	⑩	5,059	4,984	4,927	4,798	4,796
2号認定 (⑦-③)	⑪	1,977	3,439	5,285	6,062	6,143
3号認定 (⑧-④)	⑫	2,161	2,033	1,451	1,767	2,058

【総合計：教育・保育区分別】

(単位：人)

項 目		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み合計 (②+③)	①	69,378	68,122	66,535	65,527	65,357
教育	②	12,934	12,382	11,641	11,453	11,549
保育	③	56,444	55,740	54,894	54,074	53,808
確保方策合計 (⑤+⑨)	④	78,506	78,450	78,121	78,083	78,279
教育合計 (⑥～⑧)	⑤	28,826	29,263	29,167	28,867	29,022
認定こども園	⑥	20,193	21,468	21,716	22,237	22,449
公立		4,052	4,436	4,584	4,817	4,933
私立		16,141	17,032	17,132	17,420	17,516
新制度移行幼稚園	⑦	6,940	6,102	5,758	4,937	4,880
公立		6,242	5,404	5,067	4,246	4,189
私立		698	698	691	691	691
未移行幼稚園	⑧	1,693	1,693	1,693	1,693	1,693
保育合計 (⑩～⑮)	⑨	49,680	49,187	48,954	49,216	49,257
保育所	⑩	36,892	35,876	35,601	35,771	35,791
公立		2,812	2,413	2,413	2,353	2,210
私立		34,080	33,463	33,188	33,418	33,581
認定こども園	⑪	7,497	7,998	8,038	8,132	8,151
公立		717	806	803	837	843
私立		6,780	7,192	7,235	7,295	7,308
地域型保育事業	⑫	4,029	4,095	4,096	4,091	4,091
小規模保育事業所		3,270	3,327	3,328	3,328	3,328
家庭的保育事業所		43	43	43	38	38
居宅訪問保育事業所		0	0	0	0	0
事業所内保育事業所		716	725	725	725	725
認可外保育施設	⑬	238	219	219	219	219
企業主導型保育施設 (地域枠)	⑭	885	885	885	885	885
へき地保育所	⑮	139	114	115	118	120
確保一量 (⑰+⑱)	⑯	9,128	10,328	11,586	12,556	12,922
教育 (⑤-②)	⑰	15,892	16,881	17,526	17,414	17,473
保育 (⑨-③)	⑱	-6,764	-6,553	-5,940	-4,858	-4,551

※表 沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画に基づく量の見込み及び確保方策
(詳細)は、P137 以降に掲載

4 県の認可・認定に係る需給調整

(1) 需給調整の基本的な考え方

県では、県設定区域ごとの「量の見込み」と「確保方策」を踏まえ、認定こども園や保育所の認可・認定を行います。

認定こども園や保育所の認可等申請があった場合、当該施設が認可・認定に必要な基準を満たしており、申請者が法令に規定する欠格事由に該当しないときは、認可・認定を行うことになります。

ただし、県設定区域において「量の見込み」を上回る「確保方策」が既に整っている場合や、その申請を認可・認定することで「確保方策」が「量の見込み」を超えることになる場合などは、認可・認定を行わないことができるものとします。これを「需給調整」といい、需給調整については慎重に取り扱うものとします。

適格性・認可基準を満たす場合の認定こども園・保育所の認可・認定の基本的考え方

量の見込み > 確保方策 ⇒ 原則認可

量の見込み < 確保方策 ⇒ 認可・認定を行わないことができる*

*需給調整

(2) 支援計画に含まれない教育・保育施設の認可及び認定の申請に係る需給調整

本計画に基づき、教育・保育施設や地域型保育事業所の整備を行っている場合において、当該施設等の認可・認定が行われる前に、事業計画に定められていない事業者から認定こども園等の認可・認定申請があった場合は、事業計画に基づいて基盤整備を行っている施設を「確保方策」に含めて需給調整を行うことができるものとし、県設定区域において「確保方策」が「量の見込み」を超える場合は、認可・認定を行わないことができるものとします。

本計画の「確保方策」の内容に含まれない施設から認可・認定の申請があった場合の需給調整イメージ

量の見込み < 確保方策* ⇒ 認可・認定を行わないことができる

*申請があった時点で既に存在する施設の利用定員の総数と事業計画において今後整備する予定の施設の利用定員の総数の合計

1 **(3) 認定こども園へ移行する幼稚園・保育所の需給調整**

2 認定こども園は、保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によら
3 ず柔軟にこどもを受け入れられる施設であることから、国の基本指針においてそ
4 の普及に取り組むことが望ましいとされており、保育所や幼稚園が認定こども園
5 に移行する際の需給調整についての特例が設けられています。

6 特例では、認定こども園への意向を希望する保育所・幼稚園があれば、基準を
7 満たす限り、認可・認定することができるよう、「量の見込み」を上回って認
8 可・認定を行う『数』を県計画に定めることとされています。

9 県計画で定める『数』は、既存施設の認定こども園への移行に関する意向等
10 に基づき設定する必要があることから、本計画においては、市町村等の意向を踏
11 まえ設定しました。

表3 幼稚園から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合及び、保育所から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合における県計画で定める数

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
市町村名	保育所	幼稚園		保育所	幼稚園		保育所	幼稚園		保育所	幼稚園		保育所	幼稚園	
1 那覇市	15,256	652	330	15,131	832	141	16,232	786	0	16,954	894	0	16,989	871	64
2 宜野湾市		174	23		174	23		174	23		174	23			
3 浦添市		0			0			0			0				
4 名護市		51	74		51	65		51	22		51	29			
5 糸満市		62	111		55	149		48	61		70	25			
6 沖縄市		92	24		92	37		92	0		92	53			
7 豊見城市		31	76		31	54		31	15		31	24			
8 うるま市		75	312		75	275		75	185		75	189			
9 南城市		0	0		0	0		0	0		0	0			
10 国頭村		0	17		0	17		0	16		0	14			
11 大宜味村		0	13		0	11		0	9		0	9			
12 真栄村		0	0		0	0		0	0		0	0			
13 今帰仁村		0	7		0	4		0	4		0	1			
14 本部町		60	66		67	65		72	54		75	54			
15 恩納村		46	34		0	41		0	35		0	32			
16 宜野座村		0	0		0	0		0	0		0	0			
17 金武町		0	4		0	16		0	22		0	22			
18 伊江村		0	0		0	0		0	0		0	0			
19 読谷村		166	0		166	0		166	0		166	0			
20 嘉手納町		0	28		0	34		0	31		0	33			
21 北谷町		0	0		0	0		0	0		0	0			
22 北中城村		0	0		0	0		0	0		0	0			
23 中城村		0	52		0	42		0	36		0	43			
24 西原町		0	29		0	36		0	26		7	33			
25 与那原町		152	27		194	5		214	17		239	28			
26 南風原町		0	0		0	0		39	0		51	0			
27 渡嘉敷村		0	0		0	0		0	0		0	0			
28 座間味村		0	0		0	0		0	0		0	0			
29 渡名喜村		0	10		0	11		0	11		0	11			
30 渡名喜村		0	0		0	0		0	0		0	0			
31 南大東村		0	9		0	9		0	9		0	9			
32 北大東村		0	7		0	8		0	8		0	8			
33 伊平屋村		22	0		20	0		17	0		16	0			
34 伊是名村		2	16		3	16		4	11		8	13			
35 久米島町		0	0		0	2		0	8		0	12			
36 八重瀬町		0	63		0	103		0	75		0	82			
区域小計①	15,256	1,585	1,332	1,170	1,760	710	16,232	1,769	710	16,954	1,949	790	16,989	1,907	942
37 宮古島市	893	49	235	232	49	232	945	49	170	721	49	161	742	49	149
38 多良間村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
区域小計②	893	50	236	233	50	233	945	50	171	721	50	162	742	50	150
39 石垣市	56	224	224	231	56	231		56	206		56	214		70	218
40 竹富町	0	0	0	0	0	0	585	0	0	605	0	0	613	0	0
41 与那国町	0	0	0	0	0	0		1	0		0	0		0	0
区域小計③	608	56	224	231	56	231	585	57	206	605	56	214	613	70	218
区域合計	16,757	1,691	1,792	1,634	1,876	1,087	17,762	1,876	1,087	18,280	2,055	1,166	18,344	2,027	1,310
(上乗せ①)	(15,892)	(671)	(1,769)	(1,611)	(846)	(1,611)	(16,891)	(846)	(1,611)	(17,414)	(1,035)	(1,143)	(17,473)	(1,007)	(1,287)
(上乗せ②)	(865)	(1,020)	(23)	(23)	(1,020)	(23)	(871)	(1,020)	(23)	(866)	(1,020)	(23)	(871)	(1,020)	(23)

(4) 特定教育・保育施設に該当しない幼稚園が存在する場合の需給調整

(1)にかかわらず、教育・保育施設の認可又は認定の申請があったときは、当該申請に係る教育・保育施設が所在する県設定区域については、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園の利用定員の合計を1号利用定員に加えた上で需給調整を行うものとし、「量の見込み」を超える場合は、認可・認定を行わないことができるものとします。

5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供と推進体制の確保

(1) 認定こども園への移行支援

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等にかかわらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、地域のニーズや既存の幼稚園や保育所のこども園への移行希望なども踏まえながら、施設の認可・認定を行います。

新設の認定こども園のみならず、幼稚園や保育所等からの移行に当たっては、教育・保育機能を付加するための施設整備に係る国庫補助制度等の情報提供と利用促進に努めます。

(2) 保幼小連携の推進

幼児期の教育や保育から、小学校教育への移行は、大きな環境の変化をもたらすことから、幼稚園教育要領等においては、保育所と幼稚園、認定こども園、小学校の円滑な接続を図ることが示されています。

このため、質の高い教育・保育を総合的に提供するため、教育委員会・こども所管部局が、緊密な連携を図りながら「沖縄型幼児教育」の構想をいかし、公立幼稚園及び認定こども園を小学校（縦）と幼児教育施設（横）をつなぐ結節点とした保幼小連携体制の構築を推進します。

具体的には、市町村へ各小学校区での保幼小連絡協議会等の設置や幼児教育アドバイザー等の配置を促し、幼児同士、幼児・児童の交流及び保育士・教職員間の合同研修会の開催等、連携体制の構築を支援します。

また、小規模保育事業を始めとする地域型保育事業は、原則として受入対象が3歳未満児となっており、卒園後の受け皿として保育所、認定こども園、幼稚園のいずれかとの連携が不可欠となることから、こどもの発達の連続性が保障できるよう市町村における保育・教育施設と地域型保育事業者との連携推進に係る取組を促進します。

(3) 地域子ども・子育て支援事業

共働き世帯はもとより在宅での子育て世帯やひとり親家庭等、就労の有無や家庭の状況にかかわらず、子育ての負担感や孤独感、不安などを解消するため、地域の実情に応じた多様な子育て支援の充実が求められています。

このため、市町村においては、こども・子育て家庭等を対象とする事業として地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う地域子育て支援事業や、一時預かり事業、病児保育事業など16の「地域子ども・子育て支援事業」に取り組んできました。

令和7年度（2025年度）以降は、「地域子ども・子育て支援事業」に新たに「こども誰でも通園制度」等が追加され、以下の18事業が用意されており、市町村は、地域のニーズ等を踏まえて、事業を実施します。

県においては、これらの事業が円滑に実施できるよう、事業実施に当たっての必要な助言や国と連携した財源支援等を行うとともに、事業実施に係る市町村の共通課題等に対応してまいります。

表4 地域子ども・子育て支援事業18事業

(1) 利用者支援事業
妊婦等に対する情報提供や面談等を行う事業や、こどもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等と連絡調整等を実施する事業
(2) 延長保育事業
保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業
(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
保育所・幼稚園・認定こども園等において、市町村が定める利用者負担額（保育料）とは別に、各施設が実費徴収を行う費用（①食事の提供に要する費用や②日用品・文房具等の購入費用、遠足等の行事への参加費等）の一部を保護者の世帯所得の状況を勘案し助成する事業
(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要なこどもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業
(5) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
保護者が労働等により昼間家庭におらず、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
(6) 子育て短期支援事業
保護者の疾病その他の理由で、こどもを養育することが一時的に困難となっ

た場合や児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合等に、児童養護施設や里親家庭等において預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業及び夜間養護等（トワイライトステイ）事業
(7) 乳児家庭全戸訪問事業 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
(8) 養育支援訪問事業 乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育支援が特に必要な家庭等に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談・指導・助言等を行う事業
(9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る事業
(10) 地域子育て支援拠点事業 保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児及びその保護者が相談や交流を行う場所を開設し、子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供、助言等を行う事業
(11) 一時預かり事業 一時的に家庭での保育が困難になった場合や育児疲れによる保護者の心理的、身体的支援を目的として、保育所その他の場所で一時的に乳幼児を預かる事業
(12) 病児保育事業 病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育等を行う事業
(13) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
(14) 子育て世帯訪問支援事業 要支援児童、要保護児童及びその保護者、支援を要するヤングケアラー、特定妊産婦等を対象に、居宅を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・育児・養育に関する助言等を行う事業
(15) 児童育成支援拠点事業 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象とし、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに、児童や保護者への相談等を行う事業
(16) 親子関係形成支援事業 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊産婦等を対象とし、親子間の適切な関係の形成を目的としてこどもの状況等に応じた支援を行う事業
(17) 産後ケア事業 退院直後の母子に対する心身のケアや育児サポート等を行う事業

(18) こども誰でも通園制度

保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠で、時間単位でこどもを保育所等に預けることができる事業

表5 市町村計画における地域子ども・子育て支援事業の今後の実施予定

No.	事業名		単位	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10年度	R 11年度
1	利用者支援事業		市町村数	36	36	36	36	36
2	延長保育事業		市町村数	32	32	32	32	32
			箇所数	715	719	723	725	726
3	実費徴収に伴う補足給付を行う事業		市町村数	21	22	22	22	22
4	多様な主体の参入促進・能力活用事業		市町村数	10	10	10	10	10
5	放課後児童健全育成事業		市町村数	31	31	31	31	31
			クラブ数	644	661	674	682	691
			支援単位数	745	765	779	787	797
			登録児童数	27,944	28,736	29,267	29,610	29,988
6	子育て短期支援事業	①ショートステイ	市町村数	17	21	21	21	21
			箇所数	39	43	43	43	43
		②トワイライトステイ	市町村数	0	1	1	1	1
			箇所数	0	1	1	1	1
7	乳児全戸訪問事業		市町村数	37	37	37	37	37
8	養育支援訪問事業		市町村数	25	26	26	26	26
9	子どもを守るため地域ネットワーク機能強化事業		市町村数	20	21	21	21	21
10	子育て世帯訪問支援事業		市町村数	24	25	25	25	25
11	児童育成拠点支援事業		市町村数	3	4	4	5	7
12	親子関係形成支援事業		市町村数	6	9	10	10	10
13	地域子育て支援拠点事業		市町村数	32	32	32	32	32
			箇所数	108	111	114	116	118
14	一時預かり事業	①一般型等	市町村数	29	29	29	29	29
			箇所数	108	110	111	114	116
		②幼稚園型	市町村数	32	32	32	32	32
			箇所数	265	266	267	264	264
15	病児保育事業		市町村数	23	25	26	26	26
			箇所数	57	60	62	62	63
16	ファミリー・サポート・センター事業	①基本事業	市町村数	33	33	33	33	33
			箇所数	21	21	21	21	21
		②病児・緊急対応事業	市町村数	19	19	19	19	19
			箇所数	9	9	9	9	9
17	産後ケア事業		市町村数	36	36	36	36	36
18	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)		市町村数	12	33	33	33	33
			箇所数	44	123	130	136	137
	妊婦健康診査		市町村数	41	41	41	41	41

6 教育・保育等に従事する者の確保及び資質の向上

質の高い教育・保育及び子ども・子育て支援事業の提供に当たって、基本となるのは人材であり、県は、人材の確保及び養成を総合的に推進します。

(1) 教育・保育を行うものの必要見込み数

(単位：人)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
保育教諭	4,149	4,311	4,324	4,328	4,617
保育士	8,424	8,360	8,396	8,430	8,140
幼稚園教諭	424	405	405	398	401
その他保育従事者 (子育て支援員等)	98	98	98	98	98

(2) 教育・保育等従事者の確保

本県の待機児童数は、保育所等の施設整備が進んだことにより年々減少しているものの、解消に至っておらず、保育士等の確保が最大の課題となっていることから、学生への貸付事業など新規保育士の確保に向けた取組や、潜在保育士等の就労支援及び県内の中学校や高校、養成校の学生を対象とした出前講座の実施など保育士職の魅力発信に取り組みます。

また、幼稚園教諭等の免許状を有する者又は保育士の登録を受けたものが幼保連携型認定こども園の保育教諭等となることができる特例終了の期限を見据えて、保育教諭の育成に向け資格取得支援に取り組みます。

保育士等を安定的に確保するためには、処遇改善や労働環境の改善に取り組み職場の魅力を高めることが重要であることから、子ども・子育て支援制度に基づく賃金の改善や年休等取得のための代替保育士の配置支援など、保育士等の処遇及び労働環境の改善に取り組むとともに、幼児の生命を守る重責や保護者との関係などによる心理的な負担が大きい保育士等に対し専門家による相談支援に取り組みます。

加えて、国において進められている教育・保育等に関する情報の報告及び公表による園ごとの保育士のモデル賃金等の見える化を踏まえ、賃金の改善状況の把握や保育士等として就労することを希望する方々に対する情報発信に取り組みます。

(3) 幼児教育・保育の質の向上

乳幼児の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、教育部門とこど

も部門連携による幼児教育推進体制の充実に対する支援や、研修及び園訪問に係る支援の充実を通して、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

また、安全・安心な環境の中で、こどもの発達にとって重要な遊びを通した質の高い幼児教育・保育を保障し、こども一人ひとりの健やかな成長を支えます。

さらに、保育士等の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や登園・降園の管理等の補助業務に係るICTの活用等、保育所等のICT化を進めます。

認可外保育施設については、給食費や健康診断費の助成等入所児童の処遇改善や、教材費の購入費助成等の支援を行うとともに、児童福祉法に定める指導監督のほか、認可外保育施設を対象とした研修会等あらゆる機会を通じて施設に対する助言指導を行い、適正な保育内容及び保育環境の確保に取り組みます。

1 表 沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画に基づく量の見込み及び確保方策（詳細）

表2-1 教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策【1号認定】

令和7年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
項目	那覇市	宜野湾市	浦添市	名護市	糸満市	沖縄市	豊見城市	うるま市	南城市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	恩納村	宜野座村	金武町	伊江村	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	西原町
量の見込み	① 1,251	190	370	119	330	375	124	447	119	4	4	15	12	10	15	10	36	17	161	72	143	71	61	110
確保方策 (③+④+⑤)	② 1,745	1,190	388	380	347	1,168	410	833	197	9	7	15	12	8	60	10	104	17	161	310	103	131	258	240
認定こども園	③ 1,095	225	388	0	289	0	345	688	168	9	7	0	12	0	0	0	69	0	0	70	18	131	258	105
公立	402	0	98	0	42	0	65	130	44	9	7	0	6	0	0	0	9	0	0	0	0	48	15	
私立	693	225	290	0	247	0	280	558	124	0	0	0	6	0	0	0	60	0	0	70	18	83	243	105
新制度移行幼稚園	④ 160	650	0	300	58	1,168	65	25	29	0	0	15	0	8	60	10	35	17	161	240	85	0	0	135
公立	0	590	0	300	0	1,168	0	0	29	0	0	15	0	8	60	10	35	17	129	240	85	0	0	135
私立	160	60	0	0	58	0	65	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	0	0	0	0	0
未移行幼稚園	⑤ 490	315	0	80	0	0	0	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保一量 (②-①)	⑥ 494	1,000	18	261	17	793	286	386	78	5	3	0	0	-2	45	0	68	0	0	238	-40	60	197	130

項 目		25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36			区域小計	39	40	41			総 合 計	
														37	38					宮古島市	多良間村		竹富町
量の見込み 確保方策 (③+④+⑤) 認定こども園 公立 私立 新制度移行幼稚園 公立 私立 未移行幼稚園 確保一量 (②-①)	①	69	81	0	0	12	0	0	0	13	3	4	76	4,324	106	0	106	127	7	31	165	4,595	
	②	178	319	0	0	35	0	0	3	12	3	4	89	8,746	337	0	337	532	7	32	571	9,654	
	③	15	60	0	0	0	0	0	3	12	0	0	89	4,056	123	0	123	161	0	0	161	4,340	
			0			0	0		3	12		0	25	915	47	0	47	107			107	1,069	
		15	60			0	0		0	0	0	0	64	3,141	76	0	76	54			54	3,271	
	④	148	259	0	0	35	0	0	0	0	0	3	4	0	3,670	176	0	176	231	7	32	270	4,116
		148	259			35	0		0	0	0	3	4	0	3,270	176	0	176	231	7	32	270	3,716
			0				0	0		0	0		0	0	400	0	0	0	0			0	400
	⑤	15	0				0	0		0	0		0	0	1,020	38	0	38	140			140	1,198
	⑥	109	238	0	0	23	0	0	0	3	-1	0	0	13	4,422	231	0	231	405	0	1	406	5,059

表2-1 教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策【1号認定】

令和8年度		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
項 目		(単位:人)																							
量の見込み 確保方策 認定こども園 公立 私立 新制度移行幼稚園 公立 私立 未移行幼稚園 確保一量	①	1,179	184	360	124	311	366	121	434	120	5	3	15	12	9	14	7	36	17	158	69	140	72	59	106
	②	1,745	1,105	388	380	347	1,168	410	843	197	9	7	15	12	8	31	7	104	17	160	310	103	131	288	130
	③	1,095	370	388	0	289	0	345	698	168	9	7	0	12	0	31	7	69	0	26	70	18	131	288	130
	公立	402	45	98		42		65	130	44	9	7		6	0	6	4	9	0	0		0	48	15	25
	私立	693	325	290		247		280	568	124	0	0		6	0	25	3	60	0	26	70	18	83	243	105
	④	160	420	0	300	58	1,168	65	25	29	0	0	15	0	8	0	0	35	17	134	240	85	0	0	0
	公立	0	360		300	0	1,168	0	0	29	0	0	15	0	8		0	35	17	102	240	85		0	0
	私立	160	60		0	58		65	25	0	0	0		0	0		0	0	0	32	0	0		0	0
	⑤	490	315		80	0		0	120	0	0	0		0	0		0	0	0	0		0		0	0
	⑥	566	921	28	256	36	802	289	409	77	4	4	0	0	-1	17	0	68	0	2	241	-37	59	199	24

項 目	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	区域小計		37	38	区域小計		39	40	41	区域小計		総合計	
	与那原町	南風原町	渡嘉敷村	座間味村	栗国村	渡名喜村	南大東村	北大東村	伊平屋村	伊是名村	久米島町	八重瀬町			宮古島市	多良間村			石垣市	竹富町	与那国町			4,423	9,407
	①	63	75	0	0	11	0	0	0	13	3	4	76	4,166	99	0	99		124	6	28	158		4,423	
	②	90	350	0	0	35	0	0	3	12	3	4	89	8,471	361	0	361		537	6	32	575		9,407	
	③	15	60	0	0	0	0	0	3	12	0	0	89	4,300	158	0	158		167	0	0	167		4,625	
	公立		0			0	0		3	12		0	25	995	62	0	62		113			113		1,170	
	私立	15	60			0	0		0	0	0	0	64	3,305	96	0	96		54			54		3,455	
	④	60	290	0	0	35	0	0	0	0	3	4	0	3,151	165	0	165		230	6	32	268		3,584	
	公立	60	290			35	0		0	0	3	4	0	2,751	165	0	165		230	6	32	268		3,184	
	私立		0			0	0		0	0		0	0	400	0	0	0		0			0		400	
	⑤	15	0			0	0		0	0		0	0	1,020	38	0	38		140			140		1,198	
	⑥	27	275	0	0	24	0	0	3	-1	0	0	13	4,305	262	0	262		413	0	4	417		4,984	

表2-1 教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策【1号認定】

[illegible]

項 目	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	区域小計	
量の見込み	①	60	70	0	0	11	0	0	13	3	4	73	3,936	
確保方策 (③+④+⑤)	②	90	380	0	0	35	0	0	3	12	3	4	89	8,191
認定こども園	③	15	60	0	0	0	0	0	3	12	0	0	89	4,299
公立			0		0	0		3	12		0	25	1,045	
私立		5	60		0	0		0	0		0	64	3,254	
新制度移行幼稚園	④	60	320	0	0	35	0	0	0	3	4	0	2,862	
公立		60	320			35	0	0	0	3	4	0	2,469	
私立			0		0	0	0	0	0		0	0	393	
未移行幼稚園	⑤	15	0		0	0		0	0		0	0	1,020	
確保一量 (②-①)	⑥	30	310	0	0	24	0	3	-1	0	0	16	4,255	

区域小計	37	38	区域小計	
	宮古島市	94	0	94
多良間村	343	0	343	
	158	0	158	
	62	0	62	
	96	0	96	
	147	0	147	
	147	0	147	
	0	0	0	
	38	0	38	
	249	0	249	
与那国町	7	25	153	
竹富町	537	7	576	
	167	0	167	
	113		113	
	54		54	
	230	7	269	
	230	7	269	
	0		0	
	140		140	
	416	0	423	
石垣市	121	7	153	
	537	7	576	
	167	0	167	
	113		113	
	54		54	
	230	7	269	
	230	7	269	
	0		0	
	140		140	
	416	0	423	
与那国町	7	25	153	
竹富町	537	7	576	
	167	0	167	
	113		113	
	54		54	
	230	7	269	
	230	7	269	
	0		0	
	140		140	
	416	0	423	
石垣市	121	7	153	
	537	7	576	
	167	0	167	
	113		113	
	54		54	
	230	7	269	
	230	7	269	
	0		0	
	140		140	
	416	0	423	
与那国町	7	25	153	
竹富町	537	7	576	
	167	0	167	
	113		113	
	54		54	
	230	7	269	
	230	7	269	
	0		0	
	140		140	
	416	0	423	
石垣市	121	7	153	
	537	7	576	
	167	0	167	
	113		113	
	54		54	
	230	7	269	
	230	7	269	
	0		0	
	140		140	
	416	0	423	
与那国町	7	25	153	
竹富町	537	7	576	
	167	0	167	
	113		113	
	54		54	
	230	7	269	
	230	7	269	
	0		0	
	140		140	
	416	0	423	
石垣市	121	7	153	
	537	7	576	
	167	0	167	
	113		113	
	54		54	
	230	7	269	
	230	7	269	
	0		0	
	140		140	
	416	0	423	
与那国町	7	25	153	
竹富町	537	7	576	
	167	0	167	
	113		113	
	54		54	
	230	7	269	
	230	7	269	
	0		0	
	140		140	
	416	0	423	
石垣市	121	7	153	
	537	7	576	
	167	0	167	
	113		113	
	54		54	
	230	7	269	
	230	7	269	
	0		0	
	140		140	
	416	0	423	
与那国町	7	25	153	
竹富町	537	7	576	
	167	0	167	
	113		113	
	54		54	
	230	7	269	
	230	7	269	
	0		0	
	140		140	
	416	0	423	
石垣市	121	7	153	
	537	7	576	
	167	0	167	
	113		113	
	54		54	
	230	7	269	
	230	7	269	
	0		0	
	140		140	
	416	0	423	
与那国町	7	25	153	
竹富町	537	7	576	
	167	0	167	
	113		113	
	54		54	
	230	7	269	
	230	7	269	
	0		0	
	140		140	
	416	0	423	
石垣市	121	7	153	
	537	7	576	
	167	0	167	
	113		113	
	54		54	
	230	7	269	
	230	7	269	
	0		0	
	140		140	
	416	0	423	
与那国町	7	25	153	
竹富町	537	7	576	
	167	0	167	
	113		113	
	54		54	
	230	7	269	
	230	7	269	
	0		0	
	140		140	
	416	0	423	
石垣市	121	7	153	
	537	7	576	
	167	0	167	
	113		113	
	54		54	
	230	7	269	
	230	7	269	
	0		0	
	140		140	
	416	0	423	
与那国町	7	25	153	
竹富町	537	7	576	
	167	0	167	
	113		113	
	54		54	
	230	7	269	
	230	7	269	
	0		0	
	140		140	
	416	0	423	
石垣市	121	7	153	
	537	7	576	
	167	0	167	
	113		113	
	54		54	
	230	7	269	
	230	7	269	
	0		0	
	140		140	
	416	0	423	
与那国町	7	25	153	
竹富町	537	7	576	
	167	0	167	
	113		113	
	54		54	
	230	7	269	
	230	7	269	
	0		0	
	140		140	
	416	0	423	
石垣市	121	7	153	
	537	7	576	
	167	0	167	
	113		113	
	54		54	
	230	7	269	
	230	7	269	
	0		0	
	140		140	
	416	0	423	
与那国町	7	25	153	
竹富町	537	7	576	
	167	0	167	
	113		113	
	54		54	
	230	7	269	
	230	7	269	
	0		0	
	140		140	
	416	0	423	
石垣市	121	7	153	
	537	7	576	
	167	0	167	
	113		113	
	54		54	
	230	7	269	
	230	7	269	
	0		0	
	140		140	
	416	0	423	
与那国町	7	25	153	
竹富町	537	7	576	
	167	0	167	
	113		113	
	54		54	
	230	7	269	
	230	7	269	
	0		0	
	140		140	
	416	0	423	
石垣市	121	7	153	
	537	7	576	
	167	0	167	
	113		113	
	54		54	
	230	7	269	
	230	7	269	
	0		0	
	140		140	
	416	0	423	
与那国町	7	25	153	
竹富町	537	7	576	
	167	0	167	
	113		113	
	54		54	
	230	7	269	
	230	7	269	
	0		0	
	140		140	
	416	0	423	
石垣市	121	7	153	
	537	7	576	
	167	0	167	
	113		113	
	54		54	
	230	7	269	
	230	7	269	
	0		0	
	140		140	
	416	0	423	
与那国町	7	25	153	
竹富町	537	7	576	
	167	0	167	
	113		113	
	54		54	
	230	7	269	
	230	7	269	
	0		0	
	140		140	
	416	0	423	
石垣市	121	7	153	
	537	7	576	
	167	0	167	
	113		113	
	54		54	
	230	7	269	
	230	7	269	
	0		0	
	140		140	
	416	0	423	
与那国町	7	25	153	
竹富町	537	7	576	
	167	0	167	
	113		113	
	54		54	
	230	7	269	
	230	7	269	
	0		0	
	140		140	
	416	0	423	
石垣市	121	7	153	
	537	7	576	
	167	0	167	
	113		113	
	54		54	
	230	7	269	
	230	7	269	
	0		0	
	140		140	
	416	0	423	
与那国町	7	25	153	
竹富町	537	7	576	
	167	0	167	
	113		113	
	54		54	
	230	7	269	
	230	7	269	
	0		0	
	140		140	
	416	0	423	
石垣市	121	7	153	
	537	7	576	
	167	0	167	
	113		113	
	54		54	
	230	7	269	
	230	7	269	
	0		0	
	140		140	
	416	0	423	
与那国町	7	25	153	
竹富町	537	7	576	
	167	0	167	
	113		113	
	54		54	
	230	7	269	
	230	7	269	
	0			

表2-1 教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策【1号認定】

令和10年度		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
項 目		那覇市	宜野湾市	浦添市	名護市	糸満市	沖縄市	豊見城市	うるま市	南城市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	恩納村	宜野座村	金武町	伊江村	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	西原町
量の見込み 確保方策 (③+④+⑤) 認定こども園 公立 私立 新制度移行幼稚園 公立 私立 未移行幼稚園 確保一量	①	1,107	165	316	113	280	335	111	406	117	4	2	15	12	9	13	7	35	17	151	58	132	70	58	96
	②	1,720	895	388	350	309	1,008	410	843	197	9	7	15	12	8	31	7	104	17	151	310	98	131	258	135
	③	1,070	520	388	0	258	0	345	698	168	9	7	0	12	0	31	7	69	0	98	70	18	131	258	135
	公立	402	135	98		42		65	130	44	9	7		6	0	6	4	9	0	17		0	48	15	25
	私立	668	385	290		216		280	568	124	0	0		6	0	25	3	60	0	81	70	18	83	243	110
	新制度移行幼稚園	160	60	0	270	51	1,008	65	25	29	0	0	15	0	8	0	0	35	17	53	240	80	0	0	0
	公立	0	0		270	0	1,008	0	0	29	0	0	15	0	8		0	35	17	21	240	80		0	0
	私立	160	60		0	51		65	25	0	0	0		0	0	0	0	0	0	32	0	0		0	0
	未移行幼稚園	490	315		80	0		0	120	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0		0		0	0
(②-①)		613	730	72	237	29	673	299	437	80	5	5	0	0	-1	18	0	69	0	0	252	-34	61	200	39

(単位：人)

項 目		25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	区域小計		37	38	区域小計		39	40	41	区域小計		総合計
量の見込み		①	56	69	0	0	12	0	0	9	3	4	71	3,853		87	0	87		117	7	24	148	4,088	
確保方策 (③+④+⑤)		②	90	385	0	0	35	0	3	8	3	4	89	8,030		280	0	280		537	7	32	576	8,886	
認定こども園		③	15	60	0	0	0	0	3	8	0	0	89	4,467		158	0	158		167	0	0	167	4,792	
公立				0			0	0	3	8		0	25	1,098		62	0	62		113			113	1,273	
私立			15	60			0	0	0	0		0	64	3,369		96	0	96		54			54	3,519	
新制度移行幼稚園		④	60	325	0	0	35	0	0	0	3	4	0	2,543		84	0	84		230	7	32	269	2,896	
公立			60	325			35	0	0	0	3	4	0	2,150		84	0	84		230	7	32	269	2,503	
私立				0			0	0	0	0		0	0	393		0	0	0		0			0	393	
未移行幼稚園		⑤	15	0			0	0	0	0		0	0	1,020		38	0	38		140			140	1,198	
確保一量 (②-①)		⑥	34	316	0	0	23	0	3	-1	0	0	18	4,177		193	0	193		420	0	8	428	4,798	

表2-1 教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策【1号認定】

令和11年度 (単位：人)

項 目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
那覇市	1,139	164	306	115	286	333	112	412	118	5	2	18	12	9	13	7	33	16	148	56	134	69	59	95
宜野湾市	1,795	895	388	350	309	1,008	410	843	197	9	7	18	12	8	31	7	104	16	148	310	98	80	258	135
浦添市	1,145	520	388	0	258	0	345	698	168	9	7	0	12	0	31	7	69	0	95	70	18	80	258	135
名護市	402	135	98		42		65	130	44	9	7		6	0	6	4	9	0	17		0	27	15	25
豊見城市	743	385	290		216		280	568	124	0	0		6	0	25	3	60	0	78	70	18	53	243	110
東村	160	60	0	270	51	1,008	65	25	29	0	0	18	0	8	0	0	35	16	53	240	80	0	0	0
大宜味村	0	0		270	0	1,008	0	0	29	0	0	18	0	8	0	0	35	16	21	240	80		0	0
国頭村	160	60		0	51		65	25	0	0	0		0	0		0	0	0	32	0	0		0	0
久米島町	490	315		80	0		0	120	0	0	0		0	0		0	0	0	0	0	0		0	0
伊是名村	656	731	82	235	23	675	298	431	79	4	5	0	0	-1	18	0	71	0	0	254	-36	11	199	40
伊平屋村																								
北大東村																								
南大東村																								
渡名喜村																								
栗国村																								
座間味村																								
渡嘉敷村																								
南風原町																								
与那原町																								
新制度移行幼稚園																								
公立																								
私立																								
未移行幼稚園																								
確保一量																								

項 目	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	区域小計	37	38	区域小計	39	40	41	区域小計	総合計
与那原町	57	70	0	0	11	0	0	0	8	3	3	70	3,883	81	0	81	114	8	25	147	4,111
南風原町	90	382	0	0	35	0	0	3	9	3	3	89	8,050	280	0	280	537	8	32	577	8,907
認定こども園	15	60	0	0	0	0	0	3	9	0	0	89	4,489	158	0	158	167	0	0	167	4,814
公立		0			0	0	0	3	9	0	0	25	1,078	62	0	62	113			113	1,253
私立	15	60			0	0	0	0	0		0	64	3,411	96	0	96	54			54	3,561
新制度移行幼稚園	60	322	0	0	35	0	0	0	0	3	3	0	2,541	84	0	84	230	8	32	270	2,895
公立	60	322			35	0	0	0	0	3	3	0	2,148	84	0	84	230	8	32	270	2,502
私立		0			0	0	0	0	0		0	0	393	0	0	0	0			0	393
未移行幼稚園	15	0			0	0	0	0	0		0	0	1,020	38	0	38	140			140	1,198
確保一量	33	312	0	0	24	0	0	3	1	0	0	19	4,167	199	0	199	423	0	7	430	4,796

表2-2 教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策【2号認定】

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
		郡 市	宜 野 湾 市	浦 添 市	名 護 市	糸 満 市	沖 縄 市	豊 見 城 市	う る ま 市	南 城 市	国 頭 村	大 宜 味 村	東 村	今 帰 仁 村	本 部 町	恩 納 村	宜 野 座 村	金 武 町	伊 江 村	読 谷 村	嘉 手 納 町	北 谷 町	北 中 城 村	中 城 村	西 原 町
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
項 目	(単位:人)																								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
量の見込み合計 (2)+(3)	①	6,285	2,590	3,010	1,950	1,700	3,357	1,949	3,408	1,469	84	54	27	247	240	207	205	256	113	1,058	334	731	484	756	788
教育ニーズ(幼児教育の利用)	②	3,576	663	0	234	990	600	136	0	6	0	0	6	0	88	69	55	0	82	199	79	67	67	56	177
保育ニーズ (2以外)	③	2,709	1,927	3,010	1,716	710	2,757	1,813	3,408	1,463	84	54	21	247	152	138	150	256	31	859	255	664	417	700	611
確保方策合計 (5)+(13)	④	6,870	2,180	3,036	1,937	1,789	3,749	2,065	3,610	1,469	127	67	27	250	313	214	218	309	113	1,197	413	739	395	915	770
教育合計 (5)~(12)	⑤	3,741	1,179	1,875	652	1,038	1,293	1,200	1,716	671	107	67	6	168	101	30	75	273	82	624	240	345	344	788	229
認定こども園	⑥	3,741	1,179	1,875	502	1,038	606	1,175	1,716	665	107	67	0	168	0	0	0	273	0	0	110	175	344	788	229
公立	⑦	1,173	0	277	53	147	0	155	150	176	107	67	0	111	0	0	0	46	0	0	0	0	72	30	0
私立	⑧	2,568	1,179	1,598	449	891	606	1,020	1,566	489	0	0	0	57	0	0	0	227	0	0	110	175	272	758	229
新制度移行幼稚園(開かり保育)	⑨	0	0	0	150	0	397	25	0	6	0	0	6	0	101	30	0	0	82	504	130	170	0	0	0
公立	⑩	0	0	0	150	0	397	0	0	6	0	0	6	0	101	30	0	0	82	376	170	170	0	0	0
私立	⑪	0	0	0	0	0	0	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	128	130	0	0	0	0
新制度移行幼稚園(認定こども園)	⑫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	75	0	0	0	0	0	0	0	0
公立	⑬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	75	0	0	0	0	0	0	0	0
私立	⑭	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新制度移行幼稚園(認可外保育施設)	⑮	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公立	⑯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私立	⑰	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未移行幼稚園(預かり保育)	⑱	0	0	0	0	0	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0	0	0	0	0
未移行幼稚園(認定こども園)	⑲	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未移行幼稚園(認可外保育施設)	⑳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保育合計 (14)~(18)	㉑	3,129	1,001	1,161	1,285	751	2,466	865	1,894	798	20	0	21	82	212	184	143	36	31	573	173	394	51	127	541
保育所	㉒	3,129	860	1,161	1,267	751	2,406	829	1,818	798	0	0	21	82	212	184	143	36	31	573	173	348	32	127	541
公立	㉓	152	225	0	0	330	55	39	0	0	0	0	21	0	31	76	26	0	31	83	76	126	0	0	50
私立	㉔	3,129	708	936	1,267	751	2,076	774	1,779	798	0	0	0	82	181	108	117	36	0	490	97	222	32	127	491
地域型保育事業	㉕	0	12	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模保育事業所	㉖	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業所内保育事業所	㉗	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	㉘	0	115	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	0	0	0
企業主導型保育施設(地域特)	㉙	0	14	0	18	0	60	36	76	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	19	0	0
へき地保育所	㉚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保一量 (2)+(13)	㉛	585	-410	26	-13	89	392	116	202	0	43	13	-27	3	73	7	13	53	0	139	79	8	-89	159	-18
新育 (5)~(12)	㉜	165	516	1,875	418	48	683	1,064	1,716	665	107	67	-21	168	13	-39	20	273	0	425	161	278	277	732	52
保育 (13)~(24)	㉝	420	-926	-1,849	-431	41	-291	-948	-1,514	-665	-64	-54	-6	-165	60	46	-7	-220	0	-286	-82	-270	-366	-573	-70

表2-2 教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策【2号認定】

令和7年度		25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	区域小計		(単位：人)			
項 目		与那原町	南風原町	渡嘉敷村	座間味村	栗国村	渡名喜村	南大東村	北大東村	伊平屋村	伊是名村	久米島町	八重瀬町	区域小計		3	40	41	区域小計
量の見込み合計 (②+③)		① 609	1,428	19	20	12	0	0	13	0	30	209	1,111	34,753		1283	83	12	1,378
教育ニーズ(幼児教育の利用)		② 147	431	4	20	12	0	0	13	0	17	64	0	7,858		268	14		282
保育ニーズ(2以外)		③ 462	997	15	0	0	0	0	0	0	13	145	1,111	26,895		1015	69	12	1,096
確保方策合計 (⑤+⑬)		④ 624	1,428	19	20	35	0	0	11	22	82	187	1,135	36,335		1364	83	12	1,459
教育合計 (⑤~⑫)		⑤ 83	499	19	20	35	0	0	11	0	67	64	261	17,893		439	14	0	453
認定こども園		⑥ 40	68	0	0	0	0	0	11	0	0	0	261	15,138		365	0	0	365
公立			0	0	0	0	0	0	11				55	2,630		172			172
私立			40	68									206	12,508		193			193
新制度移行幼稚園(預かり保育)		⑦ 0	431	19	20	35	0	0	0	0	67	64	0	2,237		74	14	0	88
公立			0	431	19	20	35	0	0	0	67	64	0	1,954		74	14		88
私立			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	283		0			0
新制度移行幼稚園→認定こども園		⑧ 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	75		0	0	0	75
公立			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	75		0			75
私立			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0			0
新制度移行幼稚園→認可外保育施設		⑨ 15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15		0	0	0	15
公立			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0			0
私立			15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15		0			15
未移行幼稚園(預かり保育)		⑩ 28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	428		0			495
未移行幼稚園→認定こども園		⑪ 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0			0
未移行幼稚園→認可外保育施設		⑫ 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0			0
保育合計 (⑩~⑫)		⑬ 541	929	0	0	0	0	0	0	22	15	123	814	18,442		925	69	12	1,006
保育所		⑭ 541	929	0	0	0	0	0	0	22	15	123	856	18,008		878	0	12	890
公立			55	36	0	0	0	0	0	22	15	45	0	1,494		74	0	12	96
私立			486	893	0	0	0	0	0	0	0	78	856	16,514		804			804
地域型保育事業		⑮ 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32		39	0	0	39
小規模保育事業所			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20		0			20
事業所内保育事業所			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12		39			39
認可外保育施設		⑯ 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	143		0			143
企業主導型保育施設(地域型)		⑰ 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	259		8			288
へき地保育所		⑱ 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	69		69
確保一量 (⑮+⑱)		⑲ 15	0	0	0	23	0	0	-2	22	52	-22	24	1,582		81	0	0	81
教育 (⑤-⑫)		⑳ -64	68	15	0	23	0	0	-2	0	50	0	261	10,035		171	0	0	171
保育 (⑩-⑬)		㉑ 79	-68	-15	0	0	0	0	0	22	2	-22	-237	-8,453		-90	0	0	-90
確保量																81	0	0	81
合計																171	0	0	171
総 合 計																1283	83	12	1,378
																268	14		282
																1015	69	12	1,096
																1364	83	12	1,459
																439	14	0	453
																365	0	0	365
																172			172
																193			193
																74	14	0	88
																74	14		88
																0			0
																0	0	0	75
																0			75
																0			0
																0	0	0	15
																0			0
																0			0
																0			15
																0			495
																0			0
																0			0
																925	69	12	1,006
																878	0	12	890
																74	0	12	96
																804			804
																39	0	0	39
																0			20
																39			39
																0			143
																8			288
																0	69		69
																81	0	0	81
																171	0	0	171
																-90	0	0	-90

表2-2 教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策【2号認定】

令和8年度

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
項 目		郡 市	宜 野 市	浦 添 市	名 護 市	糸 満 市	沖 縄 市	豊 見 市	う る ま 市	南 城 市	国 頭 村	大 宜 味 村	東 村	今 帰 仁 村	本 部 町	恩 納 村	宜 野 座 村	金 武 町	伊 江 村	読 谷 村	嘉 手 納 町	北 谷 町	北 中 城 村	中 城 村	西 原 町
量の見込み合計	(2)+(3)	5,939	2,499	2,924	1,937	1,603	3,219	1,904	3,308	1,475	85	50	26	219	233	189	194	251	113	1,039	318	711	487	729	758
	(2)	3,385	641	0	229	933	586	133	0	6	0	0	6	0	88	63	52	0	82	195	76	65	68	54	170
保育ニーズ(2以外)	(3)	2,554	1,858	2,924	1,708	670	2,633	1,771	3,308	1,469	85	50	20	219	145	126	142	251	31	844	242	646	419	675	588
	(4)	6,895	2,359	3,036	2,001	1,687	3,767	2,065	3,614	1,475	127	67	26	225	313	190	200	309	113	1,163	413	796	395	915	850
確保方策合計	(5)+(3)	3,741	1,430	1,875	847	983	1,421	1,200	1,720	671	107	67	6	143	101	130	145	273	82	595	240	345	344	788	309
	(6)~(10)	3,741	1,430	1,875	847	983	1,421	1,200	1,720	671	107	67	6	143	101	130	145	273	82	595	240	345	344	788	309
認定こども園	(11)	1,173	80	277	53	147	1,175	1,175	1,720	665	107	67	0	86	0	35	60	46	0	0	49	110	175	344	788
	(12)	2,568	1,350	1,598	644	836	744	1,020	1,570	489	0	0	57	0	95	85	85	227	0	49	110	175	272	758	229
幼稚園・保育園(預かり保育)	(13)	0	0	0	150	0	397	25	0	6	0	0	6	0	101	0	0	0	82	426	130	170	0	0	0
	(14)	0	0	0	150	0	397	0	0	6	0	0	6	0	101	0	0	0	82	298	170	0	0	0	0
私立	(15)	0	0	0	0	0	0	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	123	130	0	0	0	0
	(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公立	(17)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(18)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未移行幼稚園(預かり保育)	(19)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(20)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未移行幼稚園(認定こども園)	(21)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(22)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未移行幼稚園(認可外保育施設)	(23)	3,154	929	1,161	1,154	704	2,346	865	1,894	804	20	0	20	82	212	60	55	36	31	573	173	451	51	127	541
	(24)	3,154	788	1,161	1,136	704	2,286	829	1,818	804	0	0	20	82	212	60	55	36	31	573	173	405	32	127	541
私立	(25)	3,154	708	936	1,136	704	1,956	774	1,779	804	0	0	20	82	181	42	55	36	31	83	76	126	0	0	50
	(26)	0	12	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	490	97	279	32	127	491
地域型保育事業	(27)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(28)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模保育事業所	(29)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(30)	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業所内保育事業所	(31)	0	115	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(32)	0	14	0	18	60	36	76	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	0	0	0
認可外保育施設	(33)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	19	0	0
	(34)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設(地域枠)	(35)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(36)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
へき地保育所	(37)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(38)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保一量	(39)+(21)	956	-140	112	64	84	488	161	306	665	42	17	-26	6	80	1	6	58	0	129	95	85	-92	136	92
	(40)	356	789	1,875	618	50	835	1,067	1,720	-665	107	67	-20	143	13	67	93	273	0	400	164	280	276	734	139
教育	(41)-(2)	600	-929	-1,763	-554	34	-347	-906	-1,414	-665	-65	-50	-6	-137	67	-66	-87	-215	0	-271	-69	-195	-368	-548	-47
	(42)-(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位:人)

表2-2 教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策【2号認定】

令和8年度

(単位:人)

項 目		25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	区域小計		37	38	区域小計		39	40	41	区域小計		総合計		
量の見込み合計 (②+③)		553	1,325	23	20	11	0	0	12	0	29	200	1,107	33,550	1,268	0	1,268	1,268	1,341	1,252	74	15	1,341	1,341	36,159	36,159	
教育ニーズ(幼児教育の利用希望が強い)		②	133	400	5	20	11	0	12	12	17	64	0	7,494	191	0	191	191	274	261	13		274	274	7,959	7,959	
保育ニーズ (②以外)		③	420	925	18	0	0	0	0	0	12	136	1,107	26,056	1,077	0	1,077	1,077	1,067	991	61	15	1,067	1,067	28,200	28,200	
確保方策合計 (⑤+⑬)		④	694	1,363	23	20	35	0	11	20	82	187	1,135	36,576	1,617	1	1,617	1,617	1,405	1,319	74	12	1,405	1,405	39,598	39,598	
教育合計 (⑤～⑮)		⑤	153	468	23	20	35	0	11	0	67	64	261	18,665	851	0	851	851	407	394	13	0	407	407	19,923	19,923	
認定こども園		⑥	40	68	0	0	0	0	11	0	0	0	261	16,050	399	0	399	399	394	394	0	0	394	394	16,843	16,843	
公立			0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	55	2,860	205	0	205	205	201	201			201	201	3,266	3,266	
私立			40	68	0	0	0	0	0	0	0	0	206	13,190	194	0	194	194	193	193			193	193	13,577	13,577	
幼稚園移行幼稚園(預かり保育)		⑦	70	400	23	20	35	0	0	0	67	64	0	2,172	385	0	385	385	13	0	13	0	13	13	2,570	2,570	
公立			70	400	23	20	35	0	0	0	64	64	0	1,822	385	0	385	385	13	0	13		13	13	2,220	2,220	
私立			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	283	0	0	0	0	0	0			0	0	283	283	
幼稚園移行幼稚園→認定こども園		⑧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公立			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
私立			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
認可外移行幼稚園→認可外保育施設		⑨	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	15	
公立			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
私立			15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	15	
未移行幼稚園(預かり保育)		⑩	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	428	67	0	67	67	0	0	0		0	0	495	495	
未移行幼稚園→認可こども園		⑪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	
未移行幼稚園→認可外保育施設		⑫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	
保育合計 (⑭～⑳)		⑬	541	895	0	0	0	0	0	20	15	123	874	17,911	765	1	766	765	998	925	61	12	998	998	19,675	19,675	
保育所		⑭	541	895	0	0	0	0	0	20	15	123	856	17,477	744	1	745	744	890	878	0	12	890	890	19,112	19,112	
公立			55	36	0	0	0	0	0	20	15	45	0	1,335	48	1	49	48	86	74	0	12	86	86	1,470	1,470	
私立			486	859	0	0	0	0	0	0	0	78	856	16,142	696	0	696	696	804	804			804	804	17,642	17,642	
地域型保育事業		⑮	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	0	0	0	39	39	0	0	0	39	39	71	71	
小規模保育事業所			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	20	20	0	0	0	20	20	51	51	
事業所内保育事業所			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	12	12	0	0	0	12	12	39	39	
認可外保育施設		⑯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	143	0	0	0	143	143	0	0	0	143	143	143	143	
企業主導型保育施設 (地域枠)		⑰	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	259	21	0	21	21	8	8			8	8	288	288	
へき地保育所		⑱												0	0			61	61					61	61	61	61
確保一量 (⑳+㉑)		⑱	141	38	0	0	24	0	-1	20	53	-13	28	3,665	348	1	349	348	64	67	0	-3	64	64	4,018	4,018	
教育 (㉑-㉒)		⑲	20	68	18	0	24	0	-1	0	50	0	261	9,821	660	0	660	660	133	133	0	0	133	133	10,614	10,614	
保育 (㉒-㉓)		⑳	121	-30	-18	0	0	0	0	20	3	-13	-233	-8,151	-312	1	-311	-312	-69	-66	0	-3	-69	-69	-8,531	-8,531	

表2-2 教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策【2号認定】

令和9年度	項 目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
		郡 市	豊 野 市	浦 添 市	名 護 市	糸 満 市	沖 縄 市	豊 見 市	う る ま 市	南 城 市	国 頭 村	大 宜 味 村	東 村	今 帰 仁 村	本 部 町	豊 納 村	宜 野 屋 村	金 武 町	伊 江 村	読 谷 村	嘉 手 納 町	北 谷 町	北 中 城 村	中 城 村	西 原 町
量の見込み合計	(2)+(3)	5,522	2,330	2,727	1,864	1,495	3,094	1,789	3,151	1,425	84	37	23	194	221	178	186	240	113	1,007	287	677	474	723	727
	教育ニーズ(幼児教育の利用希望が強い)	3,147	597	0	217	870	553	125	0	6	0	0	1	0	81	59	50	0	82	189	68	62	66	53	163
確保方策合計	(5)+(13)	2,375	1,733	2,727	1,647	625	2,541	1,664	3,151	1,419	84	37	22	194	140	119	136	240	31	818	219	615	408	670	564
	(5)~(12)	6,670	2,573	3,036	2,014	1,574	3,817	2,065	3,633	1,425	127	67	23	194	313	190	200	309	113	1,163	413	796	395	915	860
認定こども園	(5)~(12)	3,741	1,644	1,875	873	922	1,471	1,200	1,720	671	107	67	1	128	101	130	145	273	82	595	240	345	344	788	319
	(5)~(12)	3,741	1,644	1,875	723	922	819	1,175	1,720	665	107	67	0	128	0	130	145	273	0	49	110	175	344	788	319
私立	(5)~(12)	1,173	184	277	53	147	0	155	150	176	107	67	0	80	0	35	60	46	0	0	0	0	12	30	80
	(5)~(12)	2,568	1,460	1,598	670	775	819	1,020	1,570	489	0	0	0	48	0	95	85	227	0	49	110	175	272	758	239
新制度移行幼稚園(隔かり保育)	(7)	0	0	0	150	0	372	25	0	6	0	0	1	0	101	0	0	0	82	426	130	170	0	0	0
	(7)	0	0	0	150	0	372	0	0	6	0	0	1	0	101	0	0	0	82	298	170	0	0	0	0
私立	(7)	0	0	0	0	0	0	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	128	130	0	0	0	0
	(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新制度移行幼稚園(認定こども園)	(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私立	(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新制度移行幼稚園(認可外保育施設)	(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私立	(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私立	(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未移行幼稚園(隔かり保育)	(10)	0	0	0	0	0	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0	0	0	0	0
	(10)	0	0	0	0	0	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未移行幼稚園(認定こども園)	(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未移行幼稚園(認可外保育施設)	(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保育合計	(14)~(18)	2,929	929	1,161	1,141	652	2,346	865	1,913	754	20	0	22	66	212	60	55	36	31	573	173	451	51	127	541
	(14)~(18)	2,929	788	1,161	1,123	652	2,286	829	1,837	754	0	0	22	66	212	60	55	36	31	573	173	405	32	127	541
保育所	(14)~(18)	80	80	225	0	0	330	55	39	0	0	0	22	66	31	18	0	0	0	31	83	76	126	0	50
	(14)~(18)	2,929	708	936	1,123	652	1,956	774	1,798	754	0	0	22	66	181	42	55	36	0	490	97	279	32	127	491
地域型保育事業	(15)	0	12	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(15)	0	12	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模保育事業所	(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業所内保育事業所	(17)	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(17)	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	(18)	0	115	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	0	0	0
	(18)	0	115	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	0	0	0
企業主導型保育施設(地域枠)	(19)	0	14	0	18	0	60	36	76	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	19	0	0
	(19)	0	14	0	18	0	60	36	76	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	19	0	0
へき地保育所	(20)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(20)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保一量	(20)+(21)	1,148	243	309	150	79	723	276	482	0	43	30	-23	0	92	12	14	69	0	161	126	119	-79	192	133
	(20)+(21)	1,148	243	309	150	79	723	276	482	0	43	30	-23	0	92	12	14	69	0	161	126	119	-79	192	133
保育	(21)~(24)	594	1,047	1,875	656	52	918	1,075	1,720	665	107	67	-22	128	20	71	95	213	0	406	172	283	278	735	156
	(21)~(24)	594	1,047	1,875	656	52	918	1,075	1,720	665	107	67	-22	128	20	71	95	213	0	406	172	283	278	735	156
保育	(21)~(24)	554	-804	-1,566	-506	27	-195	-799	-1,238	-665	-64	-37	-1	-128	72	-59	-81	-204	0	-245	-46	-164	-357	-543	-23
	(21)~(24)	554	-804	-1,566	-506	27	-195	-799	-1,238	-665	-64	-37	-1	-128	72	-59	-81	-204	0	-245	-46	-164	-357	-543	-23

表2-2 教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策【2号認定】

令和10年度

(単位:人)

項 目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
量の見込み合計	5,562	2,255	2,567	1,830	1,444	3,058	1,736	3,098	1,446	84	35	21	164	216	175	188	245	113	987	271	669	474	711	688
教育ニーズ(幼児教育の利用希望が強い)	3,170	578	0	219	841	550	122	0	6	0	0	5	0	79	58	51	0	82	185	64	61	66	52	154
保育ニーズ(2以外)	2,392	1,677	2,567	1,611	603	2,508	1,614	3,098	1,440	84	35	19	164	137	117	137	245	31	802	207	608	408	659	534
確保方策合計	6,795	2,663	3,036	2,059	1,574	3,918	2,065	3,633	1,446	127	67	24	164	313	190	200	309	113	1,047	413	796	395	915	860
教育合計	3,741	1,734	1,875	918	922	1,521	1,200	1,720	671	107	67	5	98	101	130	145	273	82	504	240	345	344	788	319
認定こども園	3,741	1,734	1,875	798	922	894	1,175	1,720	665	107	67	0	98	0	130	145	273	0	192	110	175	344	788	319
公立	1,173	274	277	128	147	0	155	150	176	107	67	0	50	0	35	60	46	0	45	0	0	72	30	80
私立	2,568	1,460	1,598	670	775	894	1,020	1,570	489	0	0	0	48	0	95	85	227	0	147	110	175	272	758	239
新制度移行幼稚園(預かり保育)	0	0	0	120	0	347	25	0	6	0	0	5	0	101	0	0	0	82	192	130	170	0	0	0
公立	0	0	0	120	0	347	0	0	6	0	0	5	0	101	0	0	0	82	64	170	0	0	0	0
私立	0	0	0	0	0	0	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	128	130	0	0	0	0
新制度移行幼稚園(認定こども園)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新制度移行幼稚園(認可外保育施設)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未移行幼稚園(預かり保育)	0	0	0	0	0	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0	0	0	0	0
未移行幼稚園(認定こども園)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未移行幼稚園(認可外保育施設)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保育合計	3,054	929	1,161	1,141	652	2,397	865	1,913	775	20	0	19	66	212	60	55	36	31	543	173	451	51	127	541
保育所	3,054	788	1,161	1,123	652	2,337	829	1,837	775	0	0	19	66	212	60	55	36	31	543	173	405	32	127	541
公立	80	225	0	0	0	330	55	39	0	0	0	19	66	31	18	0	0	31	53	76	126	0	0	50
私立	3,054	708	936	1,123	652	2,007	774	1,798	775	0	0	0	66	181	42	55	36	0	490	97	279	32	127	491
地域型保育事業	0	12	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業所内保育事業所	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	115	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	0	0	0	0
企業主導型保育施設(地域枠)	0	14	0	18	0	60	36	76	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	19	0	0	0
へき地保育所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保一量	1,233	408	469	229	130	860	329	535	0	43	32	-24	0	97	15	12	64	0	60	142	127	-79	204	172
教育	571	1,156	1,875	699	81	971	1,078	1,720	665	107	67	-19	98	22	72	94	273	0	319	176	284	278	736	165
保育	662	-748	-1,406	-470	49	-111	-749	-1,185	-665	-64	-35	-5	-98	75	-57	-82	-209	0	-259	-34	-157	-357	-532	7

表2-2 教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策【2号認定】

令和10年度

項目

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

区域小計

37

38

39

40

41

区域小計

総合計

(単位:人)

量の見込み合計 (2+3)

教育ニーズ(幼児教育の利用希望が強い)

保育ニーズ(2歳以外)

確保方策合計 (5+10)

教育施設 (6~12)

認定こども園

公立

私立

新制度移行幼稚園(預かり保育)

公立

私立

新制度移行幼稚園一認定こども園

公立

私立

新制度移行幼稚園一認可外保育施設

公立

私立

未移行幼稚園(預かり保育)

未移行幼稚園一認定こども園

未移行幼稚園一認可外保育施設

教育施設 (14~18)

保育所

公立

私立

地域型保育事業

小規模保育事業所

事業所内保育事業所

認可外保育施設

企業主導型保育施設(地域枠)

へき地保育所

確保一量 (15+20)

教育 (5+2)

保育 (12+3)

表2-2 教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策【2号認定】

令和11年度		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
項 目		那 覇 市	宜 野 湾 市	浦 添 市	名 護 市	糸 満 市	沖 縄 市	豊 見 城 市	う る ま 市	南 城 市	国 頭 村	大 宜 味 村	東 村	今 帰 仁 村	本 部 町	恩 納 村	宜 野 座 村	金 武 町	伊 江 村	読 谷 村	嘉 手 納 町	北 谷 町	北 中 城 村	中 城 村	西 原 町
量の見込み合計 (2+3)	(2+3)	5,731	2,229	2,490	1,845	1,470	3,000	1,755	3,140	1,452	85	37	27	149	219	185	192	235	113	971	261	679	469	719	678
	(2+3)	3,266	571	0	220	856	536	123	0	6	0	0	5	0	80	62	52	0	82	182	62	62	65	53	152
保育ニーズ(幼児教育の利用希望が 多い)	(2)	2,465	1,658	2,490	1,625	614	2,464	1,632	3,140	1,446	85	37	22	149	139	123	140	235	31	789	199	617	404	666	526
	(2)	6,845	2,663	3,036	2,059	1,574	3,934	2,065	3,633	1,452	127	67	27	149	313	190	200	309	113	1,047	413	796	470	915	860
保育ニーズ(2以外)	(5+13)	3,741	1,734	1,875	918	922	1,521	1,209	1,720	671	107	67	5	83	101	130	145	273	82	504	240	345	419	788	319
	(5+13)	3,741	1,734	1,875	798	922	894	1,175	1,720	665	107	67	0	83	0	130	145	273	0	192	110	175	419	788	319
認定こども園	(6~12)	1,173	274	277	128	147	0	155	150	176	107	67	0	35	0	35	60	46	0	45	0	0	93	30	80
	(6~12)	2,568	1,450	1,598	670	775	894	1,020	1,510	489	0	0	0	48	0	85	85	227	0	147	110	175	326	758	239
新制度移行幼稚園(預かり保育)	(7)	0	0	0	120	0	347	25	0	6	0	0	5	0	101	0	0	0	82	192	130	170	0	0	0
	(7)	0	0	0	120	0	347	0	0	6	0	0	5	0	101	0	0	0	82	64	170	0	0	0	0
新制度移行幼稚園(認定こども園)	(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公立	(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私立	(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未移行幼稚園(預かり保育)	(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未移行幼稚園(認定こども園)	(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保育合計	(14~16)	3,104	929	1,161	1,141	652	2,413	865	1,913	781	20	0	22	66	212	60	55	36	31	543	173	451	51	127	541
	(14~16)	3,104	788	1,161	1,123	652	2,353	829	1,837	781	0	0	22	66	212	60	55	36	31	543	173	405	32	127	541
保育所	(17)	80	223	0	0	0	235	55	39	0	0	0	22	0	31	18	0	0	0	31	53	16	126	0	50
	(17)	3,104	708	936	1,123	652	2,058	774	1,798	781	0	0	66	181	42	55	36	0	0	490	97	279	32	127	491
地域型保育事業	(18)	0	12	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(18)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模保育事業所	(19)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(19)	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業所内保育事業所	(20)	0	115	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	0	0	0
	(20)	0	14	0	18	60	36	76	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	19	0	0
認可外保育施設	(21)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(21)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設(地域枠)	(22)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(22)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
へき地保育所	(23)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(23)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保一量	(24+25)	1,114	434	546	214	104	934	310	493	0	42	30	-27	0	94	5	8	74	0	76	152	117	1	196	182
	(24+25)	475	1,163	1,875	698	66	965	1,077	1,720	665	107	67	-22	83	21	68	93	273	0	322	178	283	354	735	167
保育	(26)	639	-729	-1,329	-484	38	-51	-767	-1,227	-665	-65	-37	-5	-83	73	-63	-85	-199	0	-246	-26	-166	-353	-539	15
	(26)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表2-2 教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策【2号認定】

令和11年度

項 目		25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	区域小計	(単位:人)								
															37	38	区域小計	39	40	41	区域小計	総合計	
量の見込み合計 (2+3)	(2+3)	0	503	1,220	21	20	11	0	0	6	0	14	180	1,022	31,128	1,111	0	1,111	1,152	90	13	1,255	33,494
	教育ニーズ(幼児教育の利用希望が多い)	(2)	121	368	4	20	11	0	0	6	0	8	62	0	7,035	147	0	147	241	15	0	256	7,438
保育ニーズ (2以外)	(3)	382	852	17	0	0	0	0	0	0	0	6	118	1,022	24,093	964	0	964	911	75	13	999	26,056
	確保方策合計 (5+13)	(4)	694	1,331	21	20	35	0	0	11	16	82	186	1,135	36,788	1,427	1	1,428	1,319	90	12	1,421	39,637
教育合計 (5～13)	(5)	153	436	21	20	35	0	0	11	0	67	130	261	19,044	602	0	602	394	15	0	409	20,115	
	認定こども園 (5)	(6)	40	68	0	0	0	0	11	0	130	261	16,842	399	0	399	394	0	0	394	17,635		
公立		0	0	0	0	0	0	11	0	0	130	55	3,274	205	0	205	201	0	0	201	3,680		
	私立	40	68	0	0	0	0	0	0	0	0	206	13,568	194	0	194	193	0	0	193	13,955		
新制度移行幼稚園(預かり保育)	(7)	70	368	21	20	35	0	0	0	0	67	0	1,759	196	0	196	0	15	0	15	1,970		
	公立	70	368	21	20	35	0	0	0	0	67	0	1,476	196	0	196	0	15	0	15	1,687		
私立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	283	0	0	0	0	0	0	0	283		
	新制度移行幼稚園一認定こども園	(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	私立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
認可移行幼稚園一認可外保育施設	(9)	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	15	0	0	0	0	0	0	15	
	公立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
私立	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	15	0	0	0	0	0	0	15	
	未移行幼稚園(預かり保育)	(10)	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	428	67	0	67	0	0	0	0	495	
未移行幼稚園一認定こども園	(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	未移行幼稚園一認可外保育施設	(12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
保育合計 (14～16)	(13)	541	895	0	0	0	0	0	0	16	15	56	874	17,744	765	1	766	925	75	12	1,012	19,522	
	保育所	(14)	541	895	0	0	0	0	0	16	15	56	856	17,310	744	1	745	878	0	12	890	18,945	
公立	55	36	0	0	0	0	16	15	0	1,223	48	1	49	74	0	74	0	12	86	1	358	1,358	
	私立	486	859	0	0	0	0	0	0	56	856	16,087	696	0	696	804	0	804	0	0	804	17,587	
地域型保育事業	(15)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	0	32	0	0	39	0	0	39	71	
	小規模保育事業所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	20	0	0	0	0	0	0	20	
事業所内保育事業所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12	0	0	0	39	0	0	39	51	
	認可外保育施設	(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	143	0	143	0	0	0	0	0	0	0	143	
企業主導型保育施設 (地域特)	(17)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	259	21	0	21	8	8	8	8	8	288	
	へき地保育所	(18)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	75	75	0	75	75	
確保一量 (19+21)	(19)	191	111	0	0	24	0	0	5	16	68	6	113	5,633	316	1	317	167	0	-1	166	6,116	
教育 (20～22)	(20)	32	68	17	0	24	0	0	5	0	59	68	261	11,987	515	0	515	153	0	0	153	12,655	
保育 (23～25)	(21)	159	43	-17	0	0	0	0	0	16	9	-62	-148	-6,354	-199	1	-198	14	0	-1	13	-6,539	

表2-3 教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策【3号認定】

項 目		(単位:人)																									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24		
		那覇市	宜野湾市	浦添市	名護市	糸満市	沖縄市	豊見城市	うるま市	南城市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	恩納村	宜野湾村	金武町	伊江村	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	西原町		
【3号認定(0歳)】	量の見込み	①	911	400	513	393	201	726	235	491	239	13	5	13	25	54	32	21	50	12	149	35	95	63	163	117	
	確保方策合計	(③~⑧)	②	957	466	514	391	308	607	341	644	297	18	11	13	27	51	28	21	57	12	132	52	91	77	138	116
	保育所	③	612	148	231	253	119	390	160	307	204	0	0	13	9	35	18	21	3	9	120	36	39	6	21	104	
	公立		0	12	6	0	0	18	6	3	0	0	0	13	0	6	9	6	0	9	6	9	0	0	0	9	
	私立		612	136	225	253	119	372	154	304	204	0	0	0	9	29	9	15	3	0	114	27	39	6	21	95	
	認定こども園	④	257	235	210	61	103	62	85	196	57	18	11	0	15	0	0	0	33	0	0	0	0	21	54	90	0
	公立		30	0	0	9	9	0	0	0	0	18	11	0	6	0	0	0	3	0	0	0	0	6	6	0	
	私立		227	235	210	52	94	62	85	196	57	0	0	0	9	0	0	0	30	0	0	0	0	21	48	84	0
	地域型保育事業	⑤	88	77	73	66	86	113	74	99	36	0	0	0	3	16	8	0	18	3	12	16	27	11	27	12	0
	小規模保育事業所		60	67	68	66	86	83	42	85	30	0	0	0	0	16	6	0	18	3	12	12	24	9	18	6	0
	家庭的保育事業所		0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	居宅訪問型保育事業所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	事業所内保育事業所		28	10	5	0	0	30	32	14	4	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	4	3	2	9	6	0
	認可外保育施設	⑥	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設(地域枠)	⑦	0	6	0	5	0	42	22	42	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	4	6	0	0	0
	へき地保育所	⑧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【3号認定(1歳2歳)】	確保一量	(②-(①))	⑨	46	66	1	-2	107	-119	106	153	58	5	6	0	2	-3	-4	0	7	0	-17	17	-4	14	-25	-1
	量の見込み	①	3,440	1,580	1,785	1,114	953	2,131	1,063	1,884	817	54	22	26	104	127	91	118	191	55	587	158	395	303	418	435	
	確保方策合計	(③~⑧)	②	3,770	1,547	1,785	1,188	1,064	2,155	1,139	2,196	817	71	35	26	111	193	125	118	195	55	494	186	389	282	470	464
	保育所	③	2,411	547	816	808	438	1,450	566	1,145	614	0	0	26	37	163	102	118	20	48	458	111	177	12	66	415	
	公立		0	96	132	0	0	82	24	18	0	0	0	26	0	17	45	25	0	48	48	45	38	0	0	41	
	私立		2,411	451	684	808	438	1,368	542	1,127	614	0	0	0	37	146	57	93	20	0	410	66	139	12	66	374	
	認定こども園	④	1,091	729	704	202	418	250	321	702	120	61	35	0	65	0	0	0	124	0	0	20	90	213	358	0	
	公立		167	0	0	28	42	0	0	0	0	61	35	0	33	0	0	0	22	0	0	0	0	42	24	0	
	私立		924	729	704	174	376	250	321	702	120	0	0	17	32	0	0	0	102	0	0	20	90	171	334	0	
	地域型保育事業	⑤	268	218	265	152	208	343	179	225	83	10	0	0	9	30	16	0	39	7	36	55	90	32	46	49	
	小規模保育事業所		175	193	253	152	208	280	88	191	65	10	0	0	0	30	13	0	39	7	36	45	63	28	37	25	
	家庭的保育事業所		0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	居宅訪問型保育事業所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	事業所内保育事業所		93	25	12	0	0	63	91	34	15	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	10	27	4	9	24	
	認可外保育施設	⑥	0	32	0	13	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	17	0	0	0	0
	企業主導型保育施設(地域枠)	⑦	0	21	0	13	0	112	61	124	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	15	25	0	0	0
へき地保育所	⑧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
確保一量	(②-(①))	⑨	330	-33	0	74	111	24	76	312	0	17	13	0	7	66	34	0	4	0	-93	28	-6	-21	52	29	

表2-3 教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策【3号認定】

令和7年度

項 目	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	区域小計		
【3号認定(0歳)】	量の見込み	①	94	313	4	0	0	0	2	8	6	40	149	5,572	
	確保方策合計(③~⑧)	②	88	313	4	0	0	0	3	5	6	29	207	6,024	
	保育所	③	51	289	4	0	0	0	0	5	6	27	186	3,426	
	公立		3	6	4	0	0	0	0	5	6	9	0	145	
	私立		48	283								186	3,281		
	認定こども園	④	6	0	0	0	0	0	3	0	0	0	1,517		
	公立		6	0	0	0	0	0	3	0	0	0	101		
	私立		31	24	0	0	0	0	0	0	0	2	15	937	
	地域型保育事業	⑤	30	24								15	780		
	小規模保育事業所		1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	7		
	家庭型保育事業所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	認定こども園	⑥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	150		
	企業主導型保育施設(地域枠)	⑦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	135		
	へき地保育所	⑧											0		
	確保一量(②-①)	⑨	-6	0	0	0	0	0	1	-3	0	-11	58	452	
【3号認定(1・2歳)】	量の見込み	①	351	788	9	5	8	0	31	5	22	8	103	575	19,756
	確保方策合計(③~⑧)	②	378	788	9	5	18	0	40	12	20	24	102	638	20,909
	保育所	③	290	714	9	0	0	0	0	20	24	96	581	12,282	
	公立		12	18	9	0	0	0	0	20	24	36	0	804	
	私立		278	696								581	11,478		
	認定こども園	④	24	12	0	0	0	0	0	12	0	0	0	5,551	
	公立		0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	466		
	私立		24	12								0	5,085		
	地域型保育事業	⑤	64	62	0	5	0	0	0	0	0	6	45	2,542	
	小規模保育事業所		60	52								38	2,088		
	家庭型保育事業所		4	0	5	0	0	0	0	0	6	0	21		
	認定こども園	⑥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	企業主導型保育施設(地域枠)	⑦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	433	
	へき地保育所	⑧										12	390		
	確保一量(②-①)	⑨	27	0	0	0	10	0	9	7	-2	16	-1	63	1,153

総合計

区域小計

保育所

公立

私立

認定こども園

地域型保育事業

小規模保育事業所

家庭型保育事業所

認定こども園

企業主導型保育施設(地域枠)

へき地保育所

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

総合計

区域小計

保育所

公立

私立

認定こども園

地域型保育事業

小規模保育事業所

家庭型保育事業所

認定こども園

企業主導型保育施設(地域枠)

へき地保育所

表2-3 教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策【3号認定】

令和8年度	項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
		那覇市	宜野湾市	清海市	名護市	糸満市	沖縄市	豊見城市	うるま市	南城市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	恩納村	東野座村	金武町	伊江村	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	西原町
【3号認定（0歳）】	量の見込み	① 894	391	510	391	218	717	234	490	240	14	5	15	25	54	34	27	50	12	147	34	95	61	159	116
	確保方策合計	② 957	463	514	397	308	613	341	650	297	18	11	15	27	51	38	27	57	12	138	52	100	77	138	116
	保育所	③ 612	142	231	223	119	375	160	307	204	0	0	15	9	35	15	9	3	9	120	36	48	6	21	104
	公立	0	6	6	0	0	18	6	3	0	0	0	15	0	6	6	0	0	0	9	6	9	0	0	9
	私立	612	136	225	223	119	357	154	304	204	0	0	0	9	29	9	9	3	0	114	27	48	6	21	95
	認定こども園	④ 257	235	210	94	103	77	85	202	57	18	11	0	15	0	12	18	33	0	6	0	21	54	90	0
	公立	30	0	0	9	9	0	0	0	0	18	11	0	6	0	3	6	3	0	0	0	0	6	6	0
	私立	227	235	210	85	94	77	85	202	57	0	0	0	9	0	9	12	30	0	6	0	21	48	84	0
	地域型保育事業	⑤ 88	80	73	75	86	119	74	99	36	0	0	0	3	16	8	0	18	3	12	16	27	11	27	12
	小規模保育事業所	60	70	68	72	86	89	42	85	30	0	0	0	0	16	6	0	18	3	12	12	24	9	18	6
	家庭的保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	居宅訪問型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	事業所内保育事業所	28	10	5	3	0	30	32	14	4	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	4	3	2	9	6
	認可外保育施設	⑥ 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設（地域枠）	⑦ 0	6	0	5	0	42	22	42	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	4	6	0	0
	へき地保育所	⑧ 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【3号認定（1・2歳）】	確保一量	⑨ 63	72	4	6	90	-104	107	160	57	4	6	0	2	-3	4	0	7	0	-9	18	5	16	-21	0
	量の見込み	① 3,629	1,631	1,779	1,132	915	2,130	1,085	1,927	820	54	24	29	89	128	98	126	179	55	576	152	408	302	428	428
	確保方策合計	② 3,770	1,521	1,785	1,197	1,064	2,167	1,139	2,202	820	71	35	29	93	193	139	126	195	55	516	186	379	282	470	464
	保育所	③ 2,411	505	816	719	438	1,384	566	1,145	617	0	0	29	28	163	60	36	20	48	458	111	167	12	66	415
	公立	0	54	132	0	0	82	24	18	0	0	0	29	0	17	24	0	0	48	48	45	4	0	0	41
	私立	2,411	451	684	719	438	1,302	542	1,127	617	0	0	0	28	146	36	36	20	0	410	66	163	12	66	374
	認定こども園	④ 1,091	729	704	294	418	316	321	708	120	61	35	0	56	0	57	90	124	0	22	20	90	213	358	0
	公立	167	0	0	28	42	0	0	0	0	61	35	0	26	0	21	30	22	0	0	0	0	42	24	0
	私立	924	729	704	266	376	316	321	708	120	0	0	0	30	0	36	60	102	0	22	20	90	171	334	0
	地域型保育事業	⑤ 268	234	265	171	208	355	179	225	83	10	0	0	9	30	16	0	39	7	36	55	90	32	46	49
	小規模保育事業所	175	209	253	165	208	292	88	191	65	10	0	0	0	30	13	0	39	7	36	45	63	28	37	25
	家庭的保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	居宅訪問型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	事業所内保育事業所	93	25	12	6	0	63	91	34	15	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	10	27	4	9	24
	認可外保育施設	⑥ 0	32	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	17	0	0	0
	企業主導型保育施設（地域枠）	⑦ 0	21	0	13	0	112	61	124	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	15	25	0	0
	へき地保育所	⑧ 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保一量	⑨ 141	-110	6	65	149	37	54	275	0	17	11	0	4	65	41	0	16	0	-60	34	-29	-20	42	36

表2-3 教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策【3号認定】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1・2歳)】

令和8年度

表2-3 教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策【3号認定】

項 目		(単位:人)																								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
【3号認定(0歳)】	量の見込み	①	877	387	507	388	214	708	232	489	241	14	5	16	23	54	35	27	50	12	145	34	94	61	157	114
	確保方策合計	②	957	463	514	397	308	613	341	660	297	18	11	16	24	51	38	27	57	12	138	52	100	77	138	116
	保育所	③	612	142	231	220	119	375	160	317	204	0	0	16	9	35	15	9	3	9	120	36	48	6	21	104
	公立		0	6	6	0	0	18	6	3	0	0	0	0	16	0	6	6	0	0	9	6	9	0	0	9
	私立		612	136	225	220	119	357	154	314	204	0	0	9	29	9	9	3	0	114	27	48	6	21	99	0
	認定こども園	④	257	235	210	97	103	77	85	202	57	18	11	0	12	0	12	18	33	0	6	0	21	54	90	0
	公立		30	0	0	9	9	0	0	0	0	18	11	0	3	0	3	6	3	0	0	0	0	6	6	0
	私立		227	235	210	88	94	77	85	202	57	0	0	9	0	9	12	30	0	6	0	0	21	48	84	0
	地域型保育事業	⑤	88	80	73	75	86	119	74	99	36	0	0	0	3	16	8	0	18	3	12	16	27	11	27	12
	小規模保育事業所		60	70	68	72	86	89	42	85	30	0	0	0	16	6	0	18	3	12	12	12	24	9	18	6
家庭的保育事業所		0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
居宅訪問型保育事業所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
事業所内保育事業所		28	10	5	3	0	30	32	14	4	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	4	3	2	9	6	
認可外保育施設	⑥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	
企業主導型保育施設(地域枠)	⑦	0	6	0	5	0	42	22	42	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	4	6	0	0	
へき地保育所	⑧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
確保一量	⑨	80	76	7	9	94	-95	109	171	56	4	6	0	1	-3	3	0	7	0	-7	18	6	16	-19	2	
【3号認定(1・2歳)】	量の見込み	①	3,876	1,592	1,777	1,175	1,003	2,171	1,124	2,031	847	55	26	31	89	139	104	126	173	55	591	155	424	299	434	438
	確保方策合計	②	3,770	1,521	1,809	1,197	1,064	2,167	1,139	2,216	847	71	35	31	93	193	139	126	195	55	516	186	375	282	470	464
	保育所	③	2,411	505	816	703	438	1,384	566	1,159	644	0	0	31	28	163	60	36	20	48	458	111	163	12	66	415
	公立		0	54	132	0	0	82	24	18	0	0	0	31	0	17	24	0	0	48	43	45	0	0	0	41
	私立		2,411	451	684	703	438	1,302	542	1,141	644	0	0	28	146	36	36	20	0	410	66	163	12	66	374	0
	認定こども園	④	1,091	729	728	310	418	316	321	708	120	61	35	0	56	0	57	90	124	0	22	20	90	213	358	0
	公立		167	0	0	28	42	0	0	0	0	61	35	0	26	0	21	30	22	0	0	0	42	24	0	0
	私立		924	729	728	282	376	316	321	708	120	0	0	30	0	36	60	102	0	22	20	90	171	334	0	0
	地域型保育事業	⑤	268	234	265	171	208	355	179	225	83	10	0	0	9	30	16	0	39	7	36	55	90	32	46	49
	小規模保育事業所		175	209	253	165	208	292	88	191	65	10	0	0	30	13	0	39	7	36	45	63	28	37	25	0
家庭的保育事業所		0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
居宅訪問型保育事業所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
事業所内保育事業所		93	25	12	6	0	63	91	34	15	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	10	27	4	9	24	
認可外保育施設	⑥	0	32	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	17	0	0	0	0	
企業主導型保育施設(地域枠)	⑦	0	21	0	13	0	112	61	124	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	15	25	0	0	0	
へき地保育所	⑧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
確保一量	⑨	-106	-71	32	22	61	-4	15	185	0	16	9	0	4	54	35	0	22	0	-75	31	-49	-17	36	26	

(単位:人)

表2-3 教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策【3号認定】

令和9年度

【3号認定(0歳)】

項 目	教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策【3号認定】																区域小計				(単位:人)
	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	区域小計			
量の見込み	①	88	306	3	0	0	1	0	2	8	4	34	146	5,476	176	0	176	286	3	10	299
	②	88	307	3	0	0	1	0	3	7	6	29	213	6,082	284	1	285	293	3	4	300
	③	51	283	3	0	0	0	0	7	6	27	186	3,374	173	1	174	145	0	4	149	
	公立	3	6	3	0	0	0	0	7	6	9	0	134	9	1	10	6	0	4	10	
	私立	48	277	0	0	0	0	0	0	0	18	186	3,240	164	0	164	139	0	0	139	
	④	6	0	0	0	0	0	3	0	0	0	6	1,613	56	0	56	48	0	0	48	
	公立	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	107	21	0	21	12	0	0	12	
	私立	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	1,506	35	0	35	36	0	0	36	
	⑤	31	24	0	0	0	1	0	0	0	2	15	956	42	0	42	93	0	0	93	
	地域型保育事業	30	24	0	0	0	1	0	0	0	15	796	33	0	33	74	0	0	74		
	小規模保育事業所	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	7	3	0	3	0	0	0	0	0	
	家庭的保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	居宅訪問型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	153	6	0	6	19	0	0	19	0	
	事業所内保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	
	認可外保育施設	⑥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	136	13	0	13	7	0	0	7	
	企業主導型保育施設(地域枠)	⑦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	3	
	へき地保育所	⑧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保一量	⑨	0	1	0	0	0	0	0	1	-1	2	-5	67	606	108	1	109	7	0	-6	1
量の見込み	①	361	838	14	5	7	1	31	4	20	13	94	593	20,716	751	0	751	737	54	20	811
	②	378	838	14	5	18	1	40	12	18	24	102	668	21,079	921	1	922	943	54	15	1,012
	③	290	764	14	0	0	0	0	18	24	96	581	12,024	550	1	551	542	0	15	557	
	公立	12	18	14	0	0	0	0	18	24	36	0	686	48	1	49	40	0	15	55	
	私立	278	746	0	0	0	0	0	0	0	60	581	11,338	502	0	502	502	0	0	502	
	④	24	12	0	0	0	0	12	0	0	0	30	5,945	238	0	238	138	0	0	138	
	公立	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	510	117	0	117	36	0	0	36	
	私立	24	12	0	0	0	0	0	0	0	30	5,435	121	0	121	102	0	0	102	0	
	⑤	64	62	0	5	0	1	0	0	0	6	45	2,580	105	0	105	239	0	0	239	
	地域型保育事業	60	52	0	0	0	1	0	0	0	38	2,130	80	0	80	195	0	0	195	0	
	小規模保育事業所	4	0	5	5	0	0	0	0	6	0	21	12	0	12	0	0	0	0	0	0
	家庭的保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	居宅訪問型保育事業所	10	0	0	0	0	0	0	0	0	7	439	13	0	13	44	0	0	44	0	0
	事業所内保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	73	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	⑥	0	0	0	0	0	0	0	0	12	389	28	0	28	24	0	0	24	0	0
	企業主導型保育施設(地域枠)	⑦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54	0	54	54	0
	へき地保育所	⑧	0	0	0	0	18	0	40	0	0	0	0	58	0	0	0	0	0	0	0
確保一量	⑨	17	0	0	0	11	0	9	-2	11	8	75	363	170	1	171	206	0	-5	201	

【3号認定(1・2歳)】

項 目	教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策【3号認定(1・2歳)】																区域小計				(単位:人)
	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	区域小計			
量の見込み	①	88	306	3	0	0	1	0	2	8	4	34	146	5,476	176	0	176	286	3	10	299
	②	88	307	3	0	0	1	0	3	7	6	29	213	6,082	284	1	285	293	3	4	300
	③	51	283	3	0	0	0	0	7	6	27	186	3,374	173	1	174	145	0	4	149	
	公立	3	6	3	0	0	0	0	7	6	9	0	134	9	1	10	6	0	4	10	
	私立	48	277	0	0	0	0	0	0	0	18	186	3,240	164	0	164	139	0	0	139	
	④	6	0	0	0	0	0	3	0	0	0	6	1,613	56	0	56	48	0	0	48	
	公立	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	107	21	0	21	12	0	0	12	
	私立	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	1,506	35	0	35	36	0	0	36	
	⑤	31	24	0	0	0	1	0	0	0	2	15	956	42	0	42	93	0	0	93	
	地域型保育事業	30	24	0	0	0	1	0	0	0	15	796	33	0	33	74	0	0	74		
	小規模保育事業所	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	7	3	0	3	0	0	0	0	0	
	家庭的保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	居宅訪問型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	153	6	0	6	19	0	0	19	0	
	事業所内保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	⑥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	136	13	0	13	7	0	0	7	
	企業主導型保育施設(地域枠)	⑦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	3	
	へき地保育所	⑧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保一量	⑨	0	1	0	0	0	0	0	1	-1	2	-5	67	606	108	1	109	7	0	-6	1
量の見込み	①	361	838	14	5	7	1	31	4	20	13	94	593	20,716	751	0	751	737	54	20	811
	②	378	838	14	5	18	1	40	12	18	24	102	668	21,079	921	1	922	943	54	15	1,012
	③	290	764	14	0	0	0	0	18	24	96	581	12,024	550	1	551	542	0	15	557	
	公立	12	18	14	0	0	0	0	18	24	36	0	686	48	1	49	40	0	15	55	
	私立	278	746	0	0	0	0	0	0	0	60	581	11,338	502	0	502	502	0	0	502	
	④	24	12	0	0	0	0	12	0	0	0	30	5,945	238	0	238	138	0	0	138	
	公立	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	510	117	0	117	36	0	0	36	
	私立	24	12	0	0	0	0	0	0	0	30	5,435	121	0	121	102	0	0	102	0	
	⑤	64	62	0	5	0	1	0	0	0	6	45	2,580	105	0	105	239	0	0	239	
	地域型保育事業	60	52	0	0	0	1	0	0	0	38	2,130	80	0	80	195	0	0	195	0	
	小規模保育事業所	4	0	5	5	0	0	0	0	6	0	21	12	0	12	0	0	0	0	0	0
	家庭的保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	居宅訪問型保育事業所	10	0	0	0	0	0	0	0	0	7	439	13	0	13	44	0	0	44	0	0
	事業所内保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	73	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	⑥	0	0	0	0	0	0	0	0	12	389	28	0	28	24	0	0	24	0	0
	企業主導型保育施設(地域枠)	⑦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54	0	54	54	0
	へき地保育所	⑧	0	0	0	0	18	0	40	0	0	0	0	58	0	0	0	0	0	0	0
確保一量	⑨	17	0	0	0	11	0	9	-2	11	8	75	363	170	1	171	206	0	-5	201	

表2-3 教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策【3号認定】

令和10年度		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
項目		市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
量の見込み		851	381	507	389	211	702	231	457	242	14	4	17	23	54	35	27	50	12	144	33	94	60	159	113
確保方策合計		957	463	514	397	308	622	341	660	297	18	11	17	24	51	36	27	57	12	156	52	100	77	138	116
(3~8)		612	142	231	220	119	384	160	317	204	0	0	17	9	35	15	9	3	9	117	36	48	6	21	104
保育所		0	6	6	0	0	18	6	3	0	0	0	17	0	6	6	0	0	0	9	3	9	0	0	9
公立		612	136	225	220	119	366	154	314	204	0	0	0	0	9	29	9	9	3	114	27	48	6	21	95
私立		257	235	210	97	103	77	85	202	57	18	11	0	12	0	12	18	33	0	27	0	21	54	90	0
認定こども園		30	0	0	9	9	0	0	0	0	18	11	0	3	0	3	6	3	0	9	0	0	6	6	0
公立		227	235	210	88	94	77	85	202	57	0	0	0	9	0	9	12	30	0	18	0	21	48	84	0
私立		88	80	73	75	86	119	74	99	36	0	0	0	3	16	6	0	18	3	12	16	27	11	27	12
地域型保育事業		60	70	68	72	86	89	42	85	30	0	0	0	0	16	6	0	18	3	12	12	24	9	18	6
小規模保育事業		0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家庭的保育事業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育事業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業所内保育事業		28	10	5	3	0	30	32	14	4	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	4	3	2	9	6
認可外保育施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設(地域給)		0	6	0	5	0	42	22	42	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	4	6	0	0
へき地保育所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保一量		106	82	7	8	97	-80	110	173	55	4	7	0	1	-3	1	0	7	0	12	19	6	17	-21	3
量の見込み		3,801	1,573	1,766	1,168	1,039	2,144	1,115	2,027	850	57	26	35	87	139	104	126	173	55	585	153	421	296	427	431
(3~8)		3,770	1,521	1,809	1,197	1,064	2,197	1,139	2,216	850	71	35	35	88	193	136	126	195	55	570	186	375	282	470	464
保育所		2,411	505	816	703	438	1,414	566	1,159	647	0	0	35	28	163	60	36	20	48	434	111	163	12	66	415
公立		0	54	132	0	0	82	24	18	0	0	0	35	0	17	24	0	0	48	24	45	0	0	0	41
私立		2,411	451	684	703	438	1,332	542	1,141	647	0	0	0	28	146	36	36	20	0	410	66	163	12	66	374
認定こども園		1,091	729	728	310	418	316	321	708	120	61	35	0	51	0	57	90	124	0	100	20	90	213	358	0
公立		167	0	0	28	42	0	0	0	0	61	35	0	21	0	21	30	22	0	30	0	0	42	24	0
私立		924	729	728	282	376	316	321	708	120	0	0	0	30	0	36	60	102	0	70	20	90	171	334	0
地域型保育事業		268	234	265	171	208	355	179	225	83	10	0	0	9	30	13	0	39	7	36	55	90	32	46	49
小規模保育事業		175	209	253	165	208	292	88	191	65	10	0	0	0	30	13	0	39	7	36	45	63	28	37	25
家庭的保育事業		0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育事業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業所内保育事業		93	25	12	6	0	63	91	34	15	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	10	27	4	9	24
認可外保育施設		0	32	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	17	0	0	0
企業主導型保育施設(地域給)		0	21	0	13	0	112	61	124	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	15	25	0	0
へき地保育所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保一量		-31	-52	43	29	25	53	24	189	0	14	9	0	1	54	32	0	22	0	-15	33	-46	-14	43	33
(2-①)		8																							

【3号認定(0歳)】

【3号認定(1,2歳)】

表2-3 教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策【3号認定】

(単位:人)

令和10年度

項 目			25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	区域小計	37	38	区域小計	39	40	41	区域小計	総合計
【3号認定(0歳)】	量の見込み	①	87	304	3	0	0	1	0	2	7	4	32	144	5,424	179	0	179	285	4	10	299	5,902
	確保方策合計	②	88	307	3	0	0	1	0	3	6	6	29	213	6,107	284	1	285	293	4	4	301	6,893
	保育所	③	51	283	3	0	0	0	0	0	6	6	27	186	3,380	173	1	174	145	0	4	149	3,703
	公立		3	6	3	0	0	0	0	0	6	6	9	0	131	9	1	10	6	0	4	10	151
	私立		48	277	0	0	0	0	0	0	0	0	18	186	3,249	164	0	164	139	0	0	139	3,552
	認定こども園	④	6	0	0	0	0	0	3	0	0	0	6	1,634		56	0	56	48	0	0	48	1,738
	公立		0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1,116		21	0	21	12	0	0	12	149
	私立		6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	1,518		35	0	35	36	0	0	36	1,589
	地域型保育事業	⑤	31	24	0	0	1	0	0	0	0	0	2	15	954	42	0	42	93	0	0	93	1,089
	小規模保育事業所		30	24	0	0	1	0	0	0	0	0	0	15	796	33	0	33	74	0	0	74	903
	家庭型保育事業所		1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	5		3	0	3	0	0	0	3	8
	居宅訪問型保育事業所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0
	事業所内保育事業所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	153	6	0	6	19	0	0	19	178
	認可外保育施設	⑥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3
	企業主導型保育施設(地域枠)	⑦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	136		13	0	13	7	0	7	156	
	へき地保育所	⑧												0			0	0	4	0	4	4	4
【3号認定(1・2歳)】	確保一量	⑧	1	3	0	0	0	0	0	1	-1	2	-3	69	683	105	1	106	8	0	-6	2	791
	量の見込み	①	350	829	13	5	7	1	31	4	20	11	90	586	20,545	760	0	760	729	56	20	805	22,110
	確保方策合計	②	378	829	13	5	18	1	40	12	16	24	102	688	21,150	921	1	922	943	56	15	1,014	23,086
	保育所	③	290	755	13	0	0	0	0	0	16	24	96	581	12,025	550	1	551	542	0	15	557	13,133
	公立		12	18	13	0	0	0	0	0	16	24	36	0	663	48	1	49	40	0	15	55	767
	私立		278	737	0	0	0	0	0	0	0	0	60	581	11,362	502	0	502	502	0	0	502	12,366
	認定こども園	④	24	12	0	0	0	0	0	12	0	0	30	6,018		238	0	238	138	0	0	138	6,394
	公立		0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	535		117	0	117	36	0	0	36	688
	私立		24	12	0	0	0	0	0	0	0	0	30	5,483		121	0	121	102	0	0	102	5,706
	地域型保育事業	⑤	64	62	0	5	0	1	0	0	0	0	6	45	2,587	105	0	105	239	0	0	239	2,931
	小規模保育事業所		60	52	0	0	1	0	0	0	0	0	38	2,130	80	0	80	195	0	0	195	2,405	
	家庭型保育事業所		4	0	5	0	0	0	0	0	0	0	6	0	18	12	0	12	0	0	0	30	
	居宅訪問型保育事業所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	事業所内保育事業所		10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	439	13	0	13	44	0	0	44	496	
	認可外保育施設	⑥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	73		0	0	0	0	0	0	73	
	企業主導型保育施設(地域枠)	⑦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	389	28	0	28	24	0	0	24	441	
	へき地保育所	⑧					18		40					58			0	56	0		56	114	
	確保一量	⑧	28	0	0	0	11	0	9	8	-4	13	12	82	605	161	1	162	214	0	-5	209	976

（単位：人）

表2-3 教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策【3号認定】

項 目		(単位:人)																								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
【3号認定(0歳)】	量の見込み	①	825	377	505	392	209	694	228	488	243	15	4	19	22	54	36	27	50	12	143	32	94	60	157	111
	確保方策合計	②	957	463	514	397	308	628	341	660	297	18	11	19	24	51	36	27	57	12	156	52	100	77	138	116
	保育所	③	612	142	231	220	119	390	160	317	204	0	0	19	9	35	15	9	3	9	117	36	48	6	21	104
	公立		0	6	6	0	0	15	6	3	0	0	0	19	0	6	6	0	0	9	3	9	0	0	0	9
	私立		612	136	225	220	119	375	154	314	204	0	0	9	9	29	9	9	3	0	114	27	48	6	21	95
	認定こども園	④	257	235	210	97	103	77	85	202	57	18	11	0	12	0	12	18	33	0	27	0	21	54	90	0
	公立		30	0	0	9	9	0	0	0	0	18	11	0	3	0	3	6	3	0	9	0	0	6	6	0
	私立		227	235	210	88	94	77	85	202	57	0	0	0	9	0	9	12	30	0	18	0	21	48	84	0
	地域型保育事業	⑤	88	80	73	75	86	119	74	99	36	0	0	0	3	16	6	0	18	3	12	16	27	11	27	12
	小規模保育事業所		60	70	68	72	86	89	42	85	30	0	0	0	0	16	6	0	18	3	12	12	24	9	18	6
	家庭的保育事業所		0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	居宅訪問型保育事業所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業所内保育事業所		28	10	5	3	0	30	32	14	4	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	4	3	2	9	6	
認可外保育施設	⑥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	
企業主導型保育施設(地域枠)	⑦	0	6	0	5	0	42	22	42	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	4	6	0	0	
へき地保育所	⑧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
確保一量	⑨	132	86	9	5	99	-66	113	172	54	3	7	0	2	-3	0	0	7	0	13	20	6	17	-19	5	
量の見込み	①	3,706	1,544	1,760	1,166	1,023	2,122	1,108	2,022	853	57	24	37	85	137	106	126	173	55	579	150	419	292	427	425	
確保方策合計	②	3,770	1,521	1,809	1,197	1,064	2,205	1,139	2,216	853	71	35	37	86	193	136	126	195	55	579	186	375	294	470	464	
保育所	③	2,411	505	816	703	438	1,422	566	1,159	650	0	0	37	28	163	60	36	20	48	434	111	163	12	66	415	
公立		0	54	132	0	0	60	24	18	0	0	0	37	0	17	24	0	0	48	24	45	0	0	0	41	
私立		2,411	451	684	703	438	1,362	542	1,141	650	0	0	28	28	146	36	36	20	0	410	66	163	12	66	374	
認定こども園	④	1,091	729	728	310	418	316	321	708	120	61	35	0	49	0	57	90	124	0	109	20	90	225	358	0	
公立		167	0	0	28	42	0	0	0	0	61	35	0	21	0	21	30	22	0	30	0	0	48	24	0	
私立		924	729	728	282	376	316	321	708	120	0	0	28	28	0	36	60	102	0	79	20	90	177	334	0	
地域型保育事業	⑤	268	234	265	171	208	355	179	225	83	10	0	0	9	30	13	0	39	7	36	55	90	32	46	49	
小規模保育事業所		175	209	253	165	208	292	88	191	65	10	0	0	0	30	13	0	39	7	36	45	63	28	37	25	
家庭的保育事業所		0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
居宅訪問型保育事業所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
事業所内保育事業所		93	25	12	6	0	63	91	34	15	0	0	9	9	0	0	0	0	0	0	10	27	4	9	24	
認可外保育施設	⑥	0	32	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	17	0	0	0	
企業主導型保育施設(地域枠)	⑦	0	21	0	13	0	112	61	124	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	15	25	0	0	0	
へき地保育所	⑧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
確保一量	⑨	64	-23	49	31	41	83	31	194	0	14	11	0	1	56	30	0	22	0	0	36	-44	2	43	39	

項 目		(単位:人)																								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
【3号認定(1・2歳)】	量の見込み	①	825	377	505	392	209	694	228	488	243	15	4	19	22	54	36	27	50	12	143	32	94	60	157	111
	確保方策合計	②	957	463	514	397	308	628	341	660	297	18	11	19	24	51	36	27	57	12	156	52	100	77	138	116
	保育所	③	612	142	231	220	119	390	160	317	204	0	0	19	9	35	15	9	3	9	117	36	48	6	21	104
	公立		0	6	6	0	0	15	6	3	0	0	0	19	0	6	6	0	0	9	3	9	0	0	0	9
	私立		612	136	225	220	119	375	154	314	204	0	0	9	9	29	9	9	3	0	114	27	48	6	21	95
	認定こども園	④	257	235	210	97	103	77	85	202	57	18	11	0	12	0	12	18	33	0	27	0	21	54	90	0
	公立		30	0	0	9	9	0	0	0	0	18	11	0	3	0	3	6	3	0	9	0	0	6	6	0
	私立		227	235	210	88	94	77	85	202	57	0	0	0	9	0	9	12	30	0	18	0	21	48	84	0
	地域型保育事業	⑤	88	80	73	75	86	119	74	99	36	0	0	0	3	16	6	0	18	3	12	16	27	11	27	12
	小規模保育事業所		60	70	68	72	86	89	42	85	30	0	0	0	0	16	6	0	18	3	12	12	24	9	18	6
	家庭的保育事業所		0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	居宅訪問型保育事業所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業所内保育事業所		28	10	5	3	0	30	32	14	4	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	4	3	2	9	6	
認可外保育施設	⑥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	
企業主導型保育施設(地域枠)	⑦	0	6	0	5	0	42	22	42	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	4	6	0	0	
へき地保育所	⑧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
確保一量	⑨	132	86	9	5	99	-66	113	172	54	3	7	0	2	-3	0	0	7	0	13	20	6	17	-19	5	
量の見込み	①	3,706	1,544	1,760	1,166	1,023	2,122	1,108	2,022	853	57	24	37	85	137	106	126	173	55	579	150	419	292	427	425	
確保方策合計	②	3,770	1,521	1,809	1,197	1,064	2,205	1,139	2,216	853	71	35	37	86	193	136	126	195	55	579	186	375	294	470	464	
保育所	③	2,411	505	816	703	438	1,422	566	1,159	650	0	0	37	28	163	60	36	20	48	434	111	163	12	66	415	
公立		0	54	132	0	0	60	24	18	0	0	0	37	0	17	24	0	0	48	24	45	0	0	0	41	
私立		2,411	451	684	703	438	1,362	542	1,141	650	0	0	28	28	146	36	36	20	0	410	66	163	12	66	374	
認定こども園	④	1,091	729	728	310	418	316	321	708	120	61	35	0	49	0	57	90	124	0	109	20	90	225	358	0	
公立		167	0	0	28	42	0	0	0	0	61	35	0	21	0	21	30	22	0	30	0	0	48	24	0	
私立		924	729	728	282	376	316	321	708	120	0	0	28	28	0	36	60	102	0	79	20	90	177	334	0	
地域型保育事業	⑤	268	234	265	171	208	355	179	225	83	10	0	0	9	30	13	0	39	7	36	55	90	32	46	49	
小規模保育事業所		175	209	253	165	208	292	88	191	65	10	0	0	0	30	13	0	39	7	36	45	63	28	37	25	
家庭的保育事業所		0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
居宅訪問型保育事業所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
事業所内保育事業所		93	25	12	6	0	63	91	34	15	0	0	9	9	0	0	0	0	0	0	10	27	4	9	24	
認可外保育施設	⑥	0	32	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	17	0	0	0	
企業主導型保育施設(地域枠)	⑦	0	21	0	13	0	112	61	124	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	15	25	0	0	0	
へき地保育所	⑧	0	0	0																						

表2-3 教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策【3号認定】

(単位:人)

令和11年度

項 目		25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	区域小計	
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫		
量の見込み	(3号認定(0歳))	85	301	4	0	0	1	0	2	7	4	32	143	5,376	183
確保方策合計		88	307	4	0	0	1	0	3	6	6	32	213	6,119	284
保育所		51	283	4	0	0	0	0	0	6	6	30	186	3,392	173
公立		3	6	4	0	0	0	0	0	6	6	0	0	122	9
私立		48	277	0	0	0	0	0	0	0	0	30	186	3,270	164
認定こども園		6	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	6	1,634	56
公立		0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	116	21
私立		6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	1,518	35
地域型保育事業		31	24	0	0	0	1	0	0	0	0	2	15	954	42
小規模保育事業所		30	24	0	0	0	1	0	0	0	0	0	15	796	33
家庭的保育事業所		1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	5	3	3
居宅訪問型保育事業所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業所内保育事業所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	153	6
認可外保育施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
企業主導型保育施設(地域枠)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	136	13
へき地保育所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保方策合計	(2号認定)	3	6	0	0	0	0	0	1	-1	2	0	70	743	101
量の見込み		348	821	12	5	6	1	31	4	20	11	85	579	20,319	772
確保方策合計	(3号認定)	378	821	12	5	18	1	40	12	16	24	96	668	21,167	921
保育所		290	747	12	0	0	0	0	0	16	24	90	531	12,023	550
公立		12	18	12	0	0	0	0	0	16	24	0	0	606	48
私立		278	729	0	0	0	0	0	0	0	0	90	531	11,417	502
認定こども園		24	12	0	0	0	0	0	12	0	0	0	30	6,037	238
公立		0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	541	117
私立		24	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	5,496	121
地域型保育事業		64	62	0	5	0	1	0	0	0	0	6	45	2,587	105
小規模保育事業所		60	52	0	0	0	1	0	0	0	0	0	38	2,130	80
家庭的保育事業所		4	0	5	0	0	0	0	0	0	0	6	0	18	12
居宅訪問型保育事業所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業所内保育事業所		10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	439	13
認可外保育施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	73	0
企業主導型保育施設(地域枠)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	389	28
へき地保育所		0	0	0	0	18	40	0	0	0	0	0	0	58	0
確保方策合計	(2号認定)	30	0	0	0	12	0	9	8	-4	13	11	29	848	149
量の見込み		348	821	12	5	6	1	31	4	20	11	85	579	20,319	772
確保方策合計	(3号認定)	378	821	12	5	18	1	40	12	16	24	96	668	21,167	921
保育所		290	747	12	0	0	0	0	0	16	24	90	531	12,023	550
公立		12	18	12	0	0	0	0	0	16	24	0	0	606	48
私立		278	729	0	0	0	0	0	0	0	0	90	531	11,417	502
認定こども園		24	12	0	0	0	0	0	12	0	0	0	30	6,037	238
公立		0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	541	117
私立		24	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	5,496	121
地域型保育事業		64	62	0	5	0	1	0	0	0	0	6	45	2,587	105
小規模保育事業所		60	52	0	0	0	1	0	0	0	0	0	38	2,130	80
家庭的保育事業所		4	0	5	0	0	0	0	0	0	0	6	0	18	12
居宅訪問型保育事業所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業所内保育事業所		10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	439	13
認可外保育施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	73	0
企業主導型保育施設(地域枠)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	389	28
へき地保育所		0	0	0	0	18	40	0	0	0	0	0	0	58	0
確保方策合計	(2号認定)	30	0	0	0	12	0	9	8	-4	13	11	29	848	149
量の見込み		348	821	12	5	6	1	31	4	20	11	85	579	20,319	772
確保方策合計	(3号認定)	378	821	12	5	18	1	40	12	16	24	96	668	21,167	921
保育所		290	747	12	0	0	0	0	0	16	24	90	531	12,023	550
公立		12	18	12	0	0	0	0	0	16	24	0	0	606	48
私立		278	729	0	0	0	0	0	0	0	0	90	531	11,417	502
認定こども園		24	12	0	0	0	0	0	12	0	0	0	30	6,037	238
公立		0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	541	117
私立		24	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	5,496	121
地域型保育事業		64	62	0	5	0	1	0	0	0	0	6	45	2,587	105
小規模保育事業所		60	52	0	0	0	1	0	0	0	0	0	38	2,130	80
家庭的保育事業所		4	0	5	0	0	0	0	0	0	0	6	0	18	12
居宅訪問型保育事業所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業所内保育事業所		10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	439	13
認可外保育施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	73	0
企業主導型保育施設(地域枠)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	389	28
へき地保育所		0	0	0	0	18	40	0	0	0	0	0	0	58	0
確保方策合計	(2号認定)	30	0	0	0	12	0	9	8	-4	13	11	29	848	149
量の見込み		348	821	12	5	6	1	31	4	20	11	85	579	20,319	772
確保方策合計	(3号認定)	378	821	12	5	18	1	40	12	16	24	96	668	21,167	921
保育所		290	747	12	0	0	0	0	0	16	24	90	531	12,023	550
公立		12	18	12	0	0	0	0	0	16	24	0	0	606	48
私立		278	729	0	0	0	0	0	0	0	0	90	531	11,417	502
認定こども園		24	12	0	0	0	0	0	12	0	0	0	30	6,037	238
公立		0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	541	117
私立		24	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	5,496	121
地域型保育事業		64	62	0	5	0	1	0	0	0	0	6	45	2,587	105
小規模保育事業所		60	52	0	0	0	1	0	0	0	0	0	38	2,130	80
家庭的保育事業所		4	0	5	0	0	0	0	0	0	0	6	0	18	12
居宅訪問型保育事業所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業所内保育事業所		10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	439	13
認可外保育施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	73	0
企業主導型保育施設(地域枠)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	389	28
へき地保育所		0	0	0	0	18	40	0	0	0	0	0	0	58	0
確保方策合計	(2号認定)	30	0	0	0	12	0	9	8	-4	13	11	29	848	149
量の見込み		348	821	12	5	6	1	31	4	20	11	85	579	20,319	772
確保方策合計	(3号認定)	378	821	12	5	18	1	40	12	16	24	96	668	21,167	921
保育所		290	747	12	0	0	0	0	0	16	24	90	531	12,023	550
公立		12	18	12	0	0	0	0	0	16	24	0	0	606	48
私立		278	729	0	0	0	0	0	0	0	0	90	531	11,417	502
認定こども園		24	12	0	0	0	0	0	12	0	0	0	30	6,037	238
公立		0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	541	117
私立		24	12	0	0	0	0	0	0	0	0				

(単位：人)

1

幼児教育・保育施設の類型

項 目	概 要
認定こども園	保護者の就労の有無にかかわらず、就学前のこどもを受け入れ、教育と保育の両方の機能を提供するとともに、地域における子育て支援事業を行う施設で4区分ある（認定こども園法第2条第6項及び第7項）
幼保連携型	幼稚園的機能と保育所的機能の両方を併せ持つ単一の施設
幼稚園型	認可幼稚園が、単独又は認可外保育施設と連携して教育・保育を一体的に提供する施設
保育所型	認可保育所が、単独で幼稚園機能を備え、教育・保育を一体的に提供（保育を必要としない子も受け入れる）する施設
地方裁量型	認可外保育施設が単独で幼稚園機能と保育園機能を備え、教育・保育を一体的に提供する施設
幼稚園	3歳以上の幼児を対象として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設（学校教育法第22条）
新制度移行幼稚園	平成27年度に始まった子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園
未移行私立幼稚園	子ども・子育て支援新制度に移行せず、引き続き私学助成の枠組みとなっている私立幼稚園
保育所	保護者の就労や疾病などにより保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が20人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く）（児童福祉法第39条第1項）
地域型保育事業所	地域型保育事業は、児童福祉法第24条第2項に規定された以下の4つの事業で、保育所（原則20人以上）より少人数の単位で、0歳から2歳のこどもを保育する事業
家庭的保育事業所	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を実施
小規模保育事業所	少人数（定員6人から19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を実施
事業所内保育事業所	会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域のこどもを一緒に保育を実施
居宅訪問型保育事業所	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を実施
認可外保育施設	児童福祉法第59条の2に規定する、都道府県や市町村認可を受けていない保育施設や小規模保育事業等の総称（認可を受けていない「居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）」も含む）
企業主導型保育施設（地域枠）	国が行う「企業主導型保育事業」によって、施設の設立や運営のための助成を受けている保育施設（児童福祉法上は「認可外保育施設」に該当）
へき地保育所	児童福祉法第39条に規定する保育所を設置することが著しく困難であると認められる地域に設置される児童を保育するための施設（児童福祉法上は「認可外保育施設」に該当）

2

第5章 こども施策を推進するために必要な事項

1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法においては、こども・若者の社会参画と意見反映を車の両輪として進めていくことが求められています。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが地方公共団体に義務付けられています。

以上を踏まえ、以下の施策に取り組みます。

(1) こども・若者の社会参画の促進、意見表明の機会充実の取組推進

① こども・若者が意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成

こどもや若者にとって社会参画や意見表明の機会や場が必ずしも十分ではない現状を踏まえ、あらゆるこども・若者が、家庭や学校、地域などにおいて、意見を形成し、日常的に意見を言い合える機会や、権利の主体として尊重され、意見が聴かれ、その意見が尊重される機会を、乳幼児期から学童期・思春期・青年期に至るまで持つことができるよう、こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備や、おとなの意識改革、気運の醸成に取り組みます。

国が作成したこども・若者の意見の政策反映に向けたガイドラインや、多様な声を政策に反映させる工夫の好事例等について周知に取り組みます。

② こども・若者の意見を政策に反映させるための取組の推進

意見表明サイトに登録するこども・若者から意見を募集するこども・若者モニター事業を実施するなど、年代、居住地等特定の属性に偏らない多様なこども・若者の参画機会を確保しながら、こども・若者の意見を県の幅広い施策に反映させる取組を推進します。

寄せられた意見については、匿名化等の個人情報の適切な保護を行った上で集約するとともに、意見の反映状況については、県ホームページ等を活用してフィードバック（公開）します。

また、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取に関する取組を行うとともに、こども自身が関与したこどもに関わるルール等の制定や見直しの過程について、学校や教育委員会、福祉の現場や地域社会等での取組事例について周知します。

③ こども・若者の各種審議会等への登用

庁内のこども施策に係る各種審議会等の委員に、審議会等の趣旨を勘案し、

こどもや若者を登用するよう取り組むとともに、こども施策に係る各種審議会等におけるこども・若者委員割合の「見える化」に努めます。

④ こども・若者の社会参画・意見反映についての理解の促進

こどもや若者が意見を表明し、社会に参画できるようになるため、国が作成したガイドラインや、こども・若者の社会参画及び意見を聴く取組に係る好事例について、庁内や市町村へ周知するとともに、こどもや若者に対して理解しやすくアクセスしやすい多様な方法でこども施策に関する十分な情報提供を行います。

⑤ こども・若者の意見を表明する権利に関する知る・学ぶ機会の創出

こどもや若者が、自らの意見や気持ちを表明してもよいことを理解できるよう、その年齢や発達の程度に応じて、自らの権利について知る・学ぶ機会の創出に向けて取り組みます。

こども・若者の意見を表明する権利については、県ホームページやSNS、県政出前講座等を通して、広く周知・啓発を図るとともに、子育て当事者や教育・保育に携わり意見を聴く側となるおとなが、こども・若者の視点で共に考え、自由な意見表明のサポート役となるよう、情報提供や研修等により周知・啓発に取り組みます。

(2) こども・若者の多様な声を施策に反映させるための環境整備



貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、不登校、障害・医療的ケア、非行などを始め、困難な状況に置かれたこども・若者、ヤングケアラー、社会的養護の下で暮らすこども、社会的養護経験者など、様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者、乳幼児を含む低年齢のこども、意見を表明することへの意欲や関心を必ずしも高くもてないこどもや若者がいることを認識し、すべてのこども・若者が自らの意見を持ち、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、アドボケイトの活用等、意見聴取に係る多様な手法を検討するとともに、十分な配慮を行います。

(3) こども・若者の社会参画・意見反映を支える人材の育成



こどもや若者が意見を言いやすい環境をつくり、こども・若者の社会参画・意見反映を推進するため、関係機関と連携し、こどもの意見等を引き出し、傾聴するスキルを備えた次世代につながるこども・若者のファシリテーターの養成や人材確保等に取り組みます。

1 **(4) 若者が主体となった活動を促進する環境整備**



2 社会課題の解決に取り組む若者団体や地域においてこどもや若者が主体となっ
3 た団体等の活動がより充実するよう、連携を強化するとともに、好事例の周知等
4 を進めます。

5 地域におけるこどもの意見反映・社会参画の拠点として、放課後児童クラブや
6 児童館、子ども会、こども食堂、学習支援の場など地域にある多様な居場所、公
7 民館や図書館などの社会教育施設等との連携を強化します。

8

2 こども施策の共通の基盤となる取組

(1) こども施策に関する情報提供、調査、データ整備の実施

① こども施策に関する情報提供

こども施策の企画立案・実施を担う部署の職員に対し、EBPMに関する好事例の展開や必要な情報の提供に努めるとともに、市町村が地域の実情を踏まえ、こども施策が実施できるよう、先進事例など必要な情報提供に努めます。

② こども施策に関する調査

こどもたちを取り巻く家庭環境や経済状況がこどもや保護者の日常生活に及ぼす影響を調査・分析し、こどもや子育て家庭に対する支援策の充実に取り組むとともに、支援を必要とするこどもを早期に把握し、こどもたちを必要な支援につなげる仕組みづくりに取り組みます。

③ こども施策に関するデータの整備

本計画に基づく数値目標や指標等の進捗状況、こども・若者や子育て当事者が置かれている状況を把握するために、必要な調査を定期的実施するとともに、こどもの貧困の実態や国・大学等によるウェルビーイングに係る調査研究の成果等、こども施策に関する情報の収集・蓄積を行います。

(2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援等



① こども・若者、子育て支援に携わる担い手の確保・育成・専門性の向上

幼児教育や保育に携わる者、教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、社会教育に携わる者、青少年教育施設の職員、児童相談所や児童福祉施設等の職員及び里親、障害児支援に携わる者、民生委員・児童委員、保護司、地域でこども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員など、こども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上を図ります。

このため、それぞれの担い手の立場・分野を横断した交流・研修等の機会・場をつくることで、育成と専門性の向上のほか、担い手間のネットワーク構築に取り組みます。

また、担い手の資質向上と負担の軽減に資するため、スーパーバイザーやアドバイザー等の配置など、支援者のための支援に取り組みます。

さらに、担い手自身が喜びを感じながら仕事におけるキャリアが形成できる環境づくりを進めます。

② こどもや家庭に関わる職員などに対するメンタルヘルスケア

教職員のメンタルヘルスケアを推進し、教職員が心身ともに健康で、安心して働くことのできる環境づくりに取り組むとともに、幼児の生命を守る重責や保護者との関係などによる心理的な負担が大きい保育士に対し、専門家による相談支援に取り組みます。

こどもや家庭との関わりの中でストレスにさらされている職員などに対するメンタルヘルスケアに取り組みます。

③ 地域における人材の確保・育成及び民間団体等との連携

地域における身近なおとなや若者など、ボランティアやピアサポートができる人材など多様な人材を確保・育成するとともに、家庭や学校、地域並びに青少年育成関係機関・団体が一緒になって、次代を担う青少年の健やかな成長を育むための活動を行います。

(3) 地域における包括的な支援体制の構築・強化

① 関係機関・団体のネットワークの構築

こどもや家庭が抱える課題は深刻化・複合化しており、単一分野での専門性のみでは解決できないとの認識の下、地域における教育、福祉、保健、医療、雇用などに関係する機関や団体が密接にネットワークを形成し、協働しながら支援を行う必要があります。

このため、総合的なこども・若者育成支援策を推進することを目的とした子ども・若者育成支援推進法に基づき設置した「沖縄県子ども・若者支援地域協議会」を活用して、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の分野縦割りの取組に「こども・若者の育成」という横串を入れ、分野を超えた連携・協働を進めていくとともに、市町村の実情に応じて、子ども・若者支援地域協議会の設置を促進します。

児童養護施設のある地域や学校においては、社会的養護を要するこどもの状況等を踏まえたきめ細かな支援が行えるよう、「教育と福祉」の連携を推進します。

② こども・若者や子育て当事者の相談支援

すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行うとともに、妊産婦や乳幼児の健康の保持・増進やこどもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく行うため、市町村におけるこども家庭センターの設置を促進します。

(4) 子育てに係る手続・事務負担の軽減、支援を届けるための情報発信

デジタル技術を活用した手続等の簡素化、データ連携などを通じ、子育て当事者等の利便性向上や手続・事務負担の軽減を図るとともに、こども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届くよう、必要な情報が体系的に整理され、一覧で確認できるようなコンテンツの作成など、情報発信や広報改善・強化に取り組めます。

(5) こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革



こども・若者、子育てにやさしい社会となるよう、公共施設、民間施設におけるこどもや子育て家庭を優先して受け付ける取組や、こども・子育てを応援する地域や企業の好事例の共有、公共交通機関等における妊産婦や乳幼児を連れた家庭に対する分かりやすい案内や妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮について、利用者の理解・協力を促進するなど、様々な取組を通してこどもや子育て当事者を社会全体で支える気運の醸成を図ります。

出会いや結婚の応援、支援に取り組む施策を推進し、それぞれの希望に応じて社会全体で結婚を応援する気運を醸成します。

こどもの貧困は、自己責任論ではなく社会全体で取り組むべき問題であることの理解を深めるため、「沖縄こどもの未来県民会議」を中心とした広報・啓発活動、国・県・市町村、教育・福祉・雇用・医療等の関係団体、NPO、ボランティア、企業、大学等が連携・協働した県民運動を展開します。

3 施策の推進体制等

(1) 庁内の推進体制

知事、副知事、関係部局長等で構成する沖縄県こども施策推進会議を活用し、全庁体制でこども施策を推進します。

こども施策調整班（マトリックス組織）を設置し、こどもに関する様々な課題に対して部局横断的に対応します。

(2) 国、市町村等との連携

こども基本法において、市町村こども計画策定の努力義務が課されたことを踏まえ、市町村に対して、地域の実情を踏まえた計画が策定されるよう働きかけるとともに、こども施策が実施されるよう適切な支援を行います。

また、国・県・市町村、教育・福祉・医療・労働関係団体、NPO、ボランティア、企業、大学等と知恵を出し合い、広く県民各層の理解と協力を得ながらこども施策を推進します。

こどもの貧困対策について、「沖縄の子供のために（沖縄の子供の貧困対策のためのメッセージ）」（平成27年12月1日）で取りまとめた内容を踏まえ、国、県及び市町村が連携して推進します。

(3) 沖縄県子どもの貧困対策推進基金

沖縄県子どもの貧困対策推進基金により、県と市町村が連携して、計画的かつ効果的にこどもの貧困対策に資する事業に取り組みます。

(4) 沖縄県こども施策推進会議及び沖縄県こども・子育て会議による施策の評価

沖縄県こども施策推進会議において、PDCAサイクルに沿って、毎年度施策の点検評価を行い、その結果を公表し、こども・若者の意見を踏まえつつ、必要な見直しを行います。

外部有識者等で構成する沖縄県こども・子育て会議において、毎年度施策の分析・評価を行い、その結果を公表し、計画の効果的な推進を図るための体制を構築します。

1 第6章 こども・若者計画に関する指標

2 1 「こどもまんなか社会」の実現に向けた指標

3 (こども・若者や子育て当事者の視点に立った指標)

No	指標名称	基準値	目標値 (R11 年度)	全国値	出典
1	「こどもまんなか社会の実現に向かっていている」と思う人の割合	23.2% (R6 年度)	41.0% (R9 年度)	15.7% (R5 年)	県：県民意識調査 国：こども施策の推進に関する意識調査
2	「普段の生活の中で、幸せな気持ちになる」児童生徒の割合（小中）	小学生 92.2% 中学生 90.1% (R6 年度)	全国平均 ※R11 年度の 全国平均を目標とする	小学生 91.7% 中学生 89.8% (R6 年度)	全国学力・学習状況調査
3	「自分のことが好きだ」と思うこども・若者の割合	小学5年生 69.8% 中学2年生 66.4% (R6 年度)	小学5年生 72.8% 中学2年生 69.4% (R9 年度)	60.6% (R4 年)	県：沖縄こども調査（小5、中2） 国：こども・若者の意識と生活に関する調査
4	「自分には、よいところがある」と思う児童生徒の割合（小中）	小学生 85.4% 中学生 86.1% (R6 年度)	全国平均 ※R11 年度の 全国平均を目標とする	小学生 84.1% 中学生 83.3% (R6 年度)	全国学力・学習状況調査
5	「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」児童生徒の割合（小中）	小学生 64.1% 中学生 65.1% (R6 年度)	小学生 67.1% 中学生 67.5%	小学生 67.1% 中学生 67.5% (R6 年度)	全国学力・学習状況調査
6	「自分の将来が楽しみだ」と思うこども若者の割合	小学5年生 78.8% 中学2年生 68.3% (R6 年度)	小学5年生 81.8% 中学2年生 71.3% (R9 年度)	66.4% (R4 年)	県：沖縄こども調査（小5、中2） 国：こども・若者の意識と生活に関する調査
7	「20 年先の沖縄は現在よりも発展し、輝いていると思う」人の割合	33.7% (R6 年度)	35.0% (R9 年度)	31.0% (H30 年)	県：県民意識調査 国：我が国と諸外国の若者意識に関する調査
8	「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっていている」と思う人の割合	28.9% (R6 年度)	47.0% (R9 年度)	27.8% (R5 年)	県：県民意識調査 国：こども施策の推進に関する意識調査
9	「子育てに関する相談で頼れる人がいる」と回答した子育て当事者の割合	87.9% (R5 年)	90.1%	83.1% (R5 年)	県：沖縄子ども調査（0～17 歳） 国：生活と支え合いに関する調査

1 2 こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標

No	指標名称	基準値	目標値 (R11 年度)	全国値	出典
第3章 こども施策に関する重要施策					
1 ライフステージを通じた重要施策					
(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等					
1	こどもの権利条約の認知度	小学5年生 24.8% 中学2年生 39.8% (R6 年度)	小学5年生 32.0% 中学2年生 43.2% (R9 年度)	小学4～6年生 32.0% 中学生 43.2% (R5 年度)	県：沖縄こども調査 (小5、中2) 全国：児童の権利に関する条約の認知度等調査及び同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究
2	こどもの権利が尊重され、社会参加の機会が増えていること	29.0% (R6 年度)	50.1% (R9 年度)	—	県民意識調査
(2) 多様な遊びや体験、こども・若者が活躍できる機会づくり					
3	放課後子ども教室設置数 (学校・家庭・地域の連携協力推進事業を活用している数)	125 教室 (R5 年)	135 教室	—	沖縄県教育庁 生涯学習振興課調べ
4	海外との交流活動等を行っている高等学校数	17 校 (R5 年度)	17 校 (R9 年度)	14 校 ※都道府県の平均値 (R3 年度)	高等学校等における国際交流等の状況調査
(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供					
5	10代の性感染症罹患率	性器クラミジア感染症 3.84人 淋菌感染症 0.83人 尖圭コンジローマ 0.24人 性器ヘルペス感染症 0.24人 (R4 年末)	性器クラミジア感染症 2.46人 淋菌感染症 0.37人 尖圭コンジローマ 0.25人 性器ヘルペス感染症 0.23人	性器クラミジア感染症 2.37人 淋菌感染症 0.72人 尖圭コンジローマ 0.22人 性器ヘルペス感染症 0.28人 (R4 年末)	健やか親子おきなわ 21 (第2次)
6	3歳児でむし歯のある者の割合	13.1% (R5 年度)	12% (R10 年度)	8.64% (R4 年度)	県：乳幼児健康診査報告書及び沖縄県こども未来部子育て支援課調べ 全国：地域保健・健康増進事業報告
(4) 障害児支援・医療的ケア児等への支援					
7	障害児等療育支援事業（施設指導支援）	施設指導の実施件数 464件 (R6 年3月)	施設指導の実施件数 500件	—	療育等支援事業者実績報告書

第6章 こども・若者計画に関する指標

No	指標名称	基準値	目標値 (R11 年度)	全国値	出典
8	公立幼稚園・幼保連携型認定こども園における特別な配慮を必要とする幼児に対する個別の指導計画の作成	92.6% (R5 年 5 月)	100%	92.4% (R5 年 5 月)	特別支援教育体制整備状況調査
9	公立幼稚園・幼保連携型認定こども園における特別な配慮を必要とする幼児に対する個別の教育支援計画の作成	94.0% (R5 年 5 月)	100%	86.0% (R5 年 5 月)	特別支援教育体制整備状況調査
10	圏域別研修等事業回数（障害福祉圏域における研修会の実施件数）	1 回 (R6 年 3 月)	5 回	—	沖縄県障害者自立支援協議会資料
11	子どもの心の診療ネットワーク事業	研修参加 49 名 子どもの心の診療機関マップに掲載している医療機関数 50 施設 (R5 年度)	研修参加 50 名 子どもの心の診療機関マップに掲載している医療機関数 60 施設	—	沖縄県こども未来部子育て支援課調べ
12	発達障害者の相談窓口を設置している市町村数	26 市町村 (R5 年 4 月)	41 市町村	—	沖縄県生活福祉部障害福祉課調べ
13	児童発達支援センターの設置市町村数	8 市町村 (R6 年 11 月)	38 市町村 (R8 年度)	—	沖縄県生活福祉部障害福祉課調べ
(5) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援					
14	里親等委託率	39.7% (R5 年度末) (暫定値)	3 歳未満 75% 3 歳～就学前 75% 就学後～ 50%	25.2% (R5 年度末) (暫定値)	福祉行政報告例
15	小規模グループケアの実施箇所数	12 箇所 (R6 年 4 月)	29 箇所	2,394 箇所 (R5 年 10 月)	県：沖縄県こども未来部こども家庭課調べ 全国：社会的養育の推進に向けて
16	地域小規模児童養護施設数（地域小規模養護施設の設置箇所数）	14 箇所 (R6 年 4 月)	20 箇所	607 箇所 (R5 年 10 月)	県：沖縄県こども未来部こども家庭課調べ 全国：社会的養育の推進に向けて
17	児童家庭支援センターの設置	3 箇所 (R6 年 5 月)	5 箇所	139 箇所 (R 元年 10 月)	県：沖縄県こども未来部こども家庭課調べ 全国：厚生労働省調べ
18	児童自立生活援助事業実施箇所数	4 箇所 (R6 年 4 月)	5 箇所	229 箇所 (R3 年 10 月)	県：沖縄県こども未来部こども家庭課調べ 全国：厚生労働省調べ
19	社会的養護が必要なこどもの大学等進学率	58.6% (R5 年 3 月 卒)	全県平均 ※R11 年度の全県平均を目標とする	42.8% (R4 年 3 月 卒)	児童養護施設等入退所状況等調査
20	「家族の世話をしているため、やりたいことができないことがある」と思う人の割合	1.80% (R4 年度)	1.8%以下	—	沖縄県ヤングケアラー実態調査 ※今後は沖縄こども調査で把握

No	指標名称	基準値	目標値 (R11 年度)	全国値	出典
(6) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組					
21	30 歳未満の自殺者数	38 人 (R5 年)	減少	3,315 人 (R5 年)	地域における自殺の 基礎資料
22	小・中・高校における暴力行為発生件数（児童生徒千人当たり）	小学生 22.1 件 中学生 15.4 件 高校生 1.6 件 (R5 年度)	小学生 16.8 件 中学生 12.9 件 高校生 1.6 件	小学生 11.5 件 中学生 10.4 件 高校生 1.7 件 (R5 年度)	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
2 ライフステージ別の重要施策					
(1) こどもの誕生前から幼児期まで					
23	こども家庭センターの設置市町村数	14 市町村 (R6 年度)	41 市町村	876 市区町村 (R6 年度)	「こども家庭センター」の設置状況等の調査結果
24	妊娠・出産について満足している者の割合	83.8% (R4 年)	84.6%	84.6% (R4 年)	こども家庭庁成育局 母子保健課調べ
25	乳幼児健康診査の受診率	乳児 89.4% 1.6 歳児 90.7% 3 歳児 87.9% (R4 年)	乳児 90% 1.6 歳児 91% 3 歳児 90%	乳児 88.8% 1.6 歳児 96.3% 3 歳児 95.7% (R4 年)	県：沖縄県の母子保健 全国：地域保健・健康増進事業報告 ※全国の乳児は各月齢での受診率の平均
26	自己評価実施園率（公立幼稚園）	97.0% (R6 年 3 月)	100%	—	沖縄県教育庁 義務教育課調べ
27	自己評価実施園率（認可保育所等）	97.9% (R6 年 4 月)	100%	—	沖縄県こども未来部 子育て支援課調べ
28	学校関係者評価実施園率（公立幼稚園）	92.1% (R6 年 3 月)	100%	—	沖縄県教育庁 義務教育課調べ
29	学校関係者評価実施園率（私立幼稚園）	40.0% (R5 年度)	60.0%	—	沖縄県こども未来部 子育て支援課調べ
30	保幼小連絡協議会設置市町村数	29 市町村 (R6 年 3 月)	41 市町村	—	沖縄県教育庁 義務教育課調べ
31	保育所等入所待機児童数（顕在・潜在）	顕在 356 人 潜在 1,925 人 (R6 年 4 月)	顕在 0 人 潜在 335 人	顕在 2,567 人 除外 4 類型等 (潜在) 89,574 人 (R6 年 4 月)	県：保育所等待機 児童数調査 全国：保育所等関連 状況取りまとめ
(2) 学童期・思春期					
32	全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との差	小学生 ▲3.6 中学生 ▲7.3 (R6 年度)	小学生 2.5 中学生 0.5	—	全国学力・学習状況調査
33	授業がわからないことがある児童生徒の割合の所得階層差	小学 5 年生 ▲14.9 中学 2 年生 ▲16.1 (R3 年)	小学 5 年生 ▲3.0 中学 2 年生 ▲3.2	—	沖縄子ども調査 (小中学生調査)

No	指標名称	基準値	目標値 (R11 年度)	全国値	出典
34	学校に行くのは楽しい児童生徒の割合（小中）	小学生 85.7% 中学生 81.2% (R6 年度)	全国平均 ※R11 年度の 全国平均を 目標とする	小学生 84.8% 中学生 83.8% (R6 年度)	全国学力・学習状況調査
35	将来の夢や目標を持ち、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる児童生徒の割合	小学生 82.0% 中学生 74.7% (R6 年度)	全国平均 ※R11 年度の 全国平均を 目標とする	小学生 82.2% 中学生 73.3% (R6 年度)	全国学力・学習状況調査
36	小5、中2の肥満傾向児の出現率	小学5年生男子 14.7% 小学5年生女子 11.4% 中学2年生男子 11.9% 中学2年生女子 8.8% (R5 年度)	小学5年生男子 12.3% 小学5年生女子 9.9% 中学2年生男子 9.5% 中学2年生女子 8.5%	小学5年生男子 3.6% 小学5年生女子 9.7% 中学2年生男子 0.6% 中学2年生女子 7.0% (R5 年度)	学校保健統計
37	小5、中2の痩身傾向児の出現率	小学5年生男子 2.3% 小学5年生女子 1.9% 中学2年生男子 2.9% 中学2年生女子 3.0% (R5 年度)	小学5年生男子 1.8% 小学5年生女子 1.7% 中学2年生男子 2.2% 中学2年生女子 2.5%	小学5年生男子 2.8% 小学5年生女子 2.9% 中学2年生男子 3.3% 中学2年生女子 4.0% (R5 年度)	学校保健統計
38	中学校卒業後の進路未決定率	1.8% (R6 年3月卒)	全国平均 ※R11 年度の 全国平均を 目標とする	0.8% (R5 年3月卒)	学校基本調査
39	こどもの居場所の利用者数	449,352 人 (R6 年3月)	449,352 人	—	内閣府沖縄振興局 事業振興室調べ
40	放課後児童クラブ数	605 箇所 (R5 年5月)	678 箇所	25,807 箇所 (R5 年5月)	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）実施状況調査
41	放課後子供教室と校内交流型又は連携して実施された放課後児童クラブ数	75 箇所 (R5 年5月)	95 箇所	9,157 箇所 (R5 年5月)	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）実施状況調査
42	小学生数に占める放課後児童クラブを利用できなかった児童数（待機児童数）の割合	1.07% (R5 年5月)	0.16%	0.27% (R5 年5月)	沖縄県こども未来部 子育て支援課調べ
43	裸眼視力1.0未満で受診を勧奨された児童のうち、受診した割合（小学校）	27.5% (R4 年度)	30.0%	—	学校保健統計

No	指標名称	基準値	目標値 (R11 年度)	全国値	出典
44	朝食を毎朝食べる児童生徒の割合	小学5年生男子 79.9% 小学5年生女子 78.1% 中学2年生男子 79.5% 中学2年生女子 71.1% (R5 年度)	小学5年生男子 81.7% 小学5年生女子 80.4% 中学2年生男子 80.7% 中学2年生女子 73.7%	小学5年生男子 80.8% 小学5年生女子 79.4% 中学2年生男子 80.0% 中学2年生女子 73.0% (R5 年度)	全国体力・運動能力、運動習慣等調査
45	スクールソーシャルワーカーの配置人数	20 人 (R6 年 4 月)	22 人	3,747 人 (R5 年度)	「スクールソーシャルワーカー活用事業」における活動記録調査
46	いじめの重大事態の発生件数 (児童生徒千人当たり)	0.10 件 (R5 年度)	0.10 件以下	0.10 件 (R5 年度)	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
47	不登校児童生徒が学校内外で相談機関等から相談・指導を受けた割合	小学生 99.2% 中学生 97.8% (R5 年度)	全国平均 ※R11 年度の 全国平均を 目標とする	小学生 95.7% 中学生 95.8% (R5 年度)	県：不登校児童生徒が相談・指導等を受けた学校内外の機関等の実態調査 全国：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査
48	県立高等学校中途退学率	1.7% (R5 年度)	1.4%	1.5% (R5 年度)	県：沖縄県教育庁 県立学校教育課調べ 全国：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
49	不登校生徒が学校内外で相談・指導等を受けた割合（高校）	62.8% (R5 年度)	80.0%	55.7% (R5 年度)	県：沖縄県教育庁 県立学校教育課調べ 全国：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査
50	子ども・若者支援地域協議会設置件数	3 件 (R6 年度)	5 件 (R9 年度)	142 件 (R6 年 4 月)	県：沖縄県こども未来部こども若者政策課調べ 全国：こども家庭庁調べ
(3) 青年期					
51	大学等進学率	46.7% (R6 年 3 月 卒)	52.0%	61.9% (R6 年 3 月 卒) ※全国平均値	学校基本調査
52	高校卒業後の進路未決定率	10.7% (R6 年 3 月 卒)	8.4%	4.5% (R6 年 3 月 卒) ※全国平均値	学校基本調査
53	高校卒業後の進学希望割合の所得階層差	▲14.0 (R4 年)	▲3.6	—	沖縄子ども調査 (高校生調査)

No	指標名称	基準値	目標値 (R11 年度)	全国値	出典
54	若年者（15～29 歳）の完全失業率	6.5% (R5 年)	4.3%	4.1% (R5 年)	労働力調査 (基本集計)
55	新規学卒者（大学・短大・専門学校）の就職内定率	大学 89.9% 短大 95.9% 専門学校 90.6% (R6 年 3 月 卒)	大学 93.8% 短大 96.6% 専門学校 93.8%	大学 98.1% 短大 97.4% 専門学校 97.5% (R6 年 3 月 卒)	新規学卒者の求人・求職・就職内定状況
56	新規卒業者の 1 年目の離職率	高卒 26.4% 大卒 14.8% (R5 年 3 月 卒)	高卒 16.6% 大卒 11.2%	高卒 17.4% 大卒 10.9% (R5 年 3 月 卒)	新規学卒就職者の離職状況
57	若年無業者率（15 歳～34 歳人口に占める無業者の割合）	2.9% (R5 年)	2.5%	2.4% (R5 年)	労働力調査 (基本集計)
58	産業別、常用労働者の 1 人月間現金給与額（規模 5 人以上）における「決まって支給する給与」（全産業平均）	216,848 円 (R5 年平均)	237,111 円	270,229 円 (R5 年平均)	毎月勤労統計調査 (地方調査)
59	正規雇用者（役員を除く）の割合	59.8% (R5 年平均)	62.9%	63.0% (R5 年平均)	労働力調査 (基本集計)
60	婚姻率（人口千対）	4.4 (R5 年)	4.4 以上	3.9 (R5 年)	人口動態統計
3 子育て当事者への支援に関する重要施策					
(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減					
61	生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率	41.4% (R5 年 3 月 卒)	全国平均 ※R11 年度の 全国平均を 目標とする	42.9% (R5 年 3 月 卒)	就労支援等調査
62	経済的な理由により医療機関を受診しなかった経験	4.5% (R5 年)	2.7%	—	沖縄子ども調査 (0～17 歳調査)
(2) 地域子育て支援、家庭教育支援					
63	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	95.5% (R4 年)	95.5%	95.0% (R4 年)	こども家庭庁 母子保健課調べ
64	家庭教育支援チーム結成数	14 チーム (R5 年)	18 チーム	—	沖縄県教育庁 生涯学習振興課調べ
(3) 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進					
65	ワーク・ライフ・バランス認証企業数（累計）	116 社 (R6 年 8 月)	172 社	—	沖縄県商工労働部 労働政策課調べ
66	合計特殊出生率	1.60 (R5 年)	1.60 以上	1.20 (R5 年)	人口動態統計
67	育児休業を開始した者（予定者を含む）の利用期間（1 ヶ月以上の育児休業取得）	男性 57.3% 女性 99.8% (R5 年度)	男性 70.8% 女性 100%	男性 41.9% 女性 98.8% (R5 年度)	県：沖縄県労働条件実態調査 全国：雇用均等基本調査

No	指標名称	基準値	目標値 (R11 年度)	全国値	出典
68	女性の離職率	39.6% (R5 年)	28.8%	17.3% (R5 年)	雇用動向調査
69	男性の育児休業取得率	40.3% (R5 年度)	50.0% (R9 年度)	30.1% (R5 年度)	県：沖縄県労働条件実態調査 全国：雇用均等基本調査
(4) ひとり親家庭等への支援					
70	こどもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合（ひとり親世帯）	重要な事柄の相談 12.9% いざという時のお金の援助 42.9% (R5 年度)	重要な事柄の相談 9.5% いざという時のお金の援助 29.0%	重要な事柄の相談 8.9% いざという時のお金の援助 25.9% (H29 年)	県：沖縄子ども調査（0～17 歳調査） 全国：生活と支え合いに関する調査（特別集計）
71	就職相談から就職に結びついたひとり親家庭の数（累計）	1,079 件 (R5 年度)	1,487 件	57,431 件 (R4 年度)	県：沖縄県こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課調べ 全国：母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況
72	ひとり親家庭の正規雇用者（役員を除く）の割合（母子世帯、父子世帯）	母子世帯 50.2% 父子世帯 61.5% (R5 年度)	母子世帯 50.6% 父子世帯 63.9% (R10 年度)	母子世帯 48.8% 父子世帯 69.9% (R3 年度)	県：沖縄県ひとり親世帯等実態調査 全国：全国ひとり親世帯等調査
73	ひとり親家庭のこどもの就園率（保育所、幼稚園）	85.1% (R5 年度)	89.0% (R10 年度)	79.8% (R3 年度)	県：沖縄子ども調査（0～17 歳調査） 全国：全国ひとり親世帯等調査
74	ひとり親家庭等日常生活支援事業（ヘルパー派遣）の登録件数（累計）	2,579 人 (R5 年度)	4,025 人	—	沖縄県こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課調べ
75	沖縄子ども調査による困窮世帯の割合（ひとり親世帯）	61.4% (R5 年度)	53.2%	—	沖縄子ども調査（0～17 歳調査）
76	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合（母子世帯）	32.1% (R5 年度)	42.2% (R10 年度)	46.8% (R3 年度)	県：沖縄県ひとり親世帯等実態調査 全国：全国ひとり親世帯等調査
77	ひとり親家庭で養育費を受け取っていないこどもの割合（母子世帯）	74.1% (R5 年度)	69.8% (R10 年度)	71.0% (R3 年度)	県：沖縄県ひとり親世帯等実態調査 全国：全国ひとり親世帯等調査

No	指標名称		基準値	目標値 (R11 年度)	全国値	出典
4 最重要課題の解消に向けた施策						
(1) こどもの貧困対策						
78	沖縄こども調査による困窮世帯の割合（こどもがある全世帯）		20.2% (R5 年度)	17.9%	—	沖縄子ども調査 （0～17 歳調査）
79	電気、ガス、水道料金の未払い経験	こどもがある全世帯	電気 8.6% ガス 7.6% 水道 6.2% (R5 年度)	電気 5.2% ガス 4.9% 水道 4.4%	電気 5.3% ガス 6.2% 水道 5.3% (H29 年)	県：沖縄子ども調査 （0～17 歳調査） 全国：生活と支え合いに関する調査 （特別集計）
		ひとり親世帯	電気 17.3% ガス 14.2% 水道 12.0% (R5 年度)	電気 11.7% ガス 11.0% 水道 9.5%	電気 14.8% ガス 17.2% 水道 13.8% (H29 年)	
80	食料又は衣服が買えない経験	こどもがある全世帯	食料 23.8% 衣服 26.9% (R5 年度)	食料 17.0% 衣服 19.6%	食料 16.9% 衣服 20.9% (H29 年)	県：沖縄子ども調査 （0～17 歳調査） 全国：生活と支え合いに関する調査 （特別集計）
		ひとり親世帯	食料 47.7% 衣服 51.7% (R5 年度)	食料 38.5% 衣服 41.5%	食料 34.9% 衣服 39.7% (H29 年)	
81	こどもの貧困対策支援員による支援人数		8,195 人 (R6 年 3 月)	8,739 人	—	内閣府沖縄振興局 事業振興室調べ
82	就学援助制度に関する周知状況		90.0% (R6 年度)	100%	83.7% (R6 年度)	就学援助の実施状況調査
83	生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率		89.9% (R5 年 3 月 卒)	全国平均 ※R11 年度の 全国平均を 目標とする	92.5% (R5 年 3 月 卒)	就労支援等調査
84	生活保護世帯に属するこどもの高等学校等中退率		2.2% (R4 年度)	2.0%	3.7% (R4 年度)	就労支援等調査
85	困窮世帯の高校生を対象とした学習支援による大学等進学率		84.1% (R6 年 3 月 卒)	85%以上	—	沖縄県こども未来部 こども家庭課調べ
第 4 章 子ども・子育て支援事業支援計画						
86	保育者育成指標の活用市町村		19 市町村 (R3 年 2 月)	41 市町村	—	沖縄県教育庁 義務教育課調べ
87	幼児教育アドバイザー等配置市町村数		11 市町村 (R6 年 4 月)	19 市町村	47.5% (R5 年度)	県：沖縄県教育庁 義務教育課調べ 全国：文部科学省 幼児教育実態調査
88	架け橋期のカリキュラム作成市町村数		7 市町村 (R6 年 1 月)	41 市町村	25.7% (R5 年度)	県：沖縄県教育庁 義務教育課調べ 全国：文部科学省 幼児教育実態調査
89	保幼小合同研修会の実施市町村数		31 市町村 (R5 年)	41 市町村	—	沖縄県教育庁 義務教育課調べ

1 3 こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等に係る参考指標

No	指標名称	基準値	全国値	出典
第3章 こども施策に関する重要施策				
1 ライフステージを通じた重要施策				
1	こどもは権利の主体である と思うと回答した人の割合	58.9% (R6 年度)	54.4% (R5 年)	県：県民意識調査 全国：こども政策の推 進に関する意識調査
2	乳児の SIDS 死亡率	0 (R3 年)	0 (R5 年)	衛生統計年報 国勢調査
3	児童相談所における児童虐 待相談対応件数	2,585 件 (R4 年度)	214,843 件 (R4 年度)	福祉行政報告例
4	市町村要保護児童対策地域 協議会に登録されている要 保護児童等数	1,431 人 (R6 年 4 月)	178,825 人 (R2 年度)	市町村（虐待対応担当 窓口等）の状況調査
5	社会的養護が必要なこども の高等学校等進学率	97.9% (R5 年 3 月卒)	95.8% (R4 年 3 月卒)	児童養護施設等入退所 状況等調査
6	社会的養護が必要なこども の就職率（高等学校卒業 後）	34.5% (R5 年 3 卒)	48.8% (R4 年 3 月卒)	児童養護施設等入退所 状況等調査
7	不良行為少年補導人員 (19 歳以下の少年人口千 人当たり)	19.04 人 (R5 年)	22.17 人 (R5 年)	沖縄県警察本部少年課 調べ
2 ライフステージ別の重要施策				
8	出生数	12,549 人 (R5 年)	727,288 人 (R5 年)	人口動態統計
9	妊産婦死亡率 (出産 10 万対)	0 (R5 年)	3.1 (R5 年)	人口動態統計
10	自己評価実施園率 (私立幼稚園)	100% (R5 年度)	—	沖縄県こども未来部 子育て支援課調べ
11	自己評価実施園率 (公立保育所等)	100% (R6 年 4 月)	—	沖縄県こども未来部 子育て支援課調べ
12	高等学校等進学率	97.5% (R5 年 3 月卒)	98.7% (R5 年 3 月卒)	学校基本調査
13	放課後児童クラブの登録児 童数	25,331 人 (R5 年 5 月)	1,457,384 人 (R5 年 5 月)	放課後児童健全育成事 業（放課後児童クラ ブ）の実施状況
14	放課後児童クラブの待機児 童数	1,076 人 (R5 年 5 月)	16,276 人 (R5 年 5 月)	放課後児童健全育成事 業（放課後児童クラ ブ）の実施状況
15	放課後児童クラブ平均月額 利用料	9,162 円 (R5 年度)	—	沖縄県こども未来部 子育て支援課調べ
16	スクールカウンセラーを配 置する学校の割合	小学校 100% 中学校 100% (R6 年 4 月)	小学校 94.7% 中学校 97.8% (R5 年度)	「スクールカウンセラ ー等活用事業」に係る 調査について
17	高等学校中途退学率	1.9% (R5 年度)	1.5% (R5 年度)	児童生徒の問題行動・ 不登校等生徒指導上の 諸課題に関する調査
18	高等教育機関への進学率	75.6% (R6 年 3 月卒)	81.2% (R6 年 3 月卒) ※全国平均値	学校基本調査
19	50 歳時点の未婚率	29.12% (R2 年)	28.25% (R2 年)	人口統計資料集 2023 改訂版

No	指標名称	基準値	全国値	出典
3 子育て当事者への支援に関する重要施策				
20	6歳未満のこどもをもつ男性の家事関連時間	1 時間 38 分 (R3 年)	1 時間 54 分 (R3 年)	社会生活基本調査
21	夫婦が協力して家事や育児にとりくむことが重要であると考える人の割合	89.2% (R6 年)	—	県民意識調査
22	就職相談から就職に結び付いたひとり親家庭の割合	60.6% (R5 年度)	—	沖縄県こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課調べ
23	ひとり親家庭の親の就業率 (母子世帯、父子世帯)	母子世帯 74.2% 父子世帯 77.7% (R2 年度)	母子世帯 83% 父子世帯 87.8% (R2 年度)	国勢調査
24	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合 (母子世帯、父子世帯)	母子世帯 47.9% 父子世帯 61.9% (R2 年度)	母子世帯 50.7% 父子世帯 71.4% (R2 年度)	国勢調査
4 最重要課題の解消に向けた施策				
(1) こどもの貧困対策				
25	地域等におけるこどもの学習支援（無料塾等）	39 市町村 (R6 年 3 月)	—	沖縄県こども未来部こども家庭課調べ
26	就学援助世帯の児童の中で、学校の歯科検診において、むし歯で要受診とされた者の割合（小学生）	42.5% (R5 年度)	—	学校保健調査
27	就学援助世帯の児童の中で、学校の歯科検診において、むし歯で要受診とされた者のうち未受診者の割合（小学生）	82.5% (R5 年度)	—	学校保健調査
28	生活保護世帯に属するこどもの就職率 (中学校卒業後)	2.0% (R5 年 3 月卒)	1.3% (R5 年 3 月卒)	就労支援等調査
29	就学援助率	23.57% (R5 年度)	13.66% (R5 年度)	就学援助の実施状況
30	生活保護世帯に属するこどもの就職率 (高等学校卒業後)	37.9% (R5 年 3 月卒)	39.1% (R5 年 3 月卒)	就労支援等調査
31	家庭生活支援員（ヘルパー）の登録総数	1,201 人 (R5 年度)	—	沖縄県こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課調べ
第5章 こども施策を推進するために必要な事項				
32	こども計画を策定している市町村	—	—	こども家庭庁調べ

1
2
3
4

第7章 個別施策集

ここでは、第3章こども施策に関する重要施策について、こどもの貧困の解消に向けた対策計画、少子化社会対策、子ども・若者育成支援計画、子ども・子育て支援事業支援計画のどの計画（対策）に位置づけられる施策かを掲載しています。

第3章 こども施策に関する重要施策

1 ライフステージを通した重要施策

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

No	指標名称	基準値	目標値（R11年度）
1	こどもの権利条約の認知度	小学5年生 24.8% 中学2年生 39.8% (R6年度)	小学5年生 32.0% 中学2年生 43.2% (R9年度)
2	こどもの権利が尊重され、社会参加の機会が増えていること	29.0% (R6年度)	50.1% (R9年度)

施策	こどもの貧困の解消に向けた対策計画	子ども・若者育成支援計画	少子化社会対策	子ども・子育て支援事業支援計画
ア こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等				
① こどもの権利に関する周知・啓発	○	○	○	○
② 人権教育の推進	○	○	○	○
③ こどもの権利侵害に対する相談・救済する仕組みの構築	○	○	○	○

(2) 多様な遊びや体験、こども・若者が活躍できる機会づくり

No	指標名称	基準値	目標値（R11年度）
3	放課後子ども教室設置数(学校・家庭・地域の連携協力推進事業を活用している数)	125教室 (R5年)	135教室
4	海外との交流活動等を行っている高等学校数	17校 (R5年度)	17校 (R9年度)

施策	こどもの貧困の解消に向けた対策計画	子ども・若者育成支援計画	少子化社会対策	子ども・子育て支援事業支援計画
ア 遊びや体験活動の推進				
① 遊びや体験活動の推進	○	○	○	-
イ こどもまんなかまちづくり				
① こどもまんなかまちづくり	-	○	○	-

ウ 子ども・若者が活躍できる機会づくり				
① キャリア教育の推進	○	○	-	-
② 自国文化・異文化理解、国際交流等の推進	-	○	-	-
③ 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進	-	○	-	-
④ 理科系教育やアントレプレナーシップ教育、STEAM教育等の推進	-	○	-	-
⑤ 生涯学習の取組推進	-	○	-	-
⑥ 特定分野に特異な才能のある子どもへの応援	-	○	-	-
⑦ 在留外国人の子どもや海外から帰国した子どもへの支援	○	○	○	-
エ 子ども・若者の可能性を拓いていくためのジェンダーギャップの解消				
① 教育を通じた男女共同参画の推進	-	○	○	-
② 性の多様性に関する理解促進、啓発	-	○	-	-
③ 理工系分野に進学する女子生徒への就学支援の取組	-	○	○	-
④ 固定的な性別役割分担意識の解消	-	○	○	-

(3) 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

No	指標名称	基準値	目標値（R11年度）
5	10代の性感染症罹患率	性器クラミジア感染症 3.84人 淋菌感染症 0.83人 尖圭コンジローマ 0.24人 性器ヘルペス感染症 0.24人 (R4年末)	性器クラミジア感染症 2.46人 淋菌感染症 0.37人 尖圭コンジローマ 0.25人 性器ヘルペス感染症 0.23人
6	3歳児でむし歯のある者の割合	13.1% (R5年度)	12% (R10年度)

施策	こどもの貧困の解消に向けた対策計画	子ども・若者育成支援計画	少子化社会対策	子ども・子育て支援事業支援計画
ア プレコンセプションケアを含む成育医療等の推進				
① 性等に関する正しい知識の習得とプレコンセプションケアの推進	○	○	○	-
② 妊産婦及び乳幼児への保健対策	○	○	○	○
③ 「健やか親子おきなわ21」を通じた普及啓発	○	○	○	-
④ 特定妊婦等への支援	○	○	○	○
イ 慢性疾患・難病を抱える子ども・若者への支援				
① 慢性疾患・難病を抱える子ども・若者への支援	-	○	○	-

(4) 障害児支援・医療的ケア児等への支援

No	指標名称	基準値	目標値（R11年度）
7	障害児等療育支援事業（施設指導支援）	施設指導の実施件数 464件 （R6年3月）	施設指導の実施件数 500件
8	公立幼稚園・幼保連携型認定こども園における特別な配慮を必要とする幼児に対する個別の指導計画の作成	92.6% （R5年5月）	100%
9	公立幼稚園・幼保連携型認定こども園における特別な配慮を必要とする幼児に対する個別の教育支援計画の作成	94.0% （R5年5月）	100%
10	圏域別研修等事業回数（障害福祉圏域における研修会の実施件数）	1回 （R6年3月）	5回
11	子どもの心の診療ネットワーク事業	研修参加 49名 子どもの心の診療機関 マップに掲載している医療機関数 50施設 （R5年度）	研修参加 50名 子どもの心の診療機関 マップに掲載している医療機関数 60施設
12	発達障害者の相談窓口を設置している市町村数	26市町村 （R5年4月）	41市町村
13	児童発達支援センターの設置市町村数	8市町村 （R6年11月）	38市町村 （R8年度）

施策	こどもの貧困の解消に向けた対策計画	子ども・若者育成支援計画	少子化社会対策	子ども・子育て支援事業支援計画
ア 障害児支援・医療的ケア児等への支援				
① 地域社会への参加・包容の推進、将来の自立・社会参加	-	○	-	○
② 障害や発達の特徴の早期発見・把握	-	○	○	○
③ 地域における支援体制の強化による個々の状況に応じた質の高い支援	-	○	○	○
④ 専門的支援が必要なこどもへの支援の強化	-	-	○	○
⑤ インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組の推進	○	○	○	○
⑥ 障害のあるこども・若者の生涯にわたる学習機会の充実	-	○	○	○
⑦ 思春期支援から一般就労等への円滑な接続	-	○	○	○
⑧ 保護者やきょうだいへの支援	-	-	-	○

(5) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

No	指標名称	基準値	目標値（R11年度）
14	里親等委託率	39.7% （R5年度末） （暫定値）	3歳未満 75% 3歳～就学前 75% 就学後～ 50%
15	小規模グループケアの実施箇所数	12箇所 （R6年4月）	29箇所

1
2
3
4

16	地域小規模児童養護施設数 (地域小規模養護施設の設置箇所数)	14箇所 (R6年4月)	20箇所
17	児童家庭支援センターの設置	3箇所 (R6年5月)	5箇所
18	児童自立生活援助事業実施箇所数	4箇所 (R6年4月)	5箇所
19	社会的養護が必要なこどもの大学等進学率	58.6% (R5年3月卒)	全県平均 ※R11年度の全県平均 を目標とする
20	「家族の世話をしているため、やりたいことができないことがある」と思う人の割合	1.80% (R4年度)	1.8%以下

施策	こどもの貧困の解消に向けた対策計画	子ども・若者育成支援計画	少子化社会対策	子ども・子育て支援事業支援計画
ア 児童虐待防止対策と社会的養護の更なる強化				
① 子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化	○	○	○	○
② こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会等との連携による虐待予防の取組強化	○	○	○	○
③ 児童虐待防止対策等の更なる強化	○	○	○	○
④ 一時保護所の環境改善、権利擁護の推進	-	○	-	○
⑤ 親子関係の再構築支援の推進	-	○	-	○
⑥ 性被害の被害者となったこどもの精神的・身体的な負担軽減の推進	-	○	-	○
⑦ こども家庭福祉分野における人材、体制の強化	○	○	○	○
イ 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援				
① 養育環境の改善、養子縁組の支援	○	○	○	○
② 里親やファミリーホームの確保・充実	○	○	○	○
③ 児童養護施設等の小規模化・地域分散化、多機能化・高機能化の推進	○	○	○	○
④ 社会的養護の下にあるこどもの権利保障やこどもの意見の尊重	-	○	○	○
⑤ 社会的養護経験者の自立支援の推進	○	○	○	○
ウ ヤングケアラーへの支援				
① ヤングケアラーへの支援	○	○	-	○

(6) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

No	指標名称	基準値	目標値 (R11年度)
21	30歳未満の自殺者数	38人 (R5年)	減少
22	小・中・高校における暴力行為発生件数 (児童生徒千人当たり)	小学生 22.1件 中学生 15.4件 高校生 1.6件 (R5年度)	小学生 16.8件 中学生 12.9件 高校生 1.6件

1
2
3

施策	こどもの貧困の解消に向けた対策計画	子ども・若者育成支援計画	少子化社会対策	子ども・子育て支援事業支援計画
ア 子ども・若者の自殺対策				
① 自殺総合対策大綱に基づく取組の着実な推進	-	○	-	-
② 自殺予防対策の推進、リスクの早期発見	-	○	○	-
③ 遺された子どもへの支援	-	○	○	-
イ こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備				
① こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備	-	○	○	-
ウ 子ども・若者に対する性犯罪・性暴力対策				
① 被害当事者への支援、継続的な啓発活動の実施等	-	○	-	○
② 学校や保育所等における生命（いのち）の安全教育	-	○	-	-
③ こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）の導入	-	○	-	-
エ 犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備				
① 有害環境対策の推進	-	○	-	-
② 地域安全対策、交通安全対策の推進	-	○	○	-
③ 安全教育の推進、犯罪被害者等への支援	-	○	○	-
④ 非常災害対策	-	○	○	-
オ 非行防止・自立支援				
① 非行防止、非行等に及んだ子ども・若者や家族への相談支援、自立支援	-	○	-	-
② 矯正教育や自立支援、就業支援の充実	-	○	-	-
③ 保護観察対象となった子ども・若者に対する処遇の強化	-	○	-	-
④ 非行や犯罪に及んだ子ども・若者を見守る社会気運の向上	-	○	-	-

2 ライフステージ別の重要施策

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

No	指標名称	基準値	目標値（R11年度）
23	こども家庭センターの設置市町村数	14市町村 (R6年度)	41市町村
24	妊娠・出産について満足している者の割合	83.8% (R4年)	84.6%
25	乳幼児健康診査の受診率	乳児 89.4% 1.6歳児 90.7% 3歳児 87.9% (R4年)	乳児 90% 1.6歳児 91% 3歳児 90%
26	自己評価実施園率（公立幼稚園）	97.0% (R6年3月)	100%
27	自己評価実施園率（認可保育所等）	97.9% (R6年4月)	100%
28	学校関係者評価実施園率（公立幼稚園）	92.1% (R6年3月)	100%

29	学校関係者評価実施園率（私立幼稚園）	40.0% (R5年度)	60.0%
30	保幼小連絡協議会設置市町村数	29市町村 (R6年3月)	41市町村
31	保育所等入所待機児童数（顕在・潜在）	顕在 356人 潜在 1,925人 (R6年4月)	顕在 0人 潜在 335人

施策	こどもの貧困の解消に向けた対策計画	子ども・若者育成支援計画	少子化社会対策	子ども・子育て支援事業支援計画
ア 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保				
① こども家庭センターによる切れ目のない支援	○	○	○	○
② 妊娠・出産に関する相談体制及び経済的支援等	○	-	○	○
③ 地域の周産期医療体制の確保、医療と母子保健との連携推進	○	-	○	○
④ 若年妊産婦等への支援	○	○	○	○
⑤ 乳幼児が抱える疾病や障害の早期発見及び養育環境の把握	○	-	○	○
イ こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と「遊び」の充実				
① 幼児期までのこどもの育ちに係る取組推進	○	-	○	○
② 多様な保育ニーズへの対応	○	-	○	○
③ 未就園児への支援	-	-	○	○
④ 幼児教育・保育の質の向上	○	-	○	○
⑤ 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続	○	-	○	○
⑥ 待機児童の解消及び保育士等の確保・処遇改善	○	-	○	○
⑦ 地域のニーズに応じた保育提供体制の確保	○	-	○	○

(2) 学童期・思春期

No	指標名称	基準値	目標値（R11年度）
32	全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との差	小学生 ▲3.6 中学生 ▲7.3 (R6年度)	小学生 2.5 中学生 0.5
33	授業がわからないことがある児童生徒の割合の所得階層差	小学5年生 ▲14.9 中学2年生 ▲16.1 (R3年)	小学5年生 ▲3.0 中学2年生 ▲3.2
34	学校に行くのは楽しい児童生徒の割合（小中）	小学生 85.7% 中学生 81.2% (R6年度)	全国平均 ※R11年度の全国平均を目標とする
35	将来の夢や目標を持ち、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる児童生徒の割合	小学生 82.0% 中学生 74.7% (R6年度)	全国平均 ※R11年度の全国平均を目標とする
36	小5、中2の肥満傾向児の出現率	小学5年生男子 14.7% 小学5年生女子 11.4% 中学2年生男子 11.9% 中学2年生女子 8.8% (R5年度)	小学5年生男子 12.3% 小学5年生女子 9.9% 中学2年生男子 9.5% 中学2年生女子 8.5%
37	小5、中2の痩身傾向児の出現率	小学5年生男子 2.3% 小学5年生女子 1.9% 中学2年生男子 2.9% 中学2年生女子 3.0% (R5年度)	小学5年生男子 1.8% 小学5年生女子 1.7% 中学2年生男子 2.2% 中学2年生女子 2.5%

38	中学校卒業後の進路未決定率	1.8% (R6年3月卒)	全国平均 ※R11年度の全国平均を目標とする
39	こどもの居場所の利用者数	449,352人 (R6年3月)	449,352人
40	放課後児童クラブ数	605箇所 (R5年5月)	678箇所
41	放課後子供教室と校内交流型又は連携して実施された放課後児童クラブ数	75箇所 (R5年5月)	95箇所
42	小学生数に占める放課後児童クラブを利用できなかった児童数（待機児童数）の割合	1.07% (R5年5月)	0.16%
43	裸眼視力1.0未満で受診を勧奨された児童のうち、受診した割合（小学校）	27.5% (R4年度)	30.0%
44	朝食を毎朝食べる児童生徒の割合	小学5年生男子 79.9% 小学5年生女子 78.1% 中学2年生男子 79.5% 中学2年生女子 71.1% (R5年度)	小学5年生男子 81.7% 小学5年生女子 80.4% 中学2年生男子 80.7% 中学2年生女子 73.7%
45	スクールソーシャルワーカーの配置人数	20人 (R6年4月)	22人
46	いじめの重大事態の発生件数 (児童生徒千人当たり)	0.10件 (R5年度)	0.10件以下
47	不登校児童生徒が学校内外で相談機関等から相談・指導を受けた割合	小学生 99.2% 中学生 97.8% (R5年度)	全国平均 ※R11年度の全国平均を目標とする
48	県立高等学校中途退学率	1.7% (R5年度)	1.4%
49	不登校生徒が学校内外で相談・指導等を受けた割合（高校）	62.8% (R5年度)	80.0%
50	子ども・若者支援地域協議会設置件数	3件 (R6年度)	5件 (R9年度)

施策	こどもの貧困の解消に向けた対策計画	子ども・若者育成支援計画	少子化社会対策	子ども・子育て支援事業支援計画
ア こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等				
① 公教育の再生、学校生活の更なる充実	-	○	○	-
② 個別最適な学びと協働的な学びの一体的推進、学習機会と学力の保障	○	○	○	-
③ 教職員を取り巻く環境整備の推進	-	○	-	-
④ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進	○	○	○	-
⑤ 部活動の地域連携や地域展開	-	○	-	-
⑥ 規範意識の醸成に向けた道徳教育や情報モラル教育の推進	-	○	-	-
⑦ 体育授業の充実、こどもの体力向上	-	○	-	-
⑧ 養護教諭の支援体制推進、学校保健の推進	-	○	-	-
⑨ 学校給食の普及・充実や食育の推進、学校給食無償化	○	○	○	-
イ 多様なこどもの居場所づくり				
① 多様なこどもの居場所づくりの推進	○	○	○	-
② 放課後児童対策	○	○	○	○

ウ 小児医療体制、心身の健康等に係る取組の推進				
① 小児医療体制の充実	-	○	○	-
② 生活習慣の形成・定着及び健康増進	○	○	○	-
③ 性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援の推進	○	○	○	-
④ 予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等の推進	○	-	○	-
エ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育				
① 主権者教育の推進	-	○	-	-
② 消費者教育、金融経済教育の推進	-	○	○	-
③ 社会的・職業的自立に向けた学習、社会保障教育	○	○	○	-
オ いじめ防止				
① いじめ防止対策の強化	-	○	○	-
② スクールカウンセラー等による支援の実施	-	○	○	-
③ いじめの重大事態の調査	-	○	○	-
カ 不登校のこどもへの支援				
① 教育支援センター、学びの多様化学校の設置等	-	○	-	-
② 相談支援、学習支援体制の整備	○	○	-	-
③ 不登校のこどもの数の増加に係る要因分析の実施	-	○	-	-
キ 校則の見直し				
① 校則の見直し	-	○	-	-
ク 体罰や不適切な指導の防止				
① 体罰や不適切な指導の防止	-	○	-	-
ケ 高校中退予防・中退者への支援				
① 就学継続及び中途退学の防止	○	○	-	-
② 就業支援や復学・就学のための取組	○	○	-	-

(3) 青年期

No	指標名称	基準値	目標値（R11年度）
51	大学等進学率	46.7% (R6年3月卒)	52.0%
52	高校卒業後の進路未決定率	10.7% (R6年3月卒)	8.4%
53	高校卒業後の進学希望割合の所得階層差	▲14.0 (R4年)	▲3.6
54	若年者（15～29歳）の完全失業率	6.5% (R5年)	4.3%
55	新規学卒者（大学・短大・専門学校）の就職内定率	大学 89.9% 短大 95.9% 専門学校 90.6% (R6年3月卒)	大学 93.8% 短大 96.6% 専門学校 93.8%

56	新規卒業者の1年目の離職率	高卒 26.4% 大卒 14.8% (R5年3月卒)	高卒 16.6% 大卒 11.2%
57	若年無業者率（15歳～34歳人口に占める無業者の割合）	2.9% (R5年)	2.5%
58	産業別、常用労働者の1人月間現金給与額（規模5人以上）における「決まって支給する給与」（全産業平均）	216,848円 (R5年平均)	237,111円
59	正規雇用者（役員を除く）の割合	59.8% (R5年平均)	62.9%
60	婚姻率（人口千対）	4.4 (R5年)	4.4以上

施策	こどもの貧困の解消に向けた対策計画	子ども・若者育成支援計画	少子化社会対策	子ども・子育て支援事業支援計画
ア 高等教育の修学支援、高等教育の充実				
① 高等教育段階の就学支援の着実な実施	○	○	○	-
② 高等教育の充実	-	○	-	-
③ 産業と高等教育機関等の連携による実践的なキャリア教育の推進	-	○	-	-
④ 学生の自殺対策などの取組推進	-	○	-	-
⑤ 学び直しの機会創出	○	○	○	-
イ 就業支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組				
① 就業支援と定着促進に向けた取組	○	○	○	-
② キャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができる支援	○	○	○	-
③ 就職困難者等に対する総合的支援、キャリア自律に向けた支援	○	○	○	-
④ 賃上げに向けた取組	○	-	○	○
⑤ 働きやすい環境の整備	○	○	○	○
⑥ 非正規雇用労働者の正規化促進	○	○	○	○
ウ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援				
① 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援	-	-	○	-
エ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談・支援体制の充実				
① 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談・支援体制の充実	○	○	○	○

3 子育て当事者への支援に関する重要施策

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

No	指標名称	基準値	目標値（R11年度）
61	生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率	41.4% (R5年3月卒)	全国平均 ※R11年度の全国平均を目標とする
62	経済的な理由により医療機関を受診しなかった経験	4.5% (R5年)	2.7%

施策	こどもの貧困の解消に向けた対策計画	子ども・若者育成支援計画	少子化社会対策	子ども・子育て支援事業支援計画
ア 子育てや教育に関する経済的負担の軽減				
① 幼児期から高等教育段階までの切れ目のない負担軽減	○	○	○	○
② 医療費等の負担軽減	○	-	○	○

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

No	指標名称	基準値	目標値（R11年度）
63	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	95.5% (R4年)	95.5%
64	家庭教育支援チーム結成数	14チーム (R5年)	18チーム

施策	こどもの貧困の解消に向けた対策計画	子ども・若者育成支援計画	少子化社会対策	子ども・子育て支援事業支援計画
ア 地域子育て支援、家庭教育支援				
① 地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進	○	○	○	○
② 体罰によらない子育てに関する啓発推進	-	○	○	-
③ 家庭教育支援チームの普及、家庭教育支援の推進	○	○	○	-

(3) 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進

No	指標名称	基準値	目標値（R11年度）
65	ワーク・ライフ・バランス認証企業数（累計）	116社 (R6年8月)	172社
66	合計特殊出生率	1.60 (R5年)	1.60以上
67	育児休業を開始した者（予定者を含む）の利用期間（1ヶ月以上の育児休業取得）	男性 57.3% 女性 99.8% (R5年度)	男性 70.8% 女性 100%
68	女性の離職率	39.6% (R5年)	28.8%
69	男性の育児休業取得率	40.3% (R5年度)	50.0% (R9年度)

施策	こどもの貧困の解消に向けた対策計画	子ども・若者育成支援計画	少子化社会対策	子ども・子育て支援事業支援計画
ア 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進				
① 家庭、職場、地域社会における共働き・子育ての推進	○	○	○	○
② 仕事と子育てを両立できる環境づくりの推進	○	○	○	○
③ キャリアアップと子育ての両立を可能とする環境の整備	○	○	○	○
④ 男性育児休業が当たり前となる社会の実現に向けた取組	○	-	○	○
⑤ 男性の育児等への参画	-	-	○	○

(4) ひとり親家庭等への支援

No	指標名称	基準値	目標値（R11年度）
70	こどもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合（ひとり親世帯）	重要な事柄の相談 12.9% いざという時のお金の援助 42.9% (R5年度)	重要な事柄の相談 9.5% いざという時のお金の援助 29.0%
71	就職相談から就職に結びついたひとり親家庭の数（累計）	1,079件 (R5年度)	1,487件
72	ひとり親家庭の正規雇用者（役員を除く）の割合（母子世帯、父子世帯）	母子世帯 50.2% 父子世帯 61.5% (R5年度)	母子世帯 50.6% 父子世帯 63.9% (R10年度)
73	ひとり親家庭のこどもの就園率（保育所、幼稚園）	85.1% (R5年度)	89.0% (R10年度)
74	ひとり親家庭等日常生活支援事業（ヘルパー派遣）の登録件数（累計）	2,579人 (R5年度)	4,025人
75	沖縄こども調査による困窮世帯の割合（ひとり親世帯）	61.4% (R5年度)	53.2%
76	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合（母子世帯）	32.1% (R5年度)	42.2% (R10年度)
77	ひとり親家庭で養育費を受け取っていないこどもの割合（母子世帯）	74.1% (R5年度)	69.8% (R10年度)

施策	こどもの貧困の解消に向けた対策計画	子ども・若者育成支援計画	少子化社会対策	子ども・子育て支援事業支援計画
ア ひとり親家庭等への支援				
① 相談支援体制の強化	○	○	○	○
② 就業支援の推進	○	○	○	○
③ 生活支援、子育て支援の推進	○	○	○	○
④ 経済的支援の推進	○	○	○	○
⑤ 養育費や親子交流に関する相談支援の推進	○	○	○	○

4 最重要課題の解消に向けた施策

(1) こどもの貧困対策

No	指標名称	基準値	目標値（R11年度）
78	沖縄こども調査による困窮世帯の割合（こどもがある全世帯）	20.2% (R5年度)	17.9%
79	電気、ガス、水道料金の未払い経験	こどもがある全世帯 電気 8.6% ガス 7.6% 水道 6.2% (R5年度)	電気 5.2% ガス 4.9% 水道 4.4%
		ひとり親世帯 電気 17.3% ガス 14.2% 水道 12.0% (R5年度)	電気 11.7% ガス 11.0% 水道 9.5%
80	食料又は衣服が買えない経験	こどもがある全世帯 食料 23.8% 衣服 26.9% (R5年度)	食料 17.0% 衣服 19.6%
		ひとり親世帯 食料 47.7% 衣服 51.7% (R5年度)	食料 38.5% 衣服 41.5%

81	こどもの貧困対策支援員による支援人数	8,195人 (R6年3月)	8,739人
82	就学援助制度に関する周知状況	90.0% (R6年度)	100%
83	生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率	89.9% (R5年3月卒)	全国平均 ※R11年度の全国平均 を目標とする
84	生活保護世帯に属するこどもの高等学校等中退率	2.2% (R4年度)	2.0%
85	困窮世帯の高校生を対象とした学習支援による大学等進学率	84.1% (R6年3月卒)	85%以上

施策	こどもの貧困の解消に向けた対策計画	子ども・若者育成支援計画	少子化社会対策	子ども・子育て支援事業支援計画
ア ライフステージに応じた施策の充実強化				
① つながる仕組みの構築	○	○	○	○
② ライフステージに応じた各種施策の推進				
(ア) 乳幼児期	○	-	○	○
(イ) 小・中学生期	○	○	○	○
(ウ) 高校生期	○	○	○	-
(エ) 支援を必要とする若者	○	○	○	○
(オ) 保護者への支援	○	○	○	○
(カ) 雇用の質の改善に向けた取組	○	○	○	○
イ 貧困の連鎖を断つための自立に向けた支援				
① 学習・進学支援	○	○	○	-
② 体験・交流の機会創出	○	○	○	-
③ 多様な困難を抱えるこども・若者の自立支援	○	○	-	-
ウ 支援につながっていないこどもとその保護者・家庭等への支援体制の構築				
① 地域における社会資源の創出	○	○	-	-
② つながりにくいこどもとその保護者・家庭等への支援	○	○	-	-
③ 困難を抱える若年者への支援	○	○	○	-
④ 早期に支援につなげる仕組みの構築	○	○	-	-

1
2
3
4
5
6
7
8
9

資料編

1 「沖縄県子ども・若者計画」の策定経緯

沖縄県子ども・子育て会議	
令和6年6月4日	総合部会、子ども・子育て部会、困難を抱える子ども部会の合同開催 「沖縄県子ども計画（仮称）素案たたき台」を審議
令和6年11月5日	困難を抱える子ども部会 「沖縄県子ども計画（仮称）素案」を審議
令和6年11月13日	子ども・子育て部会 「沖縄県子ども計画（仮称）素案」を審議
令和6年12月25日	困難を抱える子ども部会 「沖縄県子ども計画（仮称）素案」を審議
令和6年12月25日	子ども・子育て部会 「沖縄県子ども計画（仮称）素案」を審議
令和7年1月10日	総合部会 「沖縄県子ども・若者計画（案）」を審議
令和7年3月13日	総合部会、子ども・子育て部会、困難を抱える子ども部会の合同開催 「沖縄県子ども・若者計画（案）」を決定

沖縄県子ども施策推進会議	
令和6年5月23日	「沖縄県子ども計画（仮称）素案たたき台」を審議
令和6年10月24日	「沖縄県子ども計画（仮称）素案たたき台」を審議
令和6年11月26日	「沖縄県子ども計画（仮称）素案」を審議
令和7年3月27日	「沖縄県子ども・若者計画」を決定

沖縄県子ども・若者計画に対する県民、関係団体等からの意見募集等状況	
令和6年5月～9月	子ども・若者等の意見表明
令和6年6月～11月	関係団体、市町村からの意見聴取
令和7年1月21日～2月20日	県民からの意見募集の実施

沖縄県子ども・若者計画の子どもからの愛称募集	
令和7年2月10日 ～2月28日	県内在住の18歳未満の子どもから愛称募集
令和7年3月27日	沖縄県子ども施策推進会議で愛称決定 最優秀作品（愛称採用） 「未来のおきなわっこプラン」玉城 裕宇（知念中学校3年生） 優秀作品 「美ら輪lover（ちゅらわらばー）」比嘉 万空（球陽高校2年生） 「きぼうのしまの芽プロジェクト」神谷 桃子（開邦高校2年生） 「あおぞら晴れ晴れ大作戦」伊礼 葉奏（那覇国際高校2年生）

2 意見表明の取組に協力して頂いた学校・施設の紹介

沖縄県子ども・若者計画策定のために、沖縄県の子ども・若者の意見表明の取組に協力して頂いた学校や施設、支援団体をご紹介します。

対 象	学校名・施設名等
幼稚園	CFOLレジャ・エミリア・アプローチ幼児教育センター
小学校	名護市立小中一貫教育校屋我地ひるぎ学園屋我地小学校、うるま市立田場小学校、浦添市立港川小学校、那覇市立安謝小学校、久米島町立仲里小学校、石垣市立八島小学校、竹富町立黒島小学校
中学校	今帰仁村立今帰仁中学校、うるま市立与勝中学校、那覇市立仲井真中学校、久米島町立久米島西中学校、宮古市立北中学校、石垣市立大浜中学校、竹富町立黒島中学校、興南中学校
高等学校	県立高校全59校、興南高校、沖縄尚学高校、八洲学園大学国際校、つくば開成国際校
大学	沖縄国際大学、沖縄大学
支援施設・団体等	県内の児童養護施設、障害児の支援施設、子ども・若者の相談支援施設や支援団体など11カ所

3 沖縄県こども・子育て会議委員名簿（計画策定時）

(1) 総合部会（五十音順、敬称略、役職等は在籍時、◎印＝部会長）

	氏名	役職等
1	安慶名 健	沖縄経済同友会未来創造委員会 委員長
2	井村 弘子	沖縄国際大学 名誉教授
3	上江洲 肇	沖縄県児童養護協議会 会長
4	上野 さやか	NPO法人おきなわCAPセンター 理事
5	ウィンフィールド ひろみ	一般社団法人沖縄県私立保育園連盟 副会長
6	岡野 みゆき	沖縄県労働者福祉基金協会 常務理事
7	小浜 ゆかり	沖縄県障害者自立支援協議会 医療的ケア児支援部会及び療育・教育部会 部会長
8	島村 聡	沖縄大学人文学部福祉文化学科 教授
9	志良堂 貴子	社会福祉法人日本保育協会沖縄県支部 副支部長
10	高良 正樹	沖縄県社会福祉協議会 事務局長
11	田端 一正	沖縄県社会教育委員会 会長
12	玉城 博紀	沖縄県PTA連合会 会長
13	照屋 建太	沖縄キリスト教短期大学地域こども保育学科 学部長
14	照屋 勉	沖縄県町村会理事（与那原町長）
15	徳永 義光	沖縄県医師会 理事
16	中島 千勝	沖縄労働局職業安定部 部長
17	比嘉 昌哉	沖縄国際大学総合文化学部人間福祉学科 教授
18	松本 哲治	沖縄県市長会副会長（浦添市長）
19	銘苅 桂子	琉球大学病院周産母子センター教授、沖縄県医師会 理事
◎ 20	本村 真	琉球大学人文社会学部人間社会学科 教授 沖縄県こども・子育て会議 会長
21	山田 照子	Office teru sun 代表
22	山野 良一	沖縄大学人文学部福祉文化学科 教授
23	横江 崇	弁護士（美ら島法律事務所）
24	与那嶺 清子	沖縄県母子寡婦福祉連合会 会長

1 (2) こども・子育て部会（五十音順、敬称略、役職等は在籍時、◎印＝部会長、○印＝副部会長）

	氏名	役職等
	1 安藤 美恵	沖縄県医師会 会員
	2 池原 基生	沖縄県私立幼稚園連合会 副理事長
	3 石川 修治	日本労働組合総連合会沖縄県連合会 副事務局長
	4 ウィンフィールド ひろみ	一般社団法人沖縄県私立保育園連盟 副会長
	5 大屋 貴子	沖縄県保育士・保育教諭会 会長
	6 勝連 啓介	沖縄県発達障害者支援体制整備委員会 委員
	7 喜屋武 裕江	一般社団法人グッジョブおきなわプロジェクト 代表
	8 金城 伸子	沖縄県立豊見城南高等学校 校長
	9 崎間 由香子	一般社団法人沖縄県経営者協会女性リーダー部会 副部会長
○	10 島村 聡	沖縄大学人文学部福祉文化学科 教授
	11 志良堂 貴子	社会福祉法人日本保育協会沖縄県支部 副支部長
	12 高村 滋人	沖縄県認可外保育園連絡協議会 会長
	13 玉城 直美	大学非常勤講師、株式会社うなゐ沖縄 代表
◎	14 照屋 建太	沖縄キリスト教短期大学地域こども保育学科 学部長
	15 渡慶次 真由美	沖縄中部療育医療センター外来地域連携室 主任
	16 二宮 元	沖縄県学童保育連絡協会 会長
	17 船谷 香	沖縄県中小企業家同友会理事・南部支部幹事長
	18 真壁 朝文	沖縄労働局職業安定部職業安定課 課長
	19 松川 千賀子	一般公募
	20 松本 真子	沖縄県公立幼稚園・こども園会 会員

2

3 (3) 困難を抱えるこども部会（五十音順、敬称略、役職等は在籍時、◎印＝部会長、○印＝副部会長）

	氏名	役職等
	1 新崎 峰子	豊見城市立長嶺中学校 校長
	2 上野 さやか	NPO法人おきなわCAPセンター 理事
	3 宇根 美幸	一般社団法人TAKE-OFF 代表理事
	4 狩俣 みつ穂	沖縄県母子寡婦福祉連合会マザーズスクエアゆいはあと中部 副責任者
	5 国生 まゆみ	沖縄県自殺対策連絡協議会 委員
	6 島本 オリビア	一般公募
	7 下地 敏洋	放送大学 客員教授
	8 平良 有輝	沖縄県労働者福祉基金 事務局長代理
	9 徳永 義光	沖縄県医師会 理事
	10 泊 真児	琉球大学人文社会学部人間社会学科 教授
	11 西江 尚人	那覇保護観察所 所長
◎	12 比嘉 昌哉	沖縄国際大学総合文化学部人間福祉学科 教授
	13 前川 英伸	沖縄県児童養護協議会 会員
	14 松本 大進	NPO法人サポートセンターゆめさき 理事長
	15 本村 真	琉球大学人文社会学部人間社会学科 教授
	16 山田 照子	Office teru sun 代表
○	17 山野 良一	沖縄大学人文学部福祉文化学科 教授
	18 横江 崇	弁護士（美ら島法律事務所）

1 4 用語解説

用語	解説
あ	
アウトリーチ	支援が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、支援者が積極的に働きかけて、必要なサービスや情報を届けること。
アセスメント	支援を行うに当たって、対象者を取り巻く状況を把握・分析し、対象者やその家族がどのような支援やサービスを必要としているのかを正しく評価・査定すること。
アントレプレナーシップ教育（あんとれぷれなーしっぴきょういく）	自ら社会の課題を発見し、周囲のリソースや環境の制限を越えて行動を起こし新たな価値を生み出していく精神（アントレプレナーシップ）を醸成する教育のこと。
意見表明等支援員（いけんひょうめいとうしえんいん）、アドボケイト	こどもの立場に立って、こどもの意見の形成を支援したり、関係機関への意見表明を支援する人のこと。こどもの意見表明等を支援することを「アドボカシー」という。
一時保護（いちじほご）	必要な行政上の措置等が取られるまで、一時保護所等において児童を短期間保護すること。虐待等により児童を家庭から一時的に引き離す必要がある場合、棄児等適当な保護者がいないために緊急に保護が必要な場合等に一時的に保護を行うこと。
医療的ケア児（いりょうてきけあじ）、沖縄県医療的ケア児支援センター（いりょうてきけあじしえんせんたー）	医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが 日常的に必要な障害児のこと。 また、医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、情報の提供、助言、その他の支援を行うほか、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供や連絡調整等の取組を行う総合相談窓口のこと。
医療的ケア児等コーディネーター（いりょうてきけあじとうこーでいねーたー）	医療的ケア児に対する支援体制の充実において、各関連分野における医療的ケア児の支援を総合調整する者のこと。
インクルーシブ教育システム（いんくるーしぶきょういくしすてむ）	障害のある者となない者が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに応じて最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様で柔軟な学びの場を用意し行う教育システムのこと。
沖縄型幼児教育（おきなわがたようじきょういく）	平成 24 年度「沖縄県幼児教育振興アクションプログラムの検証『沖縄県幼児教育の方向性』」において、「保幼小連携の促進」の施策として提唱された構想のこと。公立幼稚園が小学校に隣接している立地条件や園長と小学校長が兼任であること等の沖縄県の特長を生かし、公立幼稚園を結節点とした保幼小連携体制を構築し、幼児・児童間の交流や教師間の合同研修を行う等、就学前施設間の連携及び就学前施設と小学校との連携の結節点的な役割を担い、幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を推進する。
沖縄県キャリアセンター（おきなわけんきやりあせんたー）	県が設置した施設で、概ね 35 歳未満の若年者（35～40 代前半の不安定就労者を含む）を対象に、就職相談・セミナー・企業説明会など一連の就職支援を実施している施設のこと。
沖縄県差別のない社会づくり条例（おきなわけんさべつのないしゃかいづくりじょうれい）	社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図るため、令和 5 年（2023 年）3 月に県が制定した条例のこと。
沖縄県社会的養育推進計画（おきなわけんしゃかいてきょういくすいしんけいかく）	児童福祉法の理念のもと、子どもの権利を基礎とした社会的養育の体制整備の基本的な考え方と全体像を示す方策を定めることを目的として策定した計画のこと。
沖縄県女性健康支援センター（おきなわけんじょせいけんこうしえんせんたー）	女性が自身のライフステージにおける様々な状況に柔軟に対応し的確に自己管理ができるよう相談支援を行う機関のこと。
沖縄県女性就業・労働相談センター（おきなわけんじょせいしゅうぎょう・ろうどうそうだんせんたー）	労働問題全般に関する助言や労働関係法令に関する基礎的知識の普及を図り、仕事に対して女性が抱える不安、悩みの改善又は解決に向けた支援を行う機関のこと。

沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）（おきなわけんせいのだようせいそんちようせんげん（ちゅらしまにじいろせんげん））	性の多様性への理解を深め、互いの個性を認め合い、誰もが自分らしく生きられる心豊かな沖縄を目指し、令和3年（2021年）3月26日に県が発表した宣言のこと。
沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター（おきなわけんせいぼうりょくひがいはやわんすとつしえんせんたー）	性暴力被害者に対し、被害直後からの総合的支援（産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等）を可能な限り一か所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進、被害の潜在化防止を目的に支援を実施する機関のこと。
沖縄県発達障害児（者）支援機関連絡会議（おきなわけんはったつしょうがいじ（しゃ）しえんきかんれんらくかいぎ）	「沖縄県発達障害者支援体制整備計画」を総合的かつ計画的に推進するため、県の関係各課長等を構成員として設置した協議会のこと。
沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画（おきなわけんはったつしょうがいじ（しゃ）しえんたいせいせいびけいかく）	発達障害者支援法の規定を踏まえ、県、市町村等の役割を明確にし、地域における一貫した支援システムを構築することで、発達障害児（者）とその家族を支援していくことを目的に策定した計画のこと。 ※発達障害者支援体制整備計画においては、「発達障害者」と表記する場合は全て発達障害児を含むものとして定義している。
沖縄県発達障害者支援センター（おきなわけんはったつしょうがいしやしえんせんたー）	発達障害児（者）及びその家族に対する相談支援などの直接支援を実施しつつ、発達障害者及びその家族が身近な地域で適切な支援を受けられるよう、市町村はじめ関係機関に対する研修やコンサルテーションなどの間接支援をより重点的に実施する中核的機関のどこ。
沖縄県ひとり親世帯等実態調査（おきなわけんひとりおやせたいとうじったいちようさ）	沖縄県内の母子世帯及び父子世帯ならびに寡婦世帯、養育者世帯の生活実態等を総合的に把握し、ひとり親世帯等の福祉施策を強化・推進するための基礎資料を得ることを目的とし、5年毎に県が実施する調査のこと。
おきなわ県民カレッジ講座（おきなわけんみんかれっじこうざ）	沖縄県教育委員会が主体となり、生涯学習社会の実現に向けて、国、県、市町村や大学・短大、民間教育事業者等と連携・協働して、県民へ提供している講座のこと。
沖縄聴覚障害者情報センター（おきなわちょうかくしょうがいしやじょうほうせんたー）	聴覚障害に関する相談、聴覚障害者用（字幕付き、または手話付き）ビデオ、DVDの貸し出し、養成講座（手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員）、手話通訳者等派遣などを行う施設のこと。
か	
外国語指導助手（ALT）（がいこくごしどうじょしゅ（えいえるてい））	日本人外国語担当教員の助手として外国語授業に携わるほか、教材の準備や外国語スピーチコンテスト等の課外活動などに従事する者のこと。
学習支援員（がくしゅうしえんいん）	学びのスタイルが確立できずに教育課程の修了が課題になっている生徒に対して、学習保障の観点から基礎学力定着・向上を目的として一人一人にあったきめ細やかな対応を実現するため、主としてチームティーチングや習熟度別学習等によって学校教育活動を支援する者のこと。
架け橋期のカリキュラム（かけはしきのかりきゅらむ）	園と小学校が協働して作成する、5歳児から1年生の2年間（架け橋期）における「期待する子供像」、「育みたい資質・能力」、「園で展開される活動」、「小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成」等を明確化したカリキュラムのこと。
学校版スクリーニング（がっこうばんすくりにんぐ）	すべての児童・生徒を対象として、学校で把握できる学校生活等の状況を数値化したデータに基づいて、潜在的に支援が必要なこどもを識別し、早期に適切な支援につなぐための手法のこと。
家庭生活支援員（ひとり親家庭等日常生活支援事業）（かていせいかつしえんいん（ひとりおやかていとうにちじょうせいかつしえんじぎょう））	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が、技能習得のための通学や疾病などにより、一時的に介護、保育などのサービスが必要な場合に、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」により派遣を行い、子育て支援や生活援助を実施する者のこと。利用にあたっては市町村等を通した県への事前登録が必要。
家庭的養護（かていてきようご）	社会的養護を要する児童を、できる限り家庭的な養育環境（小規模グループケアや地域小規模児童養護施設）の中で養育すること。里親やファミリーホームにおける養育は「家庭養護」と呼ばれる。

キャリア・パスポート	児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるように工夫されたポートフォリオ（記録の蓄積）のこと。
キャリアコンサルタント	職業選択や能力開発に関する相談・助言を行う専門家で、国家資格を有する者のこと。
教育支援センター（きょういくしえんせんたー）	不登校児童生徒の社会的自立に向けた指導・援助を行う公的な施設のこと。学校外では（教育支援センター、適応指導教室）、学校内では（校内自立支援室、校内教育支援センター、校内適応指導教室、スペシャルサポートルーム）等の名称がある。
教育扶助（きょういくふじょ）	生活保護の種類の一つで、義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品及び通学用品等の給付を行うもの。
グッジョブセンターおきなわ	県が設置した総合的な就業支援拠点で、就職・雇用等に関する求職者や事業主等の様々なニーズに対応するため、生活から就職までワンストップで支援を実施している拠点のこと。
ゲートウェイドラッグ	コカイン、ヘロイン、覚醒剤など他の更に強い副作用や依存性のある薬物の使用の入り口となる薬物のこと。具体的には、有機溶剤（シンナー）や危険ドラッグ、大麻の他、アルコールやタバコなど。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置づけられる者のこと。
広義のひきこもり（こうぎのひきこもり）	「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが、家からは出ない」「自室からほとんど出ない」（以上が狭義のひきこもり）者に「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」者を加えたものであって、現在の状態となつて6ヶ月以上の者から、病気や自宅で仕事（家事・育児を含む）をしている者を除く。 ※国は現在ひきこもり支援ハンドブック作成中であり、定義の見直しの可能性がある（令和6年度中に策定予定）。
更生保護施設（こうせいほごしせつ）	犯罪や非行をした人のうち、頼る人がおらず帰る場所がない人たちに一定期間、宿泊場所や食事を提供し、生活や就労に関して様々な助言をして、その再出発を支える民間の施設のこと。県内には2か所ある（更生保護施設がじゅまる沖縄：定員男子20人、更生保護施設やんばる青年隊：定員男子10人）。
高大連携（こうだいいれんけい）	高校と大学が連携して行う教育活動のこと。 具体的には、高校生が大学の授業を受けに行ったり、大学の先生が高校に出向いて授業を行ったりといった高校生が大学レベルの教育研究に触れる機会を増やす取組、高校の教員と大学の教員が相互理解を図るためのネットワークの構築などがある。
校内交流型・連携型（こうないこうりゅうがた・れんけいがた）	放課後児童クラブ及び放課後子供教室が連携した施設のこと、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できるものを「連携型」という。また、「連携型」のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているものを「校内交流型」という。
校内自立支援室（こうないじりつしえんしつ）	学校内にある教室等を活用し、不登校児童生徒及び登校できるが教室に入れない児童生徒等への校内支援体制を整え、多様な学習の機会を確保し、児童生徒の社会的自立を促すことを目的としたもののこと。
子ども・若者支援地域協議会（こども・わかものしえんちいききょうぎかい）	子ども・若者育成支援推進法第19条第1項に基づき、地方公共団体が単独又は共同で設置する組織で、困難を有することも・若者に対する支援を適切に組み合わせることにより、その効果的かつ円滑な実施を図ることを目的とし、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の関係機関を構成員として連携し、重層的・継続的に支援するネットワークを形成するための組織のこと。
子ども・若者総合相談センター（こども・わかものそうごうそうだんせんたー）	こどもや若者に関する様々な相談のワンストップ窓口となり、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供・助言を行う拠点のこと。

子ども医療電話相談事業（#8000） （こどもいりょうでんわそうだんじぎょう（しゃーぶはっせん））	15歳未満の子どもがいる保護者等を対象に、休日・夜間の急な子どもの病気にどう対処したらよいのか、病院の診療を受けた方がよいのかなど判断に迷った時に、看護師などから子どもの症状に応じた適切な対処の仕方や救急病院の受診などに関するアドバイスを電話で受けられる事業のこと。
こども家庭センター（こどもかていせんたー）	すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行うため、市町村が設置する総合的な機関のこと。保健師等が中心となって、妊産婦や乳幼児の健康の保持・増進（母子保健機能）を行うとともに、こども家庭支援員等が中心となって、こどもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援（児童福祉機能）を切れ目なく行う。
こども家庭ソーシャルワーカー（こどもかていそーしゃるわーかー）	令和4年の児童福祉法改正により、児童福祉司やこども家庭センターの統括支援員の任用要件として新たに位置づけられたこども家庭福祉分野の認定資格を持つ人のこと。指定された研修や試験を受け、認定される。
こどもの居場所（こどものいばしょ）	法令等による明確な定義はなく、「こども食堂」や「無料塾」を指す場合もある。一般的にはこどもが無料または低額で利用でき、主に食事、生活、学習支援や様々な体験機会の提供などを通して、こどもが支援者と関わりながら自己肯定感を高め、貧困や孤独・孤立の解消を図ることができる場のこと。
こどもの貧困対策支援員（こどものひんこんたいさくしえんいん）	生活困窮世帯のこどもを対象に、地域に出向いてこどもの貧困の現状を把握し、学校や学習支援施設、こどもの居場所づくりを行うNPO法人等の関係機関との情報共有を行うとともに、こどもを支援につなげるための調整を行う者のこと。また、居場所の担い手を確保するなどして、新たなこどもの居場所づくりの準備等を行う者のこと。
コミュニティ・スクール	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みのこと。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる。
さ	
里親（さとおや）	保護者のない児童又は保護者に監護させることが適当でないと認められる児童等を県からの委託を受け、養育する者のこと。県社会福祉審議会の審議を経て、県において認定・登録を行う。
実技指導協力者（じつぎしどうきょうりよくしゃ）	学校体育における実技指導の充実を図るため、公立学校の職員及び県費職員以外の学校体育実技指導を行う者のこと。
児童家庭支援センター（じどうかていしえんせんたー）	児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉向上を図る児童福祉の専門援助機関のこと。
児童自立支援施設（じどうじりつしえんしせつ）	不良行為やその恐れのある児童及び、家庭環境などの理由により生活指導が必要な児童を入所または通所させ、必要な指導と自立を支援することを目的とした児童福祉施設のこと。県内には1か所ある（県立若夏学院）。
児童自立生活援助事業（じどうじりつせいかつえんじょじぎょう）	児童養護施設等を退所した義務教育終了後の児童等のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合、相談その他日常生活上の援助、生活指導、就職支援など必要な支援を実施する事業のこと。自立援助ホームで実施するⅠ型、児童養護施設等が実施するⅡ型、里親等の居宅で実施するⅢ型がある。
児童心理治療施設（じどうしんりちりょうしせつ）	家庭環境、学校等の交友関係、その他の理由により社会生活への適応が困難となった児童を入所、又は保護者の下から通わせて、心理的なケア及び生活指導を行うことで状態の改善を図り、合わせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設のこと。
児童発達支援センター（じどうはったつしえんせんたー）	施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助、助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設のこと。
児童福祉司（じどうふくしし）	児童相談所に配置された者の中から任用され、児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、必要な調査を行い、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等の援助を行う者のこと。

児童扶養手当（じどうふようてあて）	ひとり親家庭や、父又は母にかわって児童を養育する養育者（祖父母等）に支給される手当のこと。
児童養護施設（じどうようごしせつ）	保護者のない児童（原則として乳児を除く。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させた、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設のこと。
社会的養護（しゃかいてきようご）	保護者のない児童又は保護者に監護させることが適当でないと認められる児童等を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。社会的養護は、「こどもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもをはぐくむ」を理念として行われている。
若年無業者（じゃくねんむぎょうしゃ）	厚生労働省では、労働力調査において、15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者を「若年無業者（ニート）」として定義している。※ニート（NEET）：「Not in Education, Employment, or Training」の略で、就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない若者の略で、元々はイギリスの労働政策用語。※非労働力人口：労働力調査において、15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」以外の者。
就学援助（しゅうがくえんじょ）	経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村が必要な援助を行う制度のこと。
就学継続支援員（しゅうがくけいぞくしえんいん）	就学支援員配置事業において関係高等学校に派遣している者で、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を持ち、特に不登校に対する支援について知識を有する者のこと。生徒の心理面のサポートをはじめ、家庭訪問や関係機関との調整等も含めた生徒の環境に働きかける支援が可能となる。
就学支援金（しゅうがくしえんきん）	家庭の教育費負担の軽減を図ること等を目的に、高等学校等の授業料に充てるために国が支給する支援金のこと。
周産期医療、周産期母子医療センター（しゅうさんきいりょう、しゅうさんきぼしいりょうせんたー）	周産期医療とは、妊娠、分娩に関わる母体・胎児管理と出生後の新生児管理を主に対象とする医療のこと。（周産期とは妊娠22週から出生後7日未満のこと。） また、周産期母子医療センターとは、産科・小児科（新生児）を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を常時担う医療機関のこと。
就労支援事業者機構（しゅうろうしえんじぎょうしゃきこう）	各県経済界の協力を得て、事業者の立場から、犯罪した者や非行をした少年の就労を支援し、円滑な社会復帰を助けることによって、県内の安心・安全な社会づくりに貢献する組織のこと。
手話通訳者（しゅわつうやくしゃ）	手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得している者のこと。
障害児等療育支援（しょうがいじとうりょういくしえん）	在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児及び発達障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図り、もって、在宅の障害児等の福祉の向上を図ることを目的とする事業のこと。
小学校体育科指導コーディネーター（しょうがっこうたいいくかしどうこーでいねーたー）	体育の充実及び児童の体力の向上を図るため、学級担任とチームティーチングを行う体育専科教諭として配置された者のこと。
小学校体育専科教員（しょうがっこうたいいくせんかきょういん）	高学年学級担任の負担軽減を図るため、学級担任に代わり体育科授業を行う体育専科教諭として配置された者のこと。
小規模グループケア（しょうきぼぐるーぷけあ）	社会的養護を要する児童を、児童養護施設や地域において、1グループ6人（乳児院は4～6人）の小規模な単位で、家庭的な環境で養育すること。
情報モラル教育（じょうほうもらるきょういく）	学習指導要領解説における情報モラルとは、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」と記載されており、各教科の指導の中で身に着けさせることとなっている。 具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任を持つことや、犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することと解説されている。
自立援助ホーム（じりつえんじょほーむ）	児童養護施設等を退所した義務教育終了後の児童等に対し、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行い、社会的自立

	を図るため、共同生活を営む住居のこと。
新生児マススクリーニング（先天性代謝異常等検査）（しんせいじますくりにんぐ（せんてんせいたいしやいじょうとうけんさ））	フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常、先天性副腎過形成症及び先天性甲状腺機能低下症等は、放置すると知的障害などの症状を来すため、異常を早期に発見し、その後の治療・生活指導等に繋げることにより生涯にわたって知的障害などの発生を予防することを目的とし、新生児に対して行う血液によるマススクリーニング検査のこと。
スーパーサイエンスハイスクール（SSH）（えすえすえいち））	文部科学省が指定する、先進的な科学技術、理科・数学教育を通じて、生徒の科学的な探究力等を培うことで、将来、社会を牽引する科学技術人材を育成するための取組及びその学校のこと。
スーパーバイザー、スーパービジョン	対人支援を行う支援者等に対して指導的役割を担う第三者のこと。また、対人支援を行う支援者等が、自分が担当しているケースについて第三者から助言をもらうこと。
スクールカウンセラー	児童生徒の教育相談体制を整備するために各学校に配置された、臨床心理に関して高度で専門的な知識・経験を有する者のこと。
スクールソーシャルワーカー	教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識技術を有し、問題を抱えた児童生徒がおかれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用するなどして課題解決を図るため学校に配置される者のこと。
スクールロイヤー	専ら教育行政に関与する弁護士のこと。教育現場で生じる様々な紛争の解決をサポートし、学校に在籍する児童生徒の最善の利益を実現することを目的とする。
健やか親子おきなわ21（すこやかおやこおきなわ21）	「沖縄県のすべての親と子が健やかでたくましく成長すること」を基本理念とした沖縄県の母子保健計画のこと。
スタートアップ	新しいビジネスモデルで新たな市場を開拓し、市場に新しい価値を提供したり社会に貢献することによって事業の価値を短期間で飛躍的に高め、株式上場や事業売却を目指す企業や組織のこと。
成育医療等、成育医療計画（せいいくいりょうとう、せいいくいりょうけいかく）	「成育医療等」とは、妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等を包括的に捉えて適切に対応する医療及び保健並びにこれらに密接に関連する教育、福祉等に係るサービス等のこと。 また、成育基本法により、成育医療等の提供に関する施策に関し、国と連携を図りつつ、地域の特性に応じて都道府県及び市町村が策定することとされている計画のこと。
全国ひとり親世帯等調査（ぜんこくひとりおやせたいとうちょうさ）	全国の母子世帯と父子世帯及び父母ともにいない子が祖父母などに養育されている養育者世帯の実態を把握し、福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的とし、おおむね5年毎に国が実施する調査のこと。
先天性代謝異常（せんてんせいたいしやいじょう）	生まれつき、特定の酵素が欠損していたり、代謝の働きが障害され、物質が体内に欠損したり、過剰に蓄積することで様々な症状を引き起こす遺伝性の疾患のこと。一部の疾患は早期に発見することで治療や発症予防が可能なものもあり、新生児マススクリーニングの対象となっている。
た	
「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（ダメ。ゼッタイ。ふきゅううんどう）	1998年6月に国連麻薬特別総会において国連薬物乱用根絶宣言が採択されたことを受け、この宣言の支援事業の一環として、官民一体となり、国民一人一人の薬物乱用問題に対する意識を高め、薬物乱用防止に資するため、全国各地での街頭キャンペーンなどの啓発活動のこと。
地域学校協働本部（ちいきがっこうきょうどうほんぶ）	幅広い地域住民等の参画を得て緩やかなネットワークを結成することにより、地域全体で子供たちの学びや成長を支える活動（地域学校協働活動）を推進する体制のこと。
地域小規模児童養護施設（ちいきしょうきぼじどうようごしせつ）	社会的養護を要する児童を、児童養護施設の支援のもと、地域社会の民間住宅などを活用して家庭的な環境（定員は6人）で養育するための施設のこと。
地域生活支援拠点等（ちいきせいかつしえんきょてんと）	障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制（地域生活支援拠点等とは地域生活支援拠点又は面的な体制）のこと。

地域若者サポートステーション（ちいきわかものさぽーとすてーしょん）	地域若者サポートステーション（通称「サボステ」）は、「青少年の雇用の促進等に関する法律」に基づき、国が平成 18 年（2006 年）から若年無業者に対する就労支援・ハローワーク等他の若者支援機関との連携等により、若年無業者の職業的自立を支援するために厚生事業を実施している（実施主体は都道府県労働局）。県内では、沖縄労働局が特定非営利活動法人等の民間団体に業務を委託し、令和 7 年 3 月末時点においては、県内に 4 カ所（名護市、沖縄市、浦添市、石垣市）に設置している。
適応指導教室（てきおうしどうきょうしつ）	不登校児童生徒の社会的自立に向けた指導・援助を行う公的な施設のこと。
特定妊婦（とくていにんぷ）	出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいう。
特別支援教育（とくべつしえんきょういく）	障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育のこと。
沖縄県特別支援教育推進計画（おきなわけんとくべつしえんきょういくすいしんけいかく）	文部科学省が示す特別支援教育の基本的な考え方を踏まえ、本県の現状と課題を把握し、具体的な施策推進のために策定した計画のこと。
特別支援教育コーディネーター（とくべつしえんきょういくこーでいねーたー）	学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役といった役割を担う者のこと。
共育で（ともそだて）	夫婦（パートナー同士）が協力して、家事や育児に主体的に参画すること。
な	
日本語指導支援員（にほんごしどうしえんいん）	日本語指導が必要な児童生徒に対し、入り込み支援、放課後支援、オンライン授業の補助などを行う支援員のこと。その他に、定期考査や授業のプリント等のルビ振り、資料の多言語化、別室試験対応等を行う。
ネットリテラシー	インターネット上の情報をより賢く効果的に扱い、他者と安全にコミュニケーションをとるための能力のこと。
は	
ハイリスク妊婦（はいりすくにんぷ）	妊娠中に高血圧や糖尿病などの合併症を発症した妊婦（身体的ハイリスク）や、育児サポートが乏しいことや経済困難など、心理・社会的な要因で産後に子育て困難となる可能性のある妊婦（社会的ハイリスク）のこと。
発達障害（はったつしょうがい）	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。
発達障害者支援センター（はったつしょうがいしやしえんせんたー）	発達障害者支援法第 14 条に基づき、各都道府県・指定都市に設置された発達障害者支援の専門機関のこと。発達障害児者及びその家族からの相談に応じるほか、関係機関への研修会の開催による人材育成、発達障害についての普及啓発や情報提供を行う。
ひきこもり	様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には 6 か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状況（他者と交わらない形での外出をしている場合も含む。）を指す現象概念のこと。 ※国は現在ひきこもり支援ハンドブック作成中であり、定義の見直しの可能性がある（令和 6 年度中に策定予定）。
ひきこもり地域支援センター（ひきこもりちいきしえんせんたー）	ひきこもり地域支援センター等設置運営事業に基づく、ひきこもりに特化した専門的な相談窓口のこと。全都道府県・指定都市に加え、令和 4 年度からは、より住民に身近なところで相談ができ、支援が受けられる環境づくりを目指して、設置主体を市町村に拡充している。県では平成 28 年に「沖縄県ひきこもり専門支援センター」を開所している。
ひとり親家庭等（ひとりおやかていとう）	「母子家庭」（配偶者のない女子で現に児童を扶養している者）、 「父子家庭」（配偶者のない男子で現に児童を扶養している者）、 「寡婦」（配偶者のいない女子であって、かつて母子家庭の母であった者）のこと。

非認知能力（ひにんちのうりょく）	意欲、協調性、粘り強さ、忍耐力、計画性、自制心、創造性、コミュニケーション能力といった、知能検査や学力テストなどのように具体的な数値としては表すことができないものの、生きる力の土台となる大切な能力のこと。
ファミリー・サポート・センター	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者が児童の預かり等の援助を受けることを希望する依頼会員と、当該援助を行うことを希望する協力会員との相互援助活動に関する連絡、調整を行う仕組みのこと（設置・運営は市町村が行う。）。 なお、依頼をすることで依頼会員から協力会員への報酬が発生する。
ファミリーホーム	小規模住居型児童養育事業のこと。家庭養護の一環であり、社会的養護を要する児童を、相当の経験を有する者の住居において養育を行うこと（定員は5人又は6人。第二種社会福祉事業であるため、県への届出が必要）。
不登校（ふとうこう）	何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもののこと。
不妊・不育、沖縄県不妊・不育専門相談センター（ふにん・ふいく、おきなわけんふにん・ふいくせんもんそうだんせんたー）	「不妊・不育」とは、妊娠を望む健康な男女が、避妊をしないで性交していたにもかかわらず、一定期間妊娠しないことを不妊症といい、2回以上の流産・死産の既往があることを不育症という。 「沖縄県不妊・不育専門相談センター」とは、不妊及び不育に悩む夫婦等を対象に専門的な相談を行うセンターのこと。
プレコンセプションケア	男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促すこと。
保育者育成指標（ほいくしゃいくせいしひょう）	幼稚園教諭や保育教諭等に求められる基礎的・基本的な資質能力を確保するために、任命権者である市町村がそれぞれ作成するもの。
放課後子ども教室（ほうかごこどもきょうしつ）	すべての児童・生徒が充実した放課後を過ごすため、地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）が中心となって企画し、地域住民の協力を得て、学習支援、多様な体験、スポーツ活動などのプログラム等を提供する取組のこと。
放課後児童支援員（ほうかごじどうしえんいん）	平成27年（2015年）の「子ども・子育て新制度」により、新たに創設された資格で、放課後児童クラブでの遊びと生活を支援し、健全育成を行うための専門資格を持つ者のこと。保育士や幼稚園教諭等の資格を有する者等であって、都道府県等が行う研修を修了した者が取得することができる。
保健主事（ほけんしゅじ）	各学校の教職員が担っており、学校保健と学校全体の活動に関する調整や学校保健計画の作成を行っている。学校保健に関する組織活動の推進など学校保健に関する事項の管理に当たる職員のこと。
保護観察（ほごかんさつ）	犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中でその健全な一員として更生するように、保護観察官及び保護司が指導監督及び補導援助を行うこと。
保護観察所（ほごかんさつしよ）	法務省設置法及び更生保護法に基づいて設置される法務省の地方支分部局で、犯罪や非行により家庭裁判所から保護観察の処分を受けた少年、刑務所や少年院から仮釈放・仮退院になった者、保護観察付の刑執行猶予となった者に対して保護観察を行う機関のこと。さらに、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）に基づき、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行い、不起訴や無罪になった者に対する精神保健観察も行う。
保護司（ほごし）	保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（実質的に民間のボランティア）のこと。保護司は無給だが、活動内容に応じて実費弁償金が支給される。任期は2年（再任を妨げない）で、主に、保護観察、生活環境調整、犯罪予防活動等の活動を行う。
母語支援員（ぼごしえんいん）	日本語指導が必要な児童生徒が保護者面談の際に、該当校に派遣し、日本語による意思疎通が困難な保護者への対応を行う支援員のこと。
母子・父子自立支援員（ぼし・ふしじりつしえんいん）	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の各種相談に応じ、その自立に必要な情報提供や指導を行う者のこと。県福祉事務所、一部の市に配置されている。
母子家庭等就業・自立支援センター事業（ぼしかていとうしゅうぎょう・じりつしえんせんたーじぎょう）	ひとり親家庭等の親の就業支援、自立支援を図るため、各種講習会の実施や就業相談等を行う事業のこと。

母子生活支援施設（ぼしせいかつしえんしせつ）	様々な課題を抱えて支援が必要な母子家庭の母及びその児童を入所させ、生活支援、相談その他の自立に向けた支援を行う施設のこと。
母子父子寡婦福祉資金貸付事業（ぼしふしかふふくしきんかしつけじぎょう）	母子家庭、父子家庭及び寡婦に対して、経済的な自立の助成を目的に修学資金等12種類の資金を無利子又は低利で貸付を行う事業のこと。
保幼小合同研修会（ほようこしょうごうどうけんしゅうかい）	自治体主催の保育士・教職員等による保幼小の円滑な接続に関する合同研修会のこと。
保幼小連絡協議会（ほようこしょうれんらくきょうぎかい）	小学校区における幼児教育施設の代表者等と小学校校長・教諭等の協議会。幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進に関することを協議する場のこと。
ま	
学びの多様化学校（不登校特例校） （まなびのたようかがっこう（ふとうこうとくれいこう））	不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校のこと。
民生委員・児童委員（みんせいいいん・じどういいん）	民生委員法に基づき厚生労働大臣の委嘱を受け、地域において住民の立場に立った援助活動を行っている者のこと。なお、民生委員は児童福祉法に基づく児童委員を兼務しており、児童及び妊産婦の福祉を向上するための活動も行っている。
や	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、こども自身がやりたいことができないなど、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負っているこどもや若者のこと。
養育費専門相談員（よういくひせんもんそうだんいん）	沖縄県ひとり親家庭等就業・自立支援センターで実施している「養育費等支援事業」で配置している相談員のこと。主な業務は、相談受付のほか、非同居親と養育費の取り決め状況や公正証書の所有状況などの本人のおかれている現状の把握、養育費算定の目安から相談者が調停中の場合は必要に応じて弁護士による支援につなぐなど、多岐に渡っている。
幼児教育アドバイザー（ようじきょういくあだばいざー）	幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、県内の幼児教育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う者のこと。
要保護児童生徒、準要保護児童生徒 （ようほごじどうせいと、じゅんようほごじどうせいと）	「要保護児童生徒」とは、保護者が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に該当する児童生徒のこと。 「準要保護児童生徒」とは、保護者が準要保護者（市町村教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認めた者）に該当する児童生徒のこと。
要保護児童対策地域協議会（ようほごじどうたいさくちいききょうぎかい）	被虐待児童を始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関がこども等に関する情報を共有し、適切な連携の下で対応していくことを目的に、地方公共団体に設置される組織のこと。福祉、保健、教育、医療、保育、警察等の関係機関で構成される。
要約筆記者（ようやくひっきしゃ）	中途失聴者を中心に、難聴者等の多様なニーズに対応する要約筆記（話し手が話す内容を要約し、ノートやパソコン等で文字として伝える。）を行うのに必要な知識及び技術を習得している者のこと。
ら	
リカレント、リカレントプログラム	職業上の新たな知識・技術の習得等のため、生涯にわたり教育と諸活動（労働など）を交互に行うといった概念のこと、また、そのためのプログラムのこと。
レスパイトケア、レスパイト支援（れすぱいとけあ、れすぱいとしえん）	在宅で障害児、医療的ケア児などを介護（育児）している家族に、支援者が介護（育児）を一時的に代替してリフレッシュしてもらうこと。また、そのようなサービスのこと。
A-Z	
STEAM教育（すていーむきょういく）	科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）、芸術・リベラルアーツ（Arts）、数学（Mathematics）の横断的な学習を通して、創造的思考や課題解決力を育成する教育のこと。